

誰もが、誰かの、
たからもの。

将来にわたり持続可能な農林水産業・農山漁村の実現



島根県農林水産基本計画

[第2期]

令和7年度(2025)－令和11年度(2029)



誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



島根県
農林水産基本計画
[第 2 期]

第2期島根県農林水産基本計画の策定に当たって

農林水産部を代表して一言ご挨拶申し上げます。

令和2年度から「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくる「島根創生計画」がスタートし、農林水産施策についても、「農林水産基本計画」（第1期）として、新たな方針・体系を打ち立てました。

第1期農林水産基本計画では、それまでの現状維持型の目標設定ではなく、若い世代からも選ばれる農林水産業・農山漁村のあるべき姿（将来ビジョン）を目標に掲げ、その実現に向けて県が責任をもって推進する事柄を明確にしました。

第1期計画を始めて5年が経過し、生産者や関係団体の理解も広がり、課題はあるものの、目指す方向に向かって取組は着実に進んでいます。

第2期計画においても、引き続き、生産性・収益性の向上と担い手の確保に向けて施策を推進していくとともに、人手不足や気候変動、資材高騰など新しい課題に対応した取組を強化します。

また、第1期計画の成果や反省を踏まえ、県が主導する取組と地域や生産者の主体性が両立しているか、司令塔となる県庁と現場の最前線に立つ地方機関との間で現状や課題の認識にズレがないかなど、基本にも立ち返りながら、計画の推進に取り組んでまいります。

島根県では全国を上回る速さで人口減少・高齢化が進んでいます。その影響は、農林水産業が営まれている中山間地域や離島で顕著になっていますが、島根県の農林水産業と農山漁村を次世代に引き継げるよう、今後も、担い手・地域の方々と真摯に向き合い、前向きな議論を重ねてまいります。

関係する皆様のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

令和7年3月

島根県農林水産部長 野村 良太

目 次

序 章 基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の役割（特徴）	1
3	基本理念	1
4	計画の期間	1

第1章 農業

1	島根県の農業の特徴	3
2	第1期基本計画の評価	13
3	将来ビジョン・基本目標	23
4	施策推進の全体像	25
5	重点推進事項	
(1)	ひとづくり	
①	新規自営就農者の確保・育成	29
②	中核的な担い手の確保・育成	31
③	集落営農組織の経営改善	33
(2)	ものづくり	
④	水田園芸の拡大	35
⑤	有機農業の拡大	37
⑥	肉用牛生産の拡大	39
⑦	地域主導による産地の拡大	41
⑧	生産性の高い米づくりの確立	43
(3)	農村・地域づくり	
⑨	地域農業の維持・発展	45
⑩	鳥獣被害対策の推進	49
6	重点推進事項を進めるための取組	
(1)	基盤整備の推進	51
(2)	美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善	55
(3)	耕畜連携の推進	57
(4)	販売を起点にした生産の推進	59

第2章 林業

1	島根県の林業の特徴	61
2	第1期基本計画の評価	71
3	将来ビジョン・基本目標	75
4	施策推進の全体像	75
5	重点推進事項	
(1)	森林経営の収益力向上	
①	原木生産の生産性向上	79
②	森林整備の省力化	81
③	製材用原木の需要拡大と安定供給	83
④	高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大	85

(2) 林業就業者の確保・育成	
⑤ 新規林業就業者の確保	87
⑥ 林業就業者の定着強化	89
6 重点推進事項を進めるための取組	
(1) 循環型林業の土台となる森林の保全	91
(2) カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用	93
(3) 公有林等を活用した原木の安定供給	95

第3章 水産業

1 島根県の水産業の特徴	97
2 第1期基本計画の評価	105
3 将来ビジョン・基本目標	109
4 施策推進の全体像	110
5 重点推進事項	
(1) 持続可能な沿岸自営漁業の確立	
① 沿岸自営漁業の新規就業者確保	113
② 沿岸自営漁業者の所得向上	115
(2) 漁村、地域の維持・発展	
③ 企業的漁業の維持・発展	117
④ 内水面漁業の再生・維持	119
6 重点推進事項を進めるための取組	
(1) 良好な漁場環境の整備	121
(2) 資源管理	123
(3) 漁港の機能統合・再編	125

第4章 参考資料

1 しまね食と農の基本条例	127
2 第2期島根創生計画（抜粋）	131

1 計画の趣旨

「第2期島根創生計画」において、島根の目指す将来像として位置づけている「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくり、次の世代へ引き継いでいくためには、島根の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場、そして中山間地域の維持・発展に特に重要な産業となっています。

また、農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成など、多面的な機能の発揮を通じて、県民のいのちと暮らしを支えています。

近年の物価高騰や労働力不足、気候変動などの厳しい状況の中でも、将来にわたり持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村を実現できるように、本計画を策定します。

2 計画の役割（特徴）

県の最上位計画となる「第2期島根創生計画」では、基本目標とする「活力ある産業をつくる」「地域を守り、のばす」の中で、農林水産業の政策・施策の方向性を定めています。

本計画は「第2期島根創生計画」の実行計画であり、明確な目標を定め、それに向かってどのように取り組んでいくのかについて、これまでの取組を評価した上で、重点的な取組事項を定めています。

この計画の主な特徴は、次のとおりです。

- ・将来ビジョン及び計画期間の目標（5年後の目指す姿）を明確化
- ・全ての重点推進事項に数値目標を設定し、達成のためにやるべきことを明記
- ・目標達成に向けて、重点推進事項を進めるための取組^(※1)についても今後の取組方針を整理
- ・「しまね食と農の県民条例」（第15条）に基づく基本計画

3 基本理念

「将来にわたり持続可能な農林水産業・農山漁村の実現」

4 計画の期間

島根の農林水産業・農山漁村の将来ビジョンを実現するための期間として、令和7年度から令和11年度までの5カ年（2025年度～2029年度）を計画期間としています。

(※1) 重点推進事項に関連する取組や下支えする取組のうち特に重要な取組



＜農村の風景＞



＜森林の風景＞



＜漁村の風景＞

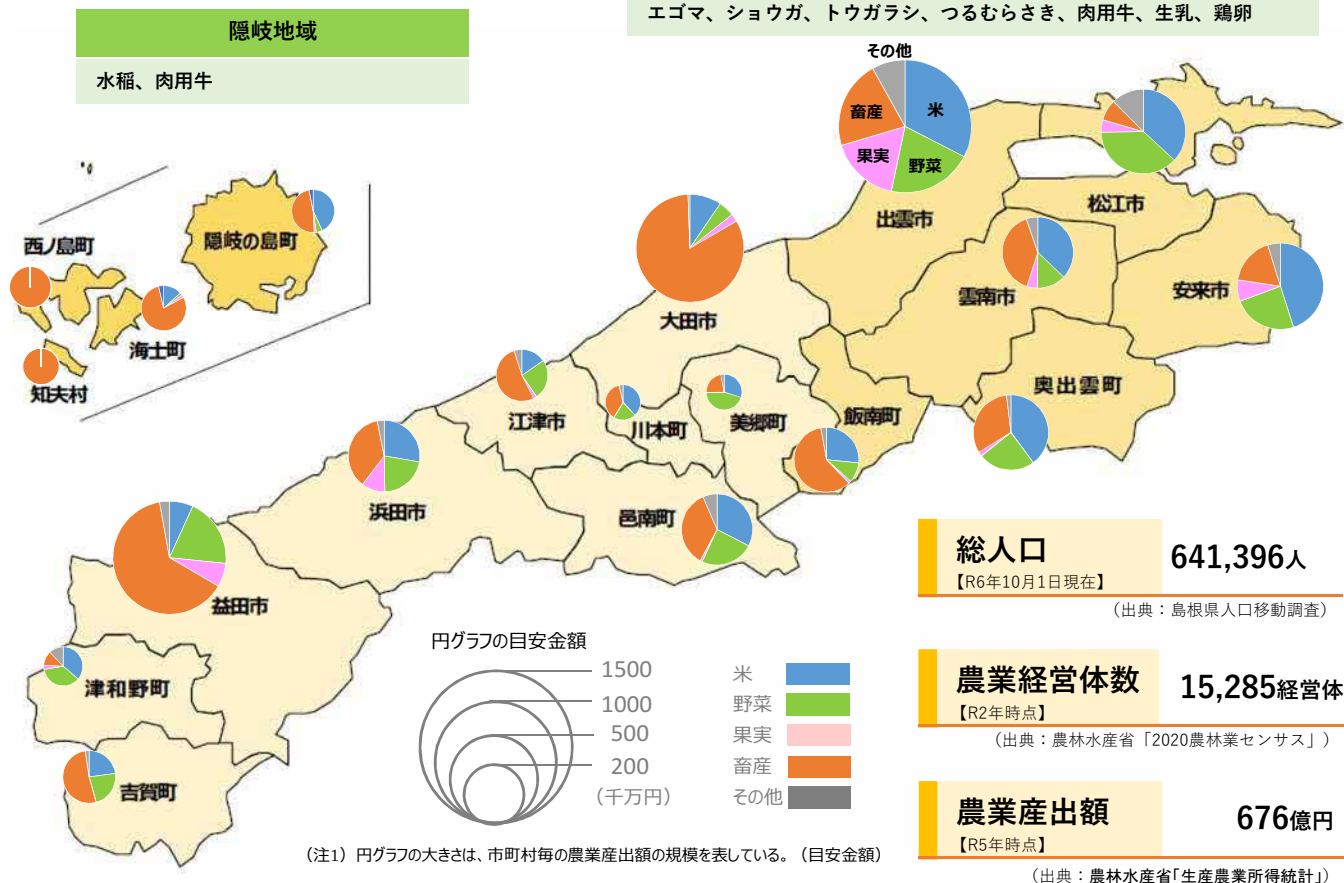
1 島根県の農業の特徴

農業の概要

- 島根県は日本海に面した東西に230kmと細長い県であり、沿岸部と内陸部では気象条件が異なりますが、各地域の気象状況や土地に適した様々な農産品目を生産しています。
- 主な生産品は、水稲を中心に、ハウスによる加温栽培面積が日本一のデラウエア、西条柿をはじめ、トマト、キャベツなど多くの品目が栽培され、県内はもとより県外市場に出荷されています。



■市町村別の農業産出額（R4 推計値）



西部地域

水稲、大豆、ぶどう、かき、ユズ、栗、イチゴ、トマト、ねぎ、キャベツ、メロン、山菜、エゴマ、ゴボウ、肉用牛、生乳、豚、鶏卵



農業の主な特徴(強み)

食の安全・安心に関する取組が全国トップクラスです！

「おい美味しまね認証」経営体数は全国 5 位

- 島根県では、平成21年に県版 G A P 認証制度である「美味しまね認証」(※1)を創設し、全国的にもいち早く推進を図り、農産物における都道府県の G A P 認証経営体数は全国第 5 位 (R 6.3 月末現在) となっています。

また、美味しまね認証に、より高い水準の「美味しまねゴールド」を創設し、全国第 1 号として、国際水準 G A P に準拠していることが認められました。



「美味しまねゴールド」
しまねっこコラボマーク

「有機農業」の耕地面積に対する割合は全国 3 位

- 有機農業については、全国に先駆けて、県立農林大学校に専攻課程を設置するなど先進的な取組を進めてきており、有機農業（有機 J A S 認証ほ場）の耕地面積に対する割合は全国 3 位 (R 5.3 月末現在) です。



有機JASマーク

しまねが一番！

「しまね和牛」肉質日本一

- 「しまね和牛」は、令和 4 年に全国の銘柄牛が肉質を競う 2 大会(※2)で全国 1 位に輝きました。同じ年に、同一ブランド牛が 2 冠を達成するのは全国で初めてのことです。
- しまね和牛の一番の特徴は、口の中で、やわらかさと旨みが際立ち、きめ細やかな霜降り肉の風味豊かな味わいと旨みがあることです。



ばたんの生産量が日本一

- 松江市八束町のばたん生産量（苗木）は年間約30万本（R 5）で日本一です。ヨーロッパやアメリカなどにも輸出されています。
- シーズン（4～5月）になると、色とりどりの大輪の花があふれ、島根県の春の風物詩となっています。



西条柿の作付け面積が日本一

- 色つや、香り、甘味と三拍子そろった島根の西条柿は、その作付面積が年間約132.3ha（R 3）で日本一を誇っています。
- この柿のブランド名「こづち」は、大黒様の打ち出の小槌から名付けられたものです。



(※1) 産品が県の定めた生産工程管理基準（食品安全、環境保全、労働安全等）に基づき生産されていることを認証する認証制度

(※2) 全国和牛能力共進会で総合力を競う6区で肉質評価 1 位、全国肉用牛枝肉共励会で最高位にあたる名誉賞（総合 1 位）を受賞

農業の主な特徴(課題)

島根県は面積の約 9 割が中山間地域です

農地においても約 8 割が中山間地域

- 農地の約 8 割が中山間地域に位置し、人々が暮らし、地域を守り、農林水産業を営むことで食料の生産をはじめとして、私たちの生活に欠かせない地域です。
- 一方で、農地の集約による生産の大幅な効率化には適していません。



■中山間地域の割合（R2）

	総土地面積に 占める割合	中山間地域に位置する 経営耕地の割合	中山間地域に位置する 農家数の割合
島根県	93%	75%	80%
全国	約7割	37%	45%

（出典：「2020農林業センサス」（旧市町村別の土地面積と農業地域類型区分により島根県の数値を算出、全国は農林水産省農業地域別報告書））

農業の主体は米づくり

農地に占める水田の割合が約 8 割

- 島根県は全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率:島根81% 全国54%）、気象や土壌等の条件が適していることから、長年米づくりを農業の主体としてきました。
- 一方、人口減少等に伴う米の消費減少や需給バランスに伴う価格低迷の影響や物価高騰の影響により収益性の低迷が続いています。

■農地に占める水田と畑の割合（R6）



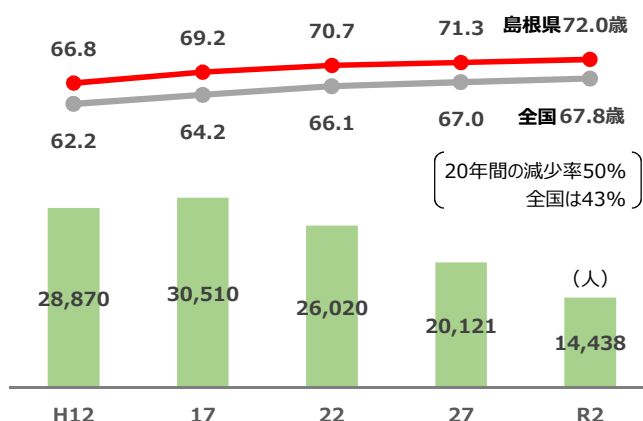
（出典：農林水産省「令和6年耕地面積」）

農業従事者減、高齢化が進行

基幹的農業従事者は20年間で50%減、平均年齢72.0歳

- 基幹的農業従事者^(※1)は平成12年の28,870人から令和2年は14,438人と、20年間で50%減少しました。
- また、平均年齢は72.0歳と、全国で3番目に高齢となっています。
- こうした中、全員参加型の集落営農の組織化や農業の付帯作業である、水管理や草刈りなど、担い手の高齢化により維持・管理が難しくなっており、一層の省力化等が必要です。

■基幹的農業従事者と平均年齢の推移



（出典：農林水産省「農林業センサス」）

（※1）15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

農業の主なデータ

耕地面積

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
耕地面積	35,600 ha	4,272,000 ha	36
田	28,800 ha	2,319,000 ha	31
畑	6,840 ha	1,952,000 ha	35
普通畑	5,030 ha	1,118,000 ha	30
樹園地	1,280 ha	248,600 ha	40
牧草地	526 ha	585,900 ha	23
参考) 総土地面積	670,781 ha	37,797,539 ha	19

(出典：農林水産省「令和6年耕地面積」
国土交通省「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」)

荒廃農地面積

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
荒廃農地面積	6,193 ha	256,676 ha	18

(出典：農林水産省「令和5年度の荒廃農地面積」)

担い手への農地の集積状況

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
担い手への集積面積	13,549 ha	2,593,345 ha	35
集積率	37.8 %	60.4 %	28

(出典：農林水産省「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和5年度版）」)

農業産出額

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
農業産出額	676 億円	95,579 億円	40
米	174 億円	15,279 億円	30
麦類	x (※1)	697 億円	-
雑穀	1 億円	80 億円	17
豆類	2 億円	589 億円	26
いも類	6 億円	2,183 億円	31
野菜	130 億円	23,243 億円	40
果実	45 億円	9,590 億円	39
花き	15 億円	3,522 億円	42
工芸農作物	1 億円	1,467 億円	33
其他作物	x	696 億円	-
畜産	293 億円	37,721 億円	32
肉用牛	93 億円	7,787 億円	23
乳用牛	102 億円	9,038 億円	14
生乳	96 億円	8,318 億円	14
豚	30 億円	7,259 億円	33
鶏	64 億円	12,596 億円	34
鶏卵	50 億円	7,569 億円	33
ブロイラー	13 億円	4,471 億円	34
其他畜産物	4 億円	1,041 億円	14
加工農産物	2 億円	513 億円	22

(出典：農林水産省「令和5年生産農業所得統計」)
(※1) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないもの

農業経営体数、農家数及び集落営農数

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
農業経営体数	15,285 経営体	1,075,705 経営体	32
法人経営体	505 経営体	30,707 経営体	29
総農家数	27,186 戸	1,747,079 戸	32
販売農家	14,397 戸	1,027,892 戸	32
参考) 世帯総数	269,892 世帯	55,830,154 世帯	46
集落営農数	539 集落営農	13,998 集落営農	11

(出典：農林水産省「2020農林業センサス」、「令和6年集落営農実態調査」
総務省「令和2年国勢調査」)

基幹的農業従事者数及び認定農業者数

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
基幹的農業従事者数	14,438 人	1,363,038 人	39
男	9,069 人	822,144 人	40
女	5,369 人	540,894 人	38
65歳以上	12,202 人	948,621 人	36
基幹的農業従事者数に対する65歳以上割合	84.5 %	69.6 %	-
認定農業者数	1,180 経営体	219,846 経営体	42
法人数	428 法人	28,720 法人	31
参考) 総人口数	671,126 人	126,146,099 人	46

(出典：農林水産省「2020農林業センサス」、「認定農業者の認定状況（令和5年3月末現在）」
総務省「令和2年国勢調査」)

農産物の生産状況 ※全国10位以内の主な産品

区 分	年次	島 根 県	全 国	全国順位
ぼたん（苗木）	出荷量 R5	358 千本	467 千本	1
西条柿	栽培面積 R3	132 ha	285 ha	1
デラウエア	出荷量 R3	970 t	3,738 t	2
うるい	収穫量 R4	4 t	152 t	4
薬用人参	生産量 R4	1 t	9 t	4
アジサイ	出荷量 R3	141 千鉢	2,119 千鉢	4
わさび	生産量 R5	33 t	1,384 t	5
えごま	収穫量 R4	10,385 t	122,648 t	5
ブルーベリー	収穫量 R3	1 t	1,717 t	8

(出典：農林水産省「作物統計」、「果樹生産出荷統計」、「花き生産出荷統計」、「特産果樹生産動態等調査」、
「地域特産野菜生産状況」、「特用林産物生産統計調査」、「産地支援課調べ」)

農業生産関連事業の年間販売（売上）金額及び事業体数

区 分	島根県	全 国	全国順位
農産加工	総額 4,719 百万円 事業体数 470 事業体	1,012,818 百万円 28,980 事業体	41 27
農産物直売所	総額 9,999 百万円 事業体数 270 事業体	1,087,897 百万円 22,380 事業体	44 33
観光農園	総額 211 百万円 経営体数 40 経営体	35,999 百万円 5,090 経営体	37 33
農家民宿	総額 21 百万円 経営体数 10 経営体	4,565 百万円 1,170 経営体	34 27
農家レストラン	総額 313 百万円 事業体数 20 事業体	35,236 百万円 1,330 事業体	37 18

(出典：農林水産省「令和4年度6次産業化総合調査結果」)

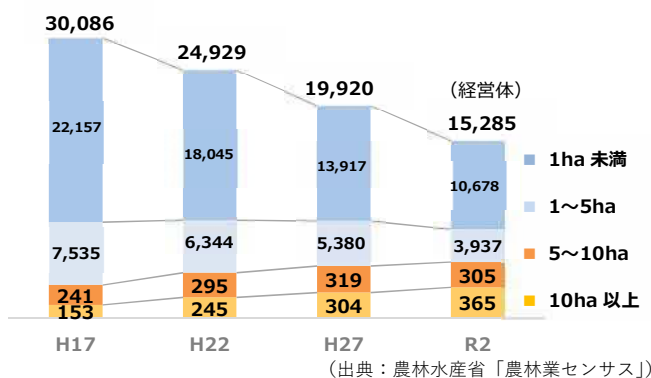
(1) 農業者の状況

① 農業者・新規就農者等

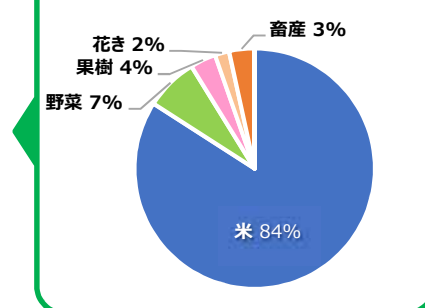
- 農業経営体は、高齢化等による離農の影響により、平成 27 年からの 5 年間で米を中心に約 5 千の農業経営体が減少しています。
- 新規就農者は、就農希望者への支援が充実した平成 25 年以降、毎年 160 人から 180 人程度で推移していますが、自営就農者は約 3 割（全国約 8 割）で多くが雇用就農者となっています。経営品目で見ると、野菜・果樹が過半を占めています。
- 農業経営体 15,285 (R2) のうち、年間の販売金額が 1,000 万円を超えているのは 652 経営体（全体の 4%）と増加傾向にありますが、全国の割合（12%）に比べて低くなっています。

1. 農業経営体

■ 農業経営体の推移

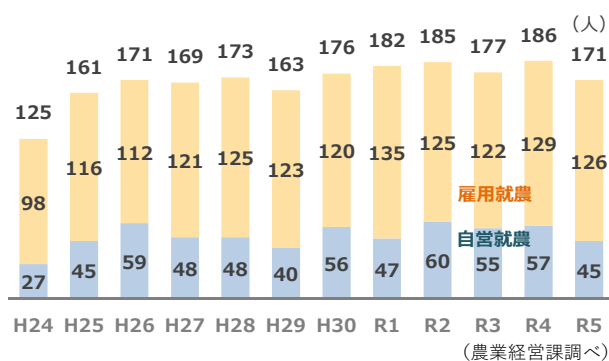


○ 経営体減少数 (R2-H27) の内訳

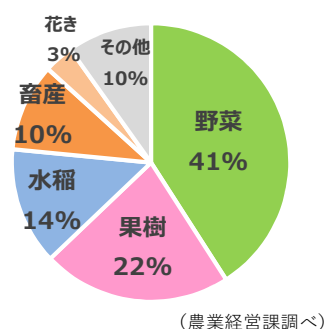


2. 新規就農者

■ 新規就農者数の推移

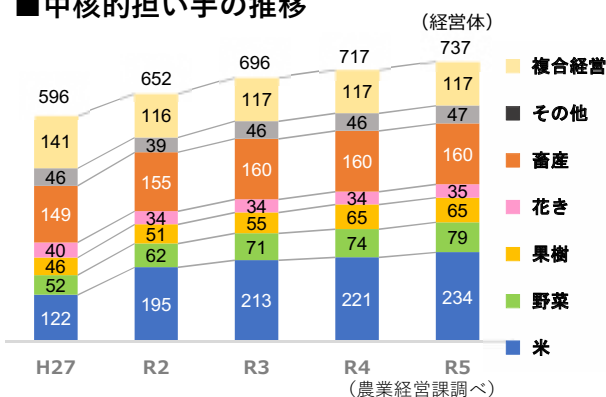


■ 自営新規就農者の経営品目別就農者率 (R1～R5)



3. 中核的担い手 (販売額 1,000 万円以上)

■ 中核的担い手の推移



■ 販売金額別農業経営体数 (R2)

販売額	全国		島根県	
	経営体数	経営体に占める割合	経営体数	経営体に占める割合
1,000万円以上	127,249	12%	652	4%
500万円以上	91,764	9%	602	4%
1,000万円未満	83,413	8%	578	4%
500万円未満	388,662	36%	5,313	35%
50万円以上	384,617	36%	8,140	53%
50万円未満				
合計 (農業経営体)	1,075,705	100%	15,285	100%

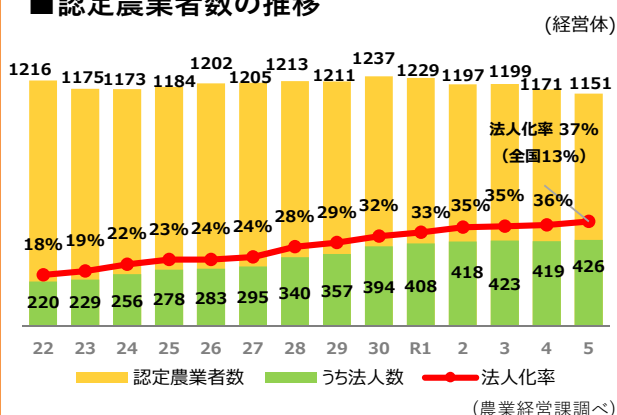
(出典：農林水産省「2020 農林業センサス」)

②認定農業者・集落営農組織・半農半X

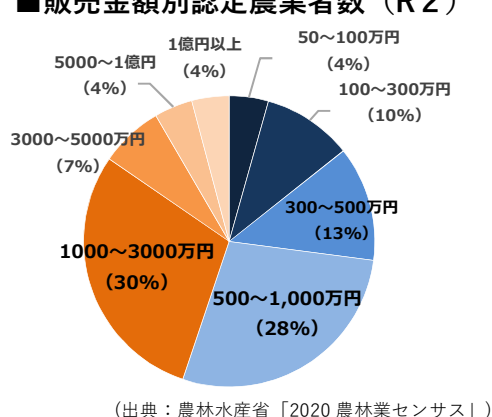
- 認定農業者^(※1)は、近年 1,200 人前後で横ばい傾向となっていますが、規模拡大や経営多角化に伴い、個別経営体の法人化が進展しており、法人化率 37% (R5) は全国 3 位となっています。
- 全国に先駆けて昭和 50 年代から集落営農を地域の農業生産活動の担い手として位置づけて推進しており、全国的に見ても組織数は多く、法人化率も高くなっています。
- また、平成 22 年度から、農業を営みながら他の仕事にも携わり生活に必要な所得を確保する「半農半X」を就農の一つのスタイルとして支援し、令和 5 年度末で延べ 79 名、その家族を含めると 154 名が県外から定住・定着しています。

4. 認定農業者

■認定農業者数の推移

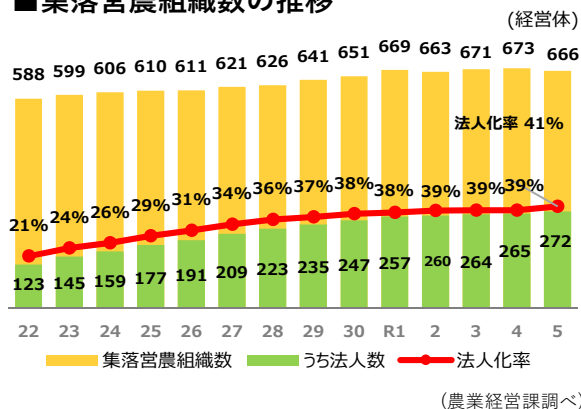


■販売金額別認定農業者数 (R2)



5. 集落営農組織

■集落営農組織数の推移



■集落営農組織数と農地集積の状況 (R5)

	集落営農数 ^(※1)		現況集積面積 ^(※2)	
	うち法人	法人化率	集積率	
島根県	539	259	48%	8,456
全国	13,998	5,748	41%	467,005
全国順位	11位	-	13位	-

(出典：農林水産省「令和 6 年集落営農実態調査」)

※1 販売・経理が一元的に行われていない機械の共同利用組織を除いた数字

※2 現況集積面積は農作業受託面積を含む

6. 半農半X

■半農半Xの具体的なX(他の仕事)の内訳 (H22~R5)

○具体的なX(他の仕事)

カテゴリー	具体的な「X」※複数回答	実践者数
農業関連雇用	農業法人、集落営農、加工所等	35名
主に冬季雇用	酒造会社(蔵人)、スキー場、除雪作業	12名
サービス業	道の駅、コンビニエンスストア等	32名
その他	自営業、内水面漁業	12名

(農業経営課調べ)

○年齢別(認定時年齢)

20代	30代	40代	50代	60代
11名	28名	23名	11名	6名

○移住元

関東	中部	近畿	中国	四国	九州	海外
19名	6名	20名	19名	3名	11名	1名

(農業経営課調べ)

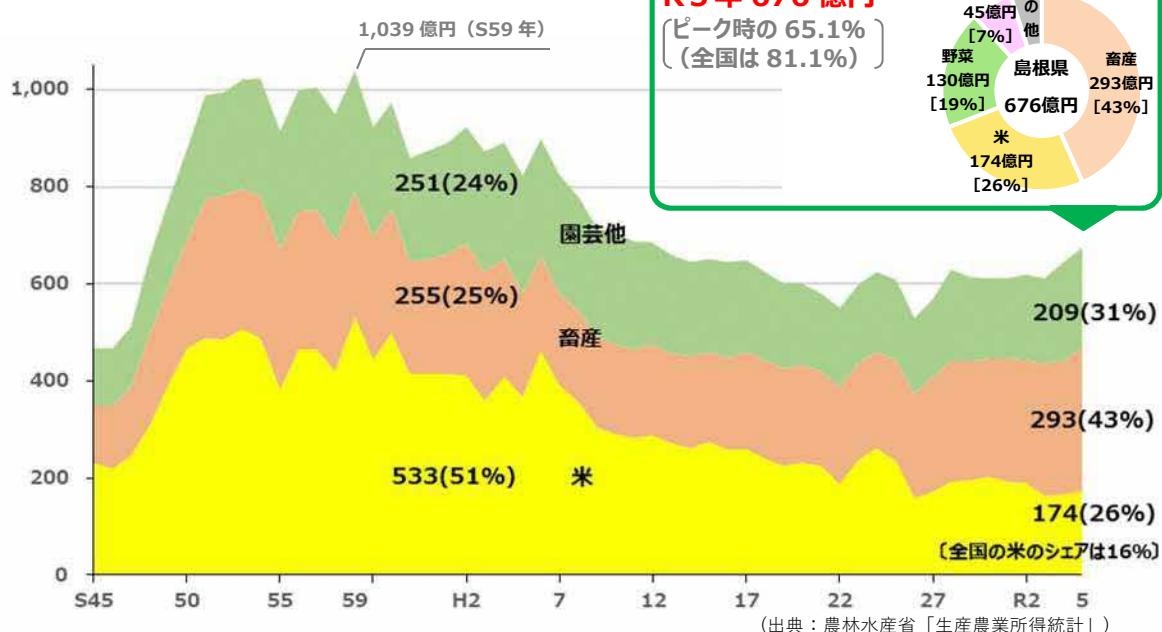
(※1) 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めた目標を目指して農業経営改善計画を作成し、認定された農業者

(2) 農業生産の状況

① 農業産出額

- 農業産出額は 1,039 億円を記録した昭和 59 年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の 6 割前後で推移しています。令和 2 年以降、園芸作物の生産面積拡大や畜産の肉用牛・子牛の頭数増加などにより、農業産出額は増加傾向です。
- 品目別では、米 (174 億円、25.7%) が最も高く、生乳 (96 億円)、肉用牛 (93 億円) など畜産品目が上位を占めます。園芸では、ぶどう (31 億円)、トマト (17 億円)、ほうれんそう (12 億円)、ねぎ (10 億円) の 4 品目のみが 10 億円を超えています。
- また、経営耕地面積は、高齢化等による離農が影響し全体的に減少傾向であるものの、経営耕地面積 5 ha 以上の経営体の割合は増加しています。

■ 農業産出額の推移

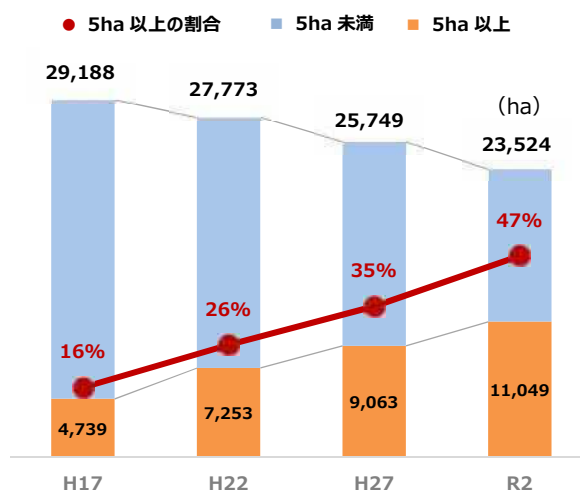


■ 農業産出額上位 10 品目 (R5)

品目	産出額 (億円)	割合 (%)
合計	676	100.0
1 米	174	25.7
2 生乳	96	14.2
3 肉用牛	93	13.8
4 鶏卵	50	7.4
5 ぶどう	31	4.6
6 豚	30	4.4
7 トマト	17	2.5
8 ブロイラー	13	1.9
9 ほうれんそう	12	1.8
10 ねぎ	10	1.5
その他	150	22.2

(出典: 農林水産省「生産農業所得統計」)

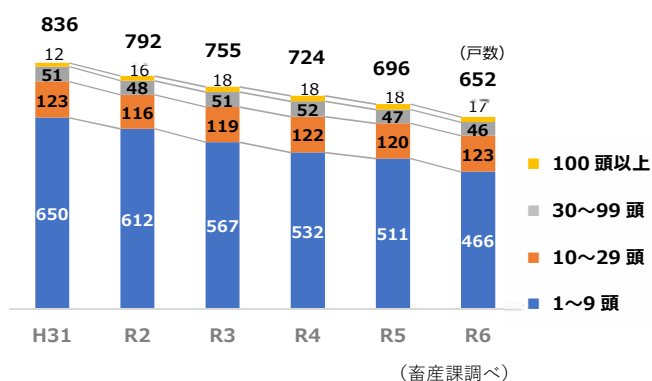
■ 経営耕地面積



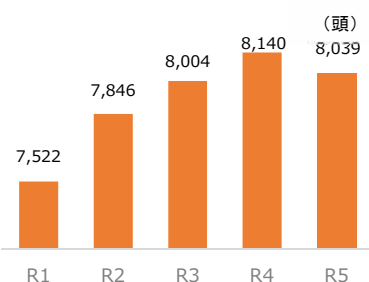
②生産の状況

- 肉用牛経営体は小規模経営体が減少する中、中規模以上の経営体の戸数が増えたことにより、肉用牛子牛の頭数は増加傾向です。
- 米は、低コスト化技術の導入は一定程度進んでいますが、生産コストの削減率は約1割となっております。これは資材費や光熱水費の高騰の影響によるものの他、近年の高温等の気候変動の影響などにより、米の収量が低いことも要因となっております。
- また、認定新規就農者^(※1)の多くは施設園芸に参入し、野菜面積が増加しています。

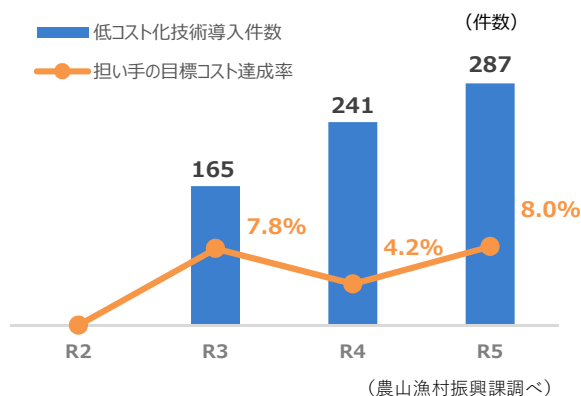
■肉用牛経営体の推移



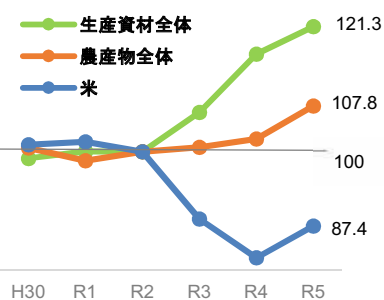
○肉用牛子牛の頭数の推移



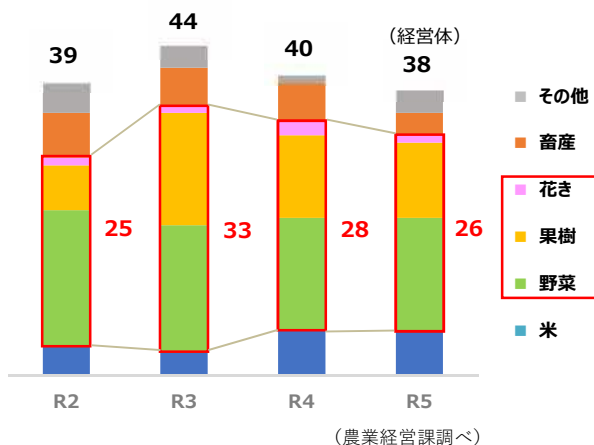
■米の生産コスト低減の取組推移



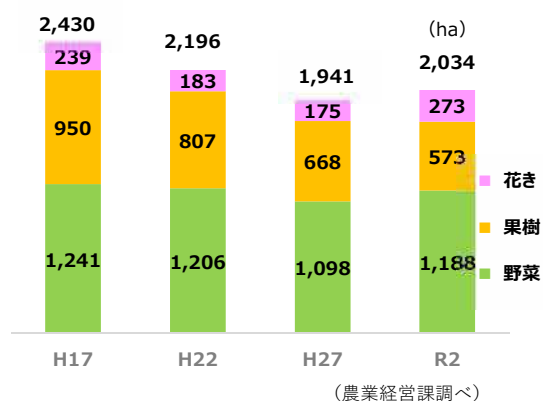
○物価指数の推移



■認定新規就農者の業種別参入数



■認定新規就農者の園芸作物生産面積



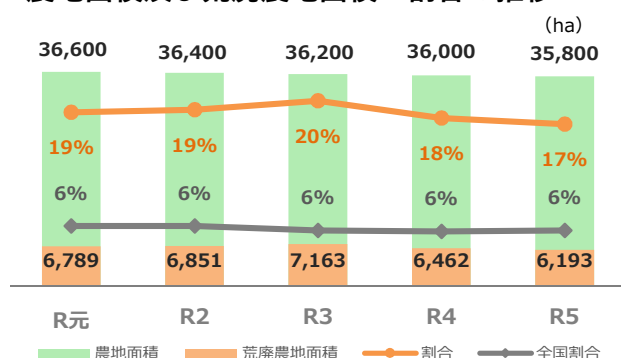
(※1) 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた農業者

(3) 農村・地域の状況

① 農地面積・農地利用

- 島根県の農地面積は約 3.6 万 ha で、そのうち約 2 割（6.2 千 ha）が荒廃農地となっており、残る約 3 万 ha のうち販売農家・法人が耕作している経営耕地面積は約 2.4 万 ha（水田 2.0 万 ha、畑 2.9 千 ha、樹園地 7 百 ha）です。
- また、耕地利用率は 77% であり全国の 91% と比較して低くなっています。
- 担い手への農地集積は、市町村ごとにばらつきがありますが、県全体では 37.8% であり、生産条件が不利で中核となる担い手が不足している地域ほど集積が遅れている傾向があります。

■ 農地面積及び荒廃農地面積・割合の推移



(出典：農林水産省「農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」)

■ 耕地利用率^(※1) (R5)

	合計	田	畑
島根県	77% (44 位)	77% (45 位)	74% (27 位)
全国	91%	93%	89%

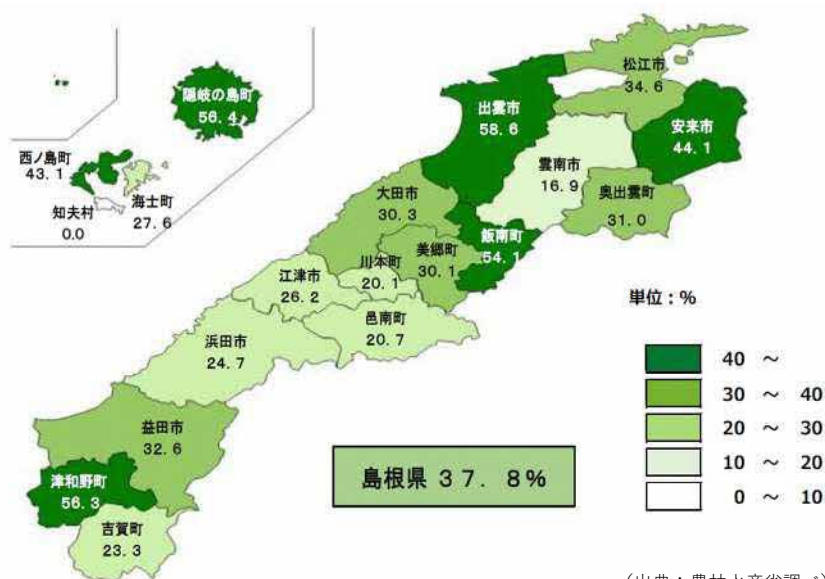
(出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

■ 担い手への農地集積

	H26.3	H31.3	R6.3	目標 (H35)
島根県	26%	33% (1.2万ha)	38% (1.4万ha)	67% (2.5万ha)
中国地方	21%	28%	32%	54%
全国	49%	56%	60%	80%

(出典：農林水産省調べ)

■ 市町村ごとの農地集積状況 (R5)



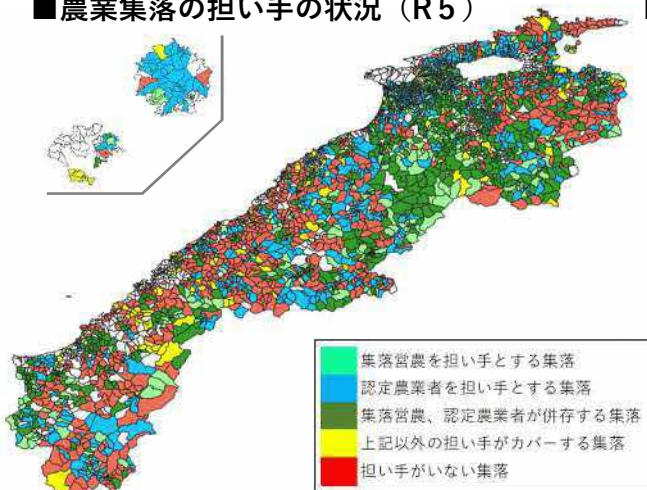
(出典：農林水産省調べ)

(※1) 作付け(栽培)延べ面積÷農地面積

②農業集落の担い手や広域連携

- 島根県の集落 4,122 のうち、農業集落（農業の担い手を必要とする集落）は約 8 割に当たる 3,216 集落で、そのうち 3 割の 966 集落が認定農業者もおらず集落営農の組織もできていない「担い手不在」集落となっています。
- 1 集落当たりの農家戸数は少なく、単独での課題解決は難しいため、集落営農組織が近隣組織や多様な担い手等と連携することにより地域農業・農村を持続的に発展させる仕組みづくりとして、「広域連携」を進めており、現在 25 組織で取り組まれています。
- また、島根県の農林作物の鳥獣被害額は、25 年前（平成 10 年）は約 3 億円でしたが、直近の 5 年間で概ね 7 千万円程度で推移しています。

■農業集落の担い手の状況（R5）

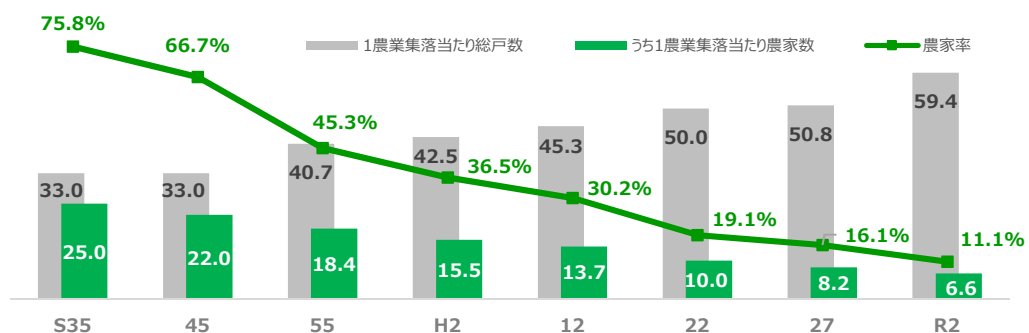


■担い手のカバー状況（R5）

	集落数	割合 (%)	
農業集落	3,216	100	
認定農業者	997	31	78
集落営農	751	23	
認定農業者・集落営農	456	14	
サポート経営体	46	1	
担い手不在	966	30	
その他集落	906	—	22
合 計	4,122	—	100

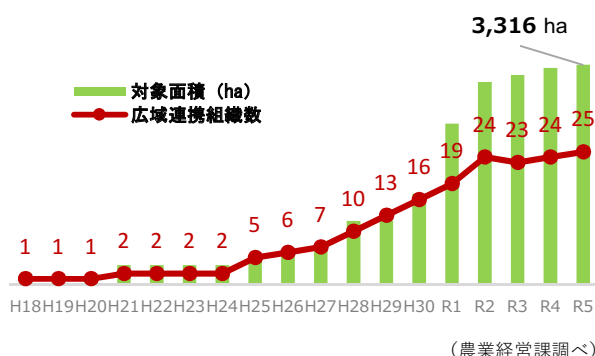
資料：農業経営課調べ ※必要の有無は市町村の判断（市街地周辺を「必要としない集落」にする傾向）

■1集落当たりの農家戸数

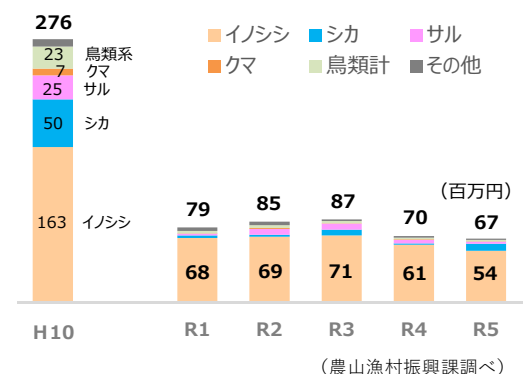


（出典：農林水産省「農林業センサス」）

■広域連携による取組状況



■島根県の農林作物被害額（獣類別）



2. 第1期基本計画の評価（農業）

総合評価

（1）将来ビジョン・基本目標1

県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで引き上げるため、農業産出額100億円増加させることを将来ビジョン・目標として設定しました。

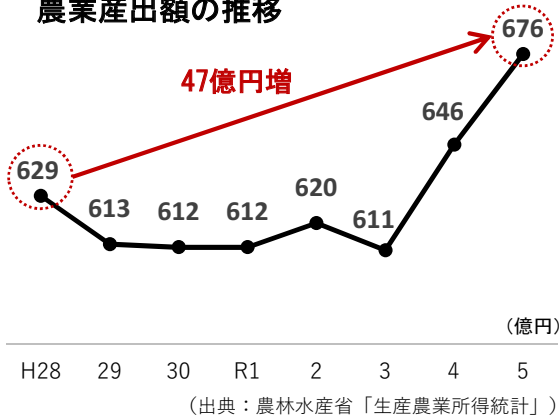
①将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額100億円増を目指す（基準：629億円（平成28年））

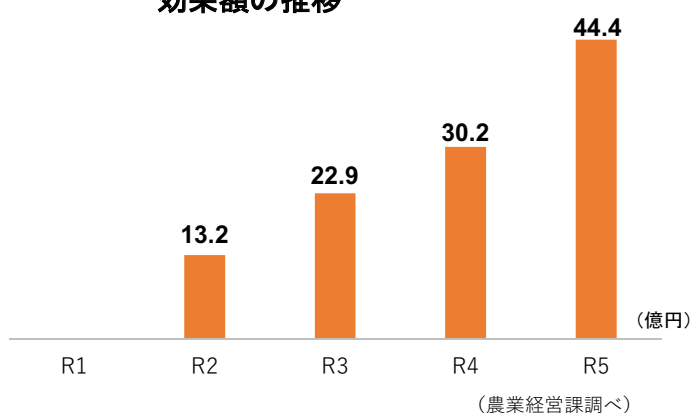
②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

重点推進事項において、効果額を100億円生み出す

農業産出額の推移



効果額の推移



〈機械化による作業の効率化〉



〈肉用牛の生産〉



〈生産性・収益性の高い品目導入〉

持続可能な農業・農村の実現に向けて、第1期計画では、水田園芸における生産性の向上や、有機農業など付加価値の高い農業生産の拡大、そして意欲ある担い手の確保・育成などに取り組み、計画策定前と比べて水田園芸の作付け面積が128ha（R1）から235ha（R5）、有機JAS認証面積は155ha（R1）から285ha（R5）へ拡大し、新規就農者においては、毎年40人（R2～R5年平均）程度を確保するなど、収益性の改善に向けた取組や新たな担い手の確保が県内各地で着実に広がっています。

また、畜産では、全国トップレベルの種雄牛を造成したことにより、令和4年全国和牛能力共進会で好成績を挙げるなど、島根和牛の認知度の向上や販路拡大につながっています。

これらの取組等により、将来ビジョンの進捗状況は、農業産出額47億円増（R5）、効果額44億円増（R5）となっており、目標には達していないものの、計画策定前と比べて着実に取組の成果があがっており、持続可能な農業・農村の実現に向けた生産性・収益性の高い産業構造への転換が進みつつあります。

今後は、資材高騰や労働力不足、気候変動リスクなどの課題に対応していくため、生産・販売の共同化など、産地化によるコスト削減や効率化を更に進め、農業者の方々が安心して経営を行える環境を整えていく必要があります。

総合評価

(2) 将来ビジョン・基本目標2

農業産出額の100億円増という将来ビジョンに加え、農村における営農や暮らしを維持する観点から、次のビジョン・目標を設定しました。

①将来ビジョン

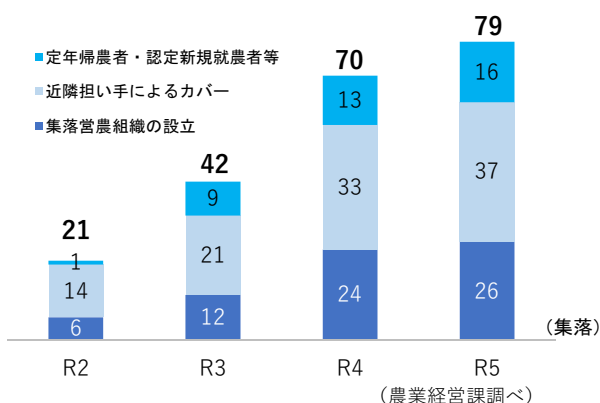
今後10年間で、担い手不在の集落の過半（550）の担い手不在状態を解消

②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

275の担い手不在集落で担い手不在状態を解消

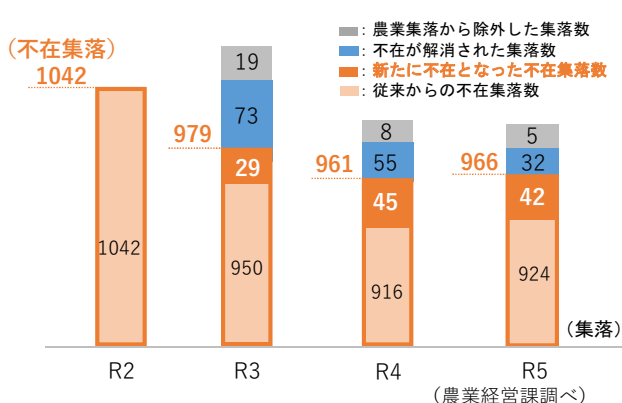
担い手不在集落解消の推移（累計）

※ 全ての集落のうち、県の取組により解消した数値



担い手不在集落数の推移（単年度）

※ 全ての集落を対象とした数値



〈中山間地のほ場整備〉



〈多様な担い手〉



〈共同活動の実施〉

農林水産基本計画の基本目標として「農業産出額100億円増」とともに「担い手不在集落の解消」を掲げ、担い手不在集落において集落営農組織の設立、近隣の担い手との連携、定年帰農者等の確保といった3つの取組を進めた結果、この3年間（R3～R5）で160集落（目標の約6割に相当）の不在を解消しました。

その一方で、高齢化に伴う担い手の規模縮小や、生産条件の悪い地域では農地の受け手となる担い手の確保が進まないことなどから、新たな担い手不在集落が116集落増加している状況です。今後一層の集落内の農家数減少に伴う人材不足や共同活動体制の弱体化により、個々の集落では課題解決に向けた取組が難しくなり、更に担い手不在集落が増加することが懸念されます。

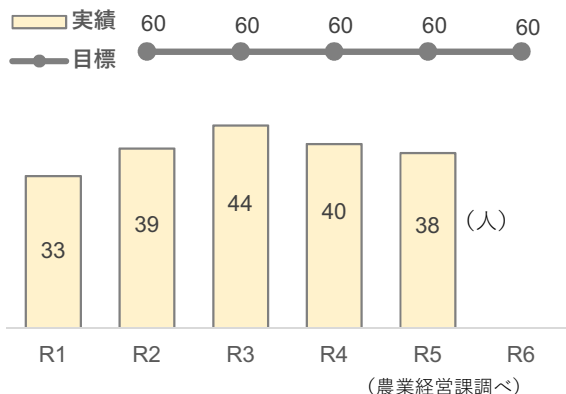
これまで担い手不在集落が解消された事例を検証すると、その多くは担い手を確保するために、単独集落ではなく、広域で課題解決に取り組んでいることが判明しました。

このため、今後は、担い手不在集落だけではなく、担い手がいる集落も含めて、より広域的なエリアで地域の農業維持に向けた取組を進めていくことが必要であり、「地域計画の策定」や「地域農業の維持・発展の仕組みづくり」と連携を図りながら、地域の話し合いの中で、担い手不在集落の解消に向けた議論も行い、担い手不在集落の解消に取り組んでいくことが必要です。

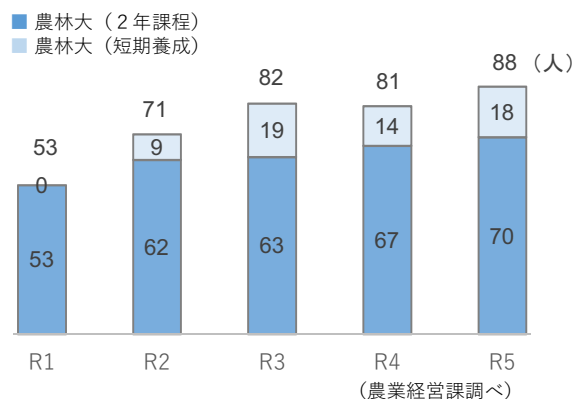
2. 第1期基本計画の評価（ひとづくり）

新規自営就農者の確保

■認定新規就農者数 【当該年度4月～3月】



■農林大学校(農業科)の学生数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

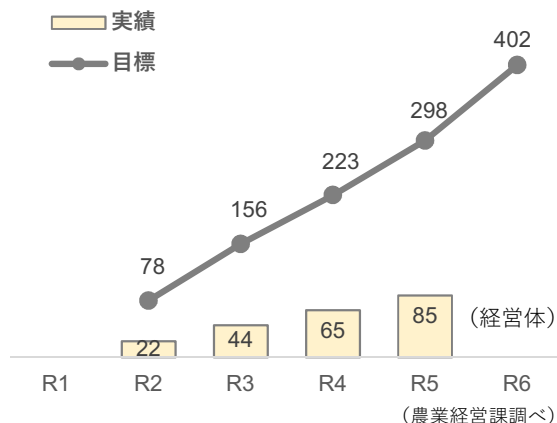
認定新規就農者を確保するために、農林大学校において自営就農者の確保・育成に向けた「短期養成コース」の新設、市町村と連携した地域研修制度（水田園芸・有機農業）の運用開始など、研修体制を整備したことで認定新規就農者は、30人(～R1平均)から40人(R2～R5年平均)に増加し、着実な就農に結びついています。また、新規就農者の育成に理解のある農業法人等との連携により農業法人から独立し自営就農を開始する者も現れてきています。

○ 課題と今後の方向性

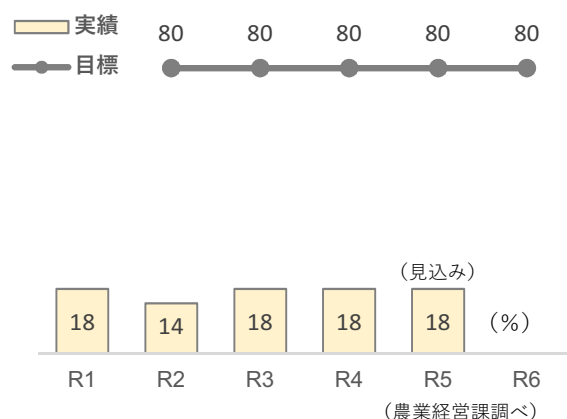
人口減少や他産業との競合により人材確保が厳しくなる中、就農希望者を待つのではなく、地域や産地が維持・発展していくために、地域が必要としている担い手を明確にし、就農者を確保していくことが必要です。また、就農後における早期の経営安定に向けて、農林大学校の体制強化や受入経営体と連携したフォローアップを充実し、育成していく必要があります。

中核的な担い手の育成

■販売額1,000万円以上の中核的経営体の育成数
※R2累計値 【当該年度4月～3月】



■認定新規就農者の販売額1,000万円の達成率
※経営開始3～5年以内 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

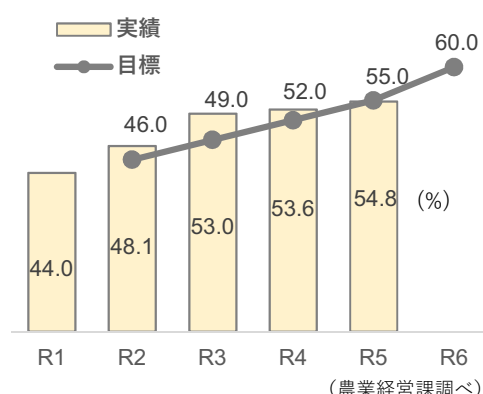
産地や地域の中で、他産業並の所得（約400万円）を確保するための目安となる販売額1,000万円以上を目指す農業者を対象に、販売額向上に向けた経営課題を整理しながら、生産性の向上や省力化などの経営改善の支援を進めた結果、県内の販売額1,000万円以上の経営体は、4年間（R2～R5）で85経営体増加し、県全体の販売額の底上げにつながりました。

○ 課題と今後の方向性

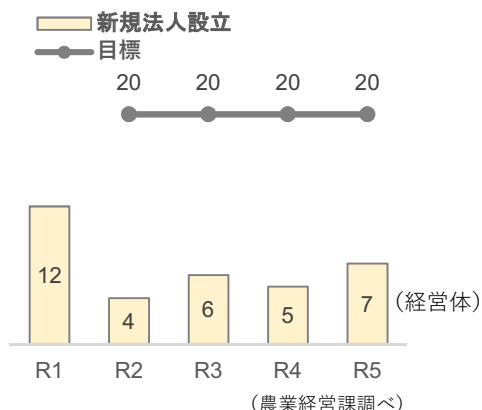
資材価格高騰によるコスト上昇や、規模拡大に必要な労力の不足といった課題が顕在化しており、その対策を含めて経営の課題解決を支援し、産地や地域農業の中核となる担い手が収益性を高めることができるよう、経営発展に向けた支援体制を強化していくことが必要です。

集落営農組織の経営改善

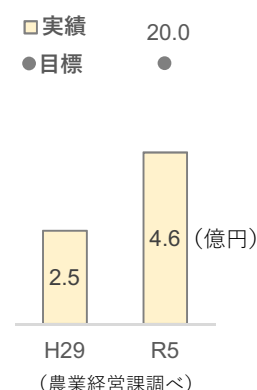
■経営多角化に取り組む集落営農法人の割合
※経営多角化(園芸、畜産)【当該年度4月～3月】



■集落営農法人の設立数
【当該年度4月～3月】



■集落営農法人の経営多角化による収益【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

集落営農組織の経営を強化するため、経営多角化により収益性の向上に取り組んできた結果、園芸等に取り組む集落営農法人の割合はR1年度の44%(113法人)から、R5年度には54.8%(149法人)と増加し、集落営農組織の経営改善につながる取組が進みつつあります。

また、こうした収益確保の取組を進める基礎となる集落営農の法人化については、R5年度までの4年間で新たに22法人が設立されました。

○ 課題と今後の方向性

集落内の農業者の高齢化や減少、米価下落や資材高騰による収益性の低下などに伴い、R5年度までの4年における法人設立数は平均5.5法人/年(R1年度までの4年間は12.5法人/年)と、そのペースが鈍化しています。

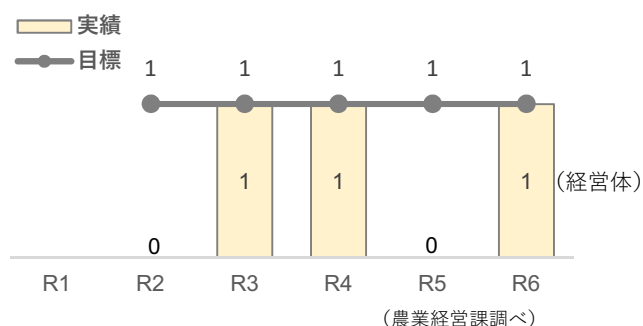
また、集落営農組織の後継者確保が大きな課題であり、経営の多角化の推進とともに、新たな人材確保の取組を強化していく必要があります。

地域をけん引する経営体の増加



〈地域けん引企業による有機農業の実践〉

■「地域けん引経営体」の誘致数【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

独自の販路や高い生産技術を持ち、地域の農業者と一緒に、その中核となって産地化を図る企業を「地域けん引経営体」として誘致してきました。

R2年度以降、3社が参入し、地域の農業者と連携して、耕作放棄地を再生して有機野菜の産地化を開始する取組や、集落営農法人の経営を継承して農業経営の継続と収益性の高い稲作農業を目指す取組など、新たな動きが現れています。

○ 課題と今後の方向性

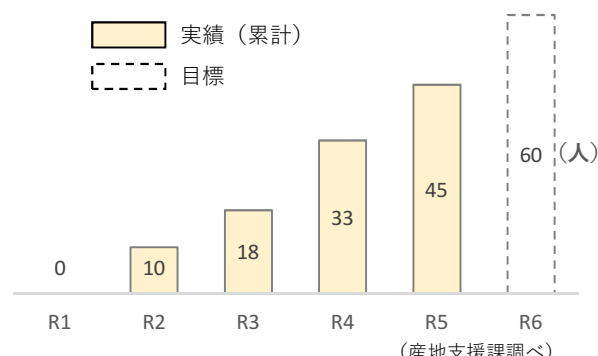
地域や産地の農業生産が縮小する中で、高い生産技術と販路を持つ農業法人を地域に受け入れて連携していくことは、今後の維持発展に大きく寄与します。そのためには、地域や産地で、こうした企業の受入れについて十分な合意形成と、企業参入に協力できる農業者や、農地・施設の確保等、受入体制を構築していく必要があります。

将来性のある産地の拡大



〈島根県オリジナルぶどう「神紅」〉

■産地創生事業(R2～R6)による新規就農者数
(R2からの累計)【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

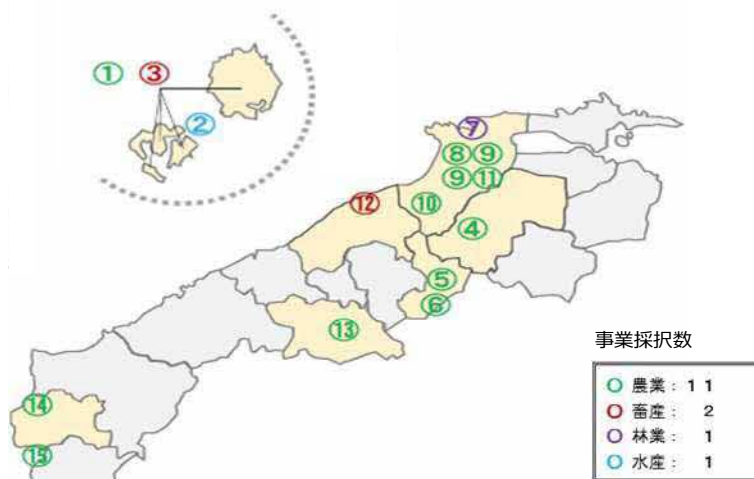
マーケットインの視点による「産地ビジョン」に基づき、地域の特色ある農林水産物の販路拡大や生産者の確保の取組が行われた産地では、生産額や新規就農者が着実に増加し、全体では新規就農者が45人(R2～R5)確保され、将来性のある産地づくりが進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

販売戦略や産地の生産体制等のビジョンが不明確であったり、ビジョンはあっても、構成員の合意形成が不十分な産地では、規模拡大が進まず、生産者の高齢化等により産地が縮小する状況です。

マーケットインの徹底とともに、産地において、構成員総意の下、「産地ビジョン」を定め、構成員自らがビジョンに基づく取組を主体的に進めることが必要です。

「産地創生事業」(R2～R6採択)



【隠岐】

① R2採択 隠岐圏域	離島の不利を逆手にとった地産地消型園芸の推進		島内産直市の様子
② R2採択 海士町	海外輸出を核としたいわがきのブランド力強化		いわがき「赤巻」の愛蔵
③ R3採択 隠岐圏域	放牧で育まれた「隠岐牛」の特徴を売りとした産地ブランド力の強化		放牧環境で育つ母牛と子牛

【西部】

⑫ R2採択 大田市	「大田生まれ(子牛)、大田育ち(肥育牛)」の御当地和牛の首都圏進出		石見銀山和牛肉
⑬ R2採択 邑南町	県オリジナルぶどう品種「神紅」による産地化		オリジナル品種「神紅」
⑭ R3採択 津和野町	首都圏の飲食店を中心とした安定取引によるわさびの産地拡大		豊石式わさび田
⑮ R3採択 津和野町	業務用事業者との安定取引を柱とする山菜産地の拡大強化		たらの芽

【東部】

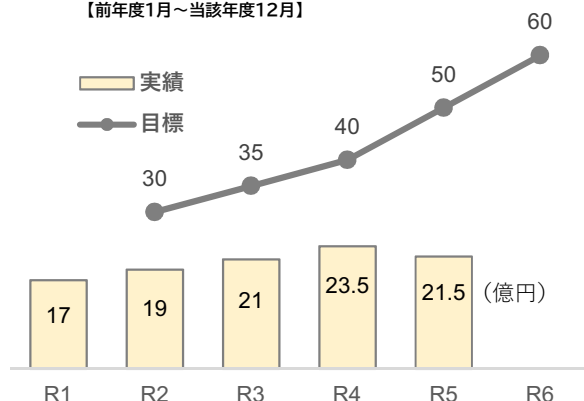
④ R2採択 雲南市	加工メーカーや販売事業者等と一体となって取組む山椒の産地化		山椒の実
⑤ R2採択 飯南町	担い手農業者と町内福祉施設との協働による物流改善と販路多角化		収穫前のパプリカ
⑥ R6採択 飯南町	高冷地の地理的条件を生かした「高糖度さつまいも」の有利販売に向けた産地づくりと人づくり		高糖度のさつまいも
⑦ R2採択 出雲市	生協・学校給食との契約取引を核とした椎茸周年生産の拡大		ハウス内の菌床椎茸
⑧ R3採択 出雲市ほか	「島根アジサイ」を核に自立拡大する鉢花産地		万華鏡
⑨ R4採択 出雲市	持続可能で収益性の高いぶどう経営による産地再興		ぶどう加温ハウス(ヒートポンプ)
⑩ R4採択 出雲市	畑地化の推進に向けた「かんしょう」産地の拡大		西浜いも
⑪ R6採択 出雲市	実需者との連携による「出西しょうが」の生産拡大と新たなビジネスモデルの構築		出西しょうが

2. 第1期基本計画の評価（ものづくり）

水田園芸の推進

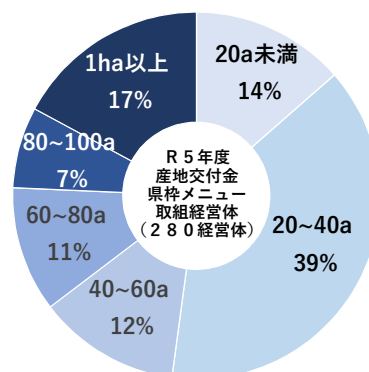
■水田園芸県推進6品目の産出額

【前年度1月～当該年度12月】



(出典：農林水産省「生産農業所得統計」(白ネギ、ミニトマトの産出額は県で推計))

■水田園芸に取り組む経営体の規模別割合 (露地4品目)【当該年度4月～3月】



(産地支援課調べ)

○ 主な成果

持続可能な水田農業の確立に向けて、水田でも比較的取り組みやすい野菜の6品目を選定し、栽培技術指導や機械の共同利用、調製・出荷作業を行う広域共同利用施設の整備等による産地化を進めた結果、水田園芸6品目への取組面積は128ha (R1) から235ha (R5) に拡大し、376経営体 (R5) で取り組まれ、これまで水稲しか栽培してこなかった集落営農法人等で収益性改善に向けた水田園芸の取組が進みつつあります。

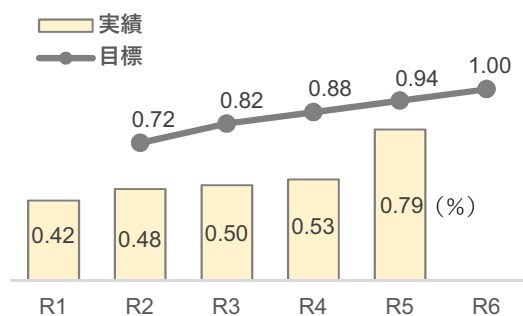
○ 課題と今後の方向性

栽培技術の定着が不十分なことや不慣れな収穫・調製作業に労力がかかっていることなどから個々の経営体では小規模な生産にとどまり、収益が上がりにくい状況であるため、今後は機械の共同利用など、生産から販売までを共同で行う拠点産地化を更に推進し、労力削減や収益性を改善することで新たな生産者が参入し、規模拡大につながる環境づくりが必要です。

有機農業の拡大

■有機JAS認証取得面積が耕地面積に占める割合

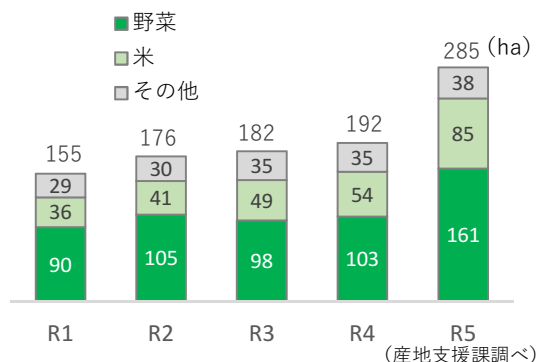
【当該年度4月～3月】



(出典：農林水産省公表資料から算出)

■品目別有機JAS認証取得面積

【当該年度4月～3月】



(産地支援課調べ)

○ 主な成果

社会全体で環境への意識の高まりもあり、有機農産物に対する需要が着実に広がる中、有機農業の取組拡大に向けて、消費者・実需者に訴求力が高い「有機JAS認証」の取得を推進してきました。この結果、有機JAS認証面積は155ha (R1) から285ha (R5) に拡大し、耕地面積に占める割合は、全国平均0.44%に対して島根県は0.79% (R5) と全国3位となり、有機農業の取組が着実に拡大しています。

○ 課題と今後の方向性

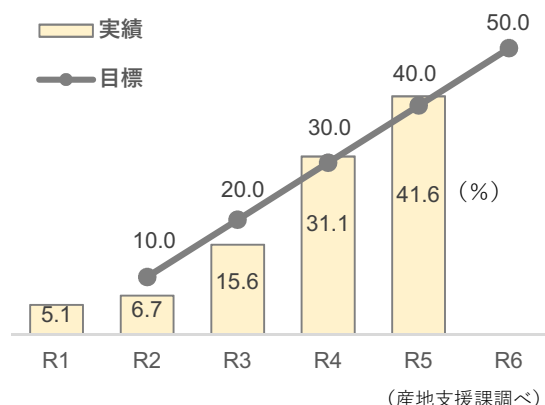
有機農産物を取り扱う小売店等の実需者からは、生産量 (ロット) の拡大や生產品目の拡大が求められています。しかしながら、特に有機米では小規模の取組が多く、ロット拡大につながっていないことから、調製・出荷の共同化等により、取り組みやすい環境を整備していく必要があります。有機野菜は、比較的生産し易い葉物野菜市場は飽和状態であるため、他品目の生産拡大を進めるなど、生産拡大のための産地づくりを進める必要があります。

美味しまね認証を核としたGAPの推進



〈小売店における美味しまね認証産品販売コーナー〉

■主要品目の産出額に占める国際水準GAP取得者の割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

美味しまね認証制度を核としたGAPの取組を推進し、全国で初めて国際水準GAP相当の基準と認められた「美味しまねゴールド」の認証取得者が645経営体(主たる担い手の35.3%)に増加しました。また、美味しまね認証の取組を評価し、取引・支援いただける県内外の流通・販売事業者との取組が拡大しています。

○ 課題と今後の方向性

農業経営の改善や効率化につながるGAPの意義の周知やGAPに取り組むメリットが実感できる販売環境の構築に向け、美味しまね認証の取組を評価している流通・販売事業者との連携などによる県内外への確実な販路拡大と物流改善に取り組んでいく必要があります。

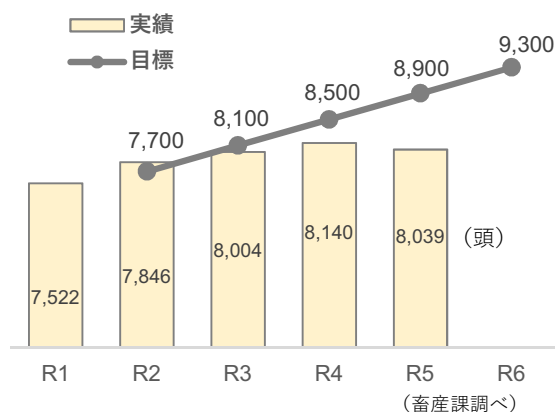
また、産地の信頼性を高め、販路拡大につなげていくためには、産地全体でリスク管理や品質管理を行うことが重要であり、団体認証の取得を進める必要があります。

肉用牛生産の拡大



〈子牛市場でのセリの様子〉

■和牛子牛生産頭数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

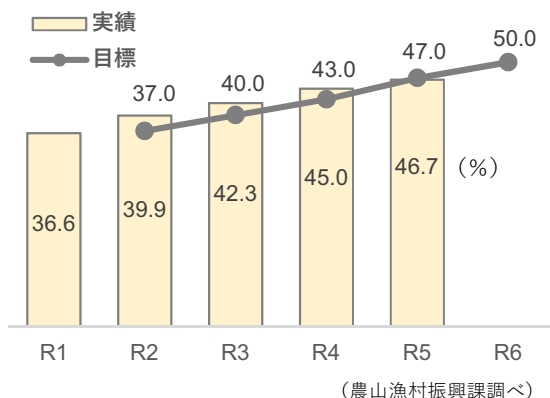
ゲノム評価を活用し、雌牛の改良が進んだことで産子の肉質能力がアップし、肥育成績が向上しています。その成果として、第12回全国和牛能力共進会では肉質日本一を獲得しました。また、大型農場や家畜改良事業団と連携して全国トップ評価の種雄牛を造成しました。

○ 課題と今後の方向性

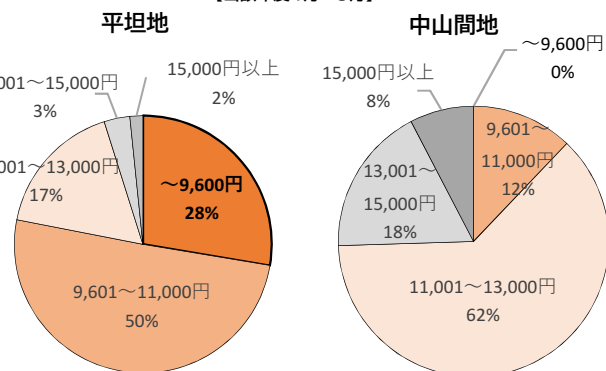
R3年からの資材高騰が影響し、新規就農者の確保が進んでおらず、子牛生産の拡大も停滞しています。県産粗飼料や放牧利用の拡大による経費の削減や、消費者から求められる牛肉を意識した改良等により、子牛や牛肉の販売拡大による収入の増加が図られる経営環境を実現することで、新たな担い手を確保していく必要があります。

持続可能な米づくりの確立

■主食用米の生産面積に占める担い手の割合 【当該年度4月～3月】



■米60kgあたり生産費(R5調査実績) 【当該年度4月～3月】



※割合は調査対象の平坦地123、中山間地157経営体のデータより算出(農山漁村振興課調べ)

○ 主な成果

主食用米の生産面積に占める担い手の割合は、農地の受け手をリストアップする取組などにより、36.6% (R1) から46.7% (R5) に拡大し、持続可能な米づくりの確立に向けて、担い手が米づくりの中心を担う構造への転換が進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

低コスト化に向けた技術導入は拡大しているものの、資材高騰や反収の低下により、生産コスト9,600円/60kgを達成した経営体は、平坦地で28%、条件不利地域の多い中山間地域では未達成の状況となっており、さらなる低コスト化・省力化を進め生産性を向上していくことが必要です。また、高温障害による収量の減少や品質低下が続発しており、気候変動に対応した生産安定技術の推進や高温耐性品種への転換等に取り組む必要があります。



〈コンバインによる稲刈り〉

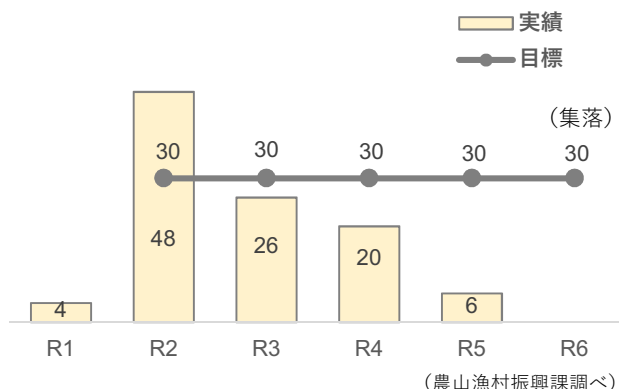
2. 第1期基本計画の評価（農村・地域づくり）

日本型直接支払制度の取組拡大



〈地域での畦畔除草作業〉

■担い手不在集落における、中山間地域等直接支払制度又は多面的機能支払制度の新規取組数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

担い手不在集落のうち、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、草刈や水路、農道の管理などにより、地域の共同活動である日本型直接支払の取組を新たに開始した集落数は100集落(R2～R5)に上り、集落の営農体制を維持していくための基礎となる日本型直接支払での話し合いや共同活動が担い手不在集落の解消を後押ししています。

○ 課題と今後の方向性

担い手不在集落における新規取組がある一方、現在、担い手が存在する集落でも、高齢化や集落の人口減少等により、新たに担い手不在となる場所が発生しています。

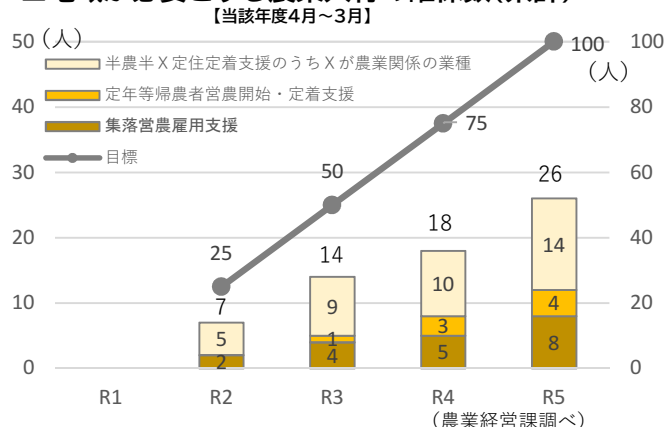
このため、担い手の有無に限らず、地域の農業生産活動の継続及び農地の維持に向けて、営農維持の基礎となる日本型直接支払制度の取組を推進する必要があります。

地域が必要とする多様な担い手の確保・育成



〈多様な担い手〉

■地域が必要とする農業人材の確保数(累計) 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

第1期計画では、担い手不在集落における定年帰農者の確保に取り組むとともに、集落営農での雇用や自営農業と組み合わせて定着を目指す人材確保、自営農業とそれ以外の仕事を組み合わせて地域に定着する半農半X実践者など、地域の農業を支えようとする多様な人材の確保に取り組み、R2年度～R5年度の4年間で26人を確保しました。

○ 課題と今後の方向性

これまで、就農希望者を確保する観点から取組を進めており、地域で必要とする人材やその受け入れについての検討が十分でなかったことから、担い手不在集落での定年帰農者の確保は低調であり、また、後継者確保が課題となっている集落営農の人材確保にも、結びついていませんでした。

今後は、地域において、営農維持に向けた取組とそのため必要となる人材の検討を進めるとともに、人材が定着するための地域の仕事づくりなど受入れ体制を整えることにより、多様な農業人材を確保していけるように進めていく必要があります。

鳥獣被害対策の推進

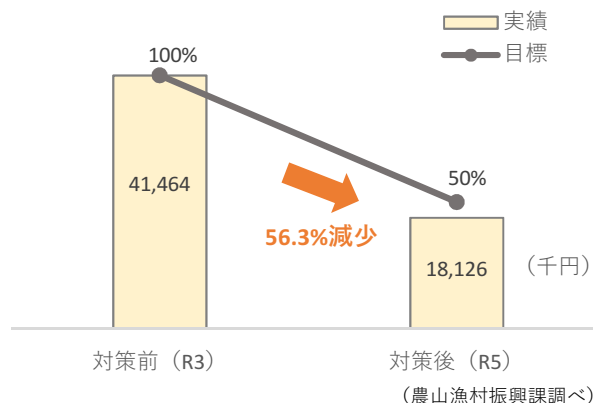


〈地域ぐるみの鳥獣対策の推進〉

■被害対策に意欲のある集落等の被害額

【当該年度4月～3月】

※ 対策前→対策後(R5年度までに指定した87地域)



○ 主な成果

鳥獣被害は、農業者が地域住民、狩猟免許取得者等と連携して被害を根絶しようとする「地域ぐるみ」の対策を重点的に支援した結果、R5年度までに指定した87地域において、被害額が56.3%減少(R3～R5)しました。

また、中国山地に接する市町のニホンジカ捕獲体制の整備を支援し、R4年度から邑南町で町事業として捕獲活動が行えるようになったほか、その他の市町においても新たに捕獲体制整備が進んでいます。

○ 課題と今後の方向性

「地域ぐるみ」の取組によって被害減少に効果があった一方、県が農業振興施策として重点的に支援する水田園芸や有機農業などの取組との連動性が薄い事例も散見されます。

また、市町村と指定地域の関係も薄かったことから、今後は、県や市町村が行う産地づくりや、地域農業の維持・発展の取組と一体的に鳥獣対策が行えるよう、優良事例の共有、被害対策の技術的指導や活用可能な支援事業などを実施していくことが重要です。

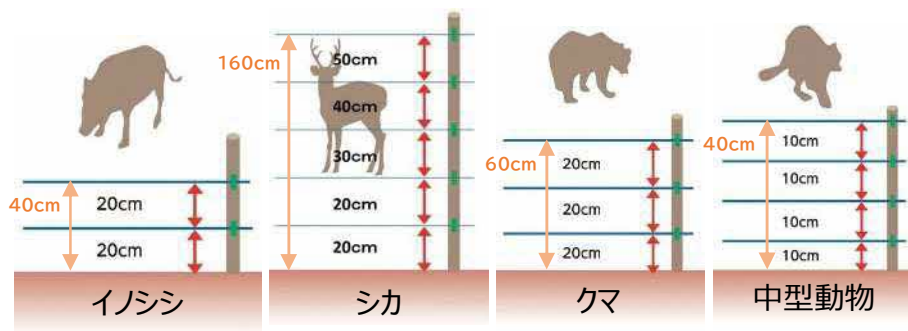
加えて、中国山地のニホンジカ等による森林被害は増加傾向にあるため、広域的な被害防止対策が必要です。



〈イノシシなどを対象とした電気柵〉



〈シカ・サルなどを対象とした複合柵〉



〈電気柵の標準図〉

3 将来ビジョン・基本目標

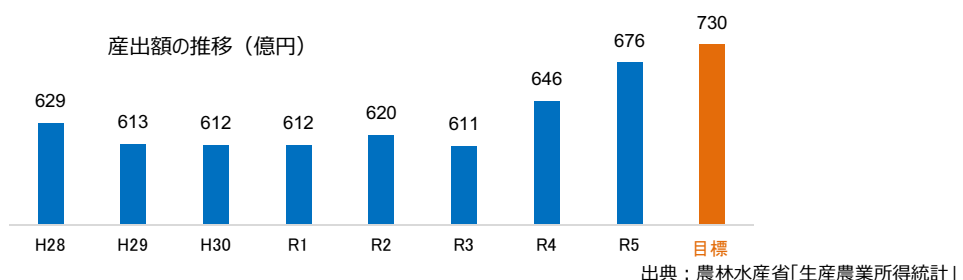
これまでの島根県農業は、農地に占める水田の割合が高く、気象や土壌の条件も適していることから長年米づくりを主体としてきたため、人口減少等に伴う米の消費減少や需給バランスに伴う価格低迷の影響、加えて物価高騰の影響により収益性の低迷が続く中、魅力的な農業の姿が確立できず、意欲ある担い手の参入が進まなかった結果、担い手の高齢化が進展し、農業・農村全体の活力が失われつつあります。

こうした中で、将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくためには、県内各地域において、農地の生産性・収益性を上げ、意欲のある担い手が生産の大宗を占める農業構造を実現していく必要があります。

そのため、前計画から引き続き県の農地の生産性・収益性を全国レベルまで押し上げることを将来ビジョン・目標とし、その指標として、農業生産の実態と全国との比較が可能な国統計の農業産出額^(※1)と県計画の重点推進事項の取組に対する農業産出額を県が算出する効果額^(※2)として設定します。

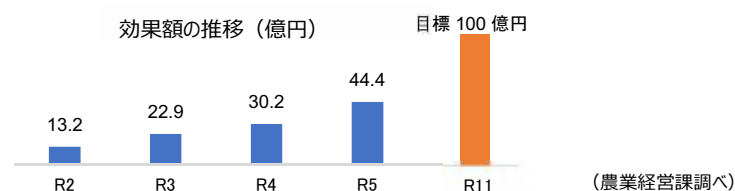
①将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額 100 億円増を目指す（基準：629 億円（平成 28 年））



②計画期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における目標

設定する重点推進事項において、前計画の取組と第 2 期計画の新たな 5 年間を合わせて効果額を 100 億円生み出す



（※ 1）農業産出額

農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じて推計したものであり、国が取りまとめ公表するもの

（※ 2）効果額

島根県農林水産基本計画における重点推進事項の取組を推進することで生み出された産出額

国の農業産出額は、県内で生産される全ての品目、全ての農業者を対象としており、県が新規自営就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手に対して重点的に取り組んだ政策の効果をより適切に測るための指標として効果額を設定

(参考 1) 島根県の農地の生産性

1. 耕地面積 (本地) ①

	H28	R5
全国	429.2万ha	412.7万ha
島根県 (B)	3.4万ha	3.3万ha

2. 農業産出額 (耕種) ②

	H28	R5
全国	59,801億円	57,230億円
島根県	378億円	381億円

3. 10a当たり産出額 (耕種) (②/①)

	H28	R5
全国	13.9万円	13.9万円
島根県	11.1万円	11.6万円
全国との差 (A)	2.8万円	2.3万円

必要な押上額 (H28 全国との差^A×H28 耕地面積^B) = 96億円

H28農業産出額 629億円 + 96億円 = 725億円 (≒730億円)

→ **農業産出額730億円 農業産出額100億円増**

出典：農林水産省「生産農業所得統計」,「耕地面積」より作成

農業産出額の 100 億円増という将来ビジョンに加え、農村における営農や暮らしを維持する観点から、次のビジョン・目標を設定します。

①将来ビジョン

10 年後に担い手がいる農業集落の割合 80% (基準：70% (令和 5 年))

②計画期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における目標

5 年後に担い手がいる農業集落の割合 75% (基準：70% (令和 5 年))

(参考 1) 担い手がいる農業集落

	農業集落総数	担い手がいる農業集落数	担い手がない農業集落数	担い手がいる農業集落の割合
R5 ①	3,216	2,250	966	70%
R16 (10 年後) ②	3,216	2,573	643	80%
増減 (②－①)	0	323	▲323	10%

- ・10 年後、現在の農業集落数を維持している前提での試算 (農業経営課調べ)
- ・現在、担い手がいる農業集落については、10 年後も継続して担い手がいる状態を維持しつつ、担い手不在解消により担い手がいる農業集落の割合 80%を目指す

4 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な農業・農村の実現に向けて、水田園芸の推進や有機農業など生産性・収益性の高い産業構造への転換を図るとともに、意欲ある担い手の確保・育成などに取り組んだ結果、生産面積が拡大するなど着実に取組が広がっています。

第2期計画では、これまでの取組を更に拡大するため、第1期計画の取組を継続しつつ、資材高騰や労働力不足、気候変動などの新たな課題に対応していくため、生産・販売の共同化や低コスト・省力化技術の導入など農業経営の改善を更に進めるとともに、人口減少が進む中、少ない人手でも営農が維持できるよう、中山間地域の営農体制の維持に向けた取組を強化します。

(1) ひとつづくり

①新規自営就農者の確保・育成

県全体の農業生産の縮小を食い止め、農業産出額 100 億円増を実現していく上で必要な農業経営を確保・育成するため、現在、年 40 人程度の認定新規就農者を年 60 人以上に増加させます。

②中核的な担い手の確保・育成

地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額 1,000 万円以上」とし、新規就農後 5 年以内にこの水準に到達するよう支援を集中することなどにより、現在約 690 の中核的担い手数を 1,000 以上に引き上げます。

③集落営農組織の経営改善

集落営農組織が安定した経営を実現し将来にわたって持続可能となるよう、組織の後継者確保や広域的な連携を促進しつつ、集落営農法人における経営多角化（水田園芸等）の実施率を 80%以上とします。

(2) ものづくり

①水田園芸の拡大

県全体で水田園芸が安定的に拡大するよう、共同利用機械の整備や調製施設の整備など、地域での共同化・分業化の仕組みづくり（拠点方式）を更に推進し、県推進 6 品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）の取組面積を 235ha から 400ha に拡大します。

②有機農業の拡大

島根農業全体のブランディングの核となる有機農業の拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入支援などを推進し、耕地面積に占める有機 J A S 面積を 0.79%から 1.5%以上に拡大します。

③肉用牛生産の拡大

肉用牛の更なる生産の拡大に向けて、子牛の評価向上につながる繁殖雌牛の改良とニーズを先取りした種雄牛造成を強化し、子牛生産頭数を現行の年 8,039 頭から 9,000 頭に増やします。

④地域主導による産地の拡大

マーケットインの視点から生産・販売の拡大と新たな担い手の安定的な確保がイメージできる産地ビジョンの策定を促し、その実現に向けた取組を生産者が主体的に取り組む産地に対して集中的に支援することで、新規生産者を 50 人以上確保します。

⑤生産性の高い米づくりの確立

担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換に向けて、主食用米の生産面積の担い手シェアを 3 分の 2 以上とするとともに、収益性向上に意欲のある担い手の主食用米単収を 520kg/10a、一等米比率 80%に引き上げます。

(3) 農村・地域づくり

①地域農業の維持・発展

市町村の地域計画をベースとした、担い手不在集落を含めた広域的なエリアでの担い手確保や地域の営農維持に向けた営農体制確立の取組を支援し、5 年後に担い手がいる農業集落の割合を 75%、10 年後に 80%に増加させます。

②鳥獣被害対策の推進

生息頭数の増加により被害の拡大や新たな被害の発生が危惧されるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを推進し、県が重点的に支援する集落等の被害額をゼロとします。

(4) 重点推進事項を進めるための取組

①基盤整備の推進

水田農業の生産性・収益性の向上、地域農業を支える担い手の確保・育成に向け、ほ場整備や水利施設の整備等の取組を推進します。

②美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

農業者の経営改善に向けて、美味しまね認証（GAP）を経営改善のツールとして活用できるよう、指導体制の強化や産地ぐるみでの認証取得（団体認証）を促進しつつ、美味しまね認証製品の取扱拡大の働きかけを促進します。

③ 耕畜連携の推進

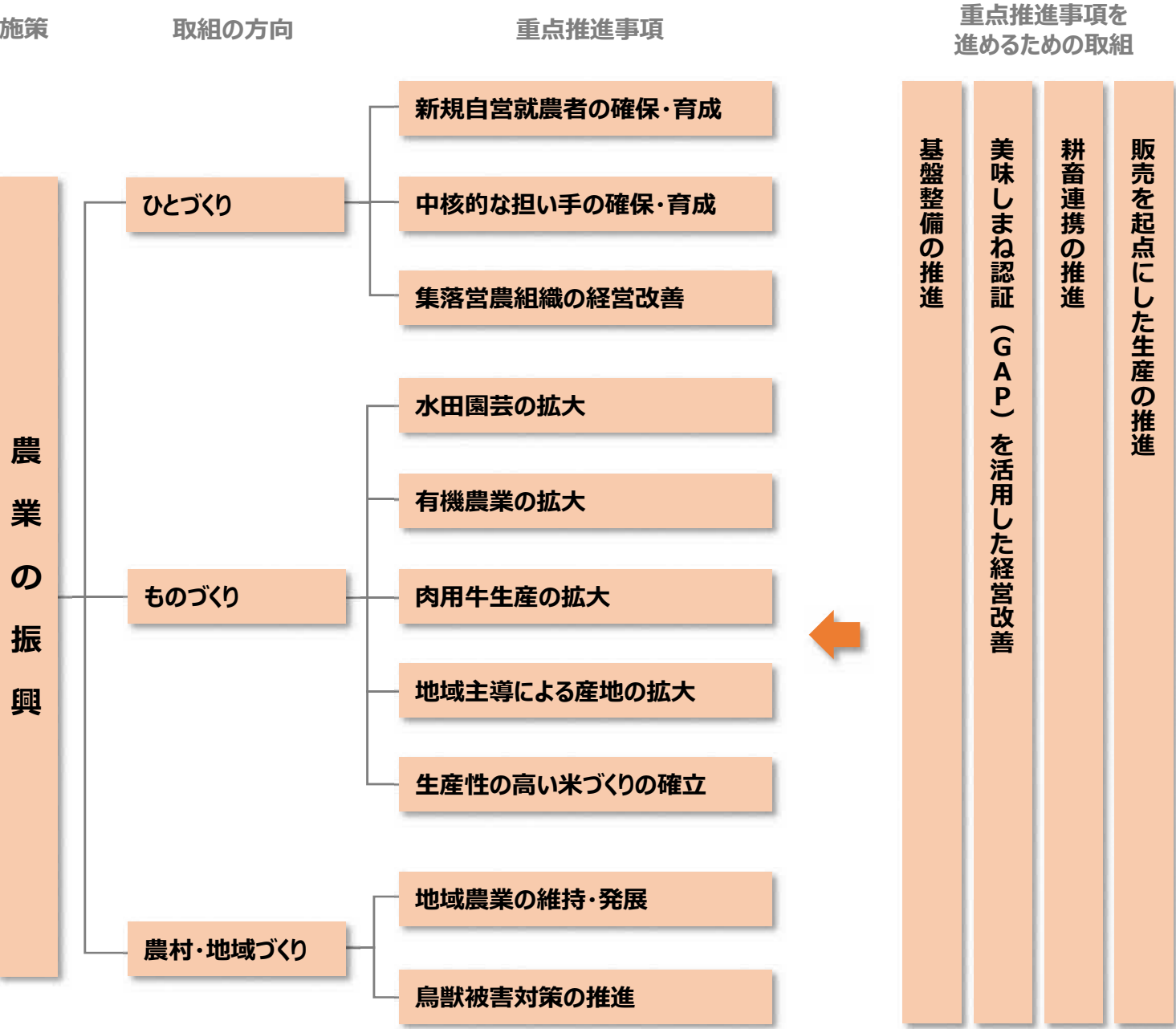
畜産及び耕種農家との連携を促進し、県産飼料を利用した畜産物の生産拡大と耕種農家の所得向上を支援します。

④ 販売を起点にした生産の推進

重点推進事項の取組を進めるにあたり、販路の確保を進めるとともに、販売先や販売方法に合わせた生産そのものを販路拡大の一環として捉え、マーケットに応じた生産を推進します。

第2期島根県農林水産基本計画（体系図）

1. 体系図



2. 将来ビジョン・基本目標

- ① 将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額100億円増を目指す〔基準：629億円（H28年）〕

計画期間における目標

設定する重点推進事項において、効果額100億円生み出す

※効果額は、前計画の取組と第2期計画の新たな5年間を合わせた額
- ② 将来ビジョン

10年後に担い手がいる農業集落の割合80%〔基準：70%（R5年）〕

計画期間における目標

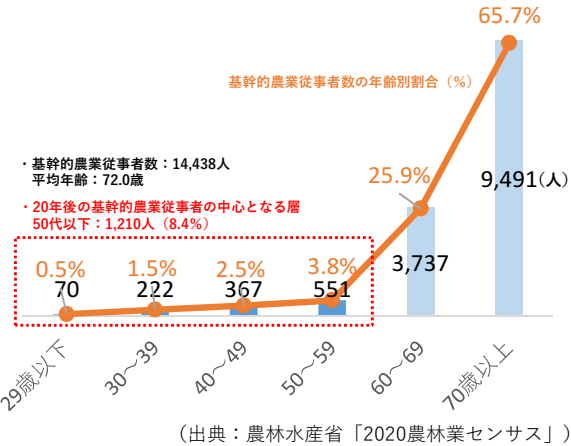
5年後に担い手がいる農業集落の割合75%

(1) 新規自営就農者の確保・育成

1. 取組の必要性（背景）

- 島根県の農業従事者数は、平成27年から令和2年の5年間で29%減少し、加えて60歳以上が9割を超える状況であり、更なる農業従事者減少の加速は避けられません。また、他産業との人材確保競争が厳しさを増す中、今後、地域農業や産地を維持していくためには、新規就農者の確保をこれまで以上に進めていくことが必要です。
- 島根県は全国平均に比べ経営規模が零細であり、品目別では米の割合が高く、収益性の高い園芸作物の割合が低いことなどから、専業農家が少なく、農業経営を継承するための基盤が脆弱であり、経営継承が進みにくい状況にあります。
- まずは、現在の農業経営の改善や産地の拡大により、基盤の強化を進めていくことが重要ですが、将来の地域農業や産地の維持・発展に向けては、地域や産地が必要とする新規就農者像を明確にし、確保・育成していくことが必要です。
- こうした取組を後押しするため、経営継承やU・Iターン者も含めた新規自営就農者の確保に向けた就農促進活動や、栽培技術・経営研修の強化、経営開始支援等を行います。

■ 基幹的農業従事者数の年齢構成（R2）



■ 新規就農者数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
自営就農者	47	60	55	57	45
うちUI者	26	41	25	30	24
うち認定新規就農者	33	39	44	40	38
うちUI者	19	23	17	16	19
雇用就農者	135	125	122	129	126
うちUI者	18	20	19	30	29
合計	182	185	177	186	171
うちUI者	44	61	44	60	53

（農業経営課調べ）

■ 農業経営の状況（R2）

	島根	全国
経営耕地面積規模別経営体（1ha未満）	70%	53%
農産物販売額1位の部門別経営体（水稻）	77%	55%
農産物販売額1位の部門別経営体（園芸作物）	16%	33%
主業経営体（農家）	9%	22%

（出典：農林水産省「2020農林業センサス」）

■ 県外相談会の来場者・出展ブースの状況

平均来場者数（人）			出展ブース数		
R4	R5	R6	R4	R5	R6
1,091	⇒ 1,064	⇒ 1,096	154	⇒ 172	⇒ 211

（農業経営課調べ）

■ 認定新規就農者の販売額1,000万円の達成状況
（経営開始3～5年目）

R1	R2	R3	R4	R5(見込)
18%	14%	18%	18%	18%

（農業経営課調べ）

2. 5年後の目指す姿

- 認定新規就農者を毎年60人以上確保（現状40人程度）するとともに、認定新規就農者の8割で就農5年以内に販売額1,000万円を達成
＜参考指標＞
 - （1） 耕種部門：土地利用型農業(集落営農への就農を含む)の新規就農者が20人程度
園芸等(経営継承を含む)の新規就農者が35人程度
 - （2） 畜産部門：経営発展や構造転換に必要な就農者が年間5人程度

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 地域や産地が求める新規就農者のリクルート活動

地域や産地が求める新規自営就農者の確保に向けて、必要とする新規就農者を明確にした上で、確保に向けた農業経営や研修内容などを農業者も含めて地域で話し合い、就農までの過程がイメージできる「就農パッケージ」を作成し、就農希望者へのリクルート活動を実施する場合に支援を行います。

就農相談から自営就農へつなげるため、就農意欲の高い相談者を対象に、民間会社と連携したオンライン就農講座及びフィールドワーク等の実施により、リクルート活動を強化し、就業体験や研修につながるよう自営就農希望者を確保します。



〈就農パッケージのイメージ〉



〈現地体験〉

(2) 経営継承への支援

親元就農や第三者継承が円滑に進むよう、承継に向けた経営基盤の強化や、継承者の生産技術や経営管理能力の習得を支援します。

また、集落営農法人の人材確保に向け、米等の土地利用型農業の生産技術を習得できるよう農林大学校の研修カリキュラムを強化し、集落営農法人への新規就農者確保を進めます。

(3) 農林大学校の体制強化

農業経営を基礎から学ぶ2年制コースに加え、一定の社会人経験を有し、短期間で就農準備をしたい方や農林大学校へ恒常的に通えない方のニーズに対応します。

具体的には、資材高騰等により初期投資が大きい施設野菜での就農が難しくなっていることや、一旦農業法人に雇用就農し、将来的に自営就農を目指す学生が増えていることから、雇用主が求める機械操作技術を習得するための実習、露地野菜と施設野菜を組み合わせた複合経営を想定した実習体制を整えます。

また、雇用から自営就農への移行を円滑に進めるため、農林大学校に自営就農支援員を配置し、受入経営体とのマッチングや独立までの研修計画策定を後押しします。



〈農業機械操作実習〉

(4) 雇用から自営就農への支援

新規就農者の育成に理解のある農業法人等と連携し、雇用就農から自営就農に移行する農業者の確保に向けて、研修期間中に就農希望地の関係機関等が雇用先での研修計画の進捗管理を行いつつ、独立に向けたフォローを強化します。

また、経営者として研鑽すべき知識等については、農林大学校の特別集中講義の受講を勧める等、雇用から円滑に自営就農が進むように取り組みます。

(5) 経営発展のための支援

リースハウスの導入や機械の共同利用、省エネ・省コストを図る取組の推進等により、新規就農者の経営の早期安定を図ります。

また、市町村・JA・県で構成するサポートチームにより、新規就農者の抱える様々な課題解決をサポートします。農業経営に関わる専門的な課題解決に当たっては、島根県農業経営・就農支援センターの専門家による支援を行います。

(2) 中核的な担い手の確保・育成

1. 取組の必要性（背景）

- 中山間地域で分散した農地を多く抱える本県では、経営農地の規模拡大には限界があります。また、米だけではなく、地域の強みを生かした品目をマーケットインの発想で安定して販売していくことができる産地づくりが重要であり、その中心となる担い手を確保していく必要があります。
 - 第1期計画では、産地や地域の中核となる担い手を対象に経営改善を進めてきており、そのうち販売額1,000万円以上が約1/3を占めるまでになっています。
 - 一方、コロナ禍以降、資材価格高騰に伴うコスト上昇により、収益性の確保が課題となっており、農業者が、これまで以上にコストを意識して適切に経営課題を把握し、経営改善を進めていくことが必要となっています。
- また、労働人口の減少が進む中、農業者個々の取組だけでは、必要な労力を確保していくことは難しいため、出荷調整施設の整備や機械共同利用体制の整備などの産地化を進めるとともに、スマート農業技術の導入などにより、省力化を進める必要があります。
- さらに、産地の中核となって、地域の農業者をリードする企業を「地域けん引経営体」と位置づけて誘致活動を進め、地域全体での販売額向上に取り組みます。

■農産物販売金額1,000万円以上の農業者数

() は全経営体数に占める割合

	H22	H27	R2
全 国	132,983 8%	125,547 9%	127,249 12%
増減 (対前年)	—	▲7,436 (▲5.6%)	1,702 1.4%
島根県	638 3%	596 3%	652 4%
増減 (対前年)	—	▲42 (▲6.6%)	56 9.4%

(出典：農林水産省「2020農林業センサス」)

■中核的な担い手の経営改善の支援フロー

【農業普及員による経営改善の伴走支援】

○経営全般について課題を整理して『経営改善の工程表』を作成
〔収入、コスト、利益、収量、品質、面積、投資、労働力など〕

○関係機関とも協力して、工程表に沿った農業者の取組を支援
○農業者の取組状況に応じて対策を検討・提案
〔栽培、農地確保、資金調達、販路開拓など〕

○農業者や関係機関とともに経営実績を検証(要因を分析)

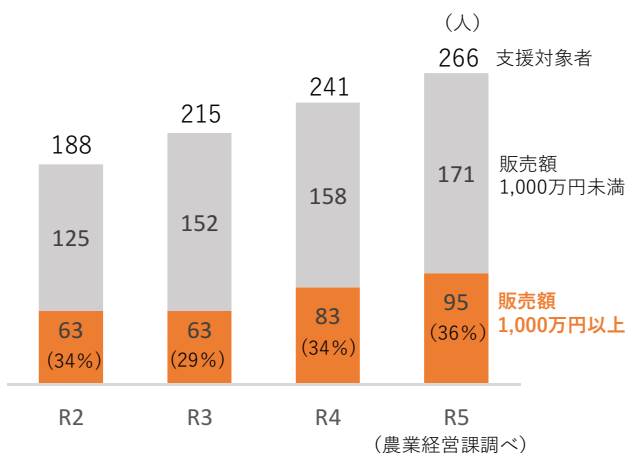
より専門的な視点から経営診断や対策の検討が必要な場合は

農業経営・就農支援センターによる専門家相談を提案・実施
〔専門家
税理士、中小企業診断士、
社会保険労務士など〕
専門家相談も農業普及員が関係機関とともに調整

経営の点検
行程表の見直し

検証結果を次期
経営にフィード
バック

■支援対象者のうち販売金額1,000万円以上の農業者



2. 5年後の目指す姿

- 5年後に販売額1,000万円以上の経営体が1,000経営体となる (R5：689経営体)
⇒ 農業経営体に占める1,000万円以上の経営体の割合を全国平均 (約12%) まで引き上げることを目指す姿として、1,000経営体を継続
- 認定新規就農者の8割が5年以内に1,000万円を達成する (R5：18%)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 経営発展を目指す農業者の経営改善

①経営改善の伴走支援

産地や地域の維持・発展に必要な担い手を確保していくため、引き続き、経営発展を目指す農業者を「重点指導対象者」として、県の農業普及員が経営改善の取組を伴走支援していきます。

また、市町村等の関係機関と連携し、栽培技術をはじめとして、農地確保、資金調達、販路開拓など経営全般について、多方面からの視点で課題解決を支援していきます。

特に、新規就農者については、経営の経験や知見が乏しいことから、市町村・JA・県でサポートチームを設け、重点的に農業経営の確立に向けた支援を行います。

②専門的な視点からの支援

物価高騰などの厳しい経営環境の中で、重点指導対象者が計画どおり規模拡大や法人化などの取組を進めることができるよう、農業経営・就農支援センターにより専門的な知見から経営改善を支援します。



<農業普及員による現地指導>

(2) 労力補完の仕組みづくり

①産地等による取組との連携

コスト負担が大きい施設整備等については、個々の農業者のみで負担することは難しいため、地域全体で利用する出荷調整施設や共同利用機械の整備など、産地づくりを進めることにより、農業者の経営の効率化を進めていきます。



<タマネギ広域乾燥調製施設での作業の分業化>

②スマート農業技術等の省力化技術の導入

農業者の経営改善に有効な技術（収量向上・コスト低減等）が円滑に導入されるよう、県農業部や農業技術センターが導入効果の検討や実証、経営計画作成などを支援し、技術導入をサポートしていきます。

また、省力化に必要な機械整備についても支援を強化していきます。



<ドローン防除による省力化>

(3) 地域をけん引する経営体の育成

地域に農業法人を受け入れるためには、まとまった農地の確保など地域の協力が必要であるため、地域や産地として目指すべき姿を話し合い、受け入れたい農業法人像を明らかにします。

さらに、農業者との連携内容や、地域内で利用可能な農業施設や機械を選定するなど、受入体制を地域けん引経営体に提案し、参入経営体と地域による産地づくりを進めていきます。

(4) 県内の大規模経営体への支援

県内の大規模農業法人や、畜産の大規模経営体（酪農、養豚、養鶏など）は、県全体の農業生産を支えるとともに、地域の雇用創出にも大きく貢献していることから、引き続き、生産基盤の拡充を支援するとともに、畜産部門においては、耕畜連携の推進や、家畜防疫対策、アニマルウェルフェアの取組を推進し、こうした意欲ある経営体の経営発展を支援していきます。

(3) 集落営農組織の経営改善

1. 取組の必要性（背景）

- 集落営農組織の構成員の高齢化が進む中、人口減少や定年延長、他産業との競合などによりオペレーター等の人材確保が難しくなっており、R1年度以降、これまでなかった集落営農法人の解散（他法人等への農地の継承）や合併が出始めています。
- 集落営農法人へのアンケート調査では、回答法人のうち、67%が「人材が足りない」と回答している一方で、後継者確保に向けた取組を行っていない法人が26%、今後の対応を検討中の法人が44%にのぼり（複数回答）、多くの集落営農法人において後継者の確保の見通しが立っておらず、今後の経営継続が危ぶまれる状況にあります。
- 集落内の農地をまとめて管理し、かつ県内水田の約2割を集積している集落営農組織の継続は、集落の農地維持だけでなく、多面的機能の維持などへの影響も大きいことから、定年帰農者や地区外からの参入者、自営農業に従事しながら集落営農に参画する、いわゆる半農半Xの実践者など、多様な人材確保を進めていくことが急務であることから、担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要があります。
- このため、収益性向上のための経営多角化についても引き続き進めるとともに、組織の後継者確保とあわせて、経営の継続を見据えて法人化を進める必要があります。

■集落営農法人が求める人材（R5）

求める人材	割合
草刈り・水管理	34.5%
オペレーター	29.2%
組合長候補	14.2%
総務・経理担当者	8.0%
補助作業員	6.2%
園芸品目等担当者	1.8%

6割

（農業経営課調べ）

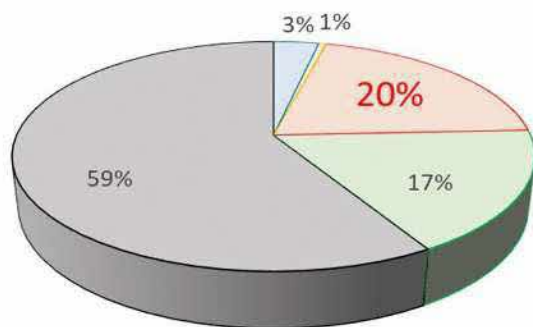
■後継者確保対策の実施状況（R5）

後継者確保対策	回答率
若手への声かけ	37.6%
複数組合員制	16.5%
交流会開催	12.9%
青年部の設置	6.5%
組織の活動紹介	5.9%
候補者リストの作成	4.7%
検討中	44.1%
何もしていない	25.9%

7割

（農業経営課調べ）

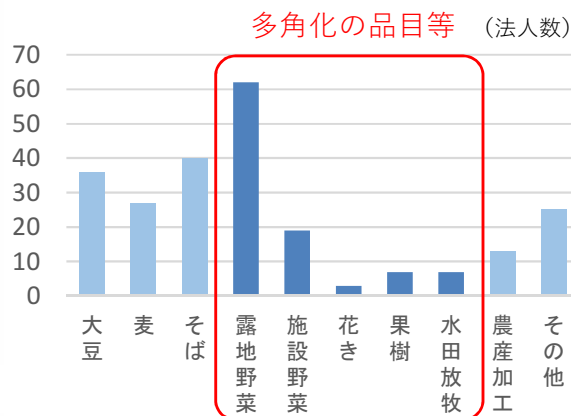
■集落営農組織の農地集積（田）の状況（R5）



■その他 ■新規就農 ■集落営農法人 ■認定農業者 ■担い手以外

（農業経営課調べ）

■集落営農法人の多角化取組状況（R5）



多角化の品目等（法人数）

（農業経営課調べ）

2. 5年後の目指す姿

- 集落営農法人の8割が経営多角化（園芸・畜産）を実践（R5：54.8%）
- 集落営農法人が毎年10法人設立（R2～R5平均：5.5法人/年）

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 集落営農組織の経営改善

①生産性の向上

集落営農組織の経営改善を図るため、経営の中心となる米では、省力・低コスト化技術の導入による生産コストの削減、気候変動に対応した品種転換、飼料用米や稲発酵粗飼料等の導入を進めます。

また、集落営農組織が米以外の品目で収益を確保するためには、排水対策や栽培管理の徹底、作業改善による労働時間の削減など、生産性向上に向けた取組が必要であり、生産技術指導や施設・機械の導入・共同化等の取組を進めます。



〈水田園芸の取組による経営の多角化〉

②集落営農の法人化

農業者の高齢化、米価の低迷、資材価格の高騰が続く中、地域の農業・農地の維持に向けて、多角化・コスト削減などの経営改善とともに、後継者となる人材の育成や、他の農業者・法人への継承など、経営の継続性を高めていく取組のベースとして、集落営農の法人化を進めていきます。

③基盤整備の推進

集落営農の経営改善や水田園芸を推進していく上で、品目の選定や生産技術の習得だけでなく、作業性や生産性の改善に向け、農地の区画整理や排水対策などの基盤整備が必要となります。

また、集落営農組織の設立や法人化する上において、基盤整備の実施が大きな契機となっています。

このため、地域計画の話し合いに基づいて、農地中間管理事業も活用し、農地の集積・集約化を進めるとともに、基盤整備に取り組み、関係機関が一体的にサポートすることで、経営の早期確立を目指します。



〈ほ場整備のイメージ〉

(2) 新たな人材の確保

①集落内外からの後継者確保

農村地域で人口減少や農業者の高齢化が進む中、特に中山間地域の集落営農組織で後継者を確保するため、構成員の世帯員はもとより、定年帰農者や地区外からの参入者、半農半Xなど、集落内外から幅広く人材を確保する取組を進めます。

そのため、これまで作業を経験したことがない後継世代などに対し、まずは作業への参加を誘導することから始め、将来的にオペレーター等として作業に従事できるよう、体系的な支援を行っていきます。



〈後継世代等による作業〉

②集落営農での雇用の確保

経営多角化による収益向上を図り、安定した経営と人材確保に取り組む集落営農法人には、集落営農法人が行う雇用者への研修を支援するとともに、農業経営・就農支援センターの専門家派遣事業等を活用し、税理士や社会保険労務士、中小企業診断士等のアドバイスを受けながら雇用が確保できるよう、積極的に支援していきます。

(4) 水田園芸の拡大

1. 取組の必要性（背景）

- 島根県は全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率：島根81%、全国54%）、水田農業における収益性向上が農業経営の継続性を確保する上で重要です。
- 令和元年から、今後の需要拡大が見込まれ、機械化や省力化が可能な野菜を水田園芸6品目として掲げ、生産拡大や産地化を進めた結果、生産者数・面積ともに倍増しました。
- 一方、取組を進める中で、米栽培中心のは場選定や水田園芸6品目の栽培技術の不足等による反収の伸び悩み、収穫・調製などの不慣れな作業に多くの時間がかかっていることなど課題が顕在化しており、個々の取組は小さな規模にとどまっている状況です。
- このため、水田園芸の取組拡大に向けて、これまで取り組んできた排水対策の徹底などによる生産性の向上、機械の共同利用や調製施設の整備など、地域での共同化・分業化の仕組みづくりを更に進めるとともに、従事者の減少や高齢化が進展する中、作業受託などの労力補完の仕組みづくりを強力に推進し、規模拡大と新たな生産者の確保を進めていく必要があります。
- また、農業資材や輸送コストの上昇などを踏まえ、生産コストの低減を進めるとともに、市場価格に左右されない安定した経営を行っていくため、需要の増加が見込まれる加工・業務用向け野菜などの契約取引を拡大していく必要があります。

■水田園芸を導入し収益を確保している経営事例

品目	粗収益 (千円/10a) ^{※1}			経営費 (千円/10a) ^{※2}	利益 (千円/10a) ①-②
	①	反収 (kg/10a)	単価 (円/kg)		
キャベツ	360	4,645	78	293	67
タマネギ	552	4,732	117	455	97
ブロッコリー	509	1,219	418	413	97
白ネギ	966	1,653	584	818	147
ミニトマト	9,957	11,779	845	9,167	790
アスパラガス	3,459	2,976	1,162	2,498	961

※1 補助金は含まない ※2 労働費を含む

(産地支援課調べ)

■担い手の反収の推移

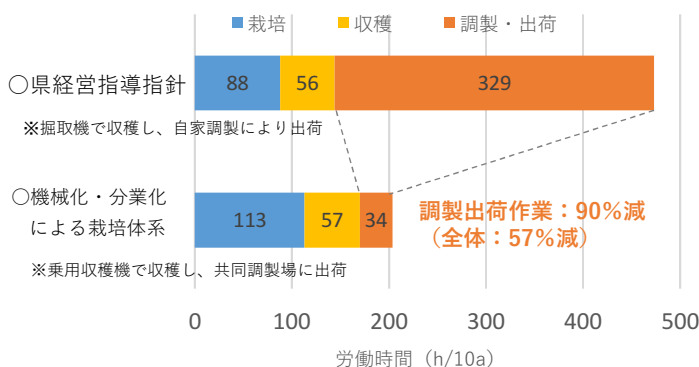
	担い手の反収(kg/10a) ^{※1}					目標 (kg/10a) ^{※2}	目標 対比 (%)
	R2	R3	R4	R5	R2~R5 平均		
キャベツ	3,244	3,419	4,315	3,510	3,637	4,200	87%
タマネギ	4,023	3,983	3,531	3,409	3,674	4,800	77%
ブロッコリー	644	578	635	500	592	1,000	59%
白ネギ	1,581	1,760	1,630	1,597	1,645	2,100	78%
ミニトマト	10,352	10,899	11,027	8,449	10,182	5,800	176%
アスパラガス	717	1,282	1,617	1,904	1,385	600	231%

※1 継続して反収を把握している担い手

※2 全国収量（農林水産省H20～H29年度「作況調査」の平均値）

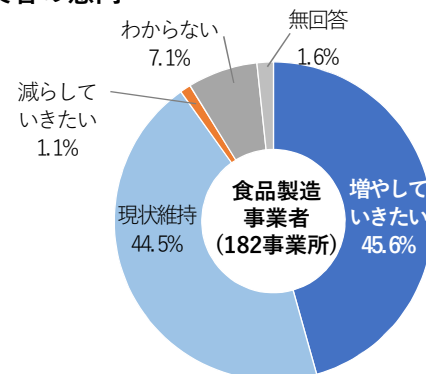
(産地支援課調べ)

■地域での分業化により労働時間を削減している事例(白ネギ)



(産地支援課調べ)

■国産の加工・業務用野菜の利用に対する食品製造事業者の意向



【出典：農林水産省「令和3年度加工・業務用野菜の実需者ニーズに関する意識・意向調査」】

2. 5年後の目指す姿

- 県推進6品目の取組面積を235ha (R5) から400haに拡大し、農業経営の持続性を確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 拠点方式による産地の形成、拡大

農業者が安心して水田園芸に取り組める環境を整えるため、生産から販売までを地域で共同化・分業化する「拠点方式」による産地化を推進します。

また、県推進6品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス）は、需要が安定しており、今後も堅調に推移することが見込まれることや、機械化が進んだことにより作業の省力化も図れることから、引き続き推進品目に掲げ、取組の拡大を支援します。



〈拠点方式のイメージ（タマネギ）〉

(2) 生産性の向上

反収の伸び悩み、労働時間の過多などから小さな規模にとどまっているため、水田園芸で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者を対象に、収量向上に向けた排水対策や栽培管理の徹底、作業改善による労働時間の削減などの取組を支援し、収益性の改善を図ることで、規模拡大を後押しします。

施設品目ではハウス整備費が高騰し、農業者の経済的な負担が大きくなっていることから、国事業等を活用したハウス整備の支援や、露地品目を組み合わせた経営を推進します。



〈排水対策を徹底するための研修会を開催〉

(3) 労力補完の仕組みづくり

タマネギやアスパラガスの栽培では、機械の共同利用やレンタル機械の整備、調製施設の整備など拠点方式による共同化・分業化の仕組みづくりが進んだ結果、栽培規模が拡大していることから、その他の品目でも拠点方式の取組が拡大するよう支援を強化します。

また、農作業従事者の減少と高齢化が進んでいることから、手間がかかる定植や収穫作業などの受託体制の整備など、労力補完の仕組みづくりを推進します。



〈調製・出荷作業を受託する共同選果場を整備（アスパラガス）〉

(4) 安定的な販路の確保

キャベツ等では、加工業者等との契約取引による安定販売に取り組んでいますが、収益を確実に上げていくためには、実需者から求められる定時・定量などの計画出荷に対応していく必要があります。このため、加工・業務用の栽培管理の徹底を図り、収量・品質の安定化を進めます。

また、安定した経営を行っていくため、加工・業務用向けの販路確保や輸送コストの低減につながる県内の1次加工施設での利用拡大や施設整備など、契約取引の拡大に向けた支援を強化します。



〈生産コスト低減に向けた鉄コンテナによる加工・業務用向け出荷（キャベツ）〉

(5) 産地の形成、拡大に向けた関係機関との連携

関係機関と連携し、農業者とともにこれまでの取組を検証し、生産性の向上や共同化・分業化などの仕組みづくり、担い手の確保など産地の将来像を明確にして、産地の形成、拡大を図ります。

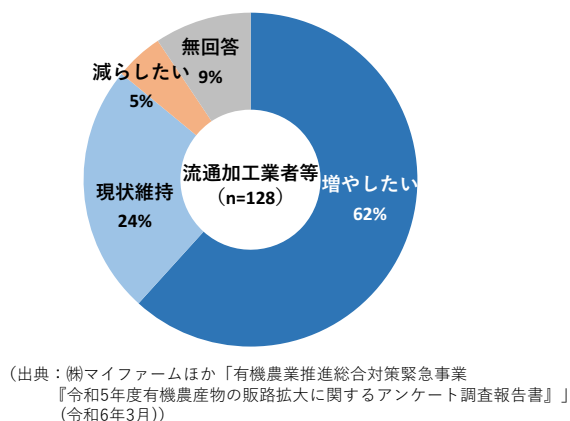
また、広域の調製施設の整備など共同化・分業化の仕組みづくりや契約取引の拡大に向けた加工・業務用向けでの販路確保、計画出荷などの取組を進めていきます。

(5) 有機農業の拡大

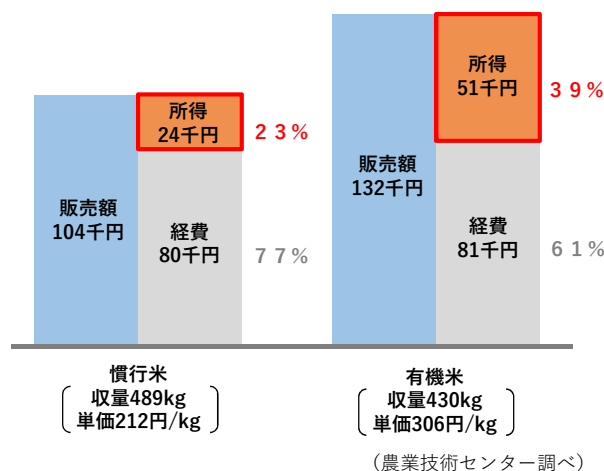
1. 取組の必要性（背景）

- 食に対する安全・安心のニーズが一層高まる中で、環境保全にも配慮した有機農業に対する需要は、今後も更なる伸びが確実に見込まれています。
- 有機農業は契約販売等により、安定した収益が確保でき、高騰する化学肥料や農薬の使用も抑えることができるため、全国的に取組が拡大しています。
- 特に有機米については、近年の資材高騰を踏まえ、米の収益性の向上に向けて取組が拡大しており、10haを超える大規模な生産も始まりました。一方、更なる規模拡大に向けた課題として、多くの生産者が乾燥・調製を自前で行っていることや、慣行栽培からの転換に新たな設備投資などが必要であることから、今後は、機械や施設の共同化等の取り組みやすい環境づくりが必要です。
- また、有機野菜については、比較的生産し易い葉物野菜を中心に生産されてきましたが、全国的に有機野菜の生産が拡大した結果、葉物野菜が飽和状態となりつつあります。
一方、小売店からは葉物野菜以外の果菜類、根菜類の生産を求められており、こうした品目の生産技術の確立と生産拡大に向けた産地づくりを進めていく必要があります。

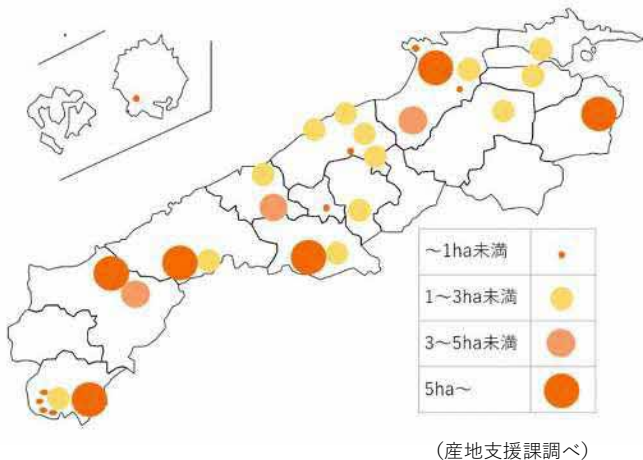
■全国の流通加工業者等における今後の有機農産物等の取扱意向（回答数128）



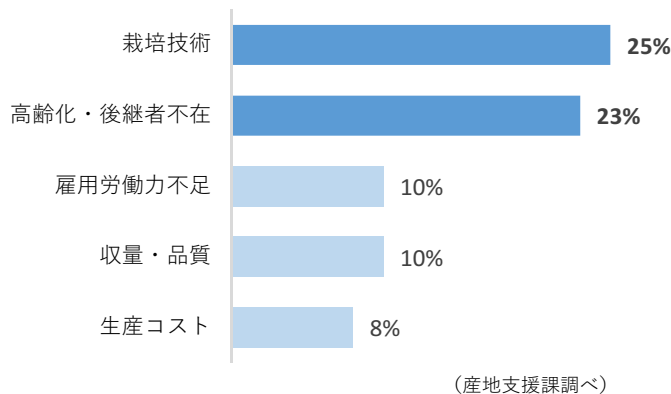
■有機米と慣行米の収益性（10a当たり）（R5）



■有機米の規模別有機JAS認証事業者分布（R5）



■有機JAS認証取得者(野菜)の栽培面での主な課題（R5：回答数73※複数回答）



2. 5年後の目指す姿

- 有機JAS認証ほ場の耕地面積に占める割合1.5%以上を達成（R5：0.79%）
＜参考指標＞
・有機JAS認証面積285ha（R5）から550ha（R11）に拡大

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) マーケットインの視点での有機農産物の生産

有機農業の推進にあたっては、有機農業に取り組む生産者の経営が成り立つようにしていくことが重要であり、マーケットインの視点で県産有機農産物の価値を評価していただける実需者との取引の拡大を進めていきます。

産地づくりに向けたPRや販売促進、県産品へのアドバイスなどに協力いただける「パートナーシップ連携協定」締結企業などと連携し、実需者ニーズや流通事業者の情報を把握し、求められる品目等が生産現場で栽培できるよう、生産から販売までの一体的な取組を強化します。

首都圏への販路拡大にあたっては、荷物の集約化等により、物流コストの低減の取組を支援します。

また、第三者機関が認証し「有機」の表示ができ、消費者や実需者に強い訴求力のある「有機JAS認証」の取得を継続して支援します。



〈販路の確保・拡大に向けて
実需者の産地訪問の実施〉

(2) 有機農業の産地形成

有機農業の生産拡大に向けて産地づくりの拡大に取り組みます。

有機米では、米卸等から求められるロットを確保するため、専用品苗の供給体制や除草機械の共同利用、乾燥調製施設の整備などに加え、品種による作期分散や追肥の省力化技術の導入などにより、すでに取り組んでいる農業者の規模拡大や新規栽培者の確保を進めます。

有機野菜では、小売店等から求められる果菜類や根菜類の導入・拡大を進めるため、地域に適した品種や作型を検討し、栽培技術の確立に取り組み、早期の普及を図るとともに、作業の省力化や規模拡大に向けて、機械化体系の確立や調製作業の共同化など、地域での仕組みづくりを支援します。



〈有機農産物に表示できる
「有機JASマーク」〉

(3) 有機農業の担い手の確保・育成

有機農業の産地形成に向けて、新たな担い手の確保を加速化するため、有機栽培の実証など試行的な取組や、機械レンタルの仕組みづくりなど、慣行栽培からの転換を促す地域での取組を支援し、農業者が安心して有機農業に取り組める環境を整備します。

産地の将来の担い手となる就農希望者が着実に就農し、早期に経営の安定化が図られるよう、就農パッケージの作成や新規就農者の育成に理解のある農業法人等と連携して行う研修など、市町村やJAなど関係機関と連携して、栽培技術と農業経営の支援を行うサポート体制を整えます。



〈実需者ニーズの高い品目
(ブロッコリー)の導入〉

(4) 有機栽培における生産安定技術の確立・普及

収益確保に向けて、慣行栽培の8割以上の反収が確保できる栽培技術の確立・普及を図ります。

米では、新規栽培者や経験の浅い農業者等を対象に、有機栽培で課題となる除草対策や水管理などの技術指導を徹底します。

野菜では、果菜類や根菜類などの産地化を進める生産者を対象に、育苗技術や病害虫対策、排水対策などの技術指導を徹底します。



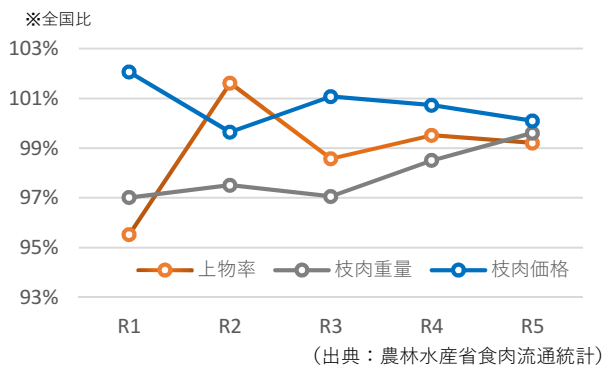
〈研修会による有機栽培
技術の習得〉

（６）肉用牛生産の拡大

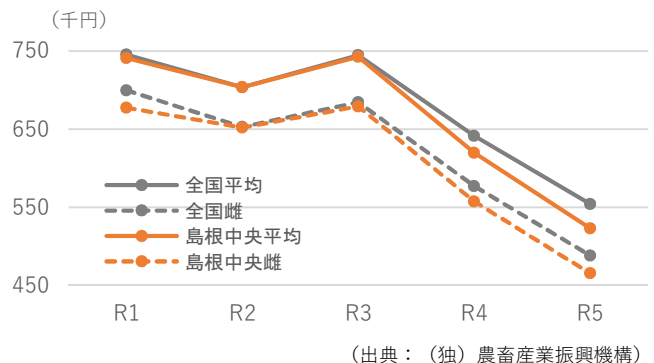
1. 取組の必要性（背景）

- 第1期計画では、優れた子牛を作っていくために繁殖雌牛の能力の向上や大型農場と連携した種雄牛造成などに取り組み、鹿児島全共での肉質日本一の獲得やスーパー種雄牛「暁之藤」の造成などの成果を得ることができました。産地間競争を勝ち抜き持続的に発展していくためには、消費者ニーズを先取りしながら肉用牛の改良を一層進めて行く必要があります。
- 雌牛の肉質能力の改良が進んだこともあり、枝肉価格は全国平均以上を達成しましたが、子牛価格、とりわけ雌子牛の価格がまだ劣っています。肥育用に仕向けられる雌子牛だけでなく、次世代の繁殖雌牛として評価される雌子牛づくりが重要です。
また、子牛価格の向上を図るためには、しまね和牛の認知度を更に高め、販路の拡大など需要を喚起することも重要です。
- 島根県は全国と比べても飼育規模10頭未満の畜産経営体の割合が大きく、後継者不在などの要因により農家戸数の減少が続いており、生産を拡大していくために、安定した経営を目指す繁殖専門農家を増やすことが重要であり、こうした担い手に絞って集中的に育成を進めていく必要があります。
- また、足腰の強い繁殖専門農家の育成には、島根県の強みである放牧や水田産粗飼料を有効に活用した「低コスト生産」がインセンティブとなります。輸入飼料の高騰を逆手にとりながら、畜産農家が主導する新たな耕畜連携の体制づくりに取り組む必要があります。

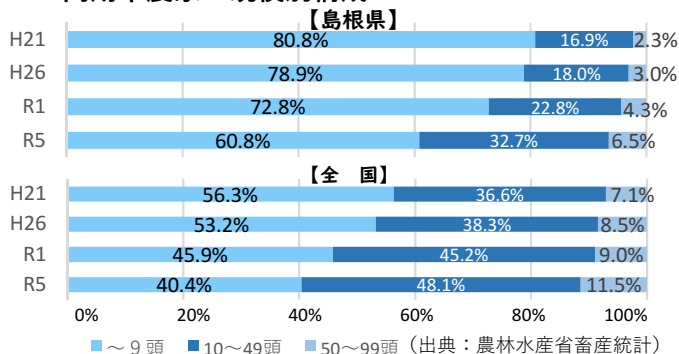
■ 枝肉成績の推移



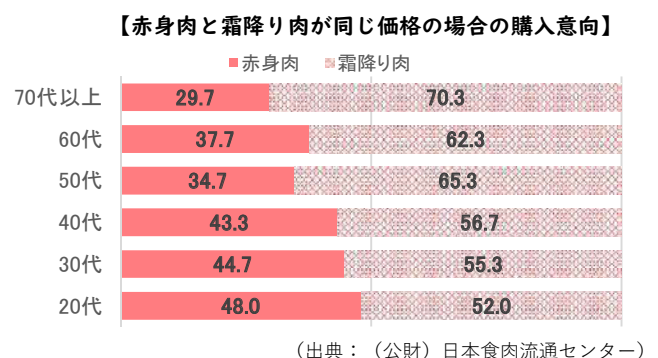
■ 子牛価格の推移



■ 肉用牛農家の規模別構成



■ 和牛肉のニーズ調査



2. 5年後の目指す姿

● 和牛子牛の年間生産頭数9,000頭を達成（R5：8,039頭）

< 参考指標 >

- ・ 繁殖を30頭以上飼養する農家戸数の増加（R5：63戸 ⇒ R11：90戸）
- ・ 雌子牛の取引価格を全国平均レベルに向上（R5：島根中央465千円 ⇔ 全国488千円）
- ・ 島根県産肉用牛の輸出の拡大（R5：330頭 ⇒ R11：800頭）

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 肉用牛の生産構造の転換

県内子牛市場に上場される子牛は、小規模繁殖農家産が太宗を占めてきましたが、高齢化等の影響で漸減しており、これまでは、この減少分を既存の繁殖主業農家や酪農家が生産を拡大することで補われてきました。

今後、上場頭数の減少を補い、先を見据えた改良を行うためには、県内の各地域に繁殖を主業で行う農家を育成することがポイントになります。小規模兼業農家の協力のもとで、30頭以上の繁殖主業経営を育成し、生産構造を転換していく必要があります。

(2) 牛肉の新たな評価指標の導入

これまでの“サシ”中心の評価から、オレイン酸含量など“美味しさ指標”による評価へシフトすることが見込まれます。島根県では、赤身と霜降りのバランス（小ザシ）が味や食感に影響することに着目し、県独自で新たな美味しさ評価指標を確立し、プレミアムブランドを立上げます。

BMS No.9		BMS No.12	
MUEA	47.8	MUEA	57.0
粗脂肪含量	59.5	粗脂肪含量	69.6
タンパク含量	9.4	タンパク含量	7.0
細かさ指数	2.06	細かさ指数	2.24
相対脂肪含有量	2.1	相対脂肪含有量	2.6

BMS No.9		BMS No.12	
MUEA	53.5	MUEA	55.9
粗脂肪含量	41.8	粗脂肪含量	49.9
タンパク含量	13.5	タンパク含量	11.4
細かさ指数	3.06	細かさ指数	3.69
相対脂肪含有量	-1.8	相対脂肪含有量	-2.0

〈A5等級の牛肉の比較〉

同じA5等級でも荒ザシ(上段)、小ザシ(下段)の違いで粗脂肪含量＝赤身肉の量が大きく違い、小ザシが美味しいと評価

(3) ニーズを先取りした種雄牛の造成

島根県では、令和6年に（一社）家畜改良事業団と「肉用牛の改良に関する包括的連携協定」を締結しました。

種雄牛の造成や改良技術の研究、人材育成等を連携して進めることで、新たな評価指標等を活用した次世代種雄牛の造成に取り組めます。



〈種雄牛「暁之藤」号〉

県内の大規模農場、事業団と連携して造成した肉質能力全国トップ（R6）の種雄牛

(4) 繁殖牛として評価される雌子牛の生産

島根県の課題である雌子牛の価格を向上させるため、繁殖素牛として評価される交配の推進や全国3例目となる牛伝染性リンパ腫フリーの雌子牛の上場を支援します。

また、繁殖能力を評価する技術の活用や能力の高い雌牛の導入を支援します。

(5) 県産肉用牛の認知度（販路）の拡大

県内の観光・飲食事業者との連携による県外消費者の認知度向上や、輸出やインバウンド対応による海外消費者への販路の拡大を推進します。

(6) 持続可能な生産体制

第1期計画の放牧に加え、安来市や大田市の畜産農家が主導する耕畜連携をモデルに、水田粗飼料に立脚した生産構造への転換を促進します。



〈食肉公社からの輸出〉

R6年より、島根県食肉公社からの県産肉用牛の定期輸出を開始

(7) 全国和牛能力共進会への出品対策

令和4年の鹿児島全共に続き、令和9年に開催される北海道全共で、肉牛の部門に加え、種牛の部門でも上位入賞することを目指し、出品希望者への支援を強化します。



〈鹿児島全共での上位入賞者〉

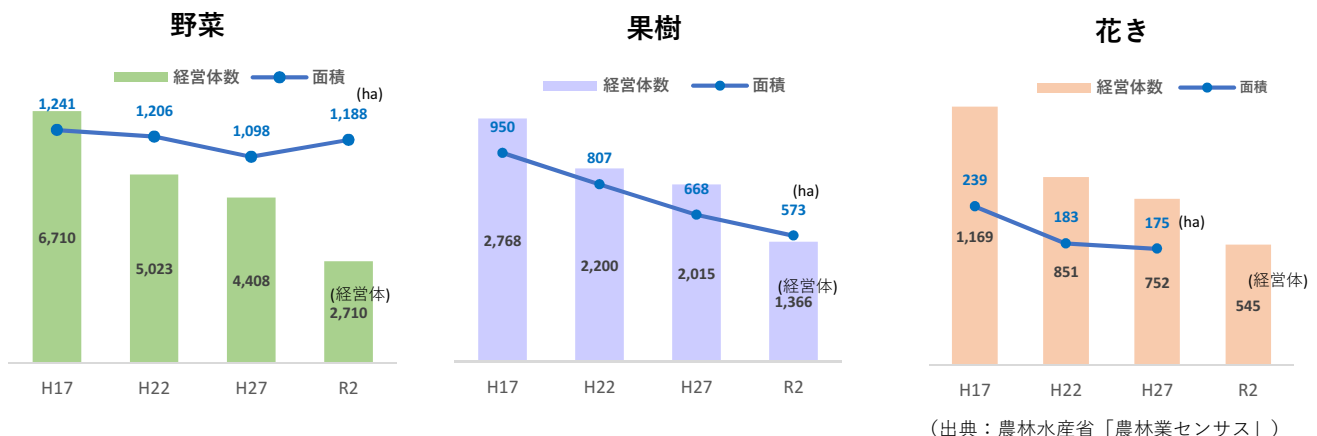
第6区総合評価肉牛群で1位、高校の部で4位を獲得

(7) 地域主導による産地の拡大

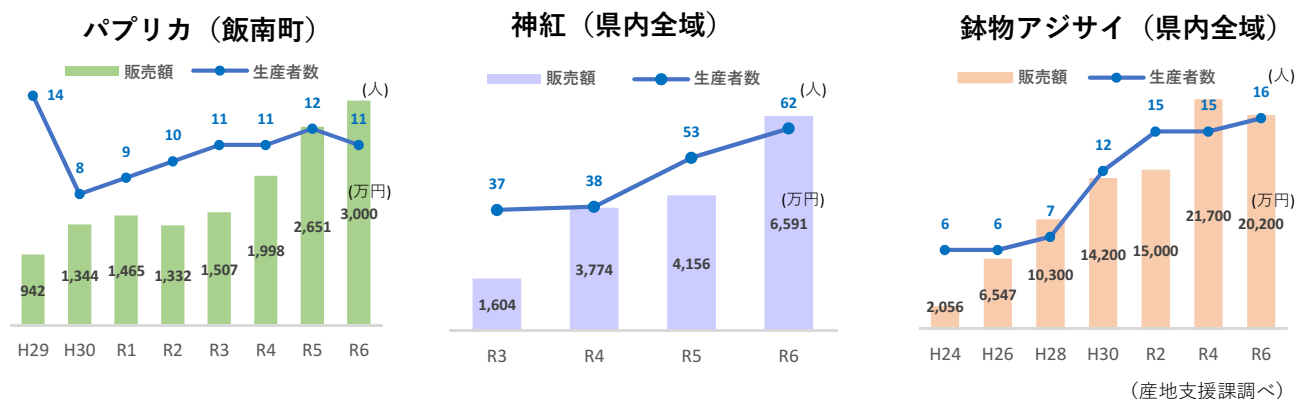
1. 取組の必要性（背景）

- これまで県内各地において、地域資源や環境等に応じた地域独自の品目栽培や産地形成が行われており、「作ったものを売る」というプロダクトアウトによる生産においては、既存生産者による生産量のアップにつながる設備投資や技術改善など生産に注力した取組が長年続けられてきましたが、結果として生産者の所得向上につながらず、担い手の確保もできないまま、産地自体が衰退し、競争力が十分に発揮できなくなっている産地があります。
- 県では、産地としての競争力を高めていくため、ターゲットとする販売先のニーズに対応した品目を生産・販売していくマーケットインの取組が重要であると考え、令和2年度からマーケットインの視点で策定された「産地ビジョン」の実現に向けた産地の取組を支援してきました。
- こうした取組の中で、産地としてのビジョンを明確に持ち、生産者自らが販売戦略、生産技術改善、新規就農者を含む生産者の確保等に取り組んできた産地は、確実に売上が向上し、産地規模が拡大しています。
- 県では、重点的に推進する水田園芸や有機農業等に限らない他品目に対しても、「産地ビジョン」に基づき、販売・生産技術改善、担い手確保等に生産者主体で取り組む産地に対して、関係機関との役割分担のもと、持続可能な産地づくりを支援します。

■経営体数と作付（栽培）面積の推移



■第1期計画で産地づくりに取り組んだ主要産地の取組状況



2. 5年後の目指す姿

- 地域主導の産地づくり（R7～11年度）による新規生産者を50人以上確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 地域資源を活かしたマーケットインの取組の推進

持続可能な産地づくりに向けて、1次加工や直接販売、海外への輸出、地産地消、未利用資源の活用など、ターゲットとするマーケットのニーズに対応した生産・販売や、取組は小さくても、地域の特色を活かしながら、新たな取組を行おうとする地域主導の産地づくりを支援します。

(2) マーケットインの視点での「産地ビジョン」づくりの推進

産地づくりのためには、マーケットインの取組により、どんな品目を作るか、どういう付加価値をつけるか、どういう売り方をするか、ということについてまず検討し、生産・販売の拡大や将来に向けて必要とする担い手の確保を中長期的な戦略をもって進めていくことが重要となります。このため、

「マーケットインの視点で、何を生産し、誰が、どのように販売していくか」

「将来に向けて産地に必要な担い手が何人必要で、誰が、どのように確保していくか」

「産地形成に必要な生産技術、しくみや施設・機械を誰が、どのように整備していくのか」

などを産地の中で、生産者、関係機関が議論し、総意のもとに策定される「産地ビジョン」づくりを支援します。

(3) 産地ビジョンの実現に向けた役割分担の明確化

策定された「産地ビジョン」の実現に向けては、

- ① 産地の生産額（販売額）が増加する
- ② 生産体制・担い手確保のための体制が構築される
- ③ 産地に新たな担い手（新規就農者等）が継続的に参入する

という3つの柱となる取組が必要となります。

これらの生産者の取組に対して、販路開拓や栽培技術指導、新規就農者確保対策、生産基盤の整備など、市町村・J A・県等の各関係機関の役割を明確にして産地づくりを支援します。



〈産地ビジョンづくりの様子〉

(4) 県役割

産地が主体的に策定した「産地ビジョン」に基づき、県として支援が必要な産地に対しては、マーケットインの視点で消費者や実需者のニーズに対応した生産が進められるよう、以下の支援を行います。

- ・産地づくりに必要な生産技術の向上のための試験研究や現場指導
- ・産地を担う中核的な担い手の経営改善の支援
- ・就農パッケージや就農相談による新規就農者の確保や就農支援
- ・販路の確保・拡大のための販売活動の側面的支援
- ・モデル性のある産地に対するソフト・ハード事業による支援（国事業・県単事業等）



〈販路拡大活動の様子（市場における予約販売）〉



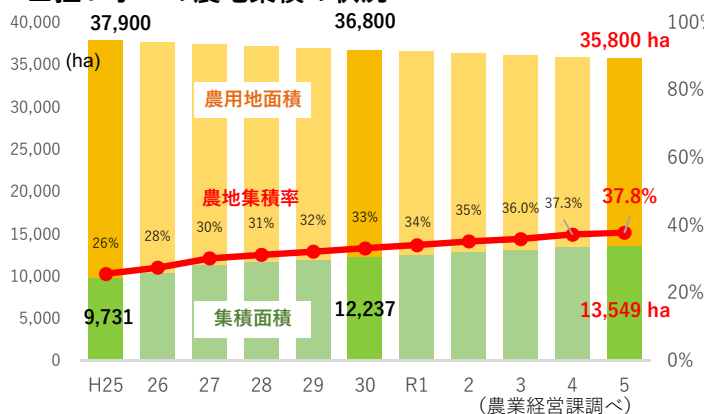
〈就農パッケージ例〉

(8) 生産性の高い米づくりの確立

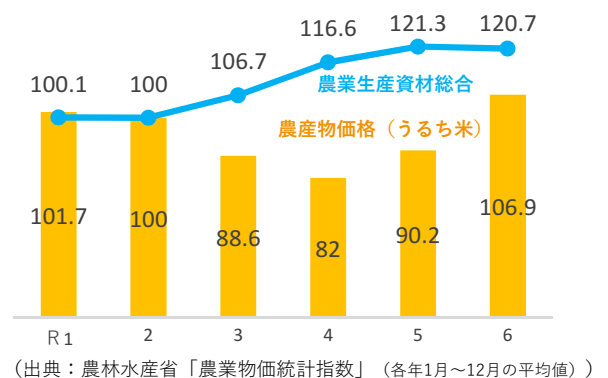
1. 取組の必要性（背景）

- 米(主食用米)は、島根県の農作物作付面積の6割を占める基幹品目であり、農業経営だけでなく、農村環境の維持にとっても重要です。
- しかしながら、全国の主食用米の需要量は、ここ数年毎年約10万トン(1%以上)減少し米価はこの30年で約40%下落しています。令和6年度は様々な要因が重なり米価が高騰しましたが、今後、日本全体で人口減少が加速することが見込まれており、需要の減少から更なる米価の下落も懸念されるなど、島根県の米づくりは決して楽観視できるものではありません。
- また、小規模農家を中心に、低い収益性や生産者の高齢化による後継者不足等により、生産が縮小しています。さらに近年は、気候変動等による収量・品質の低下、資材価格の高騰、労働力不足など、稲作経営の環境が厳しくなっており、島根の米づくりの大宗がそれ乗り越えていけるようにしなければ、島根県の農業、農村の存続自体が危ぶまれる事態にもなりかねません。
- そのためには、需要やマーケットニーズに対応した産地ごとの創意工夫を前提としつつ、担い手に農地の集積を図り、それら担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換を進めながら、米の生産そのものについても、気候変動や労働力不足に対応した先進技術の導入や品種選択などにより一層の生産性向上を図り、強靱な経営体質の確立を目指す必要があります。

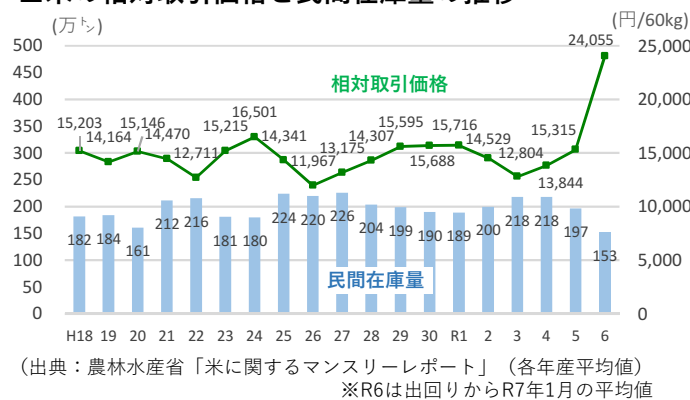
■担い手への農地集積の状況



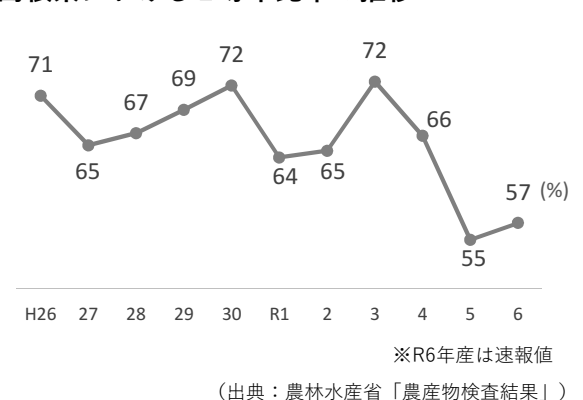
■農家販売価格と農業生産資材総合の推移
※R2年を100とした指数



■米の相対取引価格と民間在庫量の推移



■島根県における1等米比率の推移



2. 5年後の目指す姿

- 県内の主食用米の生産面積のうち、担い手の米づくりシェアを3分の2以上にする (R5：47%)
- 収益性向上に意欲のある担い手が主食用米の単収520kg/10aを達成 (R5：450kg/10a)
- 収益性向上に意欲のある担い手が主食用米の1等米比率80%を達成 (R5：66%)

3. 今後の取組の概要とポイント

○ 取組の方向性

第1期計画では担い手への農地の集積・集約化を図り、低コスト化技術を導入したコスト低減による経営体質の強化を目指し、活動を展開してきました。

しかし、物価高騰や気候変動など、担い手の経営を取り巻く環境が厳しくなる中、反収や品質、作業効率などの生産性を向上させ、利益を確保することが経営安定のために必要です。

このため、これらの取組を重点的に進めます。

(1) 担い手への農地の集積・集約

島根県の農業・農村の維持・発展には、担い手の経営安定・拡大が必要です。集落営農法人、稲作を主とする法人、稲作を主とする経営面積10ha以上の認定農業者を担い手に位置付け、「早期に30ha以上の経営規模が確保」できるよう地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化や、経営基盤の強化を進めます。

(2) 生産性の向上

生産コスト削減や労力不足への対策を目的とした省力化・低コスト化技術の導入推進に加え、生産性向上のため、肥培管理の徹底や、収量性や品質に優れた「きぬむすめ」等への品種転換を推進し、担い手の収益確保を支援します。

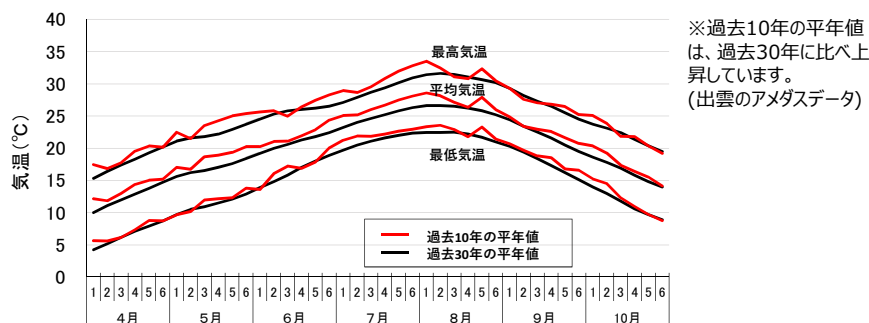
また、消費者等と結びついた特色ある米の安定的な生産対策や販路確保対策、業務用実需者と結びついた多収穫米の導入など、担い手経営の安定につながる取組を進めます。

(3) 気候変動等への対応

温暖化の影響により、米づくり期間中の気温が急激に上昇しており、著しく米の品質が低下し、担い手の収益性が悪化しています。

このため、気候変動に対応した生産安定技術の徹底や高温登熟性に劣るコシヒカリからの品種転換（つきあかり、つや姫、きぬむすめ）、高温登熟性に優れた新品種の育成・普及に取り組みます。

また、気候変動に伴って、新たな病害虫の発生リスクも高まっており、全国の発生情報の収集に努め、農業団体と連携し、迅速な対応ができる体制を構築します。



(4) 水田を有効に活用した経営安定の推進

収益性の高い米づくりの取組を推進しつつ、担い手の経営規模や労働力、地域の生産体制等に応じて、戦略作物（麦・大豆、飼料作物、飼料用米、稲発酵粗飼料等）や水田園芸品目等を組み入れた水田の活用提案や当該作物の安定生産に取り組み、担い手の経営の安定化を図ります。



〈機械除草による省力・低コスト化〉



〈高温による品質低下〉



※イネカメムシ
全国や島根県で発生が急速に拡大している害虫

〈気候変動による新たな病害虫の多発〉



〈稲発酵粗飼料による水田の有効活用〉

(9) 地域農業の維持・発展

1. 取組の必要性（背景）

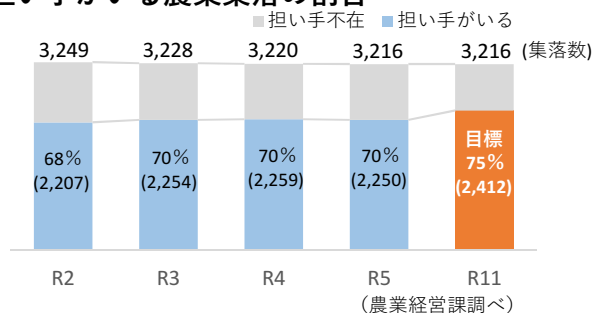
- 生産者の高齢化等により農家数が急激に減少する中、多くの集落で担い手やその後継者を確保できず、農業生産の減少だけでなく、農地の荒廃や農村生活環境の悪化が懸念されます。
- これまで担い手不在集落の解消に取り組んできましたが、近隣の担い手のカバーや集落営農組織の設立などにより解消が進む一方、新たに担い手不在集落となる集落も出てきています。
- 一方で、これまで担い手不在集落が解消された事例を検証すると、その多くが、担い手不在集落を含めた広域的なエリアで営農維持などの取組を実践していることがわかりました。
このため、R5年度から始まった地域計画においても、集落を越えた広域的なエリアで将来の農地利用の姿を地図化し、それを実行する取組が進んでおり、このエリアを基本としながら、地域農業の維持を図っていく必要があります。
- また、条件不利地の多い本県の農業は、担い手に加えて、それ以外の農地の受け手や、集落営農のオペレーターとなる人材、畦畔管理等の地域の共同活動に参加する人材などが、協力・分担して取り組むことで成り立っていることから、地域の営農維持を進めていくには、こうした人材の確保を進めていくことが必要です。
- 今後は、地域計画の取組をベースとしながら、担い手不在集落も含めたより広域的なエリアで、地域の営農維持のための取組や、地域が必要とする農業人材の確保について検討を進め、担い手不在集落の解消や発生抑制を進めていきます。

■県の取組による広域での担い手不在解消の状況
(R5末累計)

	集落営農設立	近隣担い手連携	定年帰農等確保	合計
不在解消集落	26	37	16	79
単独集落の取組による解消	4	—	8	12 (15%)
複数集落の取組による解消	22	37	8	67 (85%)

(農業経営課調べ)

■担い手がいる農業集落の割合

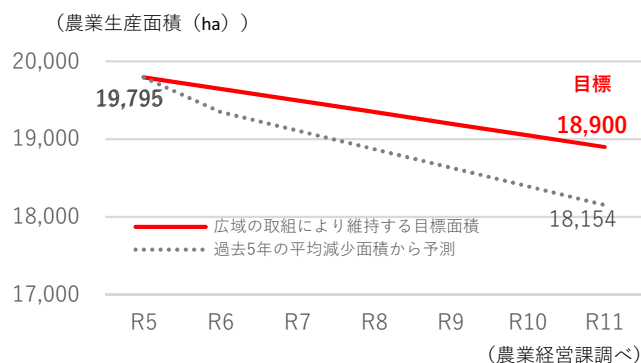


■地域計画策定予定数(R6年11月時点)

(単位：地区)			
松江市	76	雲南市	25
浜田市	68	奥出雲町	9
出雲市	28	飯南町	15
益田市	28	川本町	2
大田市	63	美郷町	13
安来市	20	邑南町	17
江津市	9	津和野町	9
		吉賀町	5
		海士町	1
		西ノ島町	1
		知夫村	1
		隠岐の島町	21
		島根県計	411

(農業経営課調べ)

■農業生産面積（水田）の減少予測と目標面積



2. 5年後の目指す姿

- 10年後に農業集落の80%で担い手がいることを目指し、5年後に75%で担い手がいる (R5：70%)
- 地域の農業生産面積（水田）18,900haを確保する (R5：19,795ha)
- 58地区が多様な農業人材の確保に取り組み、営農維持を実践している
⇒ 広域での営農維持の体制づくりに取り組む地域数 (R5：5地区)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 広域で営農維持や多様な農業人材確保に取り組む体制づくり

担い手不在集落を含めた広域的なエリアで、地域の担い手や日本型直接支払制度に取り組む農業者、地域住民等が参加して、地域ビジョンや地域計画見直しの検討を進めるとともに、その場に、県や関係機関が参加して、担い手への農地の集積・集約化をはじめ、地域の営農維持や、多様な農業人材の確保などの取組を提案します。

また、地域ビジョンや地域計画の実現に向けた地域の実践活動を伴走支援し、地域全体で営農を維持する体制づくりを進めます。

①地域の営農維持のための取組

ア 広域での作業受委託体制づくり

担い手だけでなく、日本型直接支払制度の協定組織や、地域の農業者を含めて、地域全体の営農をサポートする取組として、例えばドローン防除など、広域での作業受委託の体制づくりを進めます。

イ 地域の農業者による担い手のサポート

地域の営農維持に向けて、担い手が広域で農地を引き受けやすくしていくため、日本型直接支払制度も活用しながら、地権者等が、畦畔や水路の維持管理などを協力・分担して行い、担い手の経営を補完する取組などを進めます。

②地域が必要とする多様な農業人材の確保

ア 農地の受け手となる中規模農業者の確保・育成

県全体では、経営が成り立つ規模である、経営面積5ha以上の経営体の経営耕地面積が増えていることから、こうした農地の受け手となる農業者として、定年帰農者や、親からの経営継承により専門的な農業を目指す者など、中規模農業者の規模拡大を支援します。

イ 地域の営農維持に必要な多様な農業人材の確保

地域で営農維持の取組を進めるには、作業受託のオペレーターや、日本型直接支払制度の事務担当などの人材が必要になることから、特定地域づくり事業協同組合の活用や、自営農業又は集落営農組織への参加との組み合わせなど、多様な形で地域農業に関わる人材の確保を進めます。

(2) 営農維持のベースとなる日本型直接支払制度の取組推進

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による地域の共同活動は、県内の農地面積の6割をカバーしており、今後も、担い手不在集落を含めた広域的なエリアで地域の農業・農地の維持を進めていく上で不可欠な取組であるため、第1期計画から継続して営農維持のベースとなる日本型直接支払制度の取組を進めていきます。

(3) 地域農業を維持するためのきめ細やかな基盤整備の促進

中山間地域等の生産条件が不利な農地は、担い手等による農地の引き受けが進みにくいことから、地域計画に基づき、担い手不在集落の解消や発生抑制に取り組む中山間地域等において、担い手等への農地の集積・集約化が進むよう、市町村等が実施する基盤整備（農地耕作条件改善事業）に合わせて、事業費の地元負担分を県事業（県単農地集積促進事業）により軽減し、耕作条件の改善を促します。

< 広域的なエリアでの営農維持・多様な農業人材確保の取組フロー >

STEP① 広域的なエリアでの地域ビジョンや地域計画の話し合い



STEP② 地域ビジョンや地域計画の実現に向けた取組の実践

■地域ビジョン実現に向けた取組実践事例

▶地域の営農維持の取組例①

【広域でのドローン防除受託の体制づくり】

- 公民館エリアで集落営農組織と中山間直払協定の11組織が連携して農作業の受託会社を設立
- 地元の多様な人材をオペレーターに起用してドローン防除作業を受託し、地域の営農をサポート



▶多様な農業人材の確保例①

【地域と定年帰農者の協力による農地維持】

- 40代後半に会社を退職して帰郷し、他の担い手や地域の農業者と話し合いを重ねながら、複数の集落で農地を引き受け
- 今後の農地維持に向けて、地域の農業者と基盤整備も検討中



▶地域の営農維持の取組例②

【日本型直接支払制度を活用した畦畔草刈体制づくり】（草刈り支援隊の結成）

- 多面的機能支払エリアの15名で草刈り支援隊を結成し、9集落で高齢者等の草刈りを支援して地域の農地維持に貢献



▶多様な農業人材の確保例②

【半農半Xから地域の担い手へ】

- 田舎暮らしと有機農業の実践を目指して1ターン
- 少量多品目野菜と配送業の半農半Xで就農し、その後、先に就農した夫とともに農業専業となって地域農業をけん引



営農維持のベースとなる日本型直接支払制度（中山間・多面）の取組推進

- 日本型直接支払制度による地域の共同活動は、県内の農地面積の6割をカバーしており、今後も、担い手不在集落を含めた広域的なエリアで地域の農業・農地の維持を進めていく上で不可欠な取組

	R2	R3	R4	R5
農振農用地区域内の農地面積	40,406	39,964	39,909	39,850
日本型直接支払取組面積（重複除く）	24,976	24,950	25,032	25,109
カバー率	62%	62%	63%	63%



<中山間地域>



<地域の共同活動>



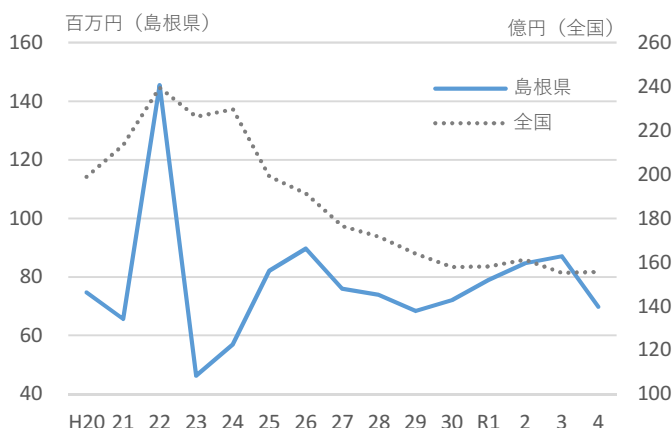
<農業体験>

(10) 鳥獣被害対策の推進

1. 取組の必要性（背景）

- 野生鳥獣による被害は、クマによる人的被害や、シカ等による森林被害など様々なものがありますが、鳥根県におけるもっとも大きな課題はイノシシによる農作物被害です。被害額はこの10年間7千万円前後で推移しています。
- また、イノシシ被害以外にも、中国山地におけるニホンジカ被害の拡大、県中央部を中心としたニホンザルの群れの発生、主として県西部におけるツキノワグマによる人的被害など、対策を怠れば、将来的に更に被害が拡大する可能性があります。
- 地域における鳥獣被害対策を担う新規狩猟免許保有者は、平成20年度以来の4,000人超となり着実に増加している状況ですが、新規免許取得者が鳥獣を捕獲する上で必要な実践的な捕獲技術を学ぶ機会が不足しており、有害捕獲に従事する人材確保と捕獲を安定的に実施するための体制構築が課題となっています。
- 引き続き、農業者（地域・集落）を中心に関係者が連携して対策を進めるためにも、県が主体的な役割を担いつつ、これまで以上に市町村との連携を強化し、「地域計画」や「市町村被害防止計画」と連動した支援を実施していく必要があります。

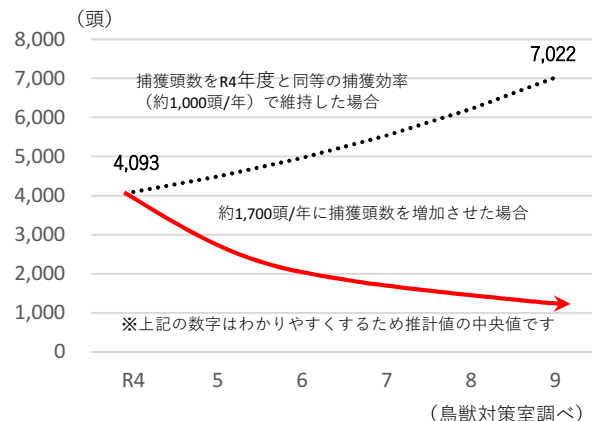
■野生鳥獣による農林作物被害額の推移



(出典：農林水産省「野生鳥獣被害調査」)

■ニホンジカの生息頭数予測と捕獲

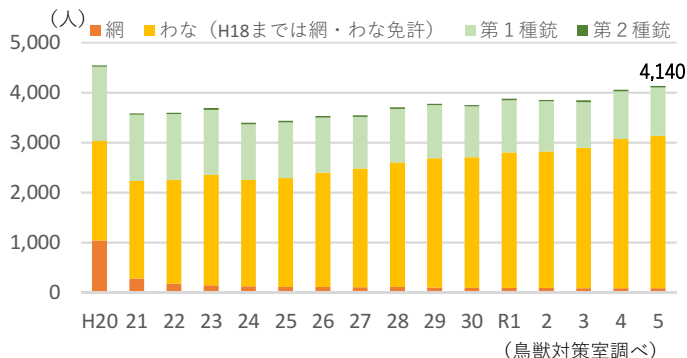
・生息頭数予測



※上記の数字はわかりやすくするため推計値の中央値です

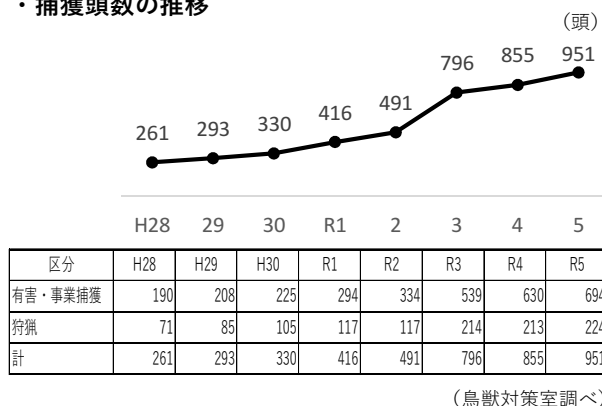
(鳥獣対策室調べ)

■狩猟免許保持者の推移



(鳥獣対策室調べ)

・捕獲頭数の推移



(鳥獣対策室調べ)

2. 5年後の目指す姿

- 農業生産の拡大や収益性の向上、地域農業の維持・発展の取組における鳥獣被害額をゼロ
- 中国山地におけるニホンジカの捕獲体制構築や広域的な捕獲の実施等により、被害額ゼロ
- 加害レベルの高いニホンザルの群れ（加害レベル5）をゼロ

※加害レベルとは、ニホンザルの群れの状況に応じてレベルを設定したもの

加害レベル5は、群れ全体が頻繁に出没し、生活環境被害が大きく、人身被害等の恐れがある状態

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の更なる推進

これまで、侵入防止柵の設置・管理、農地周辺の草刈りなどの「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進め、対策が浸透した地域では確実に被害減少につながっています。

今後は、県や市町村が行う水田園芸などの産地づくりや、中山間地域等における営農維持・発展の取組に併せ、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を重点的に進めます。



＜地域での鳥獣被害対策検討会＞

(2) 新たな鳥獣被害対策

- ① 中国山地のニホンジカによる農林業被害が増加していることから、各市町でシカ捕獲体制の構築を進め、シカ捕獲等の取組を推進してきました。

引き続き、関係市町でのシカ捕獲体制の構築を進めつつ、市町を跨ぐ広域的な捕獲などの取組を強化するなど、被害の発生・拡大を未然に防ぐ対策を進めます。

- ② ニホンザルについては、生息頭数や群れ数の増加により、農業被害や人身被害の発生が懸念されることから、追払いや防護柵の設置、群れの捕獲などの取組を、関係市町と連携して進めます。

- ③ ツキノワグマについては、人的被害が発生しないよう、これまで実施してきた放任果樹の撤去や防護柵の設置、県民の方への注意喚起などの取組を、引き続き市町と連携し実施します。

また、生息域や行動範囲の調査を実施し、出没場所や移動ルートを特定することで早期の注意喚起や出没抑制などにつなげる被害防止対策を強化します。

これに加え、市町や警察など関係者間の連携強化や専門人材の育成などの取組も推進します。

- ④ ノートリアやアライグマ等の特定外来種を含めた鳥獣被害が発生している市町村における捕獲や追払いなどの取組を支援し、被害の削減・根絶を目指します。



＜ワイヤーメッシュ柵の設置・維持管理研修会＞



＜中国山地で確認されたニホンジカによる角こすり被害＞

(3) 捕獲の担い手の確保・育成、体制の構築

- ① これまで、被害対策の中心となるべき農業者の狩猟免許取得を促し、新規免許取得者数は着実に増加しました。

引き続き、これまでの取組を推進するとともに、捕獲技術の向上を促す研修を充実し、地域での被害対策に貢献できる実践的な捕獲者の育成を進めるとともに、認定鳥獣捕獲等事業者など捕獲に従事する団体等の確保・育成も支援します。

- ② また、複数市町村による捕獲体制、農業者主体の捕獲隊の編成などにより、将来にわたり安定的に捕獲が維持できる体制の構築への取組を支援します。



＜ニホンザル捕獲に必要な囲いわな＞
(通称：地獄檻)

(4) 有害捕獲個体の処理に向けた体制整備

有害捕獲個体の処理については、ジビエ活用を含め、市町村の状況に応じた取組を進めていく必要があります。

そのため、捕獲個体の処理・活用の体制整備について、市町村と連携した取組を進めます。

- ① ジビエを含めた捕獲個体の有効活用方法の検討・調整
② 有害捕獲個体を簡易に埋設できる施設整備等への支援
③ 複数市町村の連携による個体処理や流通体制の確立



簡易施設

＜簡易に埋設できる施設＞

6 重点推進事項を進めるための取組

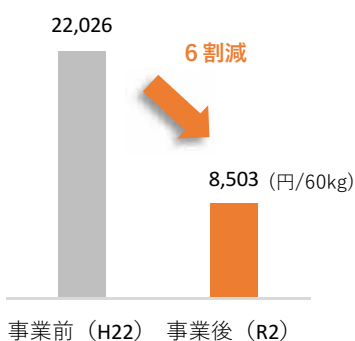
(1) 基盤整備の推進

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

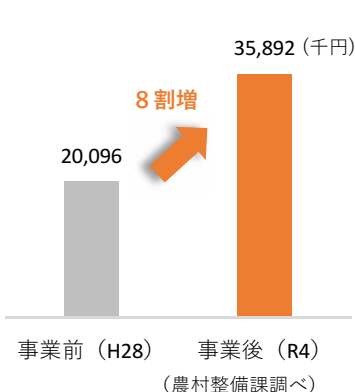
- 島根県の農地は小規模なほ場（30a未満：島根50%、全国32%）や未整備な湿田が多く、担い手への農地集積も低調（集積率：島根38%、全国60%）です。また、作付面積の6割を占める水稻の生産コストは全国平均に比べ2割程度高い状況です。
- このため、近年、ほ場整備に重点的に取り組んでおり（実施地区H27:5地区→R6:29地区）、水田園芸が導入され生産額が大幅に増加したり、米の生産コストが6割以上削減されるほか、集落営農法人の設立や規模拡大などの効果が見られます。
- 一方、今後も農業者の減少や高齢化が続く中、これまでの担い手不在集落の解消に加え、発生を抑制する必要があるほか、中山間地域では、畦畔除草と水管理が水稻作全体の労働時間の4割を占めるなど大きな負担となっており、少ない人手（担い手）で農業生産や農地等の管理ができる農地の整備を求める声が多くなっています。
- 近年、気候変動の影響による高温や少雨、豪雨の発生が増加し、水不足や湛水被害の頻発化・激甚化が懸念されています。一方で、県内の農業水利施設は老朽化が進行し、ポンプの故障やパイプラインの漏水などの事故が増加しており、気候変動の影響下においても、農業用水を安定供給し、農作物等の湛水被害等を防止する必要があります。
- こうした現状において、水田農業の生産性・収益性の向上や中核的な担い手への農地集積・集約化の促進、地域農業を支える担い手の確保・育成を進めるため、地域の実情（営農計画や農地等の管理方法、担い手の状況、水利施設の老朽化等）に応じ、ほ場整備や農業水利施設整備等の基盤整備を計画的に進めることが重要です。

■ほ場整備の効果（生産費の低減、収益性の向上、担い手確保）

(1) 米の生産コスト

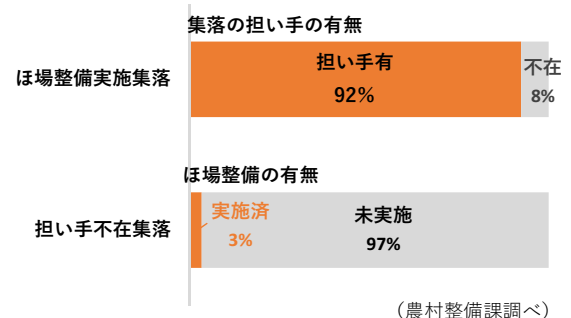


(2) 作物生産額

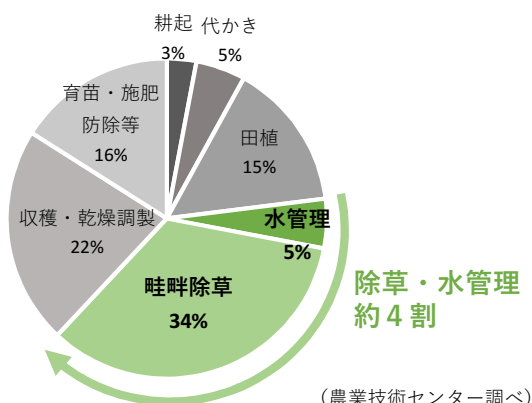


(3) 担い手確保

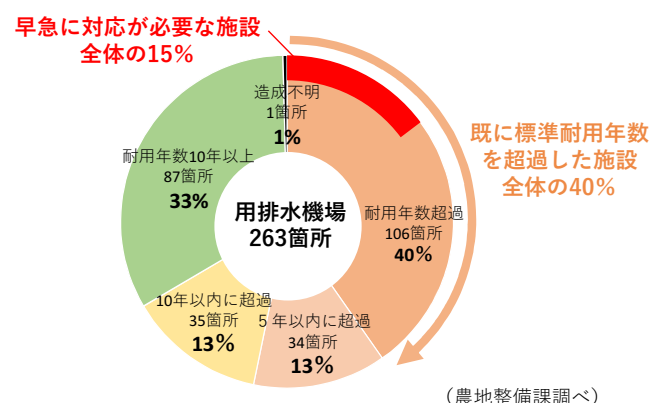
- ・ほ場整備を実施した集落のうち、9割以上が「担い手がいる」
- ・不在集落のうち、ほとんどが「ほ場整備未実施」



■水稻労働時間に占める「除草・水管理」の状況（中山間地域）（R1）



■用排水機場の耐用年数超過の状況（R5）



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 収益性の高い水田農業を展開するための大規模ほ場整備

大規模ほ場整備は、経営規模の拡大や米の生産コストの低減に加え、園芸作物や有機農業の導入・拡大などにより、地域の担い手が収益性の高い農業経営を実現するために不可欠です。

引き続き、ほ場整備事業による農地の大区画化や排水改良、水田の汎用化等の取組を重点的に推進します。



〈大区画に整備されたほ場〉

①水田園芸の導入・拡大

地域がマーケットインの視点を持ち、水田園芸（県推進6品目を中心に有機野菜などの他品目を含む）の導入・拡大を促進するため、安定した品質や収量を確保できる園芸に適したほ場の整備（排水対策や土壌改良等）を進めます。

〔参考〕ほ場整備地区の水田園芸の導入計画90ha(R6年度時点)



〈大型タマネギ収穫機により
収穫作業を効率化〉

②担い手への農地集積と生産コストの削減

基盤整備の実施は、集落営農組織の設立や法人化などの担い手の確保や農地集積の検討など地域農業の将来を考える上で大きな契機になります。

地域計画の話し合いなどに基づき、担い手の確保・育成や農地の集積・集約化を進めるとともに、水稻や園芸作物等の生産コストの低減のため、農地の大区画化や水管理の省力化等の基盤整備に取り組みます。

〔参考〕ほ場整備地区の農地集積目標 9割(R6年度時点)



〈中山間地域の小規模なほ場整備〉

(2) 地域農業を維持するためのきめ細かな基盤整備

市町村の地域計画をベースに担い手を確保し、担い手不在集落の解消や発生抑制に取り組む上で、中山間地域等の生産条件が不利な農地では、受け手の確保が難しいため、地域や担い手が必要とする基盤整備の実施が不可欠です。

こうした地域では、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備（小規模なほ場整備や水路整備等）の取組に合わせ、事業費の地元負担分を県事業（県単農地集積促進事業）により軽減します。



〈幅広畦畔上のトラクタによる畦畔除草〉

(3) 中山間地域の農作業等の省力化に対応する基盤整備

①畦畔除草の省力化

除草作業の機械化・省力化や安全性の向上のため、アーム式草刈機を装着したトラクタによる除草作業やリモコン草刈機の導入を前提とした畦畔等の整備（畦畔幅の拡幅、法面の緩勾配化等）をほ場整備に合わせ進めます。

〔参考〕畦畔除草を省力化する計画17地区（22経営体）(R6年度時点)



スマホで排水
ポンプを遠隔操作

〈用排水機場のICT化〉

②水管理や施設管理の省力化・ICT化

水管理や水路等の維持管理の省力化のため、開水路のパイプライン化、遠隔操作機能付の自動給排水栓などのスマート農業技術の導入等を推進します。

(4) 気候変動等に対応した農業水利施設の整備

気候変動の影響に対応するため、降雨規模の見直しや浸水対策を考慮した排水機場の整備、高温・少雨時においても効果的な灌水を可能にする自動給水栓や地下かんがいシステム等の整備に取り組みます。また、農業水利施設の管理省力化・長寿命化を図るため、ICT技術を活用した遠隔操作システムの導入、施設の集約化・再編等の取組を進めます。

ほ場整備等の取組

- ◆ ほ場を標準区画 1 haに大区画化し、地下水位制御システム（フォアス）の導入により排水性を大幅に改善することで、大型機械の導入や水管理の省力化を実現



- ◆ 暗渠排水整備等での排水性改善による水田汎用化により、園芸作物（アスパラガス）の導入が可能に
- ◆ JAがアスパラガスのリースハウスを整備し、集落営農法人の初期投資に係る費用を軽減



担い手の確保

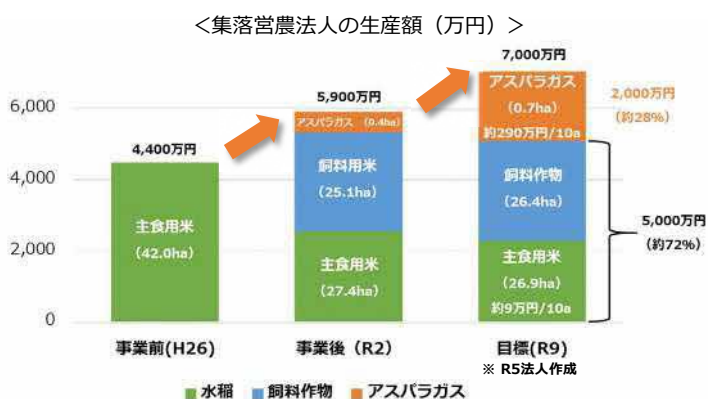
- ◆ ほ場整備を契機に集落営農法人を設立（構成員：約150人、約90戸）
- ◆ 農地中間管理機構を活用し、地区内の95%の農地を集積
- ◆ 耕起・代かきや収穫などの基幹作業は主にオペレーター3名（50代が中心、兼業）が担当
- ◆ 水稻の水管理は法人構成員で分担（約9ha/人程度）
- ◆ アスパラガスの収穫・出荷調製作業は女性組合員が担当
- ◆ 地域全体の草刈や農用地、農業用施設等の保全管理を多面的機能支払交付金の活動組織がサポート



ほ場整備後の農業生産の変化【効果】

収益性の向上

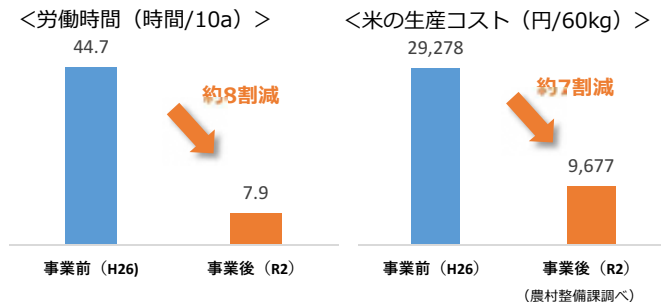
- ◆ 法人経営多角化の柱としてアスパラガスを生産（美味しまね認証[GAP]を取得）し、年約8百万円を販売今後、販売額2,000万円を目標（R9）
- ◆ 水稻からの営農転換により、収益性の向上と経営の安定化を実現



- ◆ 飼料米の栽培（約25ha）や、地域内で製造された家畜糞堆肥の活用により耕畜連携を実践

生産コストの削減

- ◆ 米づくりの労働時間を大幅に削減（約8割減）し、米の生産コストは、9,600円/60kg台を達成



- ◆ 主食米の収益率を約3割（R2全国平均24%（法人））確保し、法人の安定経営に寄与



- ◆ 今後、水稻の湛水直播栽培や農業機械の自動操舵の本格導入などにより更なる生産コストの削減を目指す



課題① 農業者の減少や高齢化により、少ない人手で農地等を管理

課題② 農業機械操作の熟練度により作業の効率や精度に格差がある

基盤整備に併せた先端技術の効果的な活用により解決

①畦畔除草の省力化

幅広(2.0m程度)畦畔の整備によりトラクタの走行、畦畔の緩勾配化(30度程度)によりリモコン草刈機の走行を可能とすることで、1人が作業する除草面積を拡大

オペレーターは、トラクタ内や平地等で作業ができるため、作業の安全性が向上

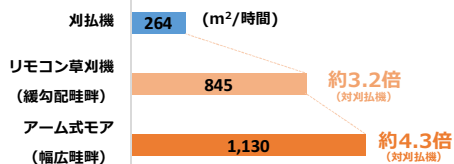


【アーム式モアによる機械除草】



【リモコン草刈機の走行状況】

< 1時間あたりの除草面積 >



(農業技術センター調べ)

②水管理の省力化

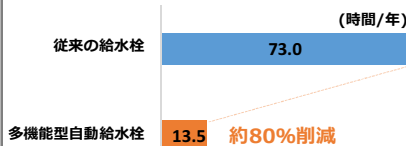
用水路のパイプライン化に合わせた、多機能型自動給水栓の導入により、ほ場へ行かずに、水位・水温の確認、給水栓の開閉が可能となることで、1人が水管理するほ場数を増加



【スマートフォンで遠隔で操作・管理できる多機能型自動給水栓】



< 水管理作業時間 >



(出典：農林水産省調べ)

③スマート農業

スマート農機の導入に適した区画規模(1ha以上)等での整備により、自動操舵技術の効果的・効率的な導入が可能

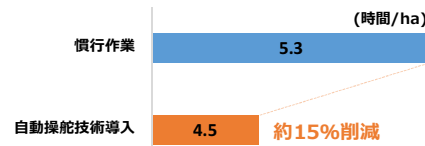
自動操舵技術の搭載により、作業の効率化が図れ、新規就農者でも熟練者並みのスムーズな機械操作を実現



【自動操舵トラクタによる播種作業】 【自動操舵技術を搭載したトラクタ】



< 耕起及び代かき作業時間 >



(農村整備課試算値)

施設の長寿命化とICT技術の導入

【西潟ノ内地区（松江市）事業期間：H30～R5】

◆耐用年数を超過した排水機場の更新整備に併せて、ICT技術を活用した監視・管理システムを導入



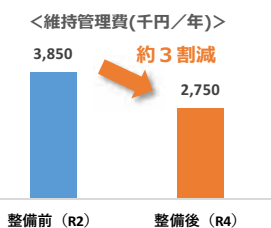
更新



排水機場の確認・操作状況



< 維持管理費(千円/年) >



(農地整備課調べ)

◆PCやスマホによる遠方監視や遠隔操作が可能となり、地域の担い手（法人）が効率的にポンプを運転操作これにより、従前の常駐管理人が不要となり、施設の維持管理費が約3割削減

◆事業を契機に担い手（法人、認定農業者）へ農地が集約されたことで、作業効率が向上

凡 〇：法人1
●：法人2
△：認定農業者
例 □：その他



施設の統廃合による維持管理節減

【湖岸北地区（出雲市）事業期間：R3～】

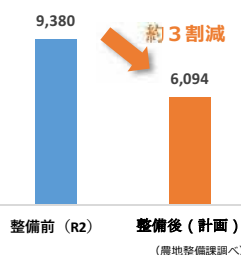
◆昭和40～60年代に造成された3つの排水機場の老朽化対策を契機に、既存施設を廃止し、新設する排水機場に能力を集約

◆3つの排水機場を廃止し、1箇所に集約することにより、施設の維持管理費を約3割軽減（計画）



【排水機場の位置図】

< 維持管理費(千円/年) >



(農地整備課調べ)

施設名	新設・廃止区分	維持管理費(千円)
新三分市排水機場	廃止	6,815
新左岸排水機場	廃止	2,500
島村排水機場	廃止	65
現況施設 合計		9,380
湖岸北排水機場	新設	6,094
軽減率		35%

湖岸北地区の効果算定資料より

◆排水機能を維持し、大豆、麦、たまねぎの県内最大の生産拠点の湛水被害を防止



大豆の収穫

大麦の収穫

(2) 美味しまね認証（GAP）を活用した経営改善

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- GAPの実践は、実需者や消費者の信頼性の確保に加え、農畜産物への異物混入防止や農薬の誤使用防止、農作業事故の防止など経営上のリスク対策や、肥料・農薬など生産資材の在庫管理による生産コストの削減、作付計画の見直しによる生産性の向上、作業手順の見直しによる作業効率の向上など農業経営を行う上での基本となる取組です。
- このため、農業の知識や経験が少ない新規就農者をはじめ、中核的な担い手、集落営農組織等のGAPの取組を推進します。
- また、水田園芸等において産地づくりに取り組む際にもリスク管理や品質管理を徹底し、産地の信頼性を高めていくことが重要であり、GAPを取得した産地では販売額が伸びている事例もあることから、引き続き、産地全体でのGAPの取組（団体認証）を推進します。

○GAPの取組例

■記録を生かした経営改善

- ・GAPは農薬の誤使用防止や農作業事故の防止など各種リスク対策に有効な取組
- ・栽培記録や収量、単価等の記録を基に次期作の品目や品種、作付時期、圃場選定、栽培方法等の見直しを行い、毎年この取組を繰り返すことで収量・品質等の向上やコスト削減等の経営改善を実現

■分析に基づく栽培管理

- ・土壌分析に基づいた適正な施肥を行うことで、施肥量の節減と収量・品質等が向上し、収入の安定化やコスト削減などの経営改善を実現

■安全な農産物の出荷

- ・農薬の誤使用防止の徹底
- ・前年の病虫害発生状況や農薬使用履歴を参考に適正な農薬使用計画を作成し、病虫害の発生を抑制

■労務管理の見直し

- ・作業時間・作業量の分析を行い、時間当たりの作業量の目安を従業員に伝え、作業時間の短縮と作業の平準化を実現

■コストの削減

- ・肥料・農薬等の生産資材の在庫管理を徹底することにより、コスト削減を実現



〈農薬使用簿の記録〉



〈栽培等の記録〉



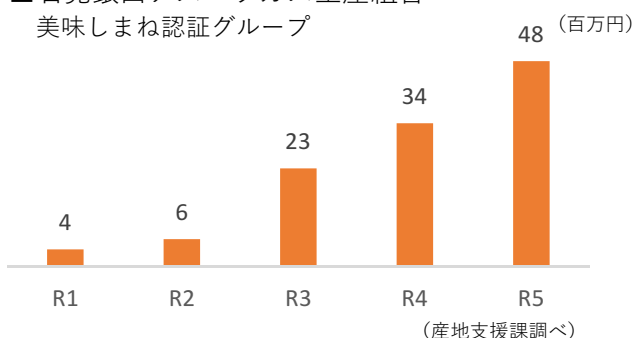
〈生産計画書の作成〉



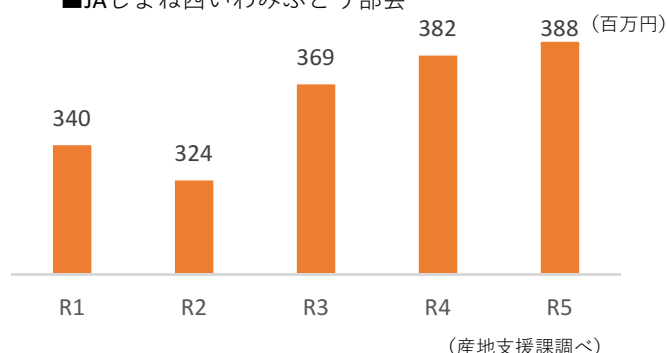
〈土壌分析〉

○団体認証に取り組んでいる産地の例（販売額の推移）

■石見銀山アスパラガス生産組合 美味しまね認証グループ



■JAしまね西いわみぶどう部会



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) G A Pの取組による担い手の経営改善

認定新規就農者や認定農業者、集落営農法人等の担い手に対して、G A Pに取り組む意義や必要性が十分に理解されるよう、G A Pの基本的な実践内容に加え、

- ・肥料や農薬など生産資材の在庫管理によるコスト低減
- ・栽培管理記録等に基づく作付計画の見直しによる収量・品質の向上
- ・作業時間と作業量の分析による作業時間の短縮と作業の平準化の実現

など経営改善につながる事例の紹介や、事務の負担軽減を図るための記録用アプリの活用等、各農業者の経営課題に応じた指導を行います。



〈しまねっこコラボ認証マーク〉



〈認証品目例〉



〈G A Pの取組事例〉

(2) 団体認証による水田園芸等の産地育成

団体認証は産地全体でのリスク管理を行うことが可能になるとともに、個々の農業者が同一の生産工程管理を行うことで産地全体の品質管理を統一できることから、産地の信頼性を高め、販路拡大につなげていくことが可能になります。

このため、産地全体を対象とした研修会の開催やマニュアルの作成、事務局の負担軽減等により、産地での団体認証の取組を支援します。



〈団体認証を取得した品目例〉

(3) 指導体制の強化

研修会の開催等により県・J A等のG A P指導員を育成し認証取得を支援するとともに、研修ではG A Pの意義・必要性が理解される指導方法やG A Pを通じて経営改善につながった事例紹介など実践的な内容を充実させ、指導を強化します。



〈研修会の様子〉

(4) 販路拡大による経営改善の実現

G A P生産者協会によるフェアの開催や、スーパー等小売店での販売コーナーの設置など、美味しまね認証農産物に対する認知度が向上し、取扱いも拡大しています。

引き続き、農業経営の改善に向けて美味しまね農産物の販路確保を図るため、県内外の流通・販売業者等へ新規取扱いを促進するとともに、既に取扱いが始まっている県外のパートナー企業や県内のサポーター企業に対しては連携を強化し、美味しまね認証農産物の取扱い拡大を進めます。



〈イベント販売の様子〉

美味しまね認証の紹介動画はこちら 

美味しまね認証とは



生産者の取組紹介



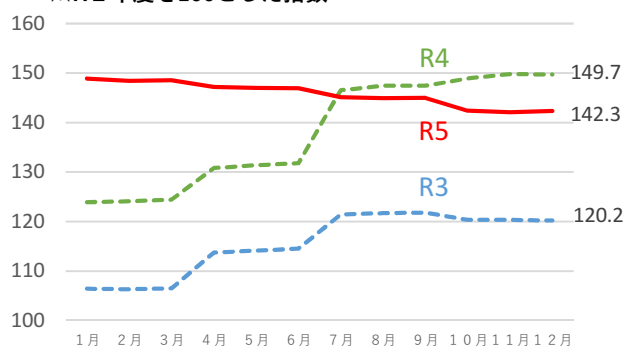
(3) 耕畜連携の推進

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 持続可能な農業・農村を実現していくために、「水田園芸の拡大」や「有機農業の拡大」、「生産性の高い米づくりの確立」、「肉用牛生産の拡大」などの取組を重点的に推進していますが、コロナ禍以降、国際情勢の変化や円安により、輸入に頼る肥料や飼料など農業資材の価格が高止まりし、農業経営を継続していく上でのリスク要因として顕在化しました。
- これらのリスクを回避するためには、県内で発生する家畜ふん堆肥を有効に利用して水田園芸や有機農業、稲作に取り組むとともに、水田を活用して飼料作物を生産し、家畜に給与する耕畜連携の取組がこれまでも増して重要になります。
- これまでの取組では、堆肥を使い、飼料を生産する耕種農家は県の東部に多い一方で、飼料を給与し、堆肥を生産する畜産農家は県西部に多いという需要と供給にミスマッチがあること、堆肥と飼料の品質がそれぞれのニーズを満たさないものがあること、輸入品の価格が低下した場合に需要が減少する可能性があることなどの課題がありました。
- その中でも、安来や大田地域では、畜産農家が水田飼料の生産・収穫、堆肥の散布にも積極的に関わることで、品質が保たれ、耕種農家と畜産農家の双方が納得する価格での取引が資材高騰前より継続されており、これらの取組を県内に横展開することが課題解決の一助になると考えます。
- また、規模の大きい耕種農家と畜産農家が中心となって堆肥と飼料を相互に取引する取組の拡大を支援するとともに、耕畜連携によって生産された農畜産物をSDGs 産品として付加価値をつけて販売する取組を推進することで、平常時にも収益性が確保され、持続できる耕畜連携の取組を拡大していく必要があります。

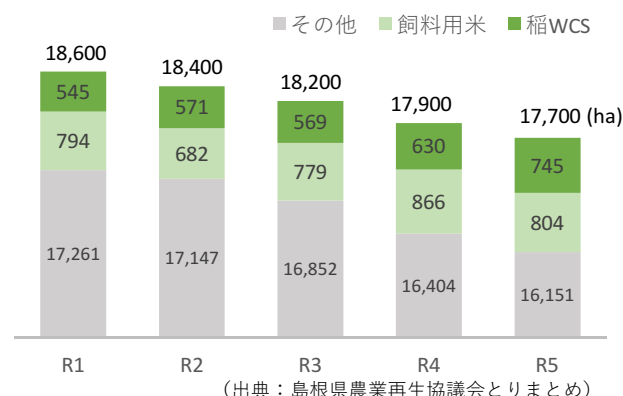
■ 農業物価指数（飼料）の推移

※ R2 年度を100とした指数



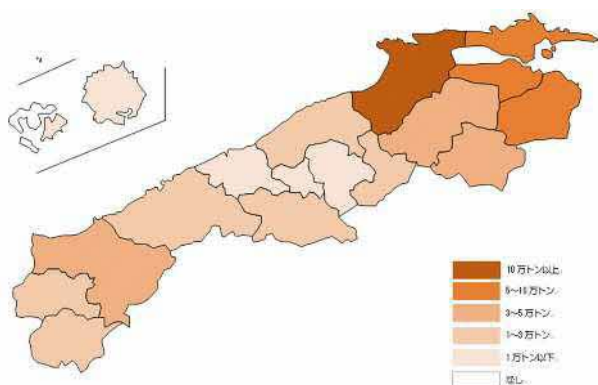
(出典：農林水産省「農業物価統計調査」)

■ 水稲と飼料用途米の作付面積の推移



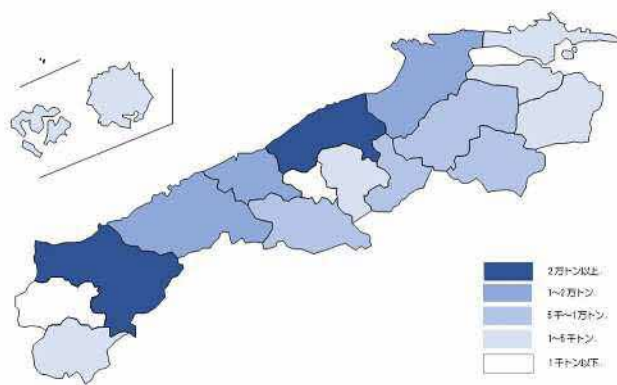
(出典：島根県農業再生協議会とりまとめ)

■ 家畜ふん堆肥の潜在的需要の分布（耕種農家）



(R4市町村別農業産出額から畜産課試算)

■ 家畜ふん堆肥の生産分布（畜産農家）



(R4市町村別家畜飼養状況から畜産課試算)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 耕畜農家の連携強化

県産粗飼料のさらなる利用拡大・定着のためには、「粗飼料の品質・収量の向上・安定化」と「耕種農家と畜産農家の信頼関係の構築」、「流通コストの低減」がポイントです。

そのため、畜産農家が①耕種農家任せにするのではなく、粗飼料の生産・収穫・調整に関する知見・技術を高め、生産工程に一定の役割・責任を果たし、②（耕種側の協力も得て）流通（物流・保管）の合理化に取り組むことを推進します。



〈稲WCS収穫研修会〉

(2) 水田飼料の生産性・品質の向上

耕畜連携の取組を拡大するために、耕種農家が畜産農家と積極的に関わりを持ち、求められる製品づくり（品質と量）に努めるとともに、単位面積当たりの収益性を向上させることがポイントになります。

そのため、耕種農家と畜産農家の連携機会を設け、栽培管理や収穫調製方法の研鑽等を通じ、良質飼料生産への意識向上を促すとともに、優良専用品種の導入等を進めます。

酪農経営体から需要の高いトウモロコシや水稻裏作に対応した秋冬飼料作物の栽培などの拡大を目指し、県内の栽培条件に適した優良飼料品種や生産調製技術の実証試験などの取組を進めます。



〈トウモロコシ収穫作業〉

(3) 広域流通を支援する体制づくり

耕畜連携は市町村の範囲内での取組がほとんどですが、耕種と畜産の経営者が双方の経営的メリットを増大させるために、従来の範囲を超えた広域的な取引は今後増えていくものと考えられます。

耕畜双方の経営者が直接又は地域農業再生協議会等を介して交渉し、新たな取引関係を築き、広域流通を図るモデル的・試行的な取組を後押しし、自律的で持続可能な体制づくりを支援します。



〈大型トラックによる広域輸送(参考画像)〉

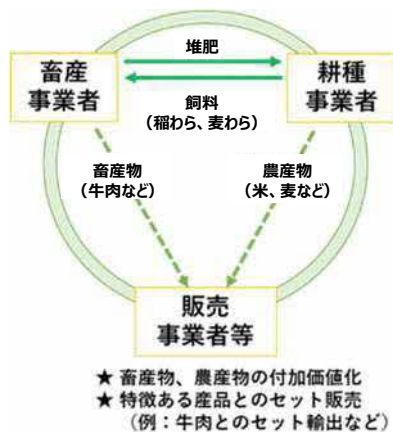
(4) 畜産法人等が主導する耕畜連携モデルの構築

農業者の減少や高齢化が進む中、集落営農組織においても後継者不足が深刻な問題となっており、周年で雇用労働力を抱える畜産法人を中心に耕作部分に関わるなど、新たな耕畜連携モデルの構築に向けた取組を啓発・推進します。

モデル1：畜産農家と耕種農家が別組織を立ち上げて生産

モデル2：畜産法人が農地を借り受けて生産

モデル3：畜産法人が集落営農構成員を雇用して生産



〈耕畜連携による產品化のイメージ〉

(5) 耕畜連携ブランド產品の販売

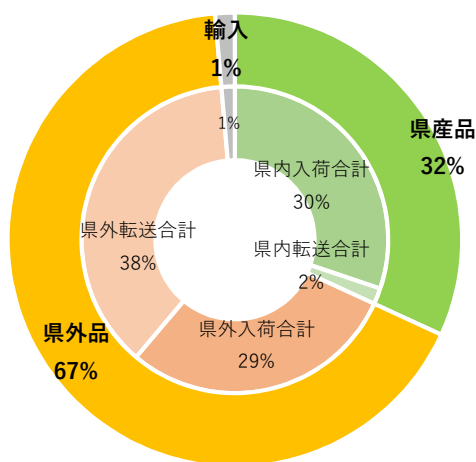
生産費の削減を主目的としたこれまでの耕畜連携に加え、安定した関係を持続するために、生産された農畜産物にSDGs產品として付加価値をつけ、新たな販路の拡大や収益性を高める取組を後押しします。

(4) 販売を起点にした生産の推進

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 販路拡大は「できた（できる）農産物の売り先を探す」のではなく、「売り先に合わせて農産物を作る」、いわゆるマーケットインが基本です。
- 例えばカット野菜用のキャベツであれば、加工のしやすさ（大きさなど）が重視され、生食用とは異なる規格が求められます。またイチゴやブドウの粒売りであれば一粒の付加価値（大きさ、糖度など）をどう高めるかが重要となるなど、販売先や販売方法に合わせて生産方法そのものを変更していく必要があります。
- 県では、販路の確保を進めるとともに、生産そのもの（ものづくり）を販路拡大の一環として捉え、マーケットに応じた生産技術の普及を行います。

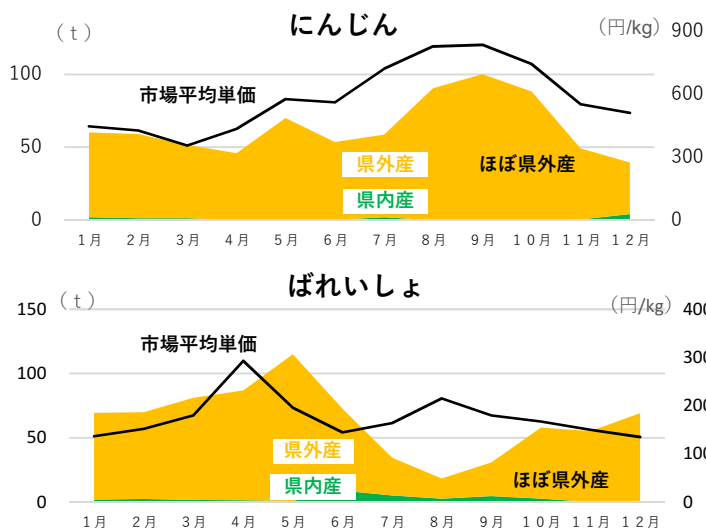
■県内市場の野菜入荷割合（R5）



（出典：島根県「青果物流通動態調査」）

■県内市場の野菜入荷量と価格（R5）

※県内市場において、主に県外産が流通している代表的な品目



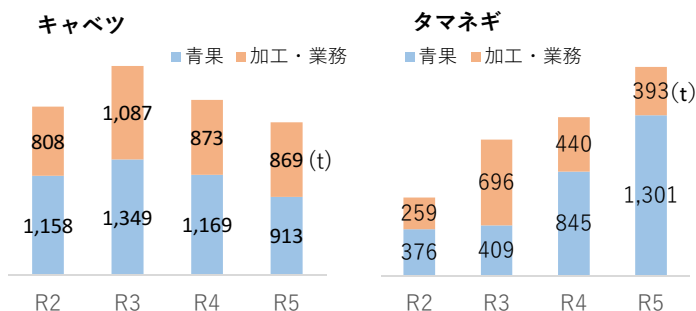
（出典：島根県「青果物流通動態調査」）

■学校給食の美味しmane認証産品、有機農産物利用状況

給食月間	美味しmane認証産品	有機農産物
R3.6	19市町村 270校 64品目	5市町 60校 16品目
R4.6	19市町村 273校 63品目	9市町 88校 32品目
R5.6	18市町村 279校 60品目	9市町 104校 30品目
R6.6	19市町村 283校 75品目	8市町 82校 27品目

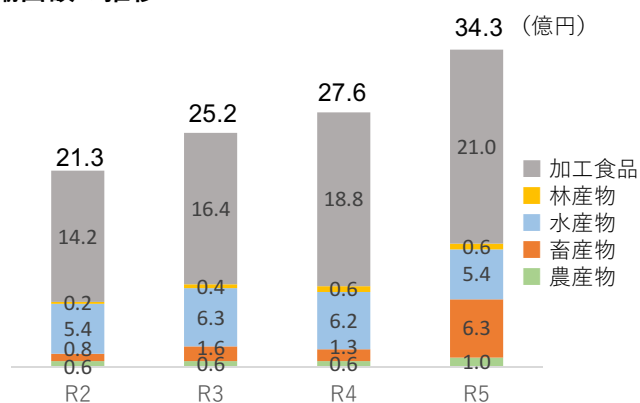
（産地支援課調べ）

■加工業務用野菜の用途別出荷量



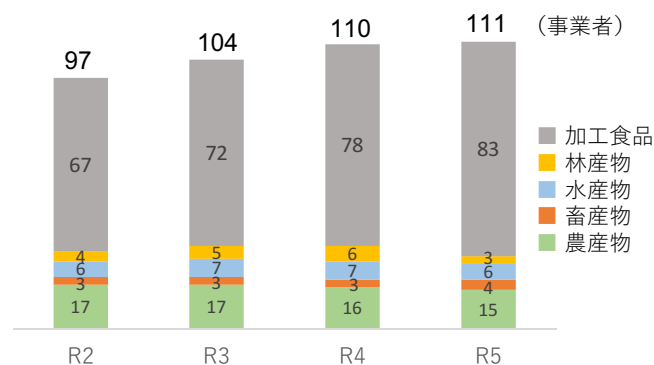
（出典：JAしまね出荷実績）

■輸出額の推移



（出典：島根県海外展開概況調査）

■輸出に取り組む事業者数の推移



（出典：島根県海外展開概況調査）

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 水田園芸

県推進6品目のうち、特に市況の影響を受けやすい露地野菜については、安定した収益を確保する観点から加工業務用での契約取引を推進します。

加工業者等から求められる規格や数量に対応するための栽培技術の普及や、収穫機械等省力化技術の導入を推進します。

(2) 有機農産物

米卸等から強い要望のある有機米では産地化による生産ロットの拡大を推進します。

野菜では販売店等から要望のある品目（ブロッコリー、ニンジン等）の栽培技術の確立と普及を推進します。

(3) 美味しまね認証産品

量販店等での理解を進め、美味しまね認証産品を優先して取り扱ってもらえるよう取り組みます。



〈パートナー企業連携協定の締結〉

(4) 肉用牛

宿泊施設・飲食店等での利用促進や首都圏での販売拡大を進め、「しまね和牛」としての認知度向上と消費拡大を進めます。

また、消費者志向を先取りした肉質の改良を進め、付加価値向上と販売の拡大を進めます。



〈しまね和牛の食肉卸PR会〉

(5) 地産地消

消費者が県産農産物の良さや優位性を実感し、自ずと地産地消が拡大していくよう、美味しまね認証や有機農業等を推進します。

また、市場出荷を見ると、野菜は県内産が3割にとどまっています。これは時期的に生産できない品目もありますが、生産性や収益性の面から生産されていない品目も多くあります。こうした品目では、気象や物流の状況が大きく変わる中で、新たに優位性が発生するものもあると考えており、生産拡大に向けた取組を支援します。



〈有機農産物・美味しまね認証の出前講座〉

(6) 輸出

農産物の輸出にあたっては、輸出先国の規制や長い輸送期間、代金決済等の多くのリスクがあります。こうしたリスクに対応するため、ノウハウのある国内外の卸業者と連携しながら、輸出についても輸出先国のマーケットニーズに的確に対応した生産・販売に取り組んでいくことが重要です。

県では、輸出の意義・目的を明確に意識して積極的に取り組もうとする生産者や産地を支援していきます。

1 島根県的林業の特徴

林業の概要

- 島根県では、豊富な森林資源を背景に、将来的に持続可能な森林経営と環境保全を両立させるため、全国に先駆けて「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業に取り組んでいます。
- 平成26年4月に森林と林業・木材産業の長期ビジョンを作成し、主伐による原木生産を積極的に進めてきた結果、原木生産量の伸び率は全国トップレベルで推移してきました。
- 今後もこの伸びを維持し、令和12年に原木生産量80万 m^3 を達成することを目指し、業界と行政が連携して、さらに取組を加速させます。

〔循環型林業の主な取組〕

○林業就業者数

(R1)

960人

(R5)

988人



<下草の刈払い>



<コンテナ苗>

○コンテナ苗生産本数

(R1)

26万本

(R5)

62.3万本



<県産木材を使用した施設>



<製材工場で加工された人工乾燥材>



<立木の伐採>

○原木生産量

(R1)

62.3万 m^3

(R5)

68.9万 m^3 

<高性能林業機械による原木運搬>



<原木市場へ出荷された丸太>

○原木市場の取扱量

(R1)

14.2万 m^3

(R5)

15.5万 m^3 島根の
循環型林業

伐って

使って

植えて
育てる

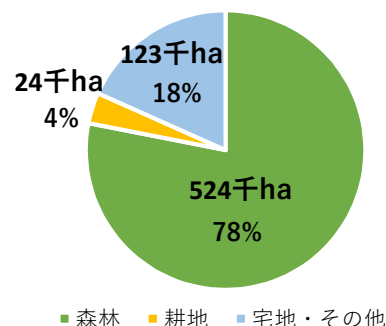
林業の主な特徴(強み)

森林資源が豊富です！

県土面積に占める森林面積率は全国 4 位

- 島根県の森林面積は52万haで、総面積67万haの78%を占めています。この森林率は、高知県、岐阜県、長野県に次いで全国第4位です。
- 民有人工林の大半を占めるスギ・ヒノキは、72%が利用（主伐）期を迎えており、今後、更に増加が見込まれます。

■ 県内の土地利用状況（R5）



(森林整備課調べ)

■ スギ・ヒノキ人工林の林齢別面積（R5）



(森林整備課調べ)

多様な木材需要とそれを支える原木増産！

林業は裾野の広い産業

- 林業は森林整備など森を育てることから、生産された木材が建物の材料として使用されたり、紙の原料や燃料として利用されるなど、裾野が広い産業です。
- 県内には全国規模の合板工場や製紙工場、東部・西部・隠岐にバランス良く木質バイオマス発電所が立地するなど、多様な原木需要があります。

原木の安定供給体制の充実

- 東部、西部、隠岐地区のそれぞれの林業事業体で構成される共同出荷組織が、需要の旺盛な合板や木質バイオマス発電用の原木供給を担っています。

原木生産は増産基調

- 令和5年の原木生産量は、平成23年の31.4万m³の2倍を超える68.9万m³にまで増加しており、多様な木材需要を支えています。



<県産木材を使用した施設>



<木質バイオマス発電所>



<原木生産現場>

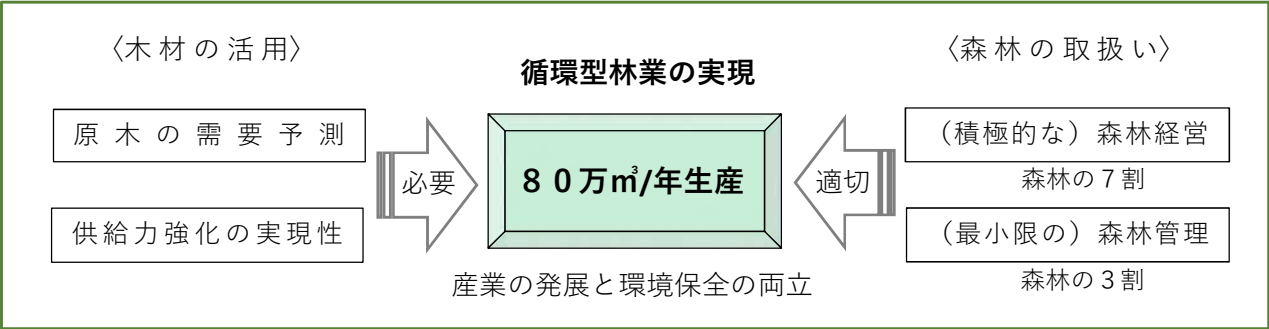
林業の主な特徴(課題)

原木生産量はまだまだ増産の余地あり

利用期を迎えたスギ・ヒノキなどの森林資源を活用できる

- 県では、平成26年に策定した森林と林業・木材産業の長期ビジョンにおいて、令和12年の原木生産量の目標を80万m³としています。また、スギ・ヒノキの人工林が利用期を迎える中、循環利用できる森林資源量は140万m³と試算しており、資源量からみるとまだまだ増産の余地があります。

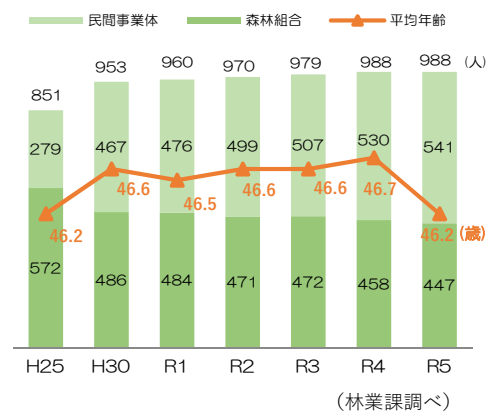
■森林と林業・木材産業の長期ビジョンのイメージ



原木増産に向け林業就業者が不足

- 林業就業者数は、全国的に減少が続く中、島根県においては、平成24年度から開始した主伐対策や林業就業につながる様々な対策を実施してきた結果、平成25年度以降は年間10人程度の増加を継続しています。
- 一方、令和12年の80万m³を達成するためには、少なくとも第1期計画における増加ペース（年間8人程度）を維持する必要があります。

■林業就業者数の推移



木材需要の拡大は道半ば

製材用原木の需要が少ない

- 原木を大量に消費する合板工場や木質バイオマス発電所への原木供給が増加する一方で、最も高値で取引される製材用原木の県内出荷割合は近年12%前後で推移しており、全国平均の40%(R5)と比較しても極めて低くなっています。
- 県内の製材工場はこの5年間で11社減少し、製材用原木の需要は近年10万m³程度で推移しています。

■県産原木の用途別供給量(R5)

(単位:千m³)

用途	島根県	全国(参考)
製材	81(12%)	12,267(40%)
合板	219(32%)	3,909(13%)
製紙チップ	102(15%)	4,467(15%)
燃料チップ	225(32%)	9,912(32%)
その他 ※県外等	62(9%)	—
合計	689(100%)	30,555(100%)

(林業課調べ)

林業の主なデータ

林野面積

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
林野面積	527,839 ha	24,770,201 ha	15
国有林	31,769 ha	7,153,338 ha	25
民有林	496,070 ha	17,616,863 ha	9
人工林面積	204,919 ha	10,133,111 ha	19

(出典：農林水産省「2020年農林業センサス」)

林道密度

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
林道密度	3.5 m/ha	5.1 m/ha	44

(出典：林野庁「民有林森林整備施策のあらまし(令和5年度)」、森林整備課調べ)

原木生産量

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
原木生産量	689 千m ³	30,555 千m ³	－

(※燃料用チップを含んだ原木生産量の統計が無いため、
「令和5年木材統計」及び「令和5年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」から林業課で試算)

林業産出額

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
林業産出額	57.2 億円	5,562.5 億円	27
木材生産	45.3 億円	3,257.0 億円	19
栽培きのご類生産	9.8 億円	2,199.2 億円	33
その他	2.1 億円	106.3 億円	－

(出典：農林水産省「令和5年林業産出額」)

林業経営体数

区 分	島 根 県	全 国	全国順位
林業経営体数	875 経営体	34,001 経営体	14
法人経営体	50 経営体	4,093 経営体	31

(出典：農林水産省「2020年農林業センサス」)

製材工場数

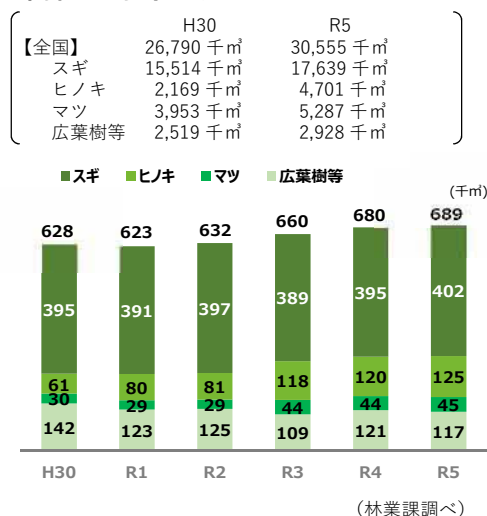
区 分	島 根 県	全 国	全国順位
工場数	69 工場	3,729 工場	28
製材用素材の入荷があった工場数	69 工場	3,613 工場	29
国産材のみ	40 工場	3,156 工場	33
国産材と輸入材	29 工場	457 工場	2

(出典：農林水産省「令和5年木材統計」)

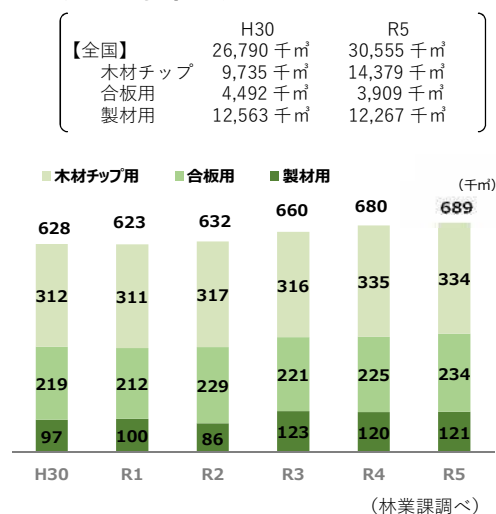
(1) 原木生産

- 平成 24 年度から本格的に主伐による原木増産を推進してきたところであり、令和 5 年の原木生産量は、平成 23 年の 2.2 倍の 68.9 万 m³に増加しました（同時期における全国の増加割合は 1.7 倍）。
- 令和 5 年の原木の用途別生産量は、平成 30 年と比較して製材用が 125%、合板用が 107%、木材チップ用が 107%とそれぞれ増加しています。
- 県内 5 つの原木市場の令和 5 年の国産材取扱量は 15.5 万 m³で増加傾向にあります。
また、原木価格は、令和 3 年に国産材の需要の高まりを受けて上昇し、その後は下落傾向にありますが、価格上昇前の令和 2 年のコロナ禍前よりも高い水準で推移しています。
- 林業の重要な生産基盤である林内路網は、原木生産に直結する林業専用道、森林作業道の延長が伸びています。また、高性能林業機械^(※1)の導入台数は、平成 30 年度以降の 5 年間で 95 台増加しています。
- 県内原木需要に対する供給量の割合を示す原木自給率は令和 5 年で 48%ですが、内訳では合板用原木の自給率 26%に対して製材用原木は 83%となっています。

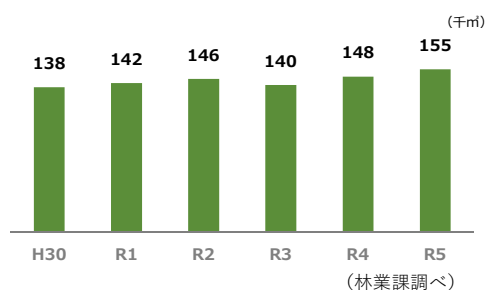
■樹種別原木生産量



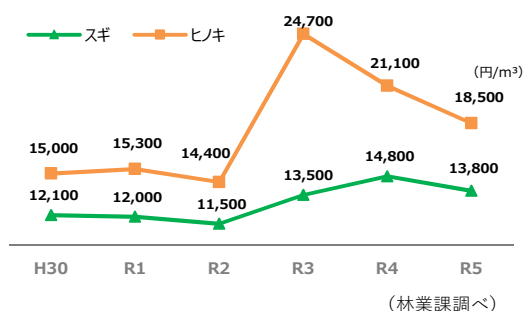
■用途別原木生産量



■原木市場の国産材取扱量



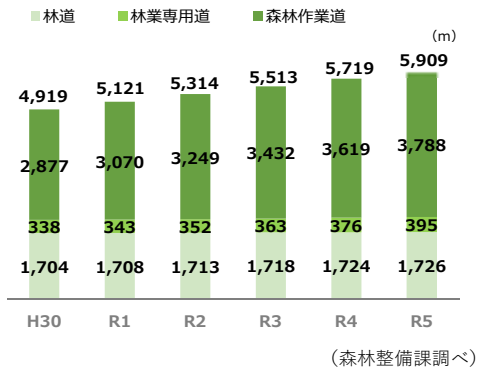
■原木市場の平均木材価格



(※1) 従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担軽減等、性能が著しく高い林業機械

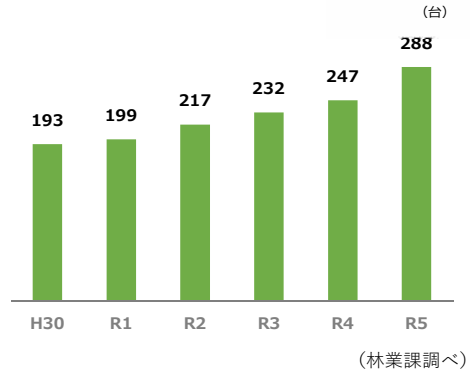
■ 林内路網の延長

【全国】 H28 R3
 森林作業道 166,344km 207,073km
 林道・林業専用道 139,236km 140,007km

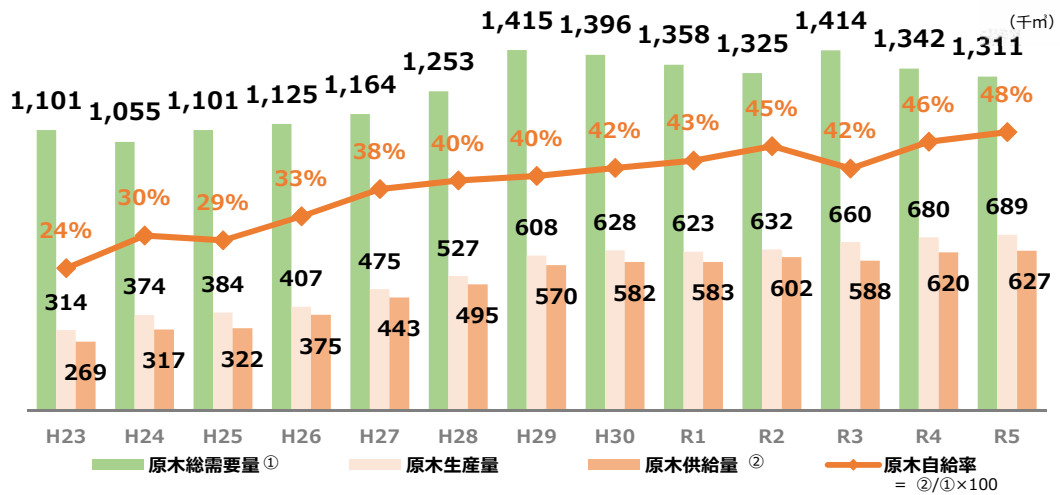


■ 高性能林業機械の稼働台数

【全国】 H30 R4
 9,659 台 12,601 台



■ 県内の原木自給率



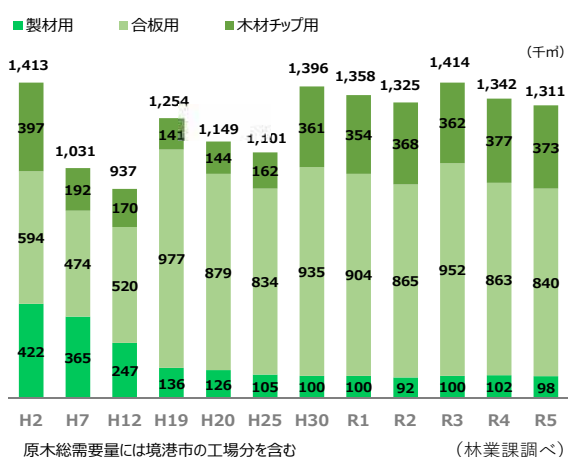
区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
需要計	1,396	1,358	1,325	1,414	1,342	1,311
合板	935	904	865	952	863	840
チップ	361	354	368	362	377	373
製材	100	100	92	100	102	98
供給計	582	583	602	588	620	627
合板	197	197	216	198	211	219
チップ	312	311	317	307	325	327
製材	73	75	69	83	84	81
自給率	42%	43%	45%	42%	46%	48%
合板	21%	22%	25%	21%	24%	26%
チップ	86%	88%	86%	85%	86%	88%
製材	73%	75%	75%	83%	82%	83%

原木総需要量には境港市の工場分を含む
 (林業課調べ)

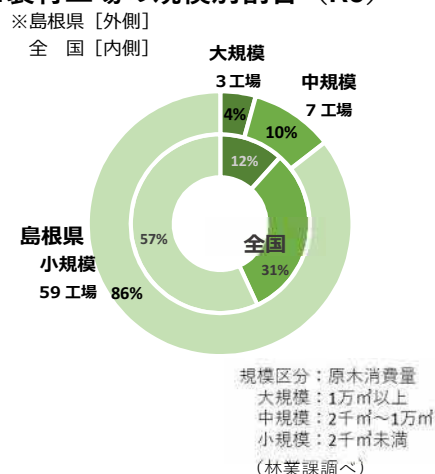
(2) 原木需要

- 県内の原木需要量は近年横ばい傾向にありますが、製材用の需要に限ると緩やかに減少しています。
- 県内の 69 製材工場のうち大・中規模工場の割合（全国 43%、島根県 14%）は低く、小規模工場の割合が高くなっています。合板工場は県内 4 工場、境港 1 工場の 5 工場あり、チップ工場は県内に 18 工場あります。
- 製材用原木の需要量は、平成 30 年度以降は約 10 万 m^3 で推移しており、原木生産量に占める製材用原木量の割合は 12% と、全国平均の 40% に対して極端に低くなっています。
- 合板用原木の需要量は、合板工場が原材料を外材から国産材にシフトし、国産材製造ラインを導入したことにより増加しました。近年は横ばいで推移していますが、九州等から大量の原木が供給されています。
- 木材チップ用原木の需要量は、県内でバイオマス発電所 2 箇所が稼働した平成 27 年以降、大幅に増加しています。

■用途別原木需要量



■製材工場の規模別割合 (R5)



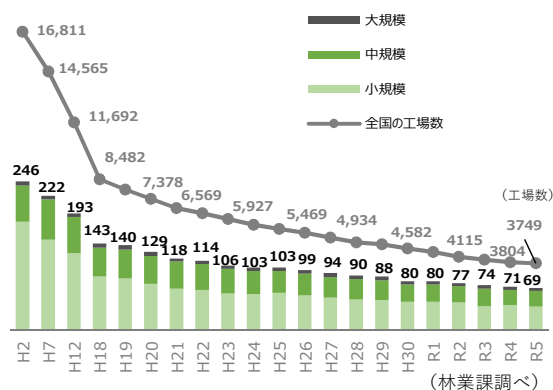
■県産原木の用途別供給量 (R5)

(単位：千 m^3)

用途	島根県	全国 (参考)
製材	81 (12%)	12,267 (40%)
合板	219 (32%)	3,909 (13%)
製紙チップ	102 (15%)	4,467 (15%)
燃料チップ	225 (32%)	9,912 (32%)
その他 ※県外等	62 (9%)	—
合計	689 (100%)	30,555 (100%)

(林業課調べ)

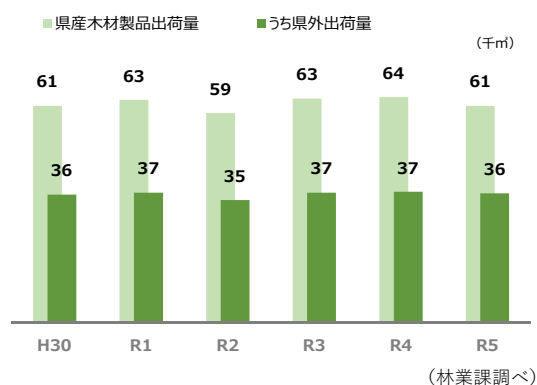
■県内及び全国の製材工場数



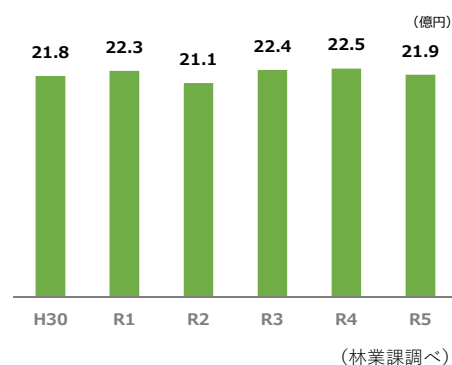
(3) 木材利用

- 県内の製材工場数は年々減少していますが、県産木材製品の出荷量は6万㎡程度、出荷に占める県外向け比率は6割程度で推移しています。
- 県では、県外販路開拓のため平成24年度から大阪事務所へ職員を常駐させ、収集した県外企業の需要情報等の県内事業体への提供や、マッチングなどに取り組んでいます。
- 平成24年度に官民合同で立ち上げた「木材製品県外出荷しまね事業体連合」は、展示会への共同出展や県外に向けた県産木材製品の共同出荷などに取り組んでおり、令和5年度の県全体の県外出荷額は約21.9億円となっています。
- 県内向け出荷量は2.5万㎡で、このうち約7割は住宅用資材が占めています。県内の新設住宅着工戸数は近年減少傾向となっていますが、そのうち木造家屋が占める割合（木造率）は7～8割と高水準で安定しています。

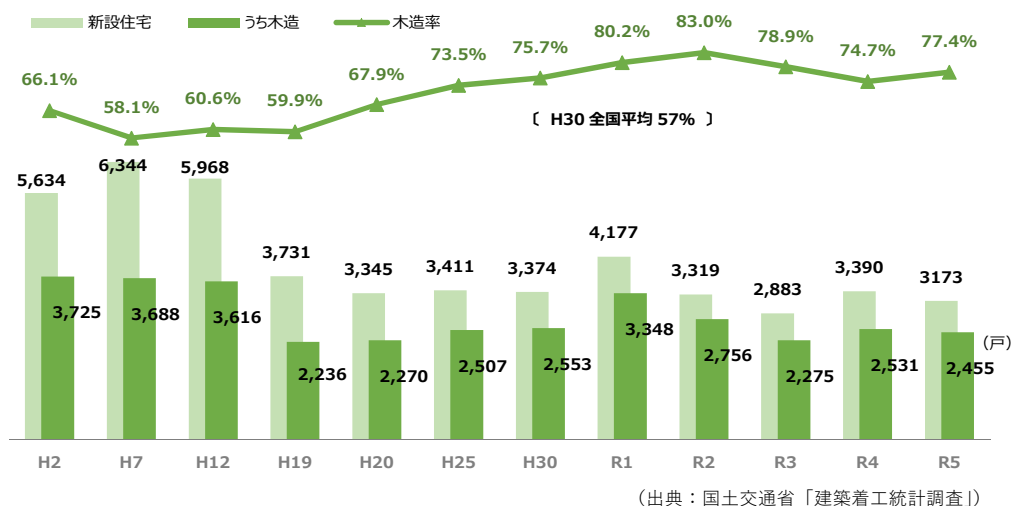
■ 県内製材工場の県産木材製品出荷量と県外出荷量



■ 県外向け県産木材製品の出荷額



■ 島根県における新設住宅着工戸数



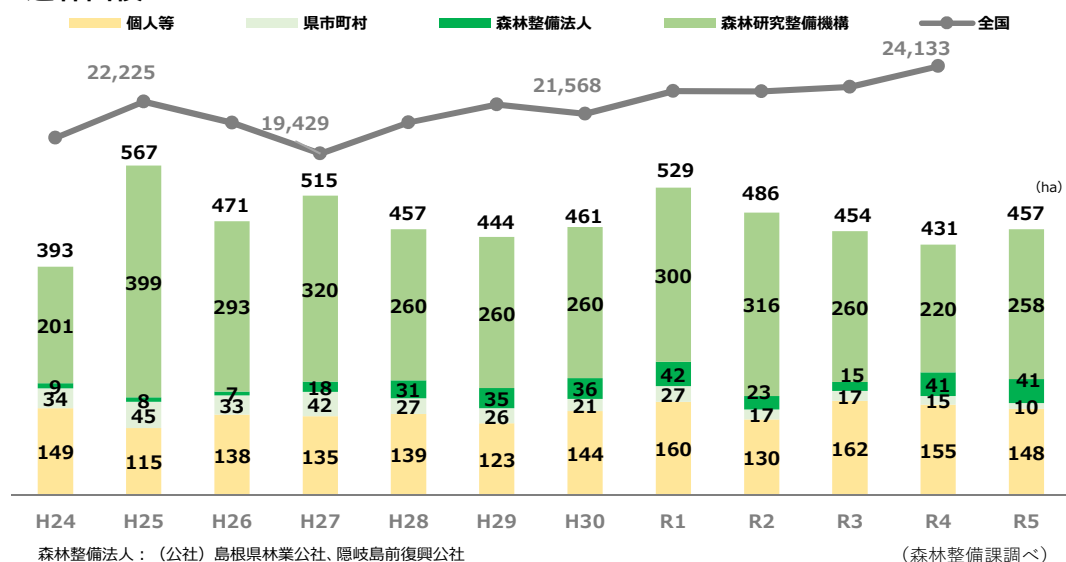
(4) 森林整備

○ 民有林の造林面積は、年ごとの増減はあるものの、この10年間概ね450～500haで推移しています。このうち森林研究・整備機構による分収造林が約6割を占めています。

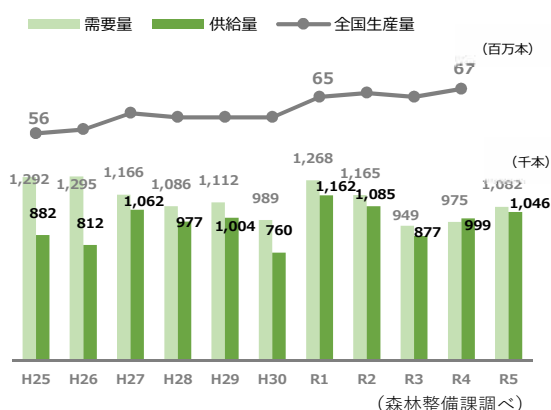
○ 苗木生産量は、平成30年度に76万本まで減少した後、増加傾向に転じ、近年は約100万本の生産量で推移し、県内需要の約9割を満たしています。また、通年での植栽が可能なコンテナ苗^(※1)の生産が年々増加し、令和5年度では県内苗木生産量の約6割まで拡大しました。

○ 再造林の低コスト化を図るため、県では平成28年に「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」を定め、伐採者と造林者が連携協定を締結して、コンテナ苗も活用した一貫作業^(※2)を推進し、ほぼ定着しました（令和5年度末で56協定）。

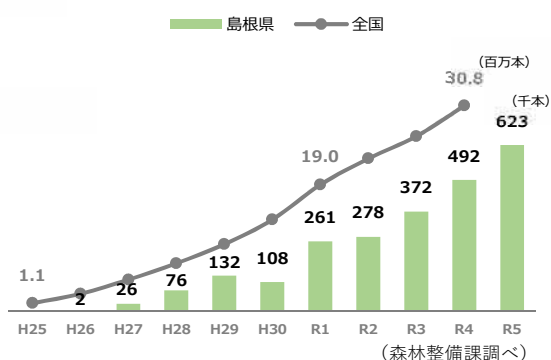
■造林面積



■苗木の需給



■コンテナ苗生産量



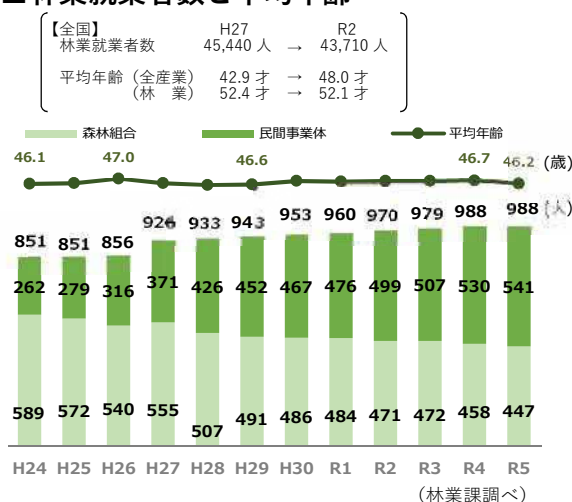
（※1） 樹脂製の多孔容器であるマルチキャビティコンテナで育成される苗木で、培土と根で成型された「根鉢付き苗」のこと。従来の裸苗に比べ、効率的な施肥や植栽時期を問わない植え付けが可能などの特徴がある。

（※2） 伐採と植栽を連続して行う作業方法。

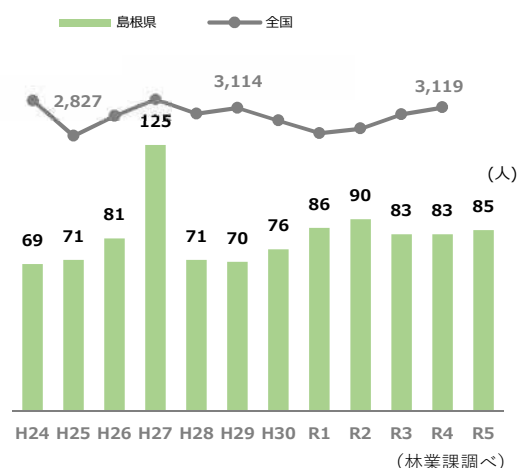
(5) 林業就業者

- 林業就業者数は原木生産量の増加等に伴い増員傾向にあり、令和 6 年 3 月末時点で 988 人です。
- 内訳は森林組合 447 人、民間事業体 541 人で、民間事業体はこの 10 年間で 262 人増える一方で、森林組合は 125 人減少しています。
- 新規林業就業者数は、近年、毎年 80 人程度で推移し、全林業就業者の平均年齢は 46 歳と全国平均（52 歳）に比べても若返りが進んでいます。
- 県では平成 30 年から、「島根林業魅力向上プログラム」の取組を開始し、林業事業体の労働条件や就労環境の改善等を支援し、林業の魅力向上を進めています。
- 島根県立農林大学校林業科では、技術力の高い林業技術者を養成しており、令和 6 年度卒業生 21 人に対し、林業事業体からの求人は 66 名（3.1 倍）と引き合いが強くなっています。

■林業就業者数と平均年齢



■新規林業就業者数



■農林大学校の卒業生の進路

(単位：人)

卒業年度	卒業生数	県内林業	県内その他		県外
			森林組合	民間	
H30	7	7	3	4	—
R1	9	8	1	7	1
R2	11	8	4	4	2
R3	8	8	4	4	—
R4	16	12	3	9	2
R5	11	7	3	4	4
R6(予定)	21	19	6	13	1

(林業課調べ)

2. 第1期基本計画の評価（林業）

総合評価

（1）将来ビジョン・基本目標

林業分野では、平成26年（2014年）に「森林と林業・木材産業の長期ビジョン」を策定し、令和22年（2040年）の原木生産量を80万 m^3 にするという目標を設定しました。

第1期計画では、利用期を迎えた森林の主伐を更に促進し、循環型林業の定着・拡大を図ることにより、原木生産量80万 m^3 の目標達成時期を令和22年（2040年）から10年前倒して令和12年（2030年）とし、これを将来ビジョン・基本目標として設定しました。

①将来ビジョン

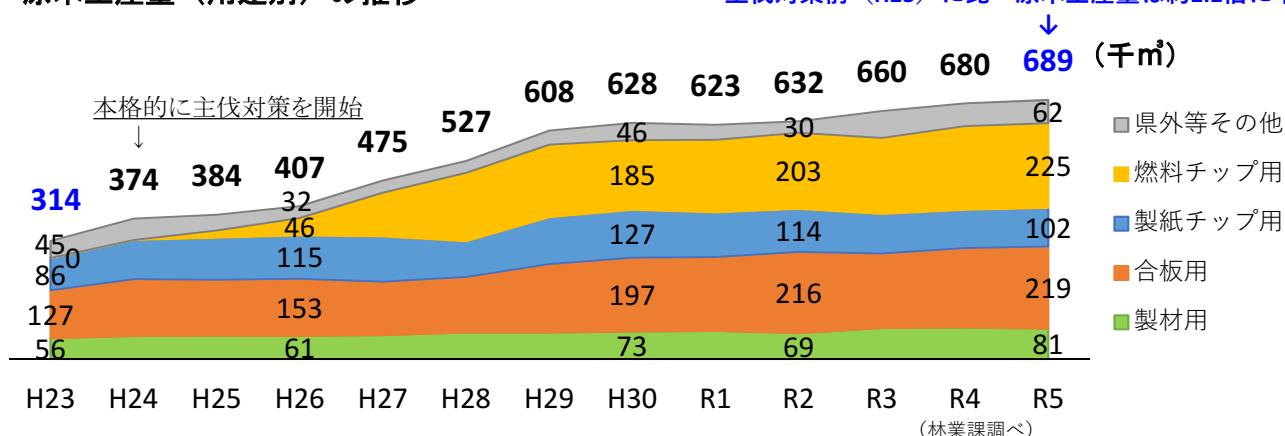
令和12年の原木生産量80万 m^3 （基準：62.8万 m^3 （平成30年））

②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

令和6年の原木生産量71.4万 m^3

原木生産量（用途別）の推移

主伐対策前（H23）に比べ原木生産量は約2.2倍に増加



〈林業専用道〉



〈高性能林業機械〉



〈就業者募集PR〉

原木生産については、生産基盤となる林内路網において、森林資源が充実する循環型林業拠点団地を中心に林業専用道の整備を進めました。また、高性能林業機械は、導入支援等により令和5年度末の台数は、令和元年度に比べ89台増の288台となり、生産性向上と安全な職場環境づくりが進みました。

これらの取組を支える林業就業者は、農林大学校林業科の定員増やSNS等を活用した林業の魅力発信により、令和5年度は令和元年度から28人増の988人となっています。

原木需要については、県内に全国規模の工場が立地している合板用原木や、新たな木質バイオマス発電所の稼働による燃料チップ用原木の需要が増加しています。

これらの需要の増加により、令和5年の原木生産量は68.9万 m^3 となり、目標の70万 m^3 を下回るものの概ね順調に増加しており、循環型林業の定着・拡大が進みつつあります。

引き続き、森林経営の収益力を向上させるため、原木生産の生産性向上と森林整備の省力化を進めるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要を拡大する必要があります。また、林業就業者の確保については、林業就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、就労環境等の改善を進めます。

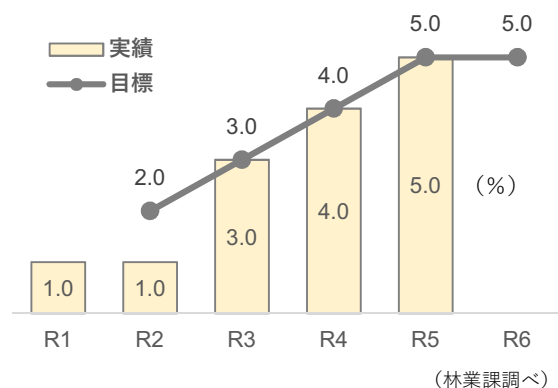
2. 第1期基本計画の評価（林業コスト低減）

原木生産の低コスト化



〈高性能林業機械〉

■人工林1haあたりの原木生産コストの低減率
【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

原木生産のコストは、人工林資源が充実したエリアへの林業専用道等の集中整備、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入と効率的な運用等に取り組んだ結果、平成30年度比1%（R1）から5%（R5）の低減となり、原木生産の低コスト化は着実に進んでいます。

○ 課題と今後の方向性

伐採現場の奥地化や立木の大径化が進むなど、条件不利な現場の増加に加え、燃油や資材価格の著しい上昇や新規就業者の確保が更に厳しさを増すなど、林業を取り巻く社会情勢の変化が顕在化しつつあります。

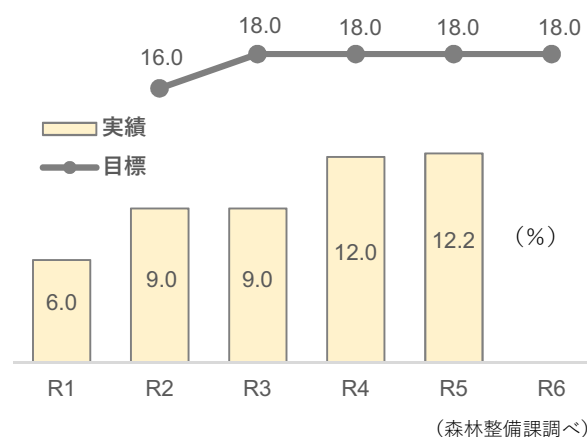
このような状況の中においても、収益を確保するためには、これまでの森林施業の集約化や生産基盤の整備に加え、ICT等の新たな技術の導入により作業効率を高め、原木生産の生産性を向上させる取組が必要です。

再造林の低コスト化



〈低密度植栽〉

■人工林1haあたりの再造林コストの低減率
【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

再造林は、伐採と造林を連続して行う「一貫作業」やha当たり2,000本植栽を基本とした「低密度植栽」による施業方法が定着し、植栽可能期間が長く植えつけ作業が容易な「コンテナ苗」の生産量は、24万本（R1）から62万本（R5）に増加するなど、再造林の低コスト化が進みました。

○ 課題と今後の方向性

資材価格や人件費が上昇する中、再造林の低コスト化の取組に加え、下刈り等の保育を含めた森林整備の省力化を進めることが必要です。

成長の早い特定苗木への早期移行による下刈り回数の軽減や無線式の下刈機等、新たな技術の実証・導入による省力化を図っていく必要があります。

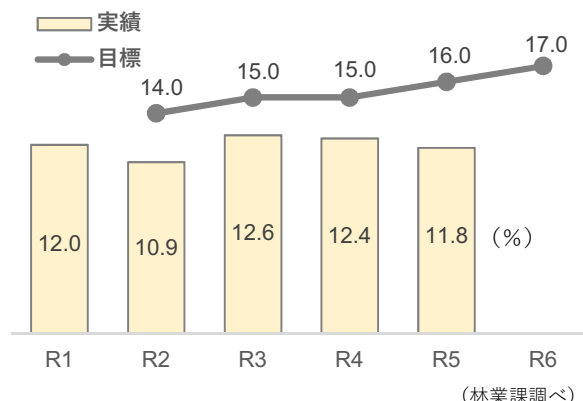
2. 第1期基本計画の評価（原木が高値で取引される環境整備）

製材用原木の需要拡大と安定供給



〈製材用原木が取引される原木市場〉

■ 県内原木生産量のうち製材用原木の割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

製材工場が11社減少（R1：80社、R5：69社）する中、原木消費量は横ばいの100千 m^3 前後を維持しており、製材用原木の割合は目標を下回る11.8%（R5）となりました。

一方で、原木の安定供給体制の整備が進むとともに、原木生産量が増加したため、県内の製材用原木の供給量は、75千 m^3 （R1）から81千 m^3 （R5）に増加しました。

○ 課題と今後の方向性

製材工場の規模拡大は徐々に進んでいますが、第1期計画に掲げた「工場新設」のような大規模施設は、用地や販売先の確保、高額な投資など負担が大きく実現していません。

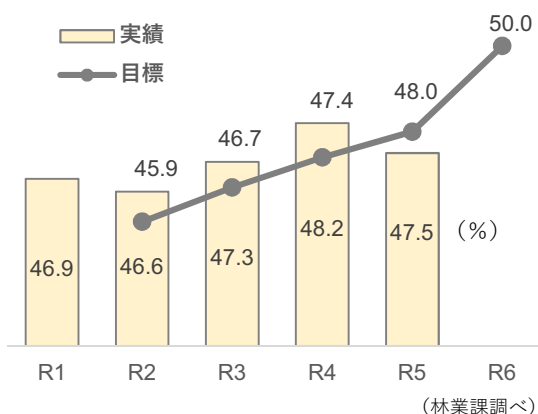
最も取引価格が高い製材用原木の需要拡大は、森林経営の収益向上に欠かせないことから、各製材工場の実情に見合った規模拡大の支援を行っていく必要があります。

高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大



〈展示会の開催〉

■ 製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合
【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

原木が最も高値で取引される製材用原木の需要拡大に向け、高品質・高付加価値製品出荷のための施設整備や県産木材を積極的に使用する工務店の認定等により、その出荷割合は、46.9%（R1）から47.5%（R5）に増加し、県内では、認定工務店制度が徐々に定着するなど、住宅での県産木材利用割合が増加しています。

○ 課題と今後の方向性

住宅着工戸数が減少する中、県内では、認定工務店における県産木材の利用率向上や、これまで木材利用があまり進んでいない非住宅分野での取り組みを進める必要があります。

また、需要の大きな県外等での販路を更に伸ばすため、カーボンオフセットなど新たな社会ニーズに対応可能な製材工場の育成を図る必要があります。

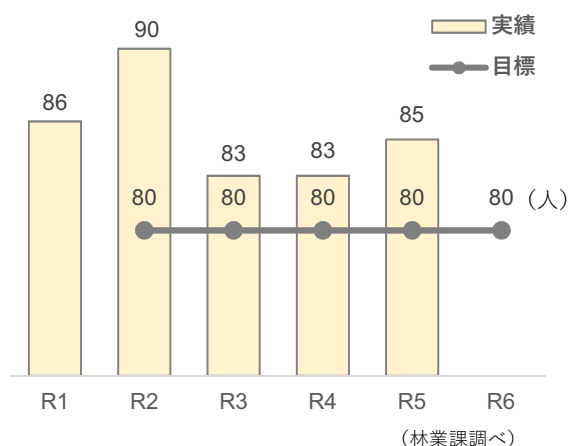
2. 第1期基本計画の評価（林業就業者の確保）

新規林業就業者の確保



〈農林大学校林業科〉

■新規林業就業者数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

農林大学校林業科の定員数増やコース新設、職業としての林業の認知度を向上させる高校生への林業学習等の取組により、農林大学校の入学者数が大幅に増加しました。また、タレントを起用した動画配信やSNS広告、林業体験等を通じた林業の魅力の積極的なPRにより、新規林業就業者数はこれまでの年間約70人から目標とする80人以上に増加しています。

○ 課題と今後の方向性

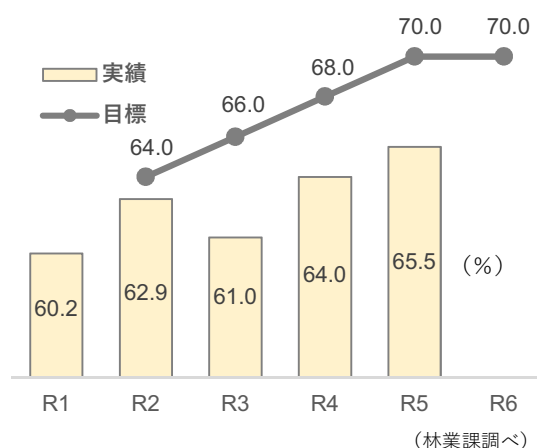
労働人口の減少が見込まれる中、特に中小企業である業界の新規就業者確保は更に厳しさを増しています。今後も農林大学校による安定的な新規就業者の確保をはじめ、若者の仕事に対する価値観、ニーズの変化を的確にとらえた業界全体での取組強化が必要です。

林業就業者の定着強化



〈魅力ある職場環境づくりの取組〉

■新規林業就業者の5年定着率 【当該年度3月時点】



○ 主な成果

林業事業体が自ら行う労働条件・就労環境改善の取組(島根林業魅力向上プログラム)の推進により、多くの林業事業体において、初任給・給与水準の向上や週休二日制導入等が進められた結果、就業者の5年定着率は、目標の70%には達していないものの、60%(R1)から66%(R5)に上昇し、林業就業者の増加につながっています。

○ 課題と今後の方向性

林業の主な離職理由には、下刈り等の体力的に過酷な作業や、コミュニケーション不足による対人関係等の理由が見られることから、身体・心理の負担を軽くする職場環境改善の取組を進めていく必要があります。また、生産性向上等で得られた収益を労働条件や人材育成等に再投資することで、収益と投資の好循環が生まれる経営体質の強化を図っていく必要があります。

3 将来ビジョン・基本目標

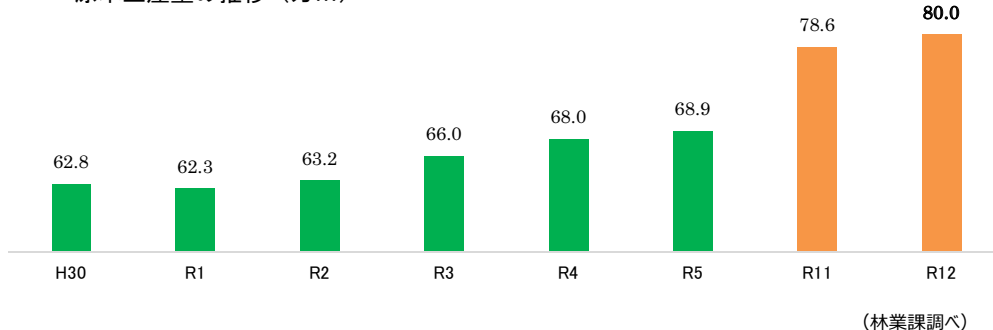
第1期計画では、「森林と林業・木材産業の長期ビジョン」で目標としている令和12年の原木生産量80万 m^3 を将来ビジョン・基本目標として設定しました。

県内の原木生産量は概ね順調に増加していることから、第2期計画においても引き続き令和12年（2030年）の原木生産量80万 m^3 の目標達成を目指します。

① 将来ビジョン

令和12年の原木生産量80万 m^3 （基準：62.8万 m^3 （平成30年））

原木生産量の推移（万 m^3 ）



② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

令和11年の原木生産量78.6万 m^3

4 施策推進の全体像

第1期計画では、原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組んだ結果、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字に転換しました。

第2期計画では、循環型林業の定着・拡大を一層進めるため、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要（消費量）を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させることで、森林所有者の経営意欲を高めていきます。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進めます。

（１）森林経営の収益力向上

①原木生産の生産性向上

林内路網や高性能林業機械等の生産基盤整備の支援に加え、ＩＣＴ等の新たな技術の導入により、原木生産（人工林）における労働生産性を令和５年度と比較して３３％以上向上させます。

②森林整備の省力化

成長が早い特定苗木の供給拡大やＩＣＴ等の新たな技術の導入により、人工林１ha当たりの森林整備に要する作業時間を令和５年度と比較して９％以上低減させます。

③製材用原木の需要拡大と安定供給

原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、原木市場の流通機能を強化します。また、製材工場の新設や中核的な製材工場の育成、既存製材工場間での連携強化等により、原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合を現状の１２％から１５％以上に増加させます。

④高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

県内の木造建築需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化や、民間非住宅建築物の木造化に向けた建築士や団体等の関係者間の連携等を推進します。また、需要の大きな県外等での県産木材製品の販路拡大を推進することにより、製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合を現状の４８％から５３％以上に増加させます。

（２）林業就業者の確保・育成

①新規林業就業者の確保

高校生の林業学習の充実や事業体での就業体験等の取組を支援するとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を推進することにより、新規林業就業者数を毎年８０人以上確保します。

②林業就業者の定着強化

林業事業体が労働条件や就労環境の改善を図ろうとする取組を支援する「島根林業魅力向上プログラム」を推進していきます。また、林業就業者の昇給・昇任などキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」等の活用や、能力に応じた人材育成を進め、就業者の労働意欲喚起と、事業体の経営体質強化を図ることにより、新規就業者の５年定着率を７０％以上に引上げます。

（３）重点推進事項を進めるための取組

①循環型林業の土台となる森林の保全

将来に渡って原木生産活動が続けられるよう、循環型林業のフィールドとなる豊かな森林を保全します。

②カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

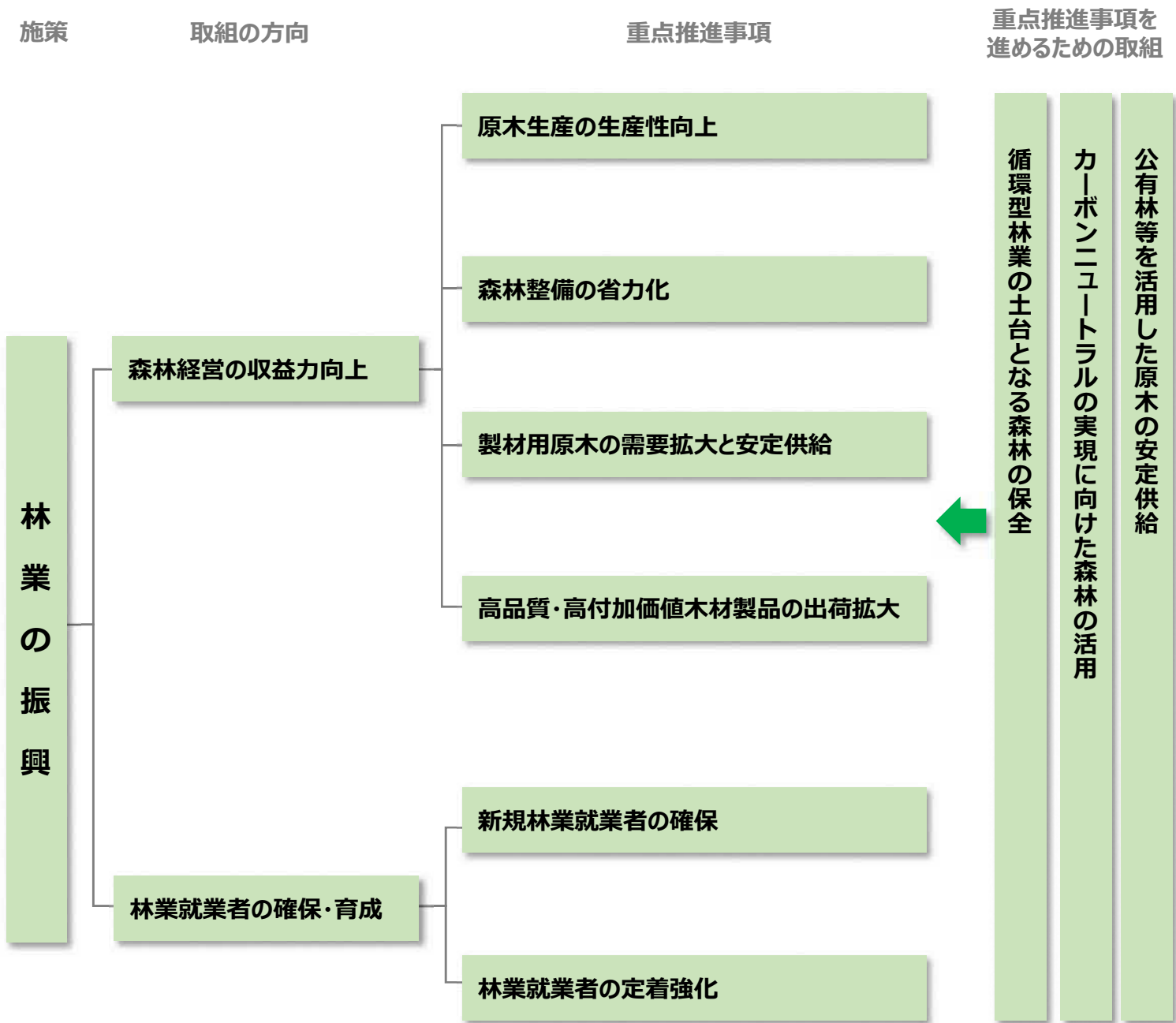
2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた J-クレジット制度の活用が進むよう、クレジットの創出、販路の開拓や販売を促進するための環境づくりを進めます。

③公有林等を活用した原木の安定供給

林業公社や市町村等のスギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林を促進することにより、製材及び合板用原木の安定供給を図ります。

第2期島根県農林水産基本計画（体系図）

1. 体系図



2. 将来ビジョン・基本目標

① 将来ビジョン

令和12年に原木生産量80万m³〔基準：62.8万m³（H30年）〕

② 計画期間における目標

令和11年に原木生産量78.6万m³

(1) 原木生産の生産性向上

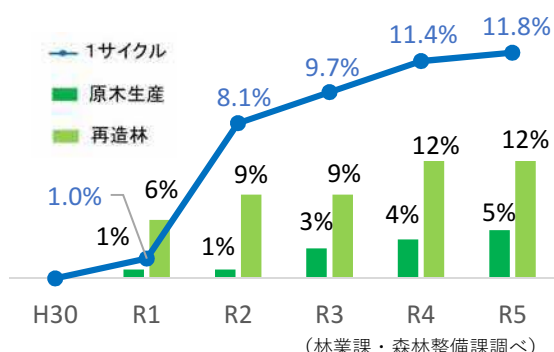
1. 取組の必要性（背景）

- 島根県内の民有林人工林（スギ・ヒノキ）の約7割を占める主伐期を迎えた森林の利用を促すため、森林所有者が積極的な森林経営を志向できるよう、植林から伐採までの1サイクルの経営収支を改善するための取組を進めることが必要です。
- 原木生産のコスト低減については、林業事業体や市町村と連携し、人工林資源が充実した森林エリアを選定した上で、林業専用道の整備や高性能林業機械の導入支援等のコスト低減の取組を着実に進めてきた結果、H30年度比で5%のコストを低減しました。また、再造林と合わせた森林経営1サイクルについては約12%のコストを低減し、経営収支モデルは赤字から黒字へ転換しました。
- 一方で、伐採現場の奥地化や立木の大径化が進むなど、条件不利な現場が増えていることに加え、燃油や資材価格の著しい上昇や新規就業者の確保が更に厳しさを増すなど、林業を取り巻く社会情勢の変化が顕在化しつつあります。また、第1期計画においてコスト低減の目標を達成した林業事業体においても、資材高騰等によるコスト増加に対応した収益改善を今後の課題に掲げる事業体が増加しています。
- そこで、森林所有者の森林経営に対する意欲が減退することがないように、生産性の向上により収益を確保し、一層の原木増産につなげるため、近年技術の進歩が著しいICT等の新しい技術の導入を促進し、伐採作業の自動化・省力化等による原木生産の生産性向上を目指します。

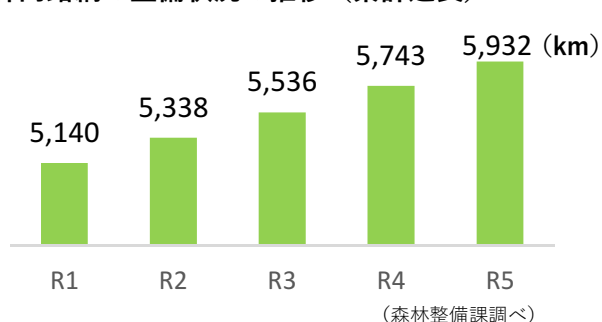
■島根県内の民有林人工林（スギ・ヒノキ）の状況



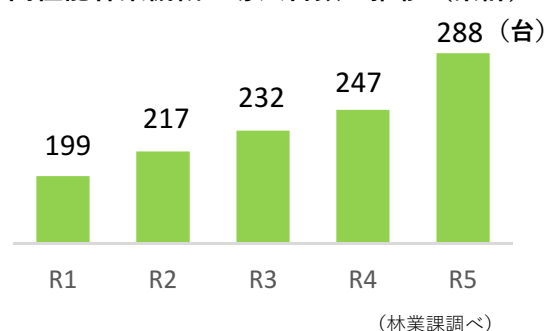
■1サイクルの生産コスト等の低減割合の推移



■林内路網の整備状況の推移（累計延長）



■高性能林業機械の導入台数の推移（累計）



2. 5年後の目指す姿

- 原木生産（人工林）における労働生産性を現状（R5）から令和11年度に33%以上向上
＜参考指標＞
・原木生産の労働生産性を現状（R5）の6.0m³/人・日から8.0m³/人・日以上に向上

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) ICT等の新たな技術を取り入れた原木生産の実施

原木生産の生産性を向上させるため、森林調査から立木の伐倒・運搬に至るまで、これまで人力で行ってきた工程を自動化する等、作業の効率化に寄与するICT^(※1)等の新たな技術の導入を支援します。

また、航空レーザ計測などにより入手した森林のデジタルデータを活用し、精度の高い資源情報の把握と効率的な原木生産を促進させるための体制づくりを進めます。

【具体的な支援策】

① ICT機器等の現場実証

生産性向上が期待されるICT機器等について、県内の林業事業体が導入する前の判断材料となるよう林業現場における効果を検証し、その結果を林業事業体と共有します。

② ICT機器等の導入支援

実証事業等を通じて、生産性向上の効果が検証されたICT機器等の導入を国庫補助事業の活用等により支援します。

③ 森林のデジタルデータ活用

ここ数年で急速に精度が向上し、県内でも整備が進みつつある航空レーザ計測データを関係者間で共有し、森林資源データに基づくPC上での主伐適地の解析や、地形情報を活用した支援ソフトによる森林作業道の路線設計の自動化等の省力化を図ります。

④ 人材の育成等

ICT機器等の導入による効果や操作方法についての研修会を実施し、林業事業体や市町村等におけるICT機器等の導入に対する機運の醸成や機器の能力を最大限発揮できる人材を育成します。



〈ICT機能付きハーベスタ〉



〈遠隔操作式伐倒機〉



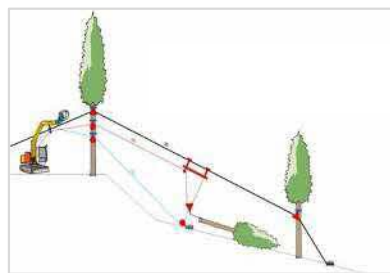
〈航空レーザ計測データを解析した地形図情報〉

(2) 効率的な集材方法等最適な作業システムの実行

燃料・資材の高騰等により生産コストの上昇が懸念される中、更なる原木増産に向けては、技術レベルが高い、スイングヤードを使った効率的な集材が行える索張方式（フォーリングブロック式）や自動架線集材システムなどの新たな技術を導入することが重要です。

一方で、林業事業体ではそうした技術の習得に時間やコストがかかることから、導入が進んでいない状況です。

そのため、新技術を習得する林業事業体の取組を支援し、効率的な作業方法の定着を図り、原木生産における労働生産性の向上を図ります。



〈フォーリングブロック式による集材〉

(3) 林内路網等の基盤整備の促進

林内路網や高性能林業機械等の基盤整備については、生産性向上に大きく寄与することから、継続して推進します。

路網整備については、原木増産につながる効率性や速効性に配慮した路網の整備を実現するために、団体営による林業専用道や中規格作業道など現地条件に適した多様な路網の整備に取り組めます。



〈林業専用道〉

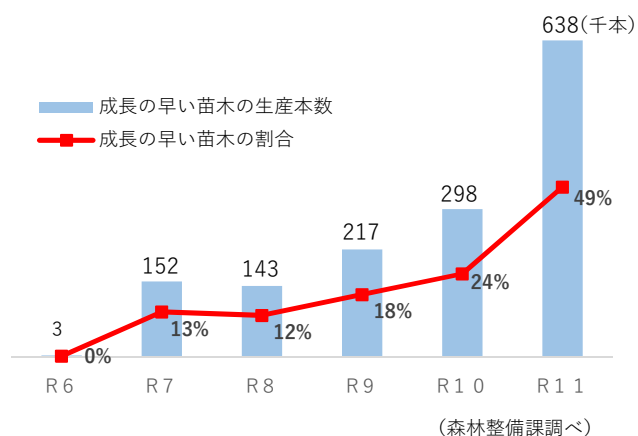
(※1) ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術

(2) 森林整備の省力化

1. 取組の必要性（背景）

- 植林から伐採までの1サイクルの森林経営収支を黒字化するために、伐採後の再造林については、低密度植栽、一貫作業による施業方法の普及に取り組み、ほぼ定着しました。
- 一方で、再造林とその後の保育を含めた森林整備は、人力で行っている作業が大半を占め、身体的な負担が他産業と比べて大きいことから、今後の労働力確保に向けた環境づくりを進めるためにも、作業の省力化を推進していくことが重要です。
- 県では、これまで成長の早いスギ・ヒノキ苗木の採種園整備と種子供給に取り組んできましたが、苗木が供給できる段階になったことや、林業分野でのICT技術の開発も進展していることから、森林整備の各種作業にこれらを活用し、省力化を進める取組が必要です。
- 近年、中国山地におけるニホンジカ生息区域や捕獲数が拡大しており、主伐後の再造林地の食害や、主伐前の立木の角こすりによる材質低下の被害が拡大する恐れがあることから、被害の拡大を未然に防ぐ必要があります。

■成長の早いスギ・ヒノキ苗木の供給目標



■ドローンを活用した再造林の苗木運搬実証結果 (R4)

	人力運搬	ドローン運搬
作業人役(/ha)	2.93人日/ha	0.89人日/ha
実証効果	機械化により約1/3の省力効果	

(森林整備課調べ)

■成長の早いスギ・ヒノキの苗木やICT等の導入による省力化効果 (時間/ha)

	森林整備に要する作業時間	下刈に要する作業時間 (森林整備の内数)
R5	712	280
R11	648	232
省力化効果【低減率】	▲64【9%】	▲48【17%】

(森林整備課調べ)

■中国山地のシカによる造林地の被害



〈シカの食害により茶色に変色した植栽木〉

2. 5年後の目指す姿

- 人工林1ha当たりの森林整備に要する作業時間を現状(R5)から令和11年度に9%以上低減

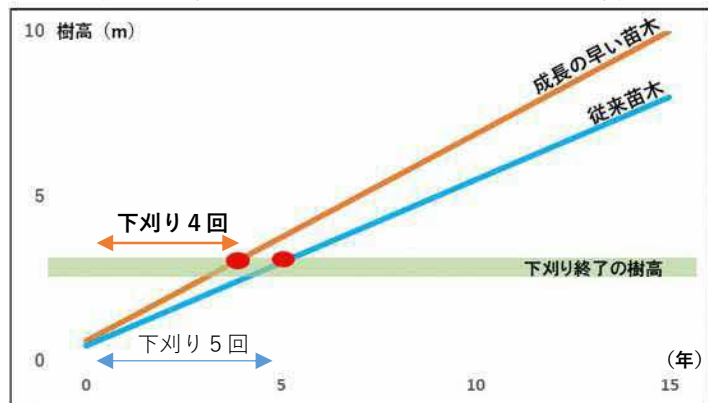
3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 成長の早いスギ・ヒノキ苗木の採種園整備と苗木生産・出荷体制の強化

第1期計画で得苗率7割まで向上したコンテナ苗生産技術を活用し、これまでのスギ・ヒノキ苗木を成長の早い苗木に置き換えるための取組を重点的に推進します。

成長の早い苗木はこれまでより1年程度初期成長が早いため、植栽後5回必要だった下刈作業を4回に軽減させる施策を目指します。

- ① スギ、ヒノキの採種園を拡充し、成長の早い苗木の種子供給能力を高めます。
- ② 成長の早い苗木を安定的に生産・出荷出来る体制とするためコンテナ苗生産者の生産技術が発揮できるよう、生産施設の整備や生産技術向上について支援します。



〈成長の早い苗木の初期生育イメージ〉

(森林整備課調べ)



〈成長の早い苗木の採種園〉



〈成長の早い苗木の苗畑での生産〉

(2) 新たな技術の導入による森林整備の省力化

苗木の植栽場所までの運搬や下刈りなどの保育作業は、大半が人力で行われており、現場作業の負担が他産業より大きいため、省力化の取組を推進します。

- ① これまでは、山林の斜面を人が背負って運んでいた苗木を、最短距離かつ植栽場所まで直接運搬することが可能となるドローンの導入を支援して、運搬にかかる労働力の軽労化を進めます。
- ② 健全な植栽木の成長を促すための下刈りは、草刈機による人力で行われており、保育の労務量の大半を占めていますが、無線式下刈機械等の新たな技術の実証や導入を支援して、下刈作業の効率化を進めます。

その他、新たなICT機器等について効果検証を行いながら、有効な機器の導入を支援します。



〈ドローンによる苗木運搬〉



〈無線式下刈機械〉

(3) シカによる森林被害対策

広島県と隣接する市町において、林業事業体や市町と連携して、再造林地や主伐予定地の被害把握と監視を強めるとともに、効果的な捕獲手法による地域に適した捕獲体制づくりを進めます。

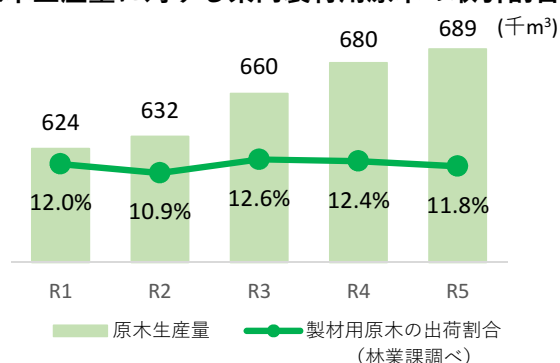
- ① 林業普及員によるシカ被害調査等、市町・森林所有者・造林者とシカ被害情報を共有
- ② 市町・猟友会・森林組合で構成されるシカ捕獲体制への協力
- ③ 捕獲技術の向上を目的とした実証の支援

（３）製材用原木の需要拡大と安定供給

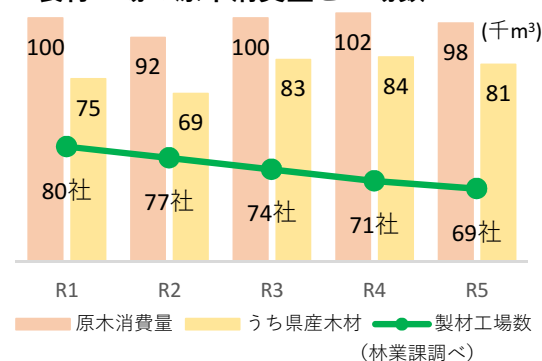
1. 取組の必要性（背景）

- 第1期計画では、主伐の収益性を高めるために、中間土場等での仕分けに取り組んだ結果、製材用原木の出荷量は増加しましたが、原木生産量全体も増加したことから、製材用原木の県内取引割合は目標を下回る12%程度で推移しています。
原木生産量に見合った製材用原木を出荷していくためには、更なる仕分けの徹底に加え、製材用原木の需要量を拡大していくことが必要です。
- 県内の製材工場は、この5年間で11社減少（R1：80社→R5：69社）しましたが、製材工場の施設改良等を支援することで、製材用原木の需要は100千m³程度を維持しています。
第1期計画では、製材工場の新設に向けて取り組みましたが、用地や販売先の確保、高額な設備投資などの大きな負担を理由に実現に至っていません。
- 一方、製材加工の処理能力の高い製材ラインを導入した製材工場では、県産原木の消費量が大幅に増加しており、このような製材工場の支援を行うことにより、製材用原木の需要を拡大することが必要です。
- また、原木増産に対応した円滑な製材用原木の流通に欠かせない県内5つの原木市場では、取扱量の増加傾向が続いており、売り方・買い方をつなぐ原木市場の役割は、これまで以上に重要となっています。
- 県内8圏域でウッドコンビナートの形成に取り組み、原木を生産する林業事業体と製材工場の垂直連携は拡大しましたが、製材工場間で協力する水平連携は限定的となっています。

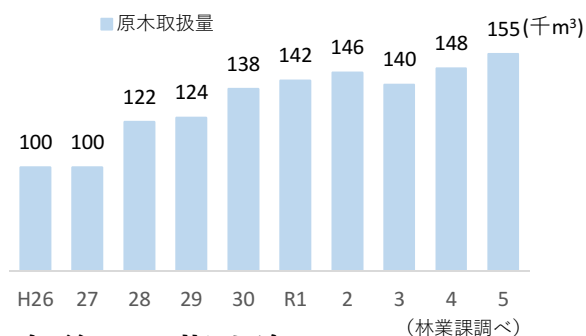
■原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合



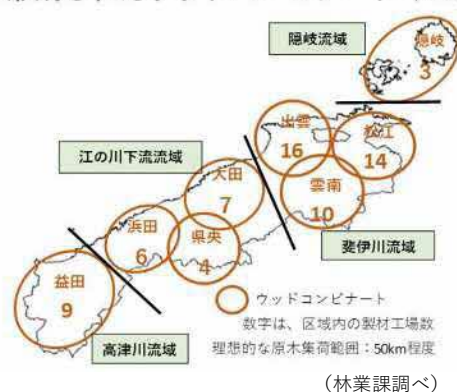
■製材工場の原木消費量と工場数



■原木市場における原木取扱量



■形成されたウッドコンビナート（R5）



2. 5年後の目指す姿

- 原木生産量に対する県内製材用原木の取引割合を12%（R5）から15%以上に増加
＜参考指標＞
・ 原木生産目標量78万m³のうち、県内製材工場への原木出荷量12万m³

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 製材工場の新設・規模拡大

第1期計画では、製材工場の約4割がラインの自動化や増設などの施設整備を行い、製材用原木の需要を維持しています。

このため、意欲のある製材工場が今後の生産計画や生産体制等の課題を林業普及員と明確にしたうえで、各工場の実情に合ったきめ細やかな支援を行っていくことが必要です。

具体的には、既存工場の施設改良や立地制度による製材工場の新設に加え、令和6年度から開始した中核的な製材工場への支援を行うことで、製材用原木の需要拡大を図ります。



〈製材用丸太の加工〉

(2) 製材用原木の安定供給体制の推進

製材工場が求める原木需要に対応するために、需要に応じた寸法や材質を仕分ける中間土場を令和2年度に県内9か所、令和3年度にはより規模の大きな木材流通センターを1カ所整備し、それらを活用した仕分けの取組を行っています。今後も、より有利な販売先に原木を出荷して行くために、仕分けの徹底を図っていきます。

また、製材用原木の流通対策として、令和6年度から原木市場の機能強化を進めており、製材工場が求める原木をタイムリーに安定供給できるよう原木流通の合理化を推進します。



〈中間土場を活用した原木の仕分け〉

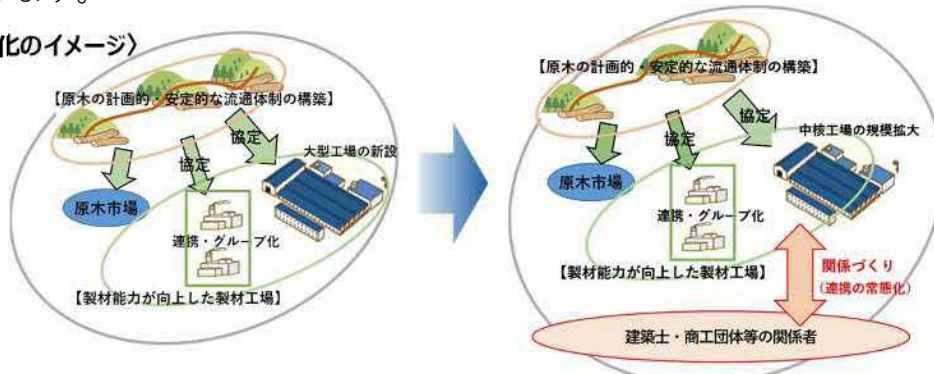
(3) ウッドコンビナートの強化

地域の製材工場への原木の安定供給に向けて、事業地の確保や原木の仕分けの徹底を図るとともに、原木の直接取引を目的に伐採事業者と製材工場との間で締結した原木安定供給協定は第1期計画期間中に新たに34協定が締結（R2～R5年度末）され、原木の安定供給体制の整備が進んでいます。

また、地域の製材工場間で連携した分業・協業の取組は、公共建築物の木造化に対応するために、一部の地域（松江、大田、益田）では始まっていますが、公共建築物だけでは安定した需要が確保されないため、取組が進んでいません。

このため、公共建築物だけではなく非住宅建築物の木造化も推進し、地域の木材需要を確実に取り込むため、林業・木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、発注者となりうる団体等も含め、木造化に向けた関係づくりを推進することで、ウッドコンビナートの強化を図ります。

〈ウッドコンビナートの強化のイメージ〉



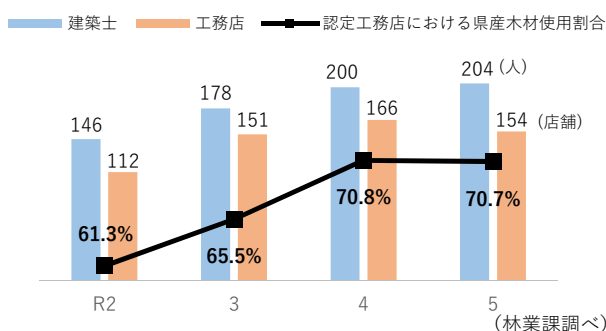
※ウッドコンビナートとは、複数の林業事業体や製材工場が原木の安定供給協定を締結することにより、原木の計画的・安定的な流通体制を構築するとともに、製材工場が新設や規模拡大により製材能力の向上を図ることで、地域ぐるみで伐採から製材加工までの取組が拡大される仕組みです。

(4) 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

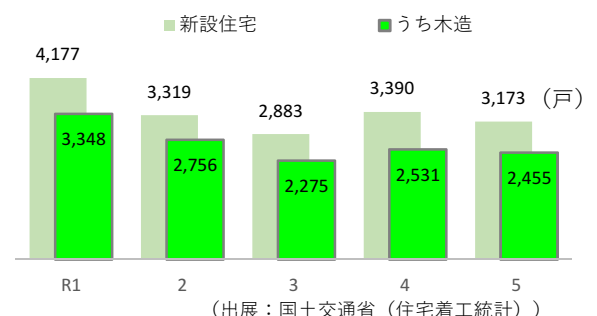
1. 取組の必要性（背景）

- 県産原木の供給量は増加傾向にあるものの、最も高値で取引される製材用原木の出荷量は十分ではありません。このため、製材需要を拡大するために、まずは、県内消費の拡大に向けて県内産製品を住宅等で積極的に活用するとともに、県外出荷に対しては、付加価値の高い内装材などの高品質・高付加価値木材製品の出荷を拡大することが必要です。
- 県内では、認定工務店制度により、県内製材工場と工務店や建築士との間で県産木材製品を積極的に使用するためのノウハウが構築された結果、認定工務店が建築した住宅の県産木材使用率は年々上昇しています。
- 一方で、建築・木材業界からは施主(認定工務店)への助成制度の周知が足りないため、施主の意向を契機とした県産木材利用の機会を一部で逃しているという指摘もあります。
また、人口減少や物価高騰の影響により、住宅着工戸数の減少が見込まれる中、製材需要を拡大するためには、木造率の低い非住宅建築物での県産木材利用を進めることが重要です。
これには、具体的な木材利用の提案を行う建築士の役割や施主の木造建築への理解が重要となるため、木造建築に精通した建築士の育成や施主への普及啓発を進める必要があります。
- 県外出荷に向けては、首都圏・関西圏等の大きな需要に対応するため、付加価値の高い製品の更なる販路拡大が必要です。また、環境配慮への関心の高まりなどにより、木材への需要が多様化しており、ターゲットを明確にした商品開発やPRに加え、温室効果ガスの削減に向けたカーボンオフセットなど、新たな社会ニーズに対応した製材工場の育成が必要です。

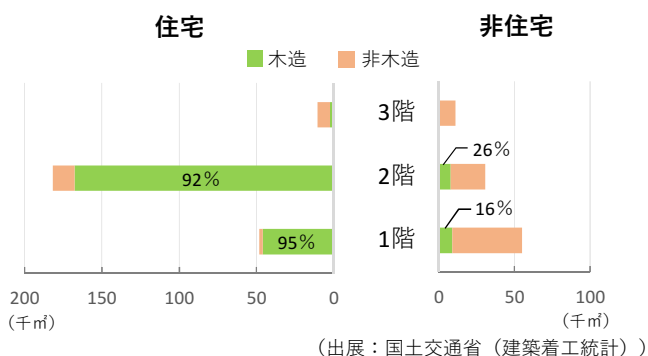
■認定建築士・工務店の数



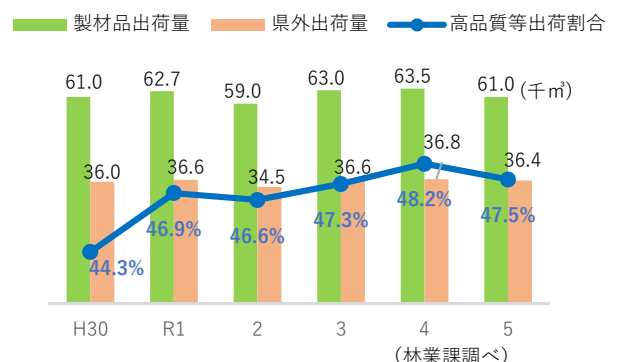
■島根県における新設住宅着工戸数の推移



■県内の用途別・階層別の建築物床面積（R5）



■木材出荷量と高品質・高付加価値木材製品の割合



2. 5年後の目指す姿

- 製材工場における高品質・高付加価値木材製品の出荷割合を現状（R5）の48%から53%以上に引き上げ
 ＜参考指標＞
 ・県産木材製品出荷目標量78千m³のうち、高品質・高付加価値木材製品の出荷量41.4千m³

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 認定工務店・建築士に対する支援の見直し

認定工務店における県産木材使用量を更に伸ばすため、住宅等支援事業において、交付対象に従来の認定工務店に加え施主を追加します。

また、県産木材の使用割合に応じた助成は規模の大きな建物で一定量の県産木材を使った場合でも支援額が少額となるため、認定工務店にとって必ずしもインセンティブになっていませんでした。このため、使用割合から使用量に応じた助成に変更します。

さらに、製材工場の高品質・高付加価値木材製品の供給体制強化を図るため、JAS材や内装材を使用した場合に加算助成します。



〈県産木材を使用した木造住宅〉

(2) 非住宅建築物での県産木材利用の促進

県内の非住宅建築物は床面積で住宅の約4割に相当する需要があるにもかかわらず、木造率は棟数の約5割、床面積の約2割にとどまっています。

そこで、木造率の低い非住宅建築物での木材利用を進めるため、ウッドコンビナートごとに工法・耐火技術の先進事例などを学ぶ研修会の開催を支援し、木造建築の知識を深め木造建築に積極的に取り組む認定建築士を育成します。

また、民間非住宅建築物の建築予定がある施主の木造建築への理解を促進するために施主等と県で建築物における県産木材利用に関する協定の締結を進め、非住宅分野での県産木材の利用を拡大します。



〈県産木材を使用したカフェ〉

(3) 高品質・高付加価値木材製品の加工体制の整備

県内の製材工場では木材乾燥機や高次加工機等の施設整備は進みつつありますが、建築基準法の改正により、構造計算や木材の品質確認が必要となる建築物の範囲が拡大される等、これまで以上に品質や強度が明確な木材製品が求められています。

このため、高品質・高付加価値木材製品の供給に向けた施設整備やJAS認定取得を引き続き支援して行きます。



〈木材乾燥機の導入支援〉

(4) 県外出荷の拡大に向けた対応

環境配慮への関心の高まり等により木材への需要が多様化しており、ターゲットを明確にした展示・商談会への出展やマーケットインによる新商品・新用途開発による販路拡大を支援します。

また、リフォーム需要の市場を意識した内装材等の商品開発やカーボンオフセットなど新たな社会ニーズに対応可能な経営戦略を持つ製材工場を育成します。



〈スギ内装パネル〉



〈広葉樹フローリング〉

※高品質・高付加価値木材製品とは

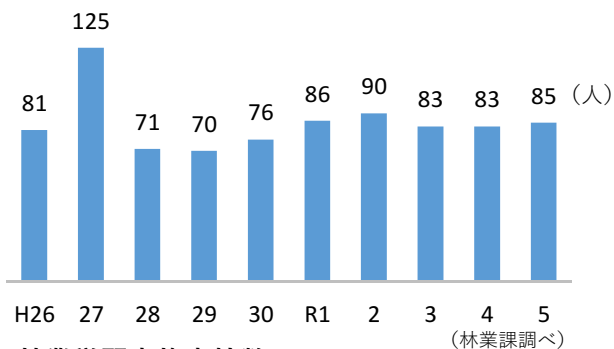
高品質木材製品とは、JAS法や建築基準法による大臣認定等により強度や乾燥などの性能が明確なもの、高付加価値製品とは、実加工などの仕上げ加工、柱や板といった一次加工済み製材品の貼り合わせや、防腐処理などの高次加工を施すことで販売単価を高めたものを指します。

(5) 新規林業就業者の確保

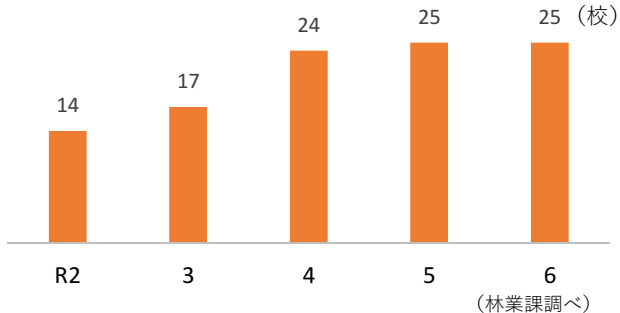
1. 取組の必要性（背景）

- 第1期計画の林業のコスト低減の取組により生産性が向上し、現場での省力化が進んでいます。第2期計画においても、ICT等の新たな技術導入等により更なる生産性向上に取り組むこととしていますが、これらを前提に試算しても、令和11年度の原木生産量78.6万m³と伐採後の再造林等に必要な林業就業者数は1,033人以上を確保する必要があります。
- 1,033人を確保するためには、令和5年度末現在の林業就業者数988人から45人の増加、年平均では7～8人増のペースとなり、少なくとも第1期計画の取組期間の増加ペースを維持することが必要となります。一方で、今後は少子高齢化による労働人口の減少が見込まれ、特に中小企業での人手不足が深刻化する中、林業における新規就業者の確保は更に厳しさを増すことが予想されます。
- このため、これまでのSNS等を通じた広報や体験研修の充実に加え、県内高校での林業学習の更なる取組強化を図ることで、卒業後の就業へつなげるとともに、農林大学校林業科への入学者を確保し、技術力の高い人材を安定的に輩出することが必要です。
- また、林業が若者から選ばれる職業となるためには、ワークライフバランス、キャリア形成、風通しの良さ等、若者の仕事に対する価値観やニーズの変化を的確にとらえた魅力ある職場づくりに向け、事業体自らが意欲的に取り組み、その成果を広くPRしていくことが重要です。

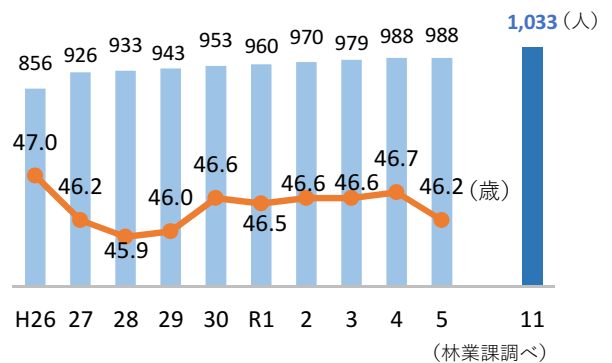
■新規林業就業者数



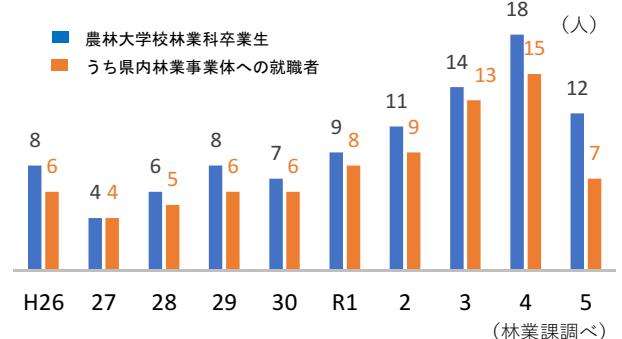
■林業学習実施高校数



■林業就業者数



■農林大学校林業科卒業生と
県内林業事業体への就職者数



2. 5年後の目指す姿

- 新規林業就業者を毎年80人以上確保し、令和11年度の林業就業者を1,033人以上確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 高校生への林業学習の取組強化

高校生への林業の認知度を高めるために実施した林業学習の取組は、令和2年度から5年間で県内25校まで拡大し、職業としての林業の認知度は向上しています。第2期計画では、農林大学校への進学や就業へ着実につながるよう、以下の取組を強化していきます。

- ① 農林系高校を中心に、高校生が専門コースを選択する1年生の段階で、「林業を知る・体験する」学習内容を充実させ、林業に興味を持った生徒が2年生以降、林業を目指す学習ができるよう1～3年生まで一貫した効果的なカリキュラムを提案し導入を促します。
- ② 林業に興味を持った生徒間の交流や林業現場体験等、林業への関心の度合いに応じた学習を通じて、職業としての理解度を更に深めてもらうため、学校単位の学習のみでなく、地域単位の高校生向け林業体験ツアーの実施等、農林大学校への進学や県内事業体への就業にしっかりとつなげていく取組を強化します。



〈高校生への林業学習〉

(2) 農林大学校林業科における就業者の育成・確保

農林大学校林業科では、令和2年度に定員の倍増やコースを新設する等、より多くの技術力の高い技術者を養成することで県内事業体の安定的な就業者確保に重要な役割を果たしています。

一方、入学者数が定員に満たない年もあることから、引き続き、高校生の林業学習との連携を行う等、効果的なPRにより定員数を確保するとともに、就業後に農林大学校へ進学するなどの事業体推薦制度を活用した若手就業者の早期の技術習得やICT等の新たな技術も取入れたカリキュラムの充実等、林業就業者の養成機関としての機能強化を図ります。

また、経済的にも安心して農林大学校への進学や就業準備ができるように、給付金や貸付金により支援します。



〈VRを利用した技術習得〉

(3) 林業事業体による取組の強化

事業体が作成したインターシップ計画に基づく学生の受入れや、最大3ヵ月間の林業就業体験の受入れへの支援を継続するとともに、高校の進路指導教諭と連携した事業体情報の発信や林業学習への積極的な参画等、事業体の主体的な取組を後押しします。

また、林業が若者から選ばれる職業となるためには、給与面はもとより、若者が重視するワークライフバランス、キャリア形成、風通しの良さ等も踏まえた職場づくりが重要であり、事業体が行うこれら魅力ある職場づくりと取組のPRを支援します。

(4) 林業労働力確保支援センターによる対策

県内外の若者や求職者に対する情報発信においては、林業労働力確保支援センターが、U・Iターンフェア等での林業事業体のPRや求職者とのマッチングに加え、農林大学校林業科進学のPRや定住等の各種支援制度の活用提案をパッケージ化して提供を行っています。

また、若者の仕事に対する価値観やニーズを的確に捉え、SNS等の広報媒体の選択やコンテンツの内容を十分に検討し、効果的な情報発信を行っています。



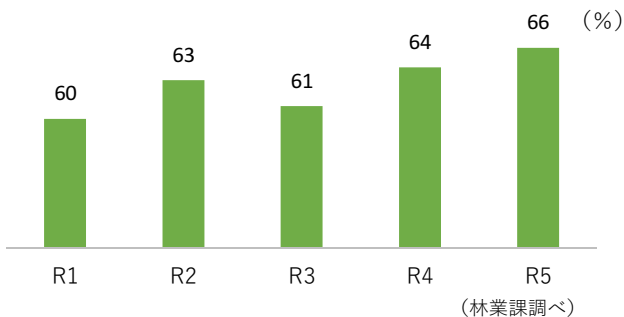
〈県外での就業PR〉

(6) 林業就業者の定着強化

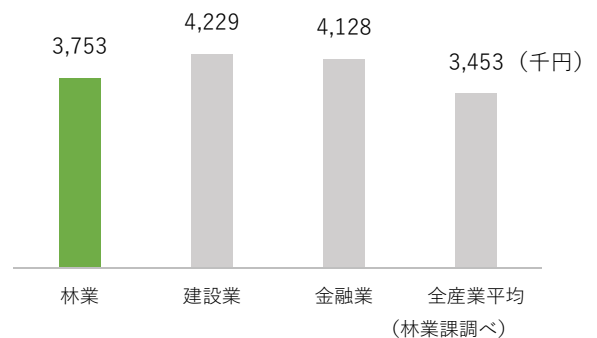
1. 取組の必要性（背景）

- 労働人口の減少等により、新規での就業者確保がこれまで以上に厳しくなることが見込まれる中、原木生産量の増大と伐採後の再造林等に必要となる林業就業者を確保するためには、林業就業者の定着率を高めていくことが必要不可欠です。
- 第1期計画では、林業事業体自らが「島根林業魅力向上プログラム」に取り組み、多くの事業体において、初任給・給与水準の改善や休暇制度の充実等が進められた結果、林業就業者の定着率は上がってはいるものの、就業後5年定着率66%と第1期計画の目標70%には届いていません。
- 今後、他産業においても給与水準等の労働条件改善に向けた取組強化が予想される中、林業事業体においても、引き続き「島根林業魅力向上プログラム」による労働条件・就労環境改善の取組を進めていく必要があります。また、これまでの離職理由を分析すると、夏場の下刈り等の過酷な環境下での作業による体力的な理由や、コミュニケーション不足による対人関係の理由が見られることから、身体・心理の負担を軽くする職場環境改善の取組を進めていく必要があります。
- その上で、生産性向上等で得られた収益を労働条件や人材育成等に再投資することで、収益と投資の好循環が生まれる経営体質の強化を図り、就業者が将来を見据えて安心して働き続けることができる「魅力ある職場づくり」に引き続き取り組む必要があります。

■林業就業者の5年定着率



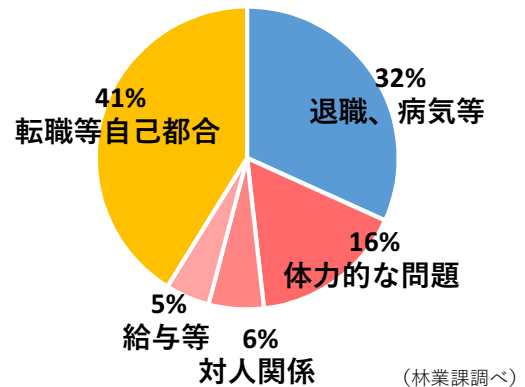
■林業と他産業の年収比較 (R5)



■完全週休二日制の導入林業事業体数



■林業事業体を離職した就業者の離職理由 (R5)



2. 5年後の目指す姿

- 新規林業就業者の5年定着率を70%以上へ引き上げ、令和11年度の林業就業者を1,033人以上確保

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 労働条件・就労環境の改善

「島根林業魅力向上プログラム」(※1)へ参画した林業事業体の取組を推進するため、事業体毎に担当の林業普及員を配置し、以下の労働条件や就労環境の改善の取組を事業体の特性に合わせ重点的に推進します。

- ① 給与体系の整備・手当制度の創設・月給制の導入など、給与面に係る改善
- ② 週休二日制の導入・特別休暇の創設など、休暇面に係る改善
- ③ 女性も働きやすい環境づくり・福利厚生施設の充実など、就労環境の改善
- ④ 夏場の下刈作業での休憩所設置による暑熱対策など、過酷な労働環境の改善

優良な取組事例を取りまとめ、他の林業事業体に対して参考となる取組を積極的に導入するよう働きかけるほか、求職者に対しても就職先の選定に役立ててもらえるよう事業体の魅力向上プログラムの取組状況をPRしていきます。

(※1) 【島根林業魅力向上プログラムとは】

(1)労働条件・就労環境の改善、(2)新規就業者確保の促進、(3)事業拡大や収益性の向上などに自ら意欲的に取り組む事業体を登録するとともに、県として集中的に支援する県独自の制度



〈下刈作業の機械化〉

(2) 林業事業体の経営体質の強化

林業事業体の経営体質強化のためには、得られた収益により労働条件の改善や人材育成、就業者の増員等、事業体毎の課題解決に向けた取組が計画的に行われることが重要です。そのため、中小企業診断士などの専門家を派遣し、新たな取組の導入や経営改善などの指導を継続して進めます。

(3) 就業者の技術習得等の促進

新規就業者が速やかに現場作業に従事できるよう、機械操作に必要な資格取得の支援や、就業者の様々な技術水準にも対応できるよう訓練用林業機械のリース支援を継続し、就業後の早期技術習得を進めます。

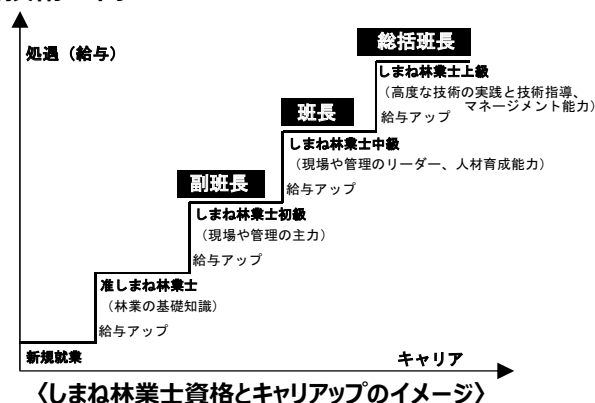
また、林業における労働災害発生率は他産業に比べ依然として高く、このことは、就業にあたってマイナス要因となっているほか、就業後も安全に働き続けられる環境を確保する上でも課題です。このため、「みどりの担い手育成基金」による事業体の労働安全研修等への取組支援や、林業普及員による巡回指導の実施等による労働災害防止の取組を、労働局や林業・木材製造業労働災害防止協会等の関連団体とも連携し進めます。



〈新規就業者への技術研修〉

(4) 林業就業者のキャリアアップ推進と人材育成技術の向上

経験年数や能力に応じて取得できる県独自の「しまね林業士」等の資格を利用したキャリアアップの導入を継続して推進します。また、安全かつ高度な技術指導、職場での良好な人間関係の構築に必要な若者の特性を理解した指導方法（コーチング技術やコミュニケーション能力）の導入など、マネジメントできる人材を育成強化することで、風通しがよく、若者が将来を見据え安心して意欲をもって働ける魅力ある職場づくりを推進します。



6 重点推進事項を進めるための取組

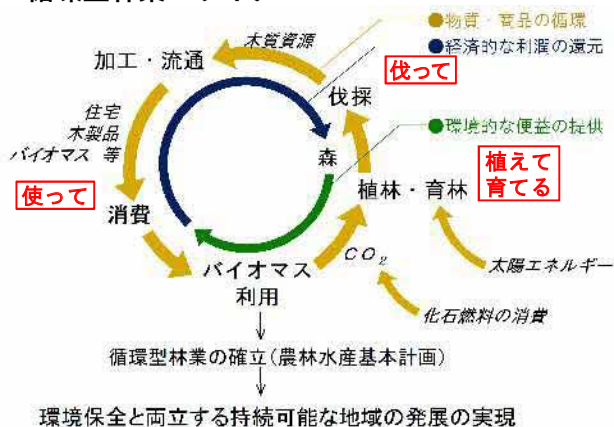
(1) 循環型林業の土台となる森林の保全

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 「木を伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現のためには、成熟期を迎えた森林資源を“伐る”原木生産の規模を拡大するとともに、将来にわたって生産活動が続けられるよう、循環型林業のフィールドとなる豊かな森林を保全し、森林資源を次世代へと引き継ぐことが重要です。
- 将来にわたって豊かな森林や生産活動を維持するためには、森林を一定の規制の下で保全する必要があります。島根県の森林面積約52万haの約1/3が保安林^(※1)に指定されています。
指定にあたっては、保安林が環境に配慮した森林の循環利用のフィールドとなるよう、森林整備による環境保全と原木生産による経済活動が両立できる配置とすることが必要です。
- また、土砂採取や様々な開発行為などにより森林そのものが大きく失われることがないよう、林地開発許可制度によって全ての森林を対象にした開発に対する監視・指導を行っています。
- 一方、病虫害や自然現象等が要因となる立木の枯損や不健全な成長など、事実上森林として機能が低下した荒廃森林や異常気象による林地崩壊により健全な森林が失われています。
このため、こうした森林を守り、再生するため治山事業等の公共事業が必要です。

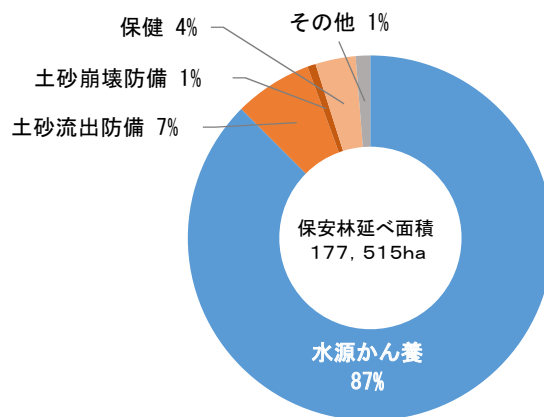
(※1) 森林は木材生産のみならず水資源の確保や災害防止等の公益的機能を持つことから、特定の機能発揮を期待する森林は、保安林に指定し森林の保全に努めています。

■ 循環型林業のサイクル



■ 保安林指定状況（R5）

※県内森林の約35%が保安林に指定



(森林整備課調べ)

■ 林地開発の状況（土砂の採取）



■ 豪雨等による林地の崩壊



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 森林を保全するための各種制度の運用

①保安林の指定管理

保安林は、森林の循環利用を行うフィールドとしての側面もあることから、指定にあたっては単なる制限のある森林にするのではなく、森林整備による環境保全と原木生産による経済活動が両立できる配置となるよう指定します。

やむを得ず保安林を解除する場合は、解除の必要性和その範囲について、基準に基づき適切に審査することで、失われる森林を最小限にとどめ、森林を保全します。



〈保安林伐採跡地の再造林〉

②林地開発許可制度による無秩序開発の防止

森林を一定の規模を超えて開発する場合は、林地開発許可制度に基づき、基準に適合したものについて許可します。森林が失われることによる環境への影響や周辺に残すべき森林の姿などを考慮して審査を行い、必要に応じて開発後に植栽を指導するなど、過度な開発を防止します。



〈風力発電施設（保安林解除）〉

(2) 治山事業などによる森林の再生や林地崩壊の防止

①公益的機能が低下した森林の再生

公益的機能の発揮が期待される森林のうち、病虫害や自然現象などにより林内の状況が著しく悪化している森林においては、病虫害の駆除や植栽、本数調整伐等の森林整備を実施することにより、荒廃した森林を再生させ、森林が本来持つ機能が発揮されるよう誘導します。



〈森林整備により機能回復した森林〉

②林地崩壊の防止

土石流や山崩れ、地すべりなど森林の崩壊によって下流の人家などに被害を与える恐れがある森林においては、治山ダムや法面对策など施設整備によって災害の未然防止を図ります。また、過去に災害が発生した森林で次期豪雨等で更なる被害が予想される場合は速やかな復旧を進めます。

なお、林地崩壊対策の要望は毎年多くありますが、全てを早急に整備することは不可能であることから、危険度や緊急度などを客観的に評価し、優先度の高い箇所から実施します。

また、県内では昭和13年から治山施設を整備しており、その数は2万1千施設にものぼります。これら数多くの施設を十分に機能させるために、定期的な施設点検と適切な維持管理を進めます。



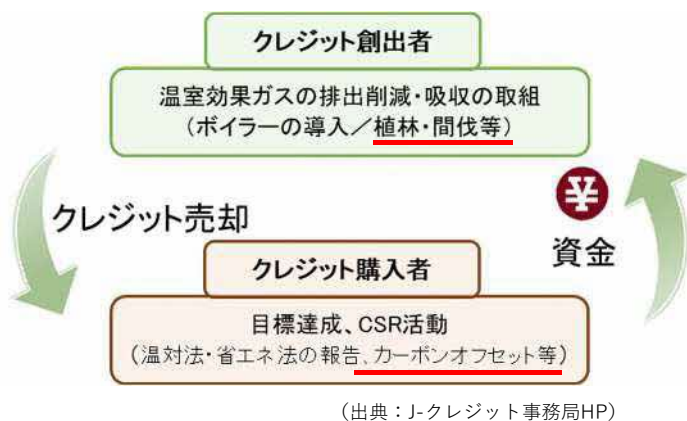
〈治山ダムにより保全された人家〉

(2) カーボンニュートラルの実現に向けた森林の活用

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

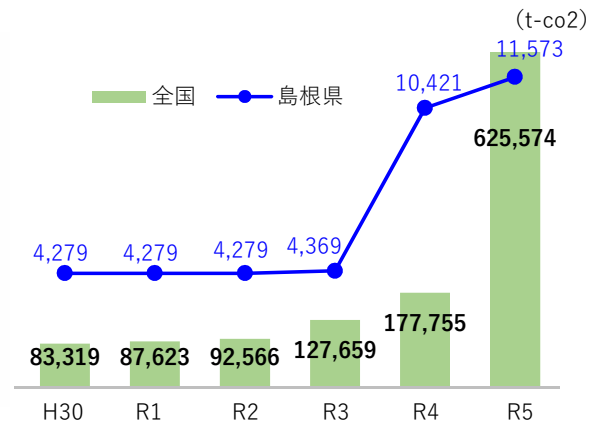
- 県内の豊富な森林を利用し、循環型林業を進めていくことで、将来にわたって林業の成長産業化が図られるとともに、水源かん養などの公益的機能やCO2吸収機能を高めるなど、環境的にも重要な価値を生み出しています。
2050年カーボンニュートラルに向けた制度としては、J-クレジット制度の中で適切な森林管理による森林吸収系クレジットも運用されており、この制度の活用により森林整備に要する費用の創出が可能となっています。
このため、クレジットの認証量は年々増加している中、制度を有効活用することで、新たな森林の価値の創出と林業・木材産業の収益力向上に大きく寄与すると考えています。
- 一方で、全国のJ-クレジット制度の活用状況をみると、企業等に制度が十分普及していないこと、クレジットの創出手続が複雑で分かりづらいという理由などから、県内での制度活用が進んでおらず、再エネ系・省エネ系と比べ、森林吸収系の取引は低調な状況であるため、制度普及に向けた企業へのPRや相談窓口の設置などの創出促進のための取組が必要です。
- また、販売における企業の需要においても、再エネ系等のクレジット需要が高い状況にあるため、森林吸収系J-クレジットの購入によるメリットを企業にPRするなど、需要拡大に向けた販路開拓や販売促進への取組が必要です。
- J-クレジット制度が活性化することで、クレジット収入を通じて持続可能な林業経営基盤が強化され、林業の成長産業化を後押しすることから、森林経営を行う市町村や林業事業体に対し、創出促進のためのサポートや、販売を進めるための活動を支援する取組が必要です。

■J-クレジット制度のしくみ



■J-クレジット認証量の推移（森林吸収系）

※R5までの累計



(出典：農林水産省HP・森林整備課調べ)

■東京証券取引所開設からの累計取引実績

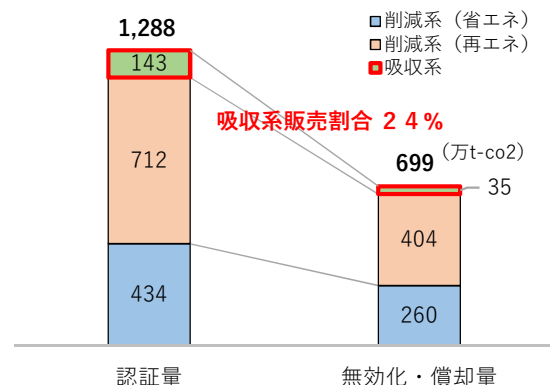
(令和5年10月11日～令和6年10月31日)

分類	平均単価 (円/t-co2)	取引実績 (t)
森林吸収系	5,242	2,468
再エネ系	3,671	374,778
省エネ系	1,634	167,748

(出典：カーボン・クレジット市場HP)

■全国のJ-クレジットの種類別販売割合

(令和6年7月末現在)



(出典：J-クレジット事務局HP)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) J-クレジット制度の普及・啓発

J-クレジット制度の活用を通じて、クレジットを創出・販売することで、木材販売収入以外の新たな外部資金の獲得が可能となり、保育、間伐などの自己負担分に充当するなど、持続可能な森林経営につながります。

一方で、県内での制度の活用事例が少ないことから、市町村や林業事業体に対し、J-クレジット制度の説明会やチラシの作成・配布などにより普及・啓発を行います。

(2) クレジット創出のためのサポート

J-クレジット創出の手続きは専門性が高く複雑なため、県の組織にJ-クレジット担当者を配置し、相談窓口の設置やクレジット創出事務をサポートします。

制度の活用促進のため、先行自治体等を講師とした研修会を実施し、クレジット認証までのプロセスに係る知見・ノウハウを普及します。

また、プロジェクト対象地でのモニタリング調査や巡視などに活用可能な航空レーザ計測データ等を貸与、提供し、クレジット認証に向けた作業の省力化を図ります。



〈市町村や林業事業体への説明会・研修会〉

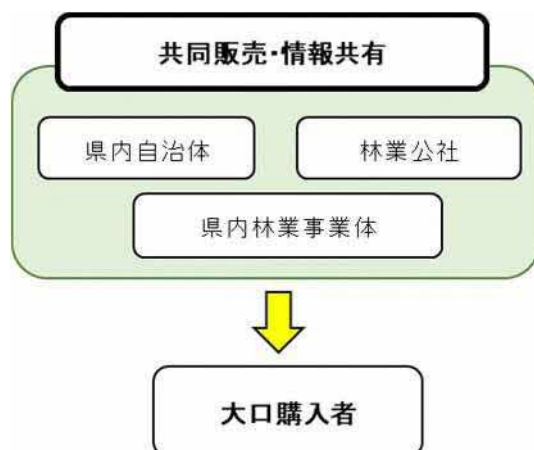


〈R6末航空レーザ計測実施エリア〉

(3) クレジットの販路開拓・販売促進

創出されるクレジットの販路を開拓するため、カーボン・オフセット（※1）等に関心の高い県内外の企業に向け、創出者とのマッチングの場の提供（商談会や現地見学会等）やオフセット等の活用方法も併せた働きかけを行います。

また、大口の需要者に対しては、県内のクレジット創出者や地元地方銀行・自治体などと連携してクレジットを供給するなど、多様な販売形態づくりを進めます。



〈関係者の連携によるクレジットの展開イメージ〉

(4) クレジット購入による森林整備貢献を評価する仕組みづくり

クレジット購入により県内の森林整備の促進に貢献した企業等に対し、感謝状の贈呈や県ホームページへの掲載等、企業等を評価する仕組みづくりを行います。

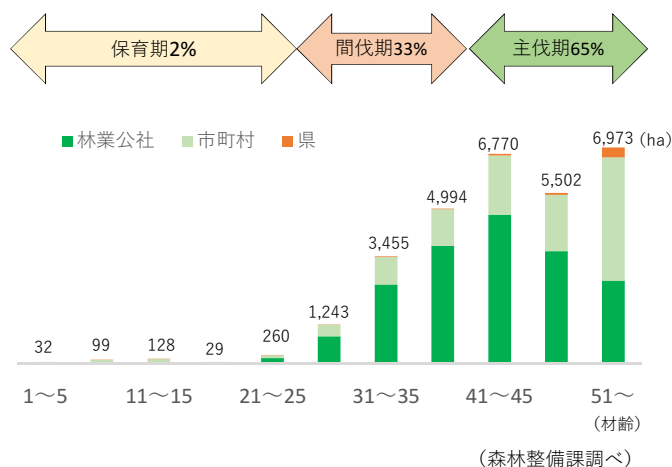
（※1）自らの活動に伴い排出するCO2等の温室効果ガスを認識・削減した上でその排出量を埋め合わせる取組

(3) 公有林等を活用した原木の安定供給

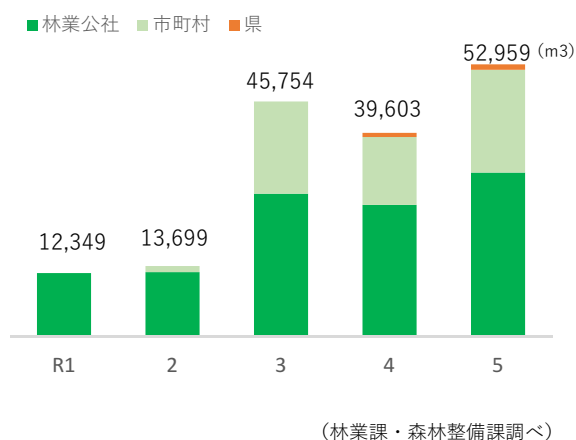
1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 県、市町村、林業公社等が管理・経営する森林（公有林等）は民有林の人工林面積（スギ・ヒノキ）の約2割を占めており、森林の公益的機能の発揮とともに、主伐・再造林を進めることで、森林経営を通じた製材用原木の安定供給に大きく寄与します。
- 県有林については事業計画に基づき主伐・再造林を推進する体制を整えていますが、市町村及び林業公社は、次の理由から今後の更なる主伐等の拡大に向けて懸念があります。
 - ① 市町村有林では、最低限の森林管理は行われているものの、林業専門職員がいないなどの理由から、半数以上の市町村において主伐等の森林経営の取組が見られません。
 - ② 林業公社経営林では、林業専門職員により計画的に経営管理が進められていますが、職員数が限られており県内全域の経営林での取組に懸念があります。
- また、林業事業体のうち、公有林等の主伐に取り組む事業体は約5割にとどまっています。
- このような中、原木の安定供給を更に進めるためには、公有林等の主伐・再造林を拡大することが重要であり、市町村や林業事業体等に対する県の技術支援等を強化するとともに、令和元年度から運用が始まった森林経営管理制度の活用を図りながら、林業事業体が公有林等の主伐に参入しやすい環境整備を進める必要があります。

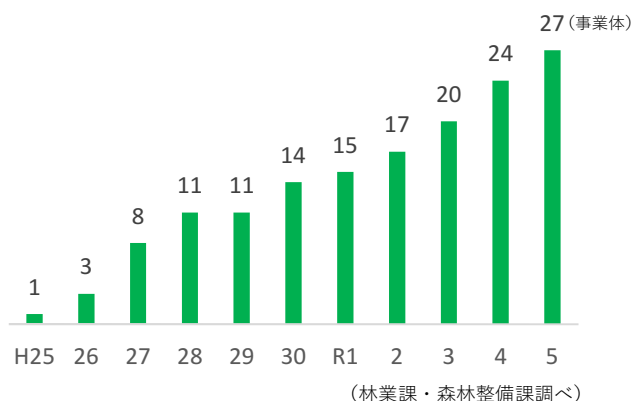
■公有林等の資源状況（スギ・ヒノキ）



■公有林等における主伐状況



■公有林等主伐事業に取り組む事業体数（累計）



■森林経営管理制度を活用し、林業事業体に対し森林施業を委託した市町村数（R5年度実績）

	①委託した市町村数	②全市町村数(※)	①/②
島根県	8	19	42%
全 国	78	1,578	5%

(※) 私有林を有する市町村の数

(出典：林野庁、森林整備課調べ)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 市町村等に対する支援の強化

利用期を迎えた公有林等の主伐を促進し、原木の安定供給を図るためには、主伐の必要性を含めた森林資源の活用に対する市町村等の理解の醸成や技術的な支援が必要です。

そこで、循環型林業の意義から事業実施に必要な積算・発注に至るまで林業全般に渡る技術指導や研修会を開催します。

また、市町村職員等が県機関に2年程度在籍し、林業に関する技術や知見等を学ぶことが出来る職員派遣研修制度の活用を働きかけます。



〈市町村職員向け研修会〉

(2) 林業事業体への支援の強化

公有林等において主伐事業に取り組む林業事業体は年々増加傾向にありますが、主伐事業に不慣れな事業体に対する技術的サポートが課題となっています。

このため、林業普及員が林業事業体に対し、団地ごとに伐採方法や経営収支を具体的に示すなど参入の働きかけや活用可能な支援事業等の情報提供を行うことで、公有林等における円滑な主伐を推進します。



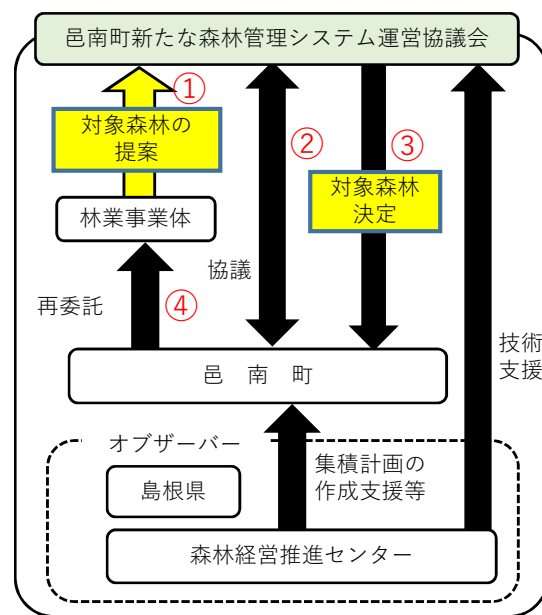
〈関係者を交えた現地検討〉

(参考) 森林経営管理制度の活用

森林経営管理制度は、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。

県では、本制度が循環型林業の拡大に寄与すると考え、林業事業体から森林管理の提案を受ける方法で進めており、全国でも先進的な取組として評価されています。

一方で取組が十分進んでいない市町村もあることから、県内で先行している市町村の事例を参考にするなど、制度活用に向けた支援を続けていきます。



〈邑南町の取組スキーム〉

水産業の主な特徴(強み)

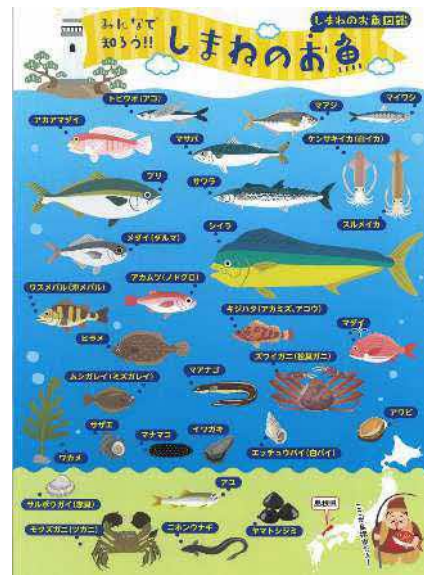
漁場が自慢です！

「島根県沖合」は豊かな漁場

- 島根県の沖合では東シナ海から北上する暖かい対馬海流と、日本海の深海から湧き上がってくる栄養豊かな冷海水が、大陸棚（水深200m以浅）で混じり合うことでプランクトンが豊富な好漁場を形成しています。
- また、岩礁や砂浜からなる沿岸域や沖合に広がる大陸棚、天然の魚礁となる隠岐諸島など、複雑な地形を有していることから、島根県沖合には冷水性のズワイガニやアカガレイから暖水性のブリやサワラまで多種多様な水産生物が生息しています。

「島根県の漁獲量」は全国トップクラス

- 海岸線の長さは約1,000kmと全国10位ですが、豊かな漁場を背景に、沖合ではまき網や底びき網、沿岸では定置網、刺網、一本釣など様々な漁業が営まれ、水揚量は全国6位（R5）となっています。



しまねが一番！

アナゴで町おこし

- 大田市では平成31年から全国トップクラスの漁獲量を誇るアナゴのブランド化に取り組んでおり、地元の小型底びき網で漁獲されたアナゴを「大田の大あなご」としてPRしています。
- 地元飲食店では脂の乗った大アナゴを趣向を凝らしたメニューで提供することで、魚価向上による漁業者の所得向上だけでなく、観光客の増加など地域振興にも貢献しています。



シジミの漁獲量が日本一

- 宍道湖は全国で3番目に大きな汽水湖で、ヤマトシジミの漁獲量は長年全国1位で、国内屈指の産地となっています。
- 小型貝を保護するための網目拡大や、操業日数や漁獲量を制限するなど、漁業者が積極的に資源管理に取り組み、持続可能な漁業の確立を目指しています。



イワガキ養殖の発祥の地

- 現在、全国各地で行われているイワガキ養殖を日本で一番初めに成功させたのは西ノ島町の漁業者で、その後、関係者が連携して取り組み「隠岐のいわがき」としてブランド化されています。
- 県内のイワガキ養殖は隠岐を中心に行われ、現在では産出額が2億円規模となり新規就業者の重要な受け皿の1つとなっています。



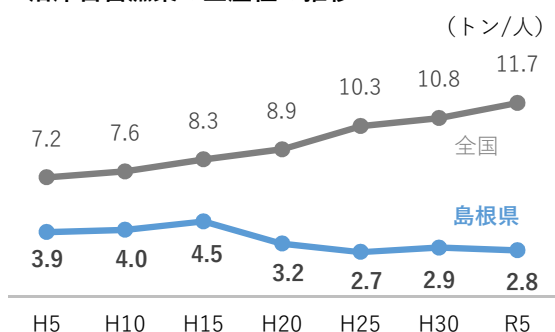
水産業の主な特徴(課題)

島根県沖合域は豊かな漁場

漁業生産は企業的漁業が安定、沿岸自営漁業は低迷

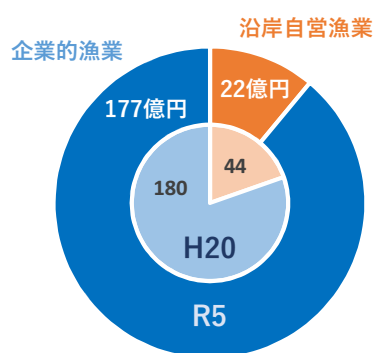
- 島根県の沖合域には対馬暖流が流れ、九州沖からの大陸棚、隠岐諸島と続き、複雑な海底地形と相俟って、日本有数の好漁場となっています。
- 漁業産出額に占める企業的漁業の割合は高く、近年、その依存度は大きくなっています。
- 沿岸自営漁業の生産性は、島根県では低調な状況が続いています。複数漁法の組合せやスマート漁業の推進、新漁法の導入など水揚げの安定化を進める必要があります。

■沿岸自営漁業の生産性の推移



(出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、
「漁業センサス」を基に水産課で推計)

■漁業産出額に占める沿岸自営漁業の割合
(H20[内側]とR5[外側])



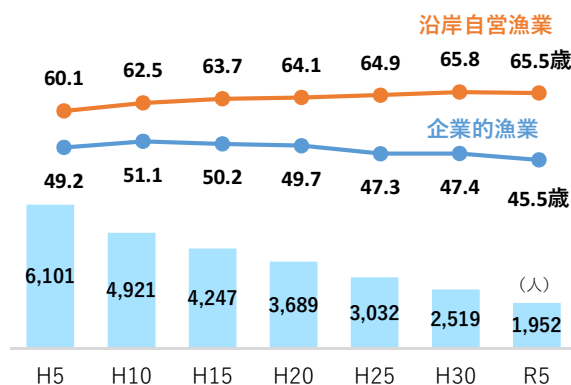
(水産課調べ)

漁業就業者減、高齢化が継続

漁業就業人口は20年間で54%減、平均年齢56.0歳

- 漁業就業人口は平成15年の4,247人から令和5年の1,952人と、20年間で2,295人減少しました。
- また、漁業就業者の平均年齢は56.0歳ですが、沿岸自営漁業においては高齢化が進んでいます。
- そうした中、沿岸自営漁業においては、令和2年以降、49人の新規就業者を確保しましたが、一層の取組が必要です。

■漁業就業人口と平均年齢の推移



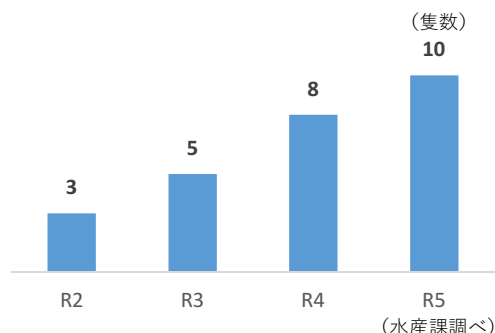
(出典：農林水産省「漁業センサス」)

収益性の高い経営体質へ

高性能漁船の導入は一部に限定

- 企業的漁業経営体では、国の漁船リース事業等の活用による高性能漁船の導入を進めてきましたが、一部の経営体に限定されているため、更なる拡大が必要です。
- 今後、TAC制度による資源管理が基本となる中、資源管理と効率的な操業を両立させつつ、収益性の高い経営体質への転換を図る必要があります。

■高性能漁船の導入数の推移 (累計)



(水産課調べ)

水産業の主なデータ

■漁業産出額（R4）

区分	島根県	全国	全国順位
海面漁業・養殖業産出額	196億円	14,347億円	21

（出典：農林水産省「令和4年漁業産出額」）

■全国における島根県漁業の位置づけ（R5）

（単位：トン）

項目		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
海面	生産量合計	北海道 957,063	長崎 315,422	宮城 269,363	茨城 259,496	静岡 147,353	愛媛 136,571	青森 120,259	広島 111,088	島根 102,795	鳥取 102,302
	漁業	北海道 842,704	長崎 292,890	茨城 259,496	宮城 180,369	静岡 144,710	島根 102,252	鳥取 100,501	宮崎 82,611	千葉 79,158	愛媛 74,096
	養殖業※	北海道 114,359	広島 92,134	宮城 88,994	愛媛 62,475	兵庫 61,887	青森 58,024	熊本 47,864	鹿児島 45,127	佐賀 38,442	岩手 28,844
内水面	生産量合計	北海道 8,398	鹿児島 7,966	愛知 4,778	島根 4,656	宮崎 3,610	静岡 3,528	茨城 3,075	青森 2,878	岐阜 1,587	長野 1,263
	漁業	北海道 8,277	島根 4,643	青森 2,799	茨城 2,317	岐阜 346	栃木 296	鳥取 266	新潟 217	三重 185	岡山 179
	養殖業※	鹿児島 7,966	愛知 4,763	宮崎 3,583	静岡 3,527	長野 1,259	岐阜 1,241	福岡 1,055	山梨 962	茨城 758	栃木 672

※島根県の海面養殖業合計（543トン）は31位、内水面養殖業合計（13トン）は38位

（出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」）

■漁獲量の全国順位に見る島根県の主要魚介類（R5）

（単位：トン）

魚 種	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
海面漁業	北 海 道 842,704	長 崎 292,890	茨 城 259,496	宮 城 180,369	静 岡 144,710	島 根 102,252	鳥 取 100,501	宮 崎 82,611	千 葉 79,158	愛 媛 74,096
イワシ類	茨 城 233,727	長 崎 107,000	宮 城 65,223	鳥 取 62,749	島 根 50,884	北 海 道 48,566	千 葉 44,829	福 島 43,644	静 岡 40,839	愛 媛 36,851
マアジ	長 崎 42,567	島 根 11,298	宮 崎 4,314	千 葉 3,144	愛 媛 2,837	愛 知 2,775	三 重 2,692	鳥 取 2,616	高 知 2,358	石 川 1,994
ブリ類	北 海 道 13,659	長 崎 12,991	石 川 6,959	島 根 6,059	岩 手 5,646	千 葉 5,517	愛 媛 3,748	三 重 3,654	福 岡 2,784	青 森 2,250
ヒラメ・カレイ類	北 海 道 19,284	鳥 取 2,617	兵 庫 1,657	青 森 1,623	島 根 1,536	福 島 1,415	宮 城 1,275	東 京 1,169	石 川 922	福 井 828
タイ類	長 崎 4,121	兵 庫 2,134	福 岡 2,126	愛 媛 1,439	島 根 1,382	山 口 1,379	香 川 759	愛 知 690	鹿 児 島 653	新 潟 651
アナゴ類	長 崎 426	島 根 405	宮 城 194	愛 媛 187	山 口 158	福 岡 105	茨 城 102	福 島 97	兵 庫 83	愛 知 73
ベニズワイ	島 根 2,509	鳥 取 2,190	新 潟 1,803	潟 兵 庫 1,786	北 海 道 1,764	秋 田 839	山 形 425	富 山 285	青 森 212	宮 城 10
内水面漁業	北 海 道 8,398	鹿 児 島 7,966	愛 知 4,778	島 根 4,656	宮 崎 3,610	静 岡 3,528	茨 城 3,075	青 森 2,878	岐 阜 1,587	長 野 1,263
シジミ	島 根 4,595	青 森 2,217	茨 城 1,328	北 海 道 347	鳥 取 266	三 重 181	東 京 116	宮 城 46	新 潟 29	福 岡 24

（出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」）

■漁業経営体の状況（R5）

（単位：経営体）

区分	島根県	全国	全国順位
漁業層別漁業経営体数	1,210	65,652	22
沿岸漁業層	1,141	61,444	21
海面養殖層	72	12,164	24
上記以外の沿岸漁業層	1,069	49,280	20
中小漁業層	69	4,153	22
経営組織別漁業経営体数	1,210	65,652	22
個人経営体	1,119	61,386	22
団体経営体	91	4,266	14
会社	63	2,646	15
漁業生産組合	3	94	9
その他	25	1,526	10
内水面漁業経営体数	415	4077	2

（出典：農林水産省「2023漁業センサス」）

■漁業就業者数（R5）

区分	島根県	全国	全国順位
海面漁業就業者数	1,952	121,230	22
男	1,915	109,621	22
女	37	11,609	31

（出典：農林水産省「2023漁業センサス」）

■漁船隻数（R5）

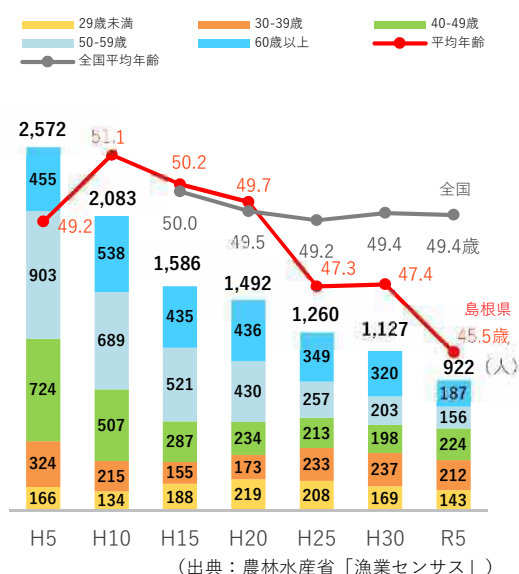
区分	島根県	全国	全国順位
漁船隻数	1,660	109,247	24
動力漁船	937	58,888	26

（出典：農林水産省「2023漁業センサス」）

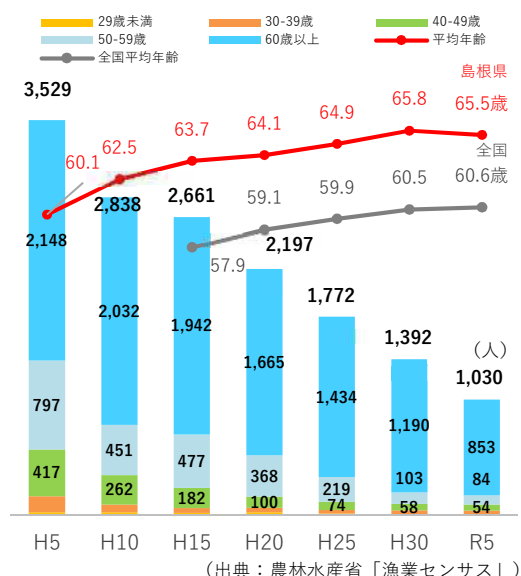
(1) 担い手

- まき網をはじめとする企業の漁業経営体に雇用されている漁業者は、この20年間で約1,600人から約900人と4割減少していますが、平均年齢は約46歳と年々若返っており、若者の割合が多くなっています。(全国平均約50歳)
- 主に釣り・採介藻などを個人で営む沿岸自営漁業においても、漁業者数の減少傾向が続き、この20年間で約2,600人から約1,000人と6割減少し、平均年齢も約66歳と、漁業者数の減少や高齢化が進んでいます。(全国平均約61歳)
- しかしながら、15歳以上54歳以下の沿岸自営漁業者数は前回の調査(H30)から1人増加しており、担い手確保の取組を強化した成果が現れていると考えられます。

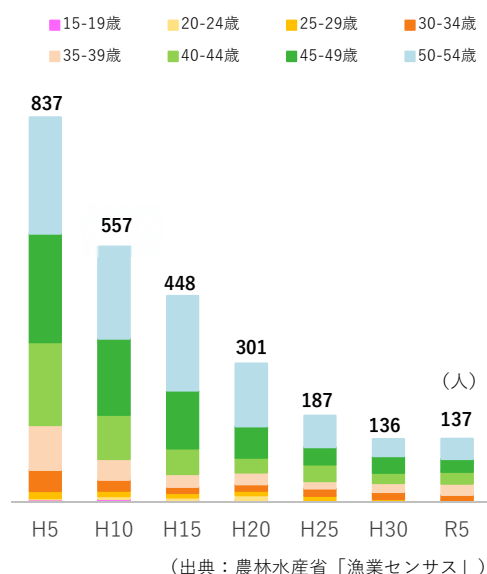
■漁業就業者数(雇用)と平均年齢の推移



■漁業就業者数(自営)と平均年齢の推移

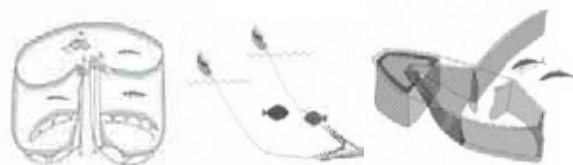


■15歳以上54歳以下の漁業就業者数(自営)の推移



■企業の漁業と沿岸自営漁業

【企業の漁業】



まき網漁業

底びき網漁業

定置漁業

【沿岸自営漁業】



釣り漁業

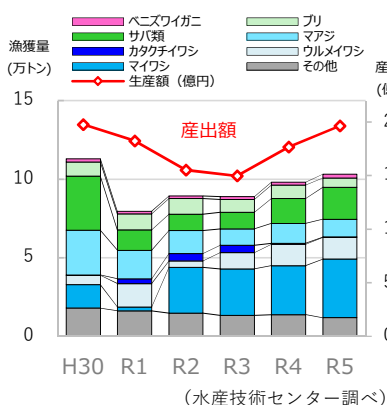
いか釣り漁業

採介藻漁業

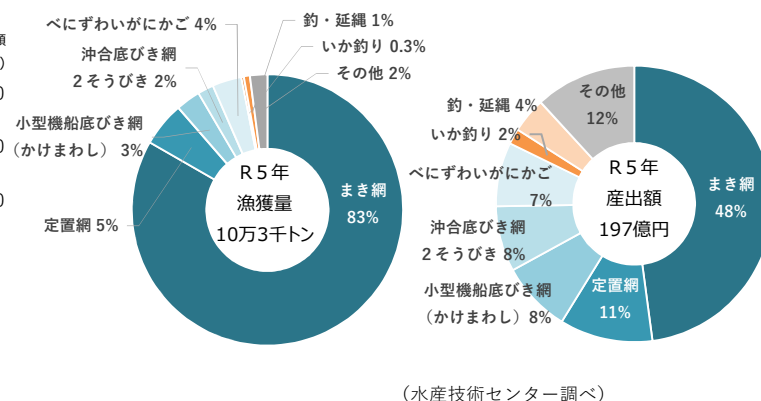
(2) 生産

- 令和5年の島根県の海面漁業の漁獲量は10万3千トンで全国6位となり、魚種別ではマイワシ、サバ類、ウルメイワシ、マアジ、ブリが上位を占めています。
- 令和5年の産出額は197億円であり、漁業種類別に見ると、まき網漁業が94億円を占め、次いで底びき網漁業、定置漁業の順になっています。
- 漁獲量は平成元年以降、マイワシの不漁により大きく減少し、平成13年以降は10万トン前後で推移しています。産出額も平成17年まで減少し、その後200億円前後で推移しました。令和3年にはコロナ禍の影響等により152億円まで落ち込みましたが、近年増加傾向が見られ、令和5年には約200億円まで回復しました。
- 令和5年の島根県の内水面漁業の漁獲量は4,643トンで全国2位となっています。

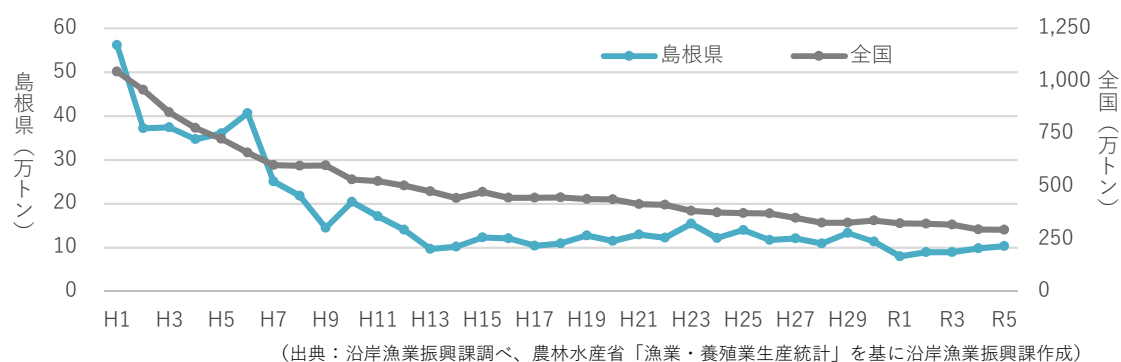
■海面漁業漁獲量・産出額の推移



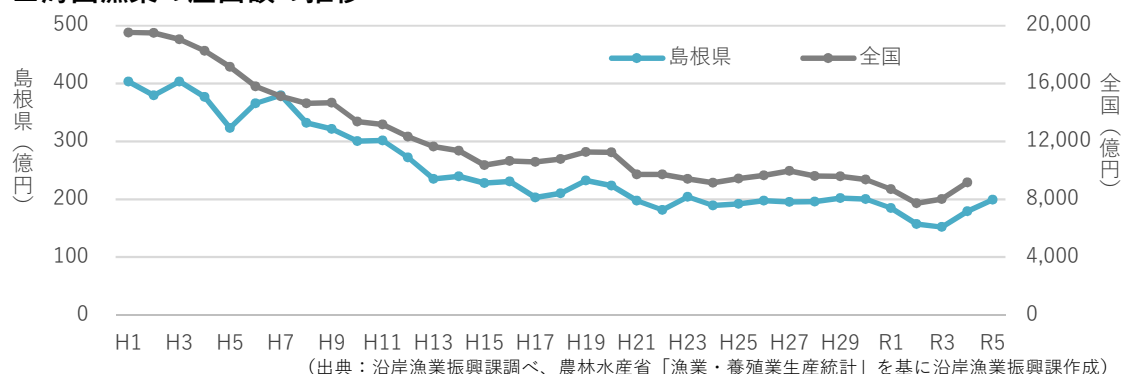
■漁業種類別漁獲量・産出額の割合



■海面漁業の漁獲量の推移



■海面漁業の産出額の推移

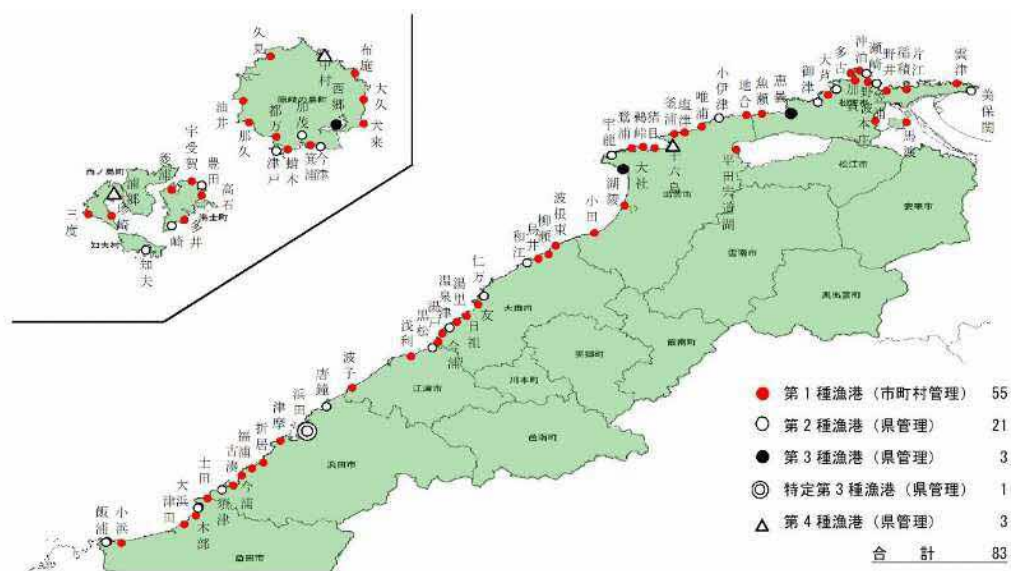


(3) 水産基盤

(漁港整備)

- 島根県には 83 の漁港があり、県内の約 3,200 隻（R4）の漁船の基地として、暴風や高波から人命や漁船を守る漁業活動の拠点となっています。

島根県の漁港位置図



- 漁業の生産性向上に向けた漁港整備を進めるとともに、漁港施設の長寿命化対策や拠点漁港の防災・減災対策に取り組んでいます。
- 漁業者や漁船が減少する中、特に小規模な漁港においては、機能統合や再編が必要な状況となっています。

(漁場整備)

- 島根県では、水産資源の保護・育成や、漁獲量の増大と操業の効率化を図るため、主に沿岸海域において魚礁や増殖礁などを整備しています。
- 今後は藻場回復対策として、藻場造成（藻場礁設置）や母藻投入といったハード・ソフトの一体的な取り組みなど、海洋環境の変化への対応が必要となっています。



<魚礁に鯉集する魚群（メダイ）>



<藻場礁>

- ① 海藻を繁茂させる
〔魚の産卵場や生息場〕



<増殖礁>

- ② 餌を増やし稚魚を育成



<魚礁>

- ③ 漁獲のため魚を集める

（４）各地域の特徴

【出雲地域】

- 島根半島は海岸線の入り組んだリアス式海岸が続いており、その地形を生かした定置網やワカメ養殖が盛んです。
- 定置網で獲れる魚介類は地元中心に流通し、スーパーや飲食店で提供されています。また、養殖されたワカメは山陰地方特産の板ワカメに加工され古くから家庭の味として親しまれ、県を代表する特産品の1つとなっています。



<リアス式海岸>



<定置網の操業風景>



<ワカメ養殖>

【石見地域】

- 砂浜を中心とした、なだらかな海岸線から続く沖合には遠浅で広大な大陸棚が広がっており、浜田漁港や和江漁港は、県内随一の底びき網の拠点港となっています。
- 中でも、浜田漁港は高度衛生管理型市場を備えた県内外の漁船が利用する県内最大の水産基地となっています。特に水揚げされるアジは脂の乗りが高く「どんちっちアジ」として、全国有数のブランド魚となっています。



<浜田漁港>



<沖合底びき船の出航>



<どんちっちあじ>

【隠岐地域】

- 隠岐諸島が天然の魚礁となり周辺には好漁場が形成されており、イワシなど浮魚を漁獲するまき網の県内最大の基地となっています。
- また、松葉ガニ（ズワイガニ）、白バイ（エッチュウバイ）を漁獲するかご漁業は県を代表する収益力のある漁業となっています。加えて、刺網、一本釣、イワガキ養殖などの沿岸漁業も盛んで、水揚げされる魚介類は観光資源にもなっています。



<島の風景>



<まき網の操業風景>



<イワガキ養殖>

2. 第1期基本計画の評価（水産業）

総合評価

（1）将来ビジョン・基本目標1

過去20年の平均的な漁獲量と直近の単価水準を踏まえ、現状の約2倍に相当する生産額を達成している状態を将来ビジョン・目標として設定しました。

①将来ビジョン

令和21年の沿岸自営漁業の産出額54億円（基準：27億円（平成30年））

②計画期間(令和2年度～令和6年度)における目標

令和6年の沿岸自営漁業の産出額29億円



＜沿岸自営漁業に取り組む新規就業者（かご漁業（左）・アマダイはえ縄（右））＞



＜就業型研修（定置網）の様子＞

島根県では持続可能な沿岸自営漁業の実現に向けて、新規就業者の確保・育成、意欲ある漁業者の所得向上を推進してきました。

具体的な取組として、沿岸自営漁業の新規就業者を確保するため、ワンストップ相談窓口の新設や、研修から自立、所得向上までの一貫支援、給付金制度の創設、就業モデルの策定等を進めてきたことにより、R5年度は目標（15人／年）を上回る17人／年の新規就業者を確保することができました。

一方、沿岸自営漁業者の所得向上を図るため、複数の漁法による操業モデルの実践や新漁法の導入、グループで行う協業化の推進など、生産性を高める生産体制の構築や、漁業技術の更なるレベルアップに取り組みましたが、コロナ禍や主要魚種の不漁などにより、水揚金額720万円以上を達成した漁業者数は目標（113人／年）の半数程度にとどまり、沿岸自営漁業の産出額も目標を下回る22億円となりました。

今後は、更なる新規就業者の確保に向けた研修制度の拡充や、所得向上を図るために海洋環境の変化等に対応した操業モデルの策定・実践などを進めていく必要があります。

総合評価

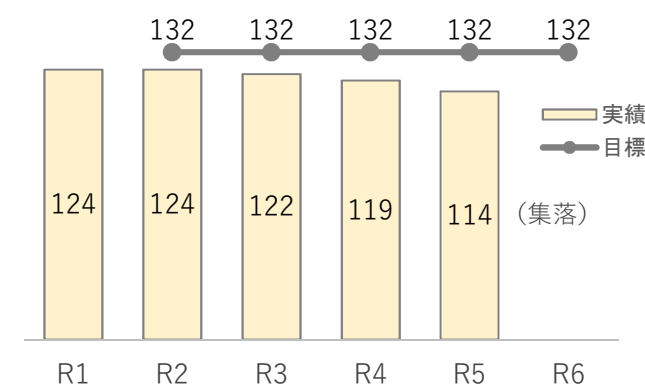
(2) 将来ビジョン・基本目標2

沿岸自営漁業の産出額54億円という将来ビジョンに加え、沿岸自営漁業者が定住する沿岸漁業集落の維持・発展を図る観点から、次のビジョン・目標を設定しました。

将来ビジョン・計画期間における目標

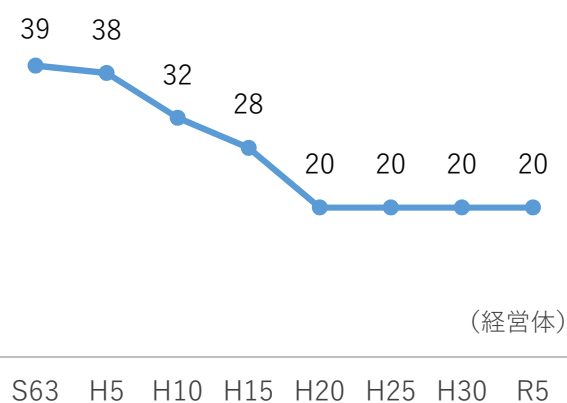
132の沿岸漁業集落について、1集落当たりの漁業者が5人以上いる形で維持

沿岸漁業集落数 (漁業者5人以上が居住する集落)



(出典：水産庁「漁港背後集落調査」及び県「港湾背後集落調査」)

定置漁業経営体数（大型定置）の推移



(経営体)

(水産課調べ)



〈定置漁業の操業〉



〈沖合底びき網漁業の操業〉



〈シジミ漁業の操業（穴道湖）〉

農林水産基本計画の将来ビジョンとして「沿岸自営漁業の産出額54億円」とともに、沿岸漁業集落の維持・発展に取り組んできました。

具体的には、漁村の維持や漁業就業希望者の研修受け入れ先として重要な定置漁業の新規参入、まき網漁業や底びき網漁業等の企業的漁業における資源管理と収益性の向上による経営安定化、さらにシジミやアユ等の内水面漁業の安定的発展について進めてきましたが、漁業者の高齢化の進行等により漁業者数が減少したため、目標とした沿岸漁業集落数を維持することができず、114集落（R5）まで減少しました。

一方、大型定置漁業については既存の経営体数を維持することができ、リース事業等を活用して施設の更新を行った経営体では経営の安定化が図られています。

また、企業的漁業においては、資源管理の着実な実践等により、水揚げの増加傾向が見られています。

さらに内水面漁業においては、県内産アユの優良種苗の生産・放流の取組等により、漁獲量や天然遡上量が回復傾向となるなど、効果が現れ始めている状況です。

今後は、定置漁業を含めた企業的漁業及び、内水面漁業の安定的発展に向けた取組を強化する必要があります。

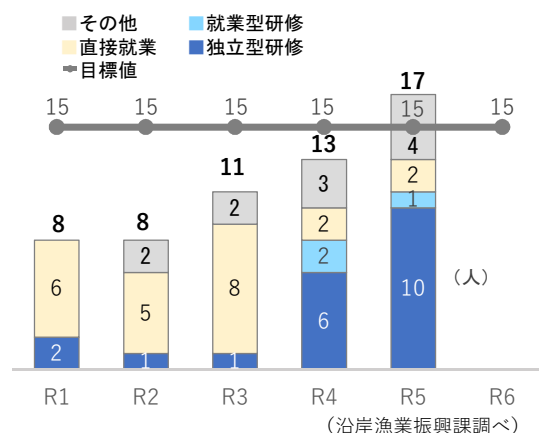
2. 第1期基本計画の評価（沿岸自営漁業者の確保と所得の向上）

沿岸自営漁業の新規就業者確保



〈独立型研修 – ワカメ養殖 –〉

■沿岸自営漁業の新規就業者数 【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

沿岸自営漁業では、県独自の給付金の創設や担い手育成に協力的な経営体との協定締結等により、この4年（R2～R5）で49人の新規就業者を確保しました。

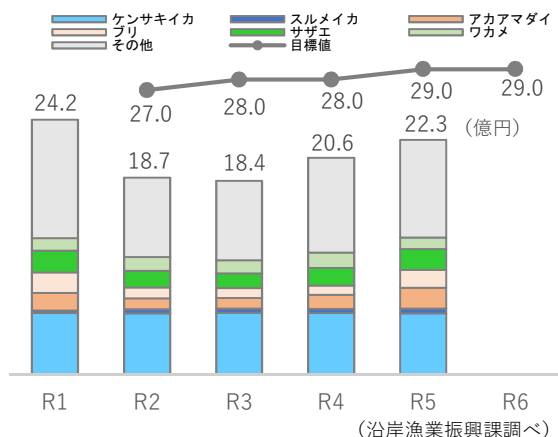
また、就業後の所得向上の取組も進め、新規就業者がその地域を牽引する事例（小伊津〔出雲市〕、五十猛〔大田市〕など）が出始めています。

○ 課題と今後の方向性

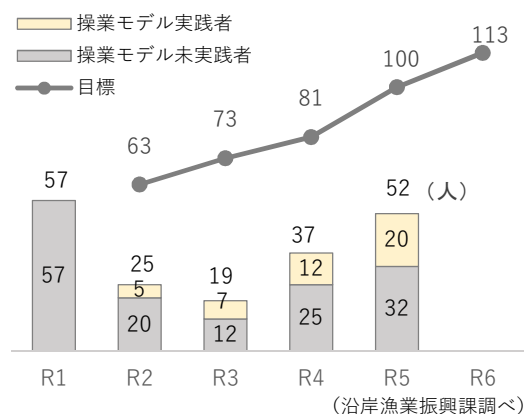
沿岸自営漁業では、高齢化や経営難等により就業者数が減少しています。新規就業者の確保のため、給付金制度の継続や研修生の受入態勢の充実等により、未経験者が就業しやすい環境を整えるとともに、SNS等を活用した積極的な情報発信に取り組む必要があります。

沿岸自営漁業者の所得向上

■沿岸自営漁業の産出額 【前年度1月～当該年度12月】



■水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者数 【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

沿岸自営漁業の産出額は、コロナ禍等により一時落ち込んだものの、意欲のある沿岸自営漁業者を対象とした操業モデルの策定を通じて、新たな漁法の導入や出荷形態の改善が進んだ結果、R3以降は、右肩上がり推移しました。

また、他産業並の所得400万円を確保するための水揚金額720万円／年以上を確保した漁業者数についてもR3以降増加傾向となっており、就業者の安定的な所得確保に向けた構造転換が進みつつあります。

○ 課題と今後の方向性

操業モデルの実践により、水揚金額720万円／年以上の漁業者数は増加しているものの、主要魚種の不漁により、目標の半数程度にとどまっています。

そのため、操業モデルの着実な実践、漁場環境の変化に対応した新漁法の導入、スマート漁業の推進など、所得向上の取組を強化していく必要があります。

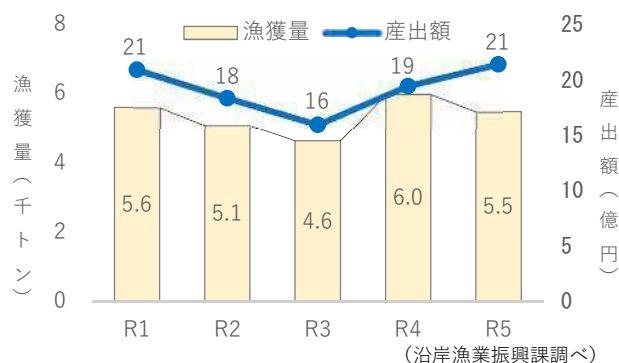
2. 第1期基本計画の評価（漁村、地域の維持・発展）

定置漁業の持続的発展

■県内の主な定置網の設置場所



■定置網の漁獲量及び産出額【前年度1月～当該年度12月】



○ 主な成果

第1期計画で目標とした定置漁業の新規参入は実現できませんでしたが、県全体の大型定置漁業については、20経営体を維持するとともに、一部の経営体においては、漁業共済制度（積立プラス）や国リース事業（漁船・漁具）、県の省エネ・省コスト事業の活用等により収入の安定化や施設の更新が図られ、経営改善が進みつつあります。

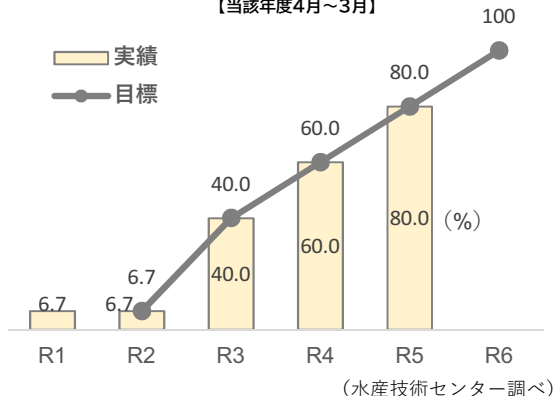
○ 課題と今後の方向性

定置漁業の新規参入には、漁場環境が変化中、高額な初期投資や乗組員の確保等の高いハードルがあります。

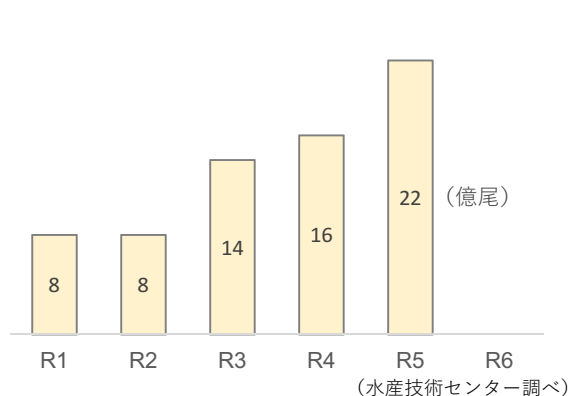
一方で、定置漁業は漁村の維持や漁業就業希望者の研修受け入れ先としても重要な漁業と位置付けており、今後は既存経営体について資源管理に取り組みながら、経営の安定化を目指していきます。

企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

■沖合底びき網漁業の主要魚種資源管理実施率【当該年度4月～3月】



■アユ流下仔魚数(高津川)【当該年度4月～3月】



○ 主な成果

沖合底びき網の魚種分布予測システムの導入により、小型魚の保護と効率的な操業の両立が図られ、沖合底びき網漁業の水揚げ金額は13.7億円（R2）から15.1億円（R5）に増加し、さらに高性能漁船の導入による経営強化に取り組む企業的経営体も増えつつあります。

穴道湖のシジミでは資源管理モデルの開発・実装には至っていませんが、同モデルの基礎となる県の資源調査等を参考に、漁業者が自主的に資源管理に取り組んでいます。

また、アユにおいては、県内産アユ親魚から生産した優良種苗の放流や産卵場の造成など漁業者・漁協独自の取組強化により、近年、天然アユ資源量の回復の兆しが見られています。

○ 課題と今後の方向性

燃油や資材等の価格高騰など厳しい経営環境が続く中、企業的漁業では経営の安定化に向けて資源管理と効率的な操業を両立する生産体制への転換を図るため、スマート水産技術の現場実装や高性能漁船の導入が必要です。

アユの資源回復・安定化のため、島根県の河川環境に適した県内産アユ優良種苗の生産及び放流の拡大が必要となっています。

3 将来ビジョン・基本目標

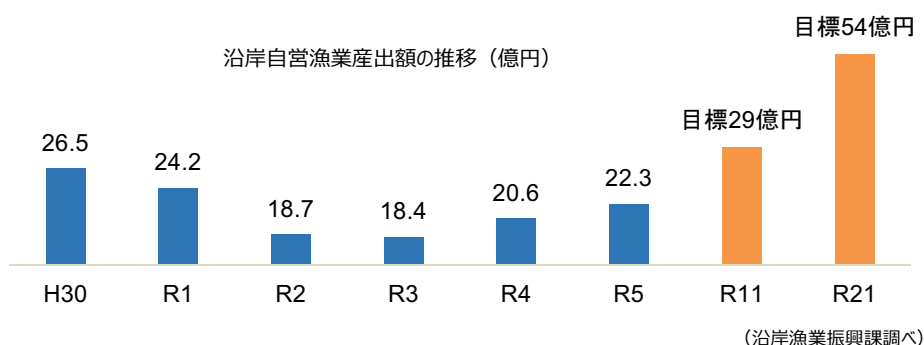
第1期計画の過去20年の平均的な漁獲量と直近の単価水準を踏まえた、54億円の産出額の達成を引き続き将来ビジョン（＝持続可能な沿岸自営漁業の実現）として定めます。

① 将来ビジョン

令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54 億円 基準：27 億円（平成30年）

② 計画期間(令和7年度～令和11年度)における目標

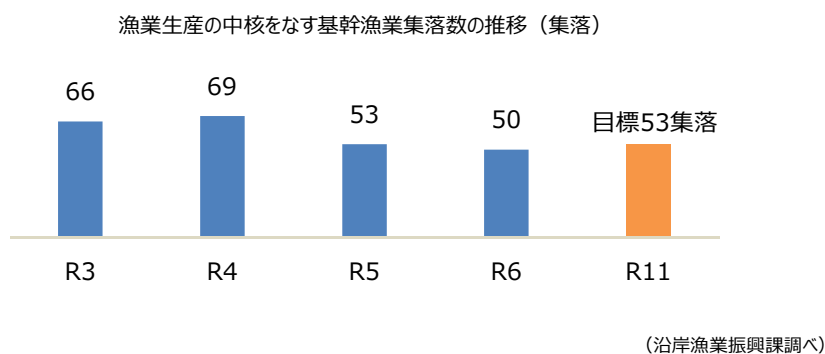
令和11年の沿岸自営漁業の産出額 29 億円



沿岸自営漁業の産出額 54 億円という将来ビジョンに加え、漁業者が多く定住する基幹漁業集落^(※1)の維持・発展を図る観点から、次の将来ビジョン・目標を設定します。

将来ビジョン・計画期間における目標

漁業生産の中核をなす基幹漁業集落 53 集落を維持



（※1）基幹漁業集落

集落世帯数 30 世帯以上における漁家比率 15%以上または、集落世帯数 30 世帯未満における漁家世帯数 10 世帯以上の集落
上記集落は、一定規模の漁港施設等を有しており、漁業生産活動の継続や新規漁業就業者の受入れが可能である集落と想定

4 施策推進の全体像

第1期計画では、持続可能な水産業の実現に向けて、沿岸自営漁業者の確保と所得の向上、漁村・地域の維持・発展に取り組んだ結果、新規就業者の安定確保や生産性の高い操業を行う漁業者が増加するなど、着実に取組の成果が現れ始めています。

第2期計画では、第1期計画の取組を継続しつつ、地域を支える沿岸自営漁業者の増加に向けた漁業研修体制の強化や、漁場環境の変化に対応し収益性の高い操業モデル（年間操業計画）の実践などの取組を拡大し、漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

（1）持続可能な沿岸自営漁業の確立

①沿岸自営漁業の新規就業者確保

漁業者数の減少傾向を緩やかにするとともに、県内他産業と同水準の所得（約400万円）を確保できる担い手漁業者を中心とした将来ビジョンの実現に向け、毎年18人以上の新規就業者を確保します。

②沿岸自営漁業者の所得向上

新規就業者をはじめ、意欲ある漁業者の所得水準を向上させるため、海洋環境の変化に対応した操業モデルの策定・実践を進めることなどによって生産性の向上を図り、現在52人いる水揚金額720万円（≒所得約400万円）以上の担い手漁業者数を倍増させ、118人以上とします。

（2）漁村、地域の維持・発展

①企業的漁業の維持・発展

資源管理と収益性向上を両立し、漁業生産及び漁業経営の安定化を図るため、高性能漁船の導入などにより、現在10万トンの企業的漁業の生産量を10%増加させます。

②内水面漁業の再生・維持

河川、湖沼における水産資源の維持・回復による内水面漁業の活性化のため、適切な資源管理とともに、効果的な種苗放流を実施し、高津川ではアユの流下仔魚数^(※1)を倍増させます。

（3）重点推進事項を進めるための取組

①良好な漁場環境の整備

持続可能な水産業の実現に向け、藻場造成等により、海洋環境の変化にも対応し、安定した漁業生産を可能とする漁場環境を整備します。

②資源管理

漁獲量管理（T A C制度^(※2)）を基本とする資源管理の着実な実践に向け、T A C制度の運用における関係者間の調整や漁獲実態等を迅速に把握するモニタリング体制を強化します。

③漁港の機能統合・再編

漁業活動の効率化と新規就業者の安定確保のため、給油施設や冷凍冷蔵施設等の陸上機能と一体となった漁港施設の機能統合と再編を進めます。

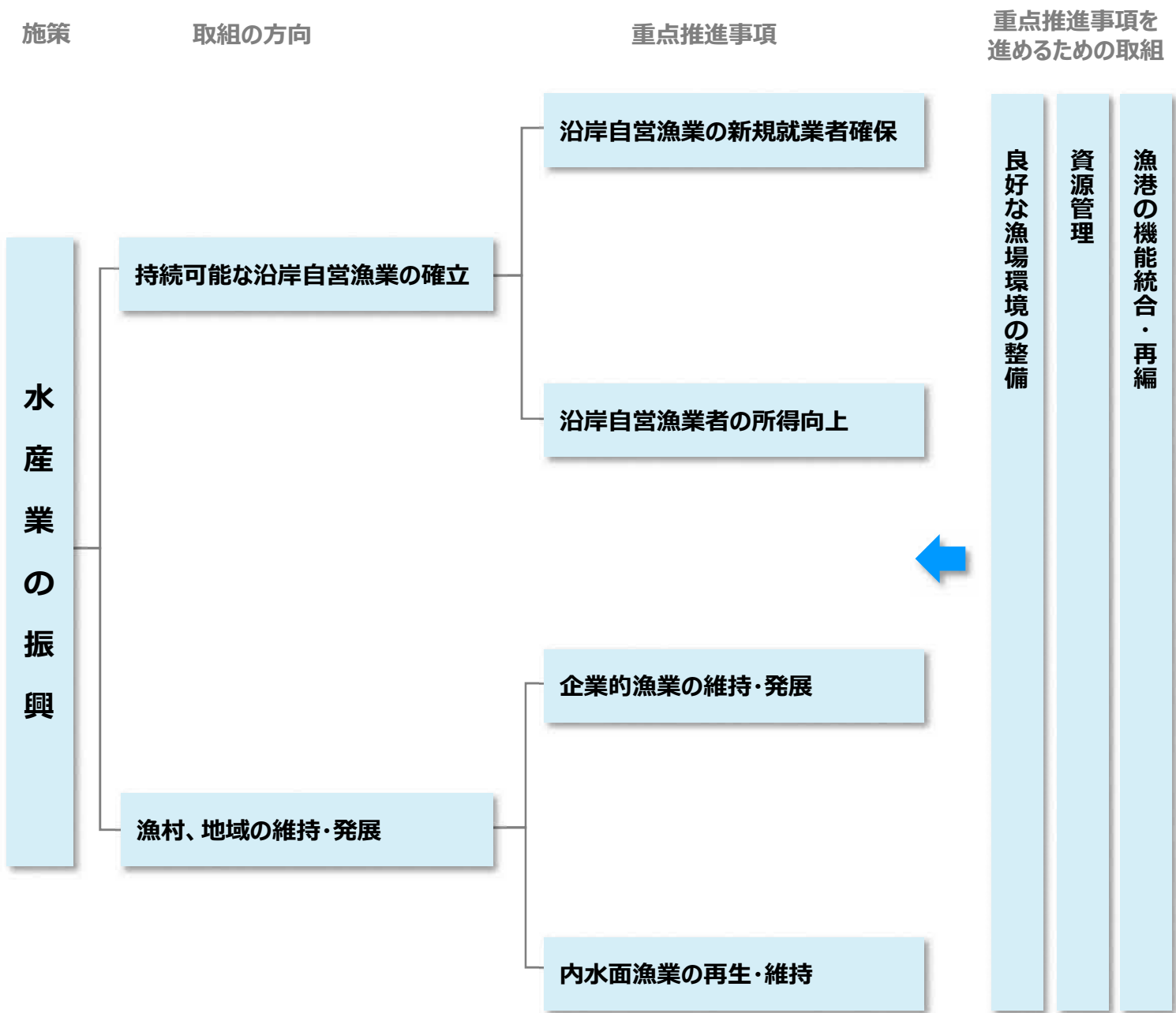
（※1）卵からふ化後、海に流下する仔魚の数。親魚の状況や翌年の遡上数の目安。

（※2）魚種ごとに年間の漁獲可能性を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。

TAC は「Total Allowable Catch」（漁獲可能性）の略。

第2期島根県農林水産基本計画（体系図）

1. 体系図



2. 将来ビジョン・基本目標

- ① 将来ビジョン
令和21年の沿岸自営漁業の産出額54億円〔基準：27億円（H30年）〕
計画期間における目標
令和11年の沿岸自営漁業の産出額29億円
- ② 将来ビジョン・計画期間における目標
漁業生産の中核をなす基幹漁業集落53集落を維持

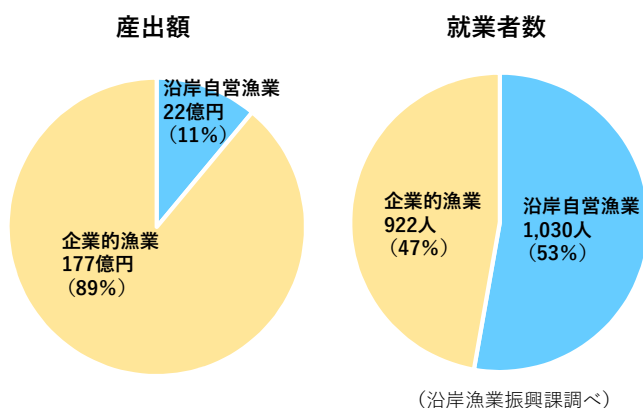
5 重点推進事項

(1) 沿岸自営漁業の新規就業者確保

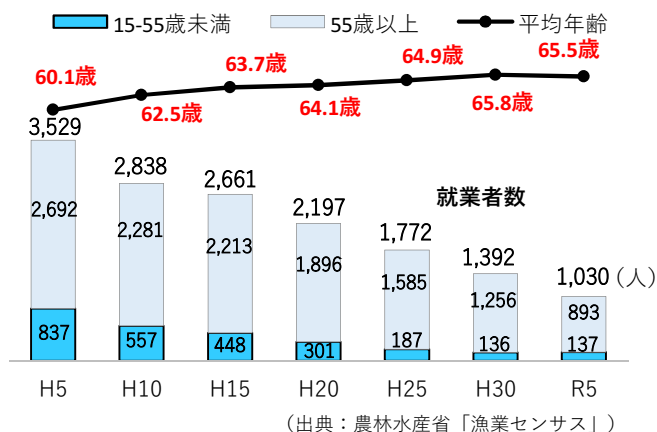
1. 取組の必要性（背景）

- 釣り・採介藻^(※1)を個人で行う沿岸自営漁業の産出額は長年減少傾向にあり、県全体の産出額に占める割合は11%となっています。就業者数も減少傾向にあるものの、依然として県全体の53%を占め、沿岸の漁業集落を支える重要な漁業の一つとなっています。
就業者数はこの20年間で2,600人から1,000人と6割減少したものの直近の5年間では15歳以上55歳未満の就業者数は1名増加しており、第1期計画の成果が出始めています。
- 一方で、燃油や物価の高騰などの経営環境の厳しさや高齢化から、沿岸自営漁業の就業者数は減少傾向が続いており、今後、他産業との人材確保競争が更に厳しさを増す中で、新規就業者を確保するためには、魅力ある沿岸自営漁業の復活が急務となっています。
- また、手厚い県独自の研修支援制度の創設などにより、就業希望者からの相談件数は増加しているものの、個人で研修の指導者となるベテラン漁業者が少なく、研修生の要望に沿った研修ができないケースが生じています。
- このため、引き続き就業に向けた積極的な情報発信や、漁業未経験者が新規就業に向けて、安心して研修を受講できるように、地区やグループによる受入体制の構築、独立型研修期間中の生活支援、そして研修生と研修受け入れ先とのマッチングを推進し、就業につながる環境を整える必要があります。

■ 沿岸自営漁業の占める割合（R5）



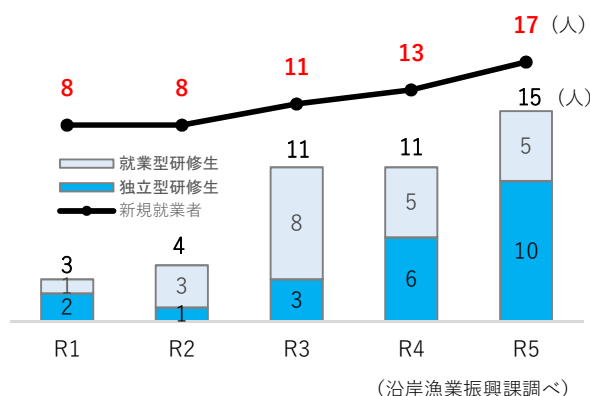
■ 沿岸自営漁業の就業者数の推移



■ 沿岸自営漁業の新規就業者の分布（R2～5）



■ 沿岸自営漁業の新規就業者数と研修生の推移



2. 5年後の目指す姿

- 沿岸自営漁業の新規就業者を年間18人以上確保

(※1) 漁港からすぐ近くの漁場に生息する海藻、ウニ、サザエなどを採取する漁業

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 就業希望者への積極的なアプローチ

新規就業者の半数程度がU・Iターン者であり、新規就業者の確保のためにはSNS等による情報発信や県外で開催されるU・Iターンフェア等での直接的なアプローチが重要であるため、積極的な働きかけに取り組んでいきます。

○情報発信の充実

ワンストップ窓口を拠点に就業希望者からの相談に対応するとともに、沿岸自営漁業者の確保に必要な情報の収集と発信を行っていきます。

(2) 新規就業のための研修制度の強化

新規就業者に向けた研修は就業形態に応じて集中的に支援します。

①就業型研修（経営体に雇用されながら自営漁業技術を習得）

第1期計画では本研修の主な受け入れ先は定置漁業でしたが、「経営体に雇われながらでは自営漁業の研修時間が取れない」、「手塩にかけて育てた研修生を卒業させたくない」等の理由から受け入れ先が減少しているため、定置漁業以外のイワガキ養殖や刺網漁業などへ研修の受け入れ先を拡大していきます。

②独立型研修（マンツーマン指導により自営漁業技術を習得）

就業希望者の多くが本研修を要望していますが、約2年間の研修期間中は収入がなく、特にIターン者では生活を維持することが困難なことから研修を断念するケースがありました。そこで研修期間中の生活を底支えする支援金の給付を行います。

③指導者不足への対応

「見知らぬ人への指導は不安、責任が持てない」、「自分の操業を減らしてまで指導できない」などの理由から個人として指導者となる漁業者が少ないことから、地区やグループで指導する体制を構築します。これにより新規就業者の受入れの拡大や複数の漁業での研修、円滑な漁村への溶け込みを進めます。また、新規就業者の受入れに積極的な地区やグループに対して施設整備や販売促進などを支援することで、地域全体の活性化を図っていきます。

(3) 研修から自立、所得向上までを一貫支援

将来の沿岸漁業、漁村を牽引する新規就業者を「認定新規漁業者」として認定し、研修から自立、その後の所得向上（経営安定化）までを県の事業などにより集中的に支援します。

○自立支援の充実

漁業を開始する際に必要な漁船や漁具の購入などの初期投資支援や就業後の生活を底支えする給付金の交付などに引き続き取り組みます。

(4) 就業後の収入安定化

新規就業者が沿岸に広がる資源を最大限利用し、他産業並みの所得を安定して確保するためには、効率的な漁法を複数導入することなどにより、水揚げを確保することが重要です。

○操業モデルの策定・実践

新漁法の導入など漁業者1人1人にあった操業モデル（年間操業計画）を策定・実践することにより、もうかる沿岸自営漁業を確立します。

(5) 市町村、漁協との連携

第1期計画から市町村と協調して実施する初期投資支援や給付金に加えて、指導者の確保や受け入れへの地元調整、住居確保などを漁協、市町村と連携して進めます。

新規就業者への支援フロー

相談・体験

- ◆ワンストップ窓口による就業相談
- ◆体験就業（ふるさと島根定住財団）

研修

- ◆[就業型研修]
経営体に雇用されながら自営漁業技術を習得
- ◆[独立型研修]
マンツーマン指導により自営漁業技術を習得

自立

- ◆漁業開始（自立）に必要な漁船、漁具等の取得を支援
- ◆給付金の交付による漁業への定着支援

所得向上

- ◆新たな取組に必要な機材等の整備を支援
- ◆販売・商品づくり等を支援
- ◆有用資源の増殖に関する取組を支援



体験乗船会の様子

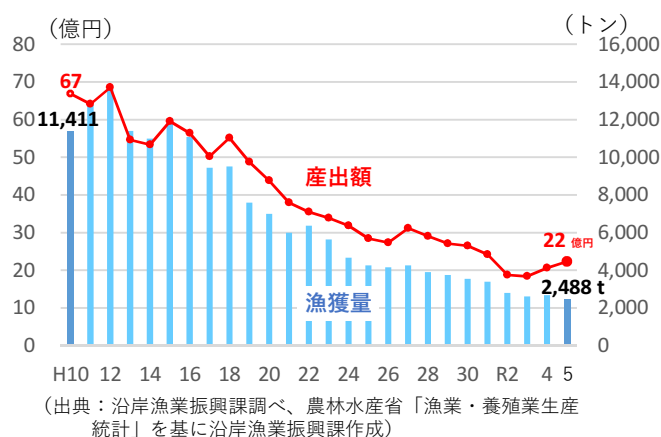
(2) 沿岸自営漁業者の所得向上

1. 取組の必要性（背景）

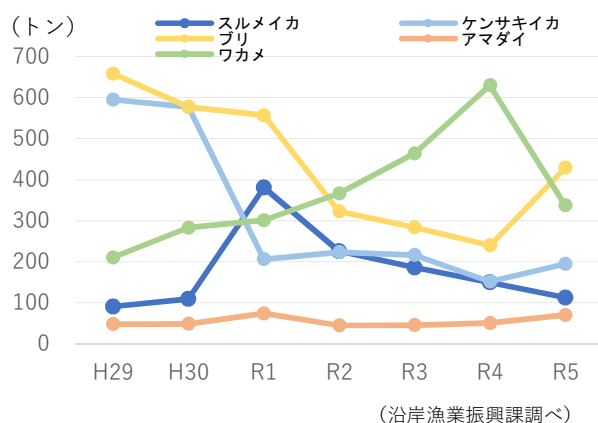
- 漁村集落の維持・発展のためには、地域を支える沿岸自営漁業の存続が重要であるため、第1期計画では他産業並みの所得（400万円、水揚金額720万円相当）を確保することを目標に、特に収益性の高い操業モデル（年間操業計画）の策定と実践を推進した結果、操業モデルの実践者は増加し、その成果として水揚金額720万円以上の漁業者や沿岸自営漁業の産出額が増加するなど、着実に取組の効果が表れています。
- 一方、近年は、海洋環境の変化、一本釣りや刺網などの主要対象魚種（イカ類やブリ類など）の資源の減少や来遊パターンの変動により漁獲が不安定となっています。さらに、燃油や資材の価格高騰なども加わり、以前よりも漁業の経営環境は厳しさを増しています。
- このため、今後も漁業経営の安定化を更に図るため、操業モデルの策定・実践を強く後押しします。

また、新漁法の導入や藻場造成による良好な漁場環境の整備等、海洋環境の変化に対応するとともに、スマート漁業や売れるものづくり等、生産性の高い操業を推進し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

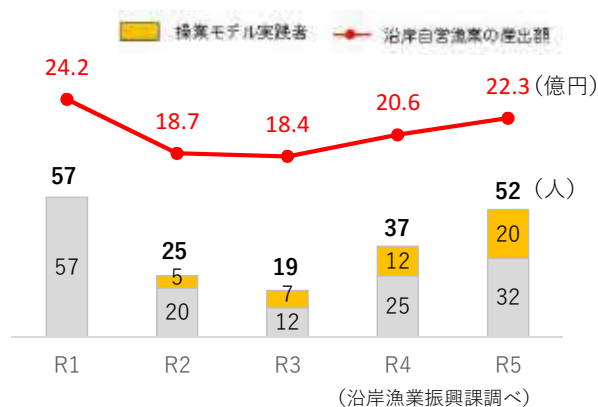
■ 沿岸自営漁業の漁獲量、産出額の推移



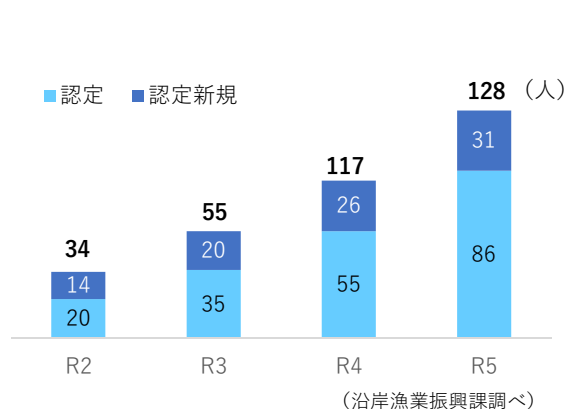
■ (沿岸自営漁業) 主要対象魚種の漁獲量の推移



■ 沿岸自営漁業の産出額、720万円以上の漁業者数の推移



■ 認定新規漁業者、認定漁業者の推移（累計）



2. 5年後の目指す姿

- 年間水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者を118人確保(R5：52人)



- 沿岸自営漁業の産出額29億円を達成 (R5：22.3億円)

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 海洋環境の変化に対応した操業モデルの実践

近年の海洋環境の変化（海水温の上昇、荒天・時化の頻発等）により、主要対象魚種であるブリの来遊時期が遅れたり、スルメイカの漁場が竹島周辺の沖合に形成されるなど、沿岸域での漁獲が不安定な状況になっていることから、今後、海洋環境の変化に対応した操業体制を構築する必要があります。

そのため、漁場に来遊してくる魚種を確実に漁獲できる最適な漁法や養殖（イワガキ、ワカメ、中海サルボウガイ等）を組み合わせ、収益性の高い操業モデルの策定・実践を伴走支援し、安定した漁業経営の実現を図ります。



〈新漁法導入例-底建網-〉

(2) 気候変動・環境変化へ対応する漁場環境の保全・整備

気候変動・環境変化により海藻が減少する「磯焼け」の進行や、繁茂する海藻の種類の変化などに対応するため、漁業者等が行う藻場の保全や魚介類の放流等を支援します。

また、漁場の生産力を回復させるため、県内の3海域（出雲、石見、隠岐）で策定された「藻場回復ビジョン」に基づく藻場礁、水産生物のライフサイクルに即した増殖礁などの漁場整備等により水産資源の底上げを図ります。

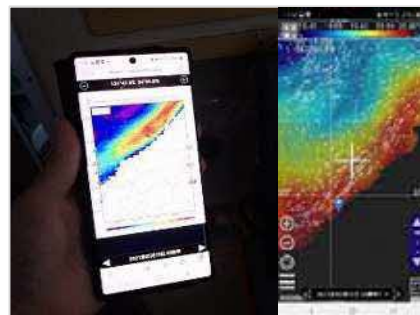


〈漁場環境の保全-海藻の母藻投入-〉

(3) スマート漁業の推進

魚の群れが集まる漁場の形成には、対象魚種に適した水温、塩分、潮流など海況の条件が整う必要があります。また、潮流が速すぎる場合は、漁具の設置など操業に支障をきたします。近年では、漁業者がこれまでに経験したことのない海洋環境の変化に直面しており、安定した漁獲量を確保するためには、水温、塩分、潮流などを正確に把握することが重要となります。

今後は、漁業者自らが観測したデータにより、予測された水温、塩分、潮流などを基に効率的な操業を可能とする「スマート漁業」を推進します。



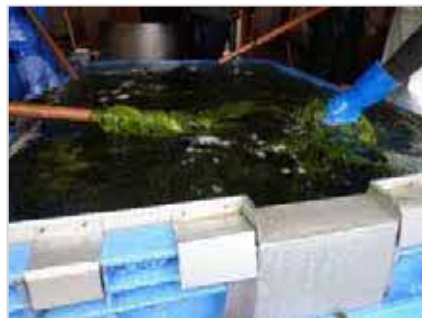
〈海況予測を活用したスマート漁業〉

(4) 売れるものづくりの促進

所得向上を実現するためには、漁獲量の増加以外にも、漁獲物の付加価値を向上させることが重要です。

漁獲物の付加価値向上を図るためには、従来の漁獲物の鮮度保持だけではなく、魚の鮮度やうまみを計る新たな視点として魚体の外観（色合いなど）や、アミノ酸（タウリンなど）・脂肪酸（DHAなど）等の食品機能性に着目するなど、消費者に評価される商品づくりを進めていきます。

また、ワカメの塩蔵加工等において、漁業者が協業して一次加工を行うなど、付加価値向上の取組も推進します。



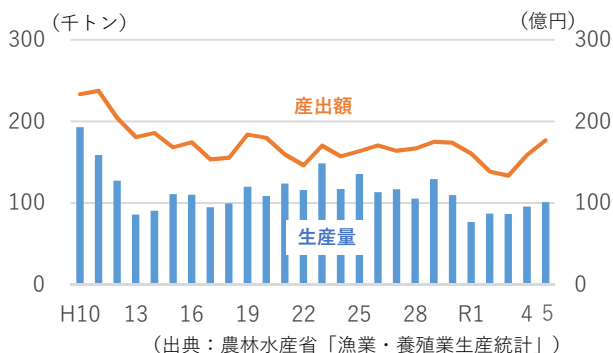
〈売れるものづくり-ワカメ塩蔵加工-〉

(3) 企業の漁業の維持・発展

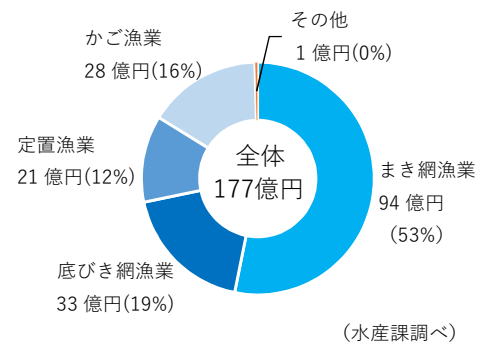
1. 取組の必要性（背景）

- まき網漁業や底びき網漁業などの企業の漁業については、県全体の漁獲量の9割以上、産出額の7割以上を占め、さらに流通・加工のみならず船舶修繕など関連産業の裾野が広いいため、水産物の安定供給だけではなく、産業振興と漁村の維持・発展の両面に寄与しています。
- 第1期計画では、老朽化した漁船の更新、高鮮度処理によるブランド化などを推進し、収益性の向上を図ってきましたが、依然として燃油や漁具・資材等の価格高騰、漁船建造費の上昇など厳しい経営環境が続いていることから、経営強化に向けた対策が必要です。
また、海水温の上昇など海洋環境の変化により、海洋生物の分布域の変化などによる漁獲対象資源の不漁が深刻化するなど漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。
- 今後、漁獲量を管理するTAC制度※1が基本となる中では、適切な資源管理と効率的な操業を両立させつつ、収益性の向上を進めるため、限りある漁獲物をより高く販売するための付加価値向上などの取組が一層必要となります。
また、国の漁船リース事業等の活用による高性能漁船の導入を進めてきましたが、導入されたのは一部の経営体に限られたため、今後は、収益性の高い経営体質への転換を図るために、さらなる取組の拡大が必要な状況となっています。

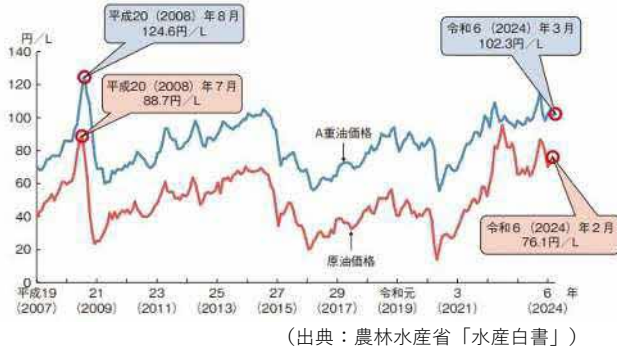
■企業の漁業の漁獲量、産出額の推移



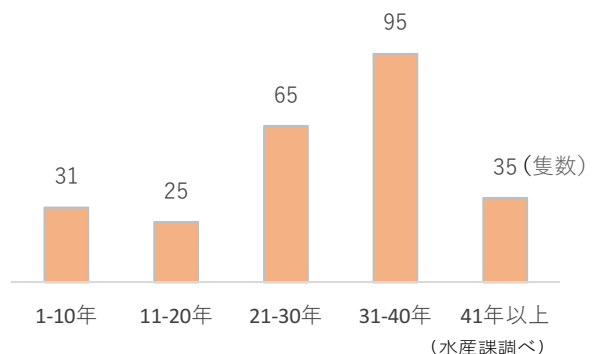
■企業の漁業の漁業種類別産出額（R5）



■燃油価格（全国）の推移



■企業の漁業における漁船の船齢



2. 5年後の目指す姿

- 企業の漁業における生産量の10%増加（基準年（R5）：10万トン）

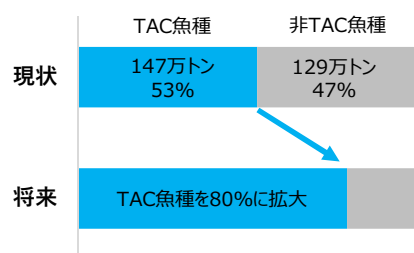
（※1）魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うための制度。TACは「Total Allowable Catch」（漁獲可能量）の略

3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 資源管理の着実な実施

TAC制度による資源管理が基本となる中で、資源管理の着実な実施に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、漁業経営の安定につながる事が重要です。

引き続き、漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れることによる資源評価の精度向上と理解の醸成、またTAC制度導入後の運用に関するフォローアップを進め、資源回復や所得向上を目指します。



- 現行TAC魚種(11種)
- 今後、漁獲量の80%まで対象魚種が拡大される見込み

〈漁獲量制限の今後の展望〉



〈導入された高性能漁船〉

出典：J F しまね

(2) 漁船リース事業等による収益改善

これまで国の漁船リース事業等の活用により、生産性向上につながる高性能漁船の導入を進めてきましたが、一部の経営体に限定されているため、さらなる取組の進展が必要な状況です。

まき網漁業や定置漁業に比べて、同事業の活用が少ない小型底びき網漁業については、高性能漁船の導入を契機に操業の改善や協業化などの構造改革・再編を後押しし、収益改善を推進します。

(3) 定置漁業の経営安定化

定置漁業において、漁船や漁具等の設備投資により、安定した水揚げを確保する経営体も増えてきましたが、近年、突発的に発生する自然災害による漁具被害が頻発しており、漁具修繕や新たな網の準備には多額の費用を要し、経営の大きな負担となっています。また、定置漁業は沿岸自営漁業を目指す研修生の受け皿として、漁村において大きな役割を果たしています。

定置漁業特有の課題に対応し、引き続き漁村での役割を担えるよう、漁具リース事業の活用や共済制度への加入とともに、漁場調査等による収益性の改善・経営安定化を後押しします。

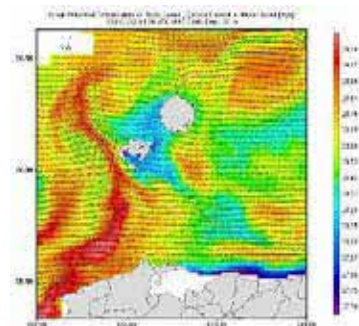


〈定置漁業の操業の様子〉

(4) スマート漁業の導入

海洋環境の変化や資源変動に対応していくためには、これまでの経験則による操業だけではなく、漁場形成要因である潮流や水温などを的確に把握する必要があります。

今後は、スマート水産技術の現場実装を進め、事前の潮流や水温分布など漁場環境情報の収集による効率的な漁場選択や省エネ航行の取組を後押しし、安定した水揚げの確保や操業コスト削減を可能とするスマート漁業を推進します。

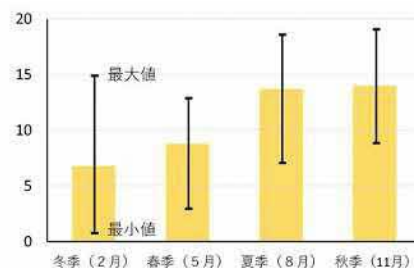


〈海況予測を活用したスマート漁業〉

(5) 漁獲物の付加価値向上

TAC制度による資源管理の推進により、これまでのように漁獲量を増やすことで収益を上げていくことが困難となるため、漁獲物を高く販売するための対策がより重要となります。

殺菌冷海水による漁獲物の鮮度保持だけではなく、魚の鮮度や旨みを計る新たな視点として脂の乗りや旨み成分（イノシン酸）、脂肪酸（DHA等）など食品機能への着目、科学的特徴の可視化により、他産地との差別化が図れる商品づくりを推進します。



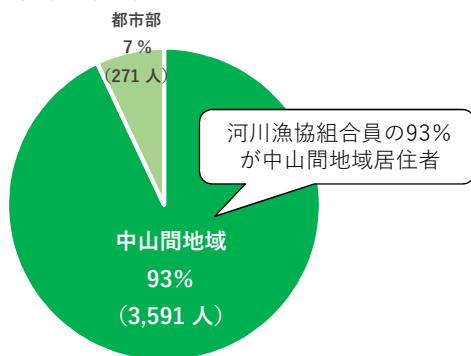
〈マアナゴの平均脂質含有量の季節変化〉

(4) 内水面漁業の再生・維持

1. 取組の必要性（背景）

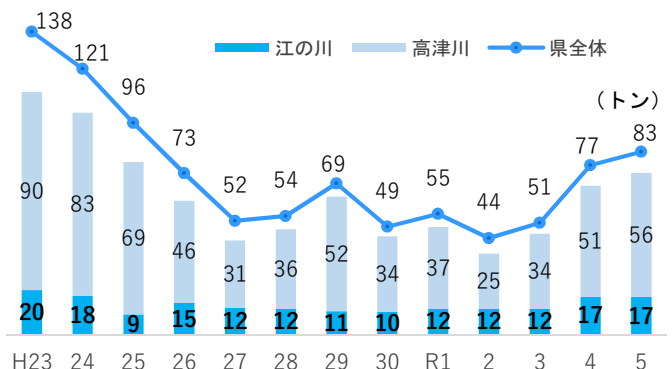
- 湖沼や河川で行われる内水面漁業については、農業や林業と同様、特に中山間地域における貴重な収入源となっており、安定的に発展することが地域の生活環境の維持に貢献します。
- アユについては、県内産放流種苗の安定供給を目的とした生産施設を令和2年に漁協が整備したことに加え、資源増大に向けた禁漁区や禁漁期の拡大等の漁業者独自の取組や、優良種苗の生産・放流に取り組んだ結果、令和4年からは天然遡上アユが多くみられるなど、資源回復の兆しが見られています。
これを確かなものとするためには、資源回復・安定化のため、島根県の河川環境に適した優良種苗の生産及び放流の拡大など、更なる取組が必要です。
- シジミについては、県が実施している資源量調査の結果などを漁業者へ情報提供することで、漁業者はその結果により資源管理を行うなど、科学的知見に基づいた資源管理を推進しています。
このため、シジミ資源量の状況を把握し、漁業者による適切な資源管理に必要な科学的知見の提供及び助言を行うため、宍道湖及び神西湖において定期的な資源・環境調査を引き続き実施する必要があります。

■河川漁協組合員に占める中山間地域居住者の割合（R5）



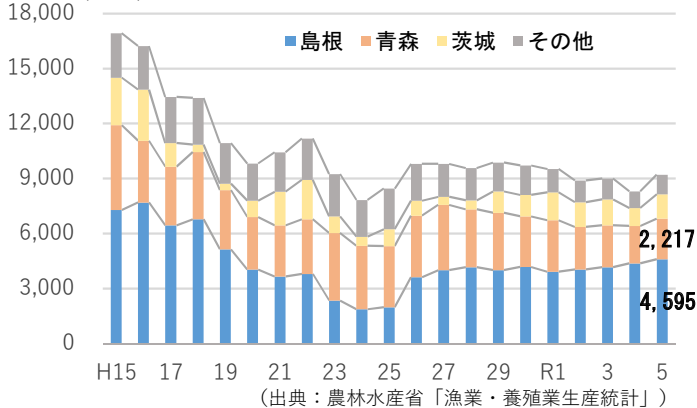
（沿岸漁業振興課調べ）

■県内主要河川におけるアユ漁獲量の推移



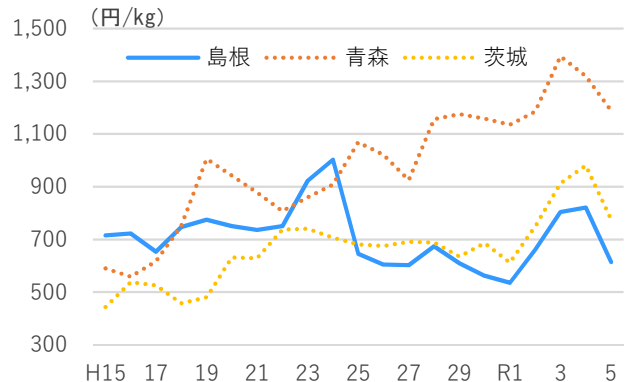
（沿岸漁業振興課調べ）

■全国主要シジミ産地における漁獲量の推移 (トン)



（出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」）

■東京中央市場におけるシジミ平均単価の推移 (円/kg)



（出典：東京都中央卸売市場市場統計情報）

2. 5年後の目指す姿

- アユの流下仔魚数45億尾（高津川）（R5：21.7億尾）

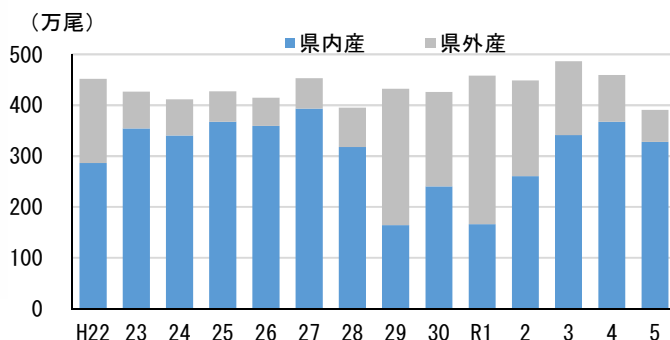
3. 今後の取組の概要とポイント

(1) 県内産アユ種苗の放流拡大

島根県の河川環境に適した優良種苗の生産や種苗放流への技術指導を重点的に取り組んできた結果、回復の兆しが見られるアユ資源の回復・安定化を確かなものとするため、新たに漁業者・漁協による県内産アユ種苗の放流拡大の取組を支援します。



〈アユ種苗供給体制のイメージ図〉



〈アユ種苗放流尾数の推移〉

(沿岸漁業振興課調べ)

(2) アユ資源の回復・安定化に関する調査研究

種苗放流や適切な資源管理によるアユ資源の回復・安定化を図るため、効果的な種苗放流手法の開発、流下仔魚・遡上量調査及び産卵場の状況把握など関連する調査研究を進めます。



〈産卵場整備〉



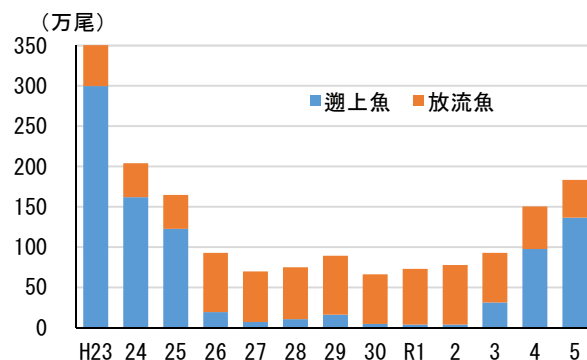
〈産み付けられた卵〉



〈アユ調査の様子〉



〈ふ化直後の流下仔魚〉



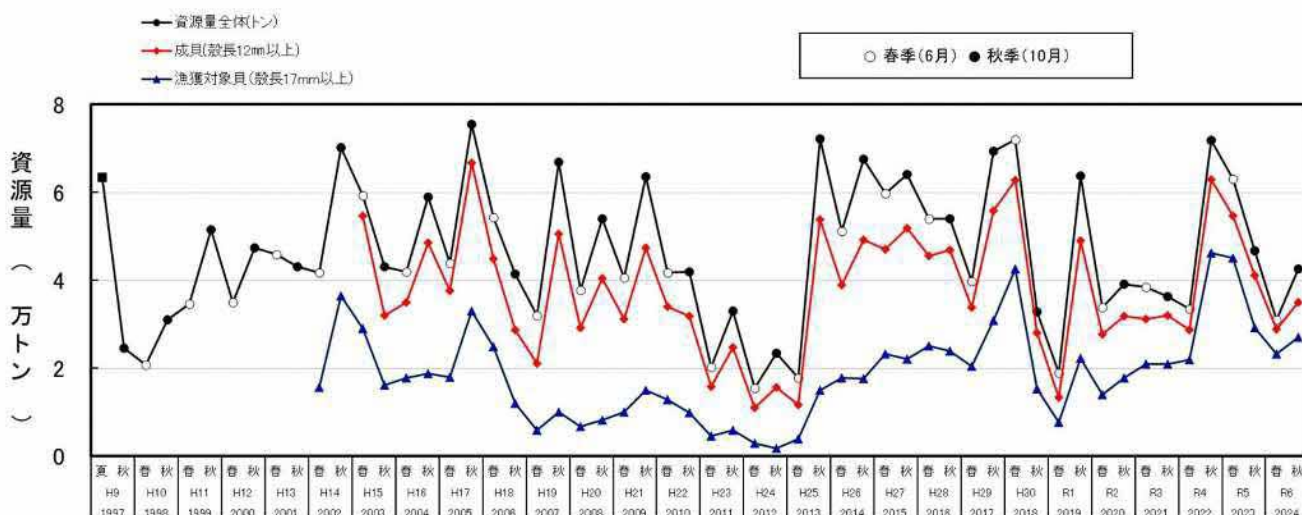
〈高津川における解禁前資源量の推移〉

(水産技術センター調べ)

(3) シジミ資源の維持・増大に関する取組

シジミ漁業の安定的発展を図るため、資源量を把握する調査を継続することにより、漁業者が行う資源管理の取組に対して、提言・検証等のフォローアップを行います。

また、科学的知見に基づいた資源管理によって漁獲されたシジミの高付加価値化を目指す取組(出荷規格統一、産地加工等)を後押しします。



〈宍道湖シジミ資源量の推移〉

(沿岸漁業振興課調べ)

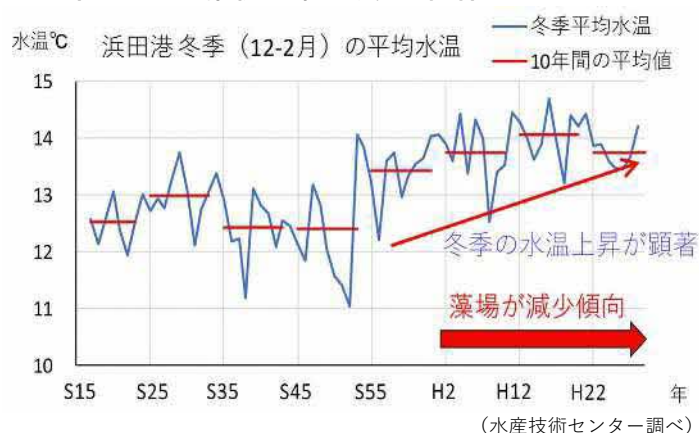
6 重点推進事項を進めるための取組

(1)良好な漁場環境の整備

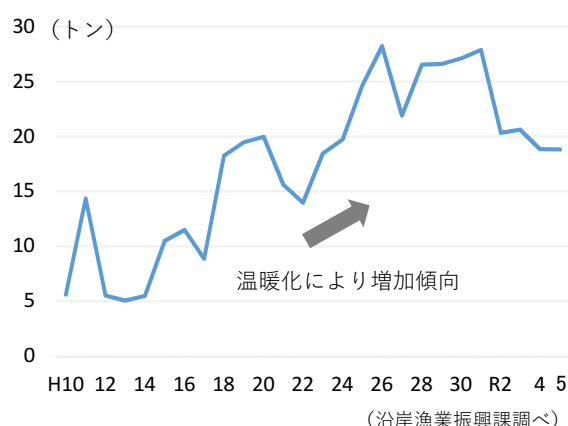
1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 持続可能な水産業の実現に向けて、これまで対象魚種のライフサイクルに即した漁場整備を推進し、水産資源の維持・増大による安定した漁業生産の確保に努めてきました。
具体的には、水産生物を集め、効率的な漁獲を可能とする魚礁や餌を増やし稚魚を育成する増殖礁を中心に、県下各地で計画的に整備し、漁業生産の下支えに寄与してきました。
- 近年は、海洋環境の変化（海水温の上昇、荒天・時化の頻発等）等により、島根県沖に来遊する魚種や来遊時期の変化が見られています。
また、水産生物の良好な生息環境に寄与している藻場が海水温の上昇や食害生物の増加等により減少する「磯焼け」や繁茂する海藻の種類の変化なども見られ、水揚げが不安定になっており、漁業経営を取り巻く環境が悪化しています。
- このため、藻場の回復・再生の方針等を定めた「藻場回復ビジョン」に基づく藻場の整備や稚魚の生育の場となる増殖礁を一体的に整備することで、海洋環境の変化に対応して水産資源の維持・増大を図っていくことが必要です。
- また、引き続き、一本釣り等の漁場となる魚礁の整備にも取り組み、効率の良い操業を実現することで沿岸自営漁業者等の所得向上を図っていきます。

■平均水温の推移と藻場減少の関係



■温暖性魚類（キジハタ）の漁獲量



■磯焼けの様子



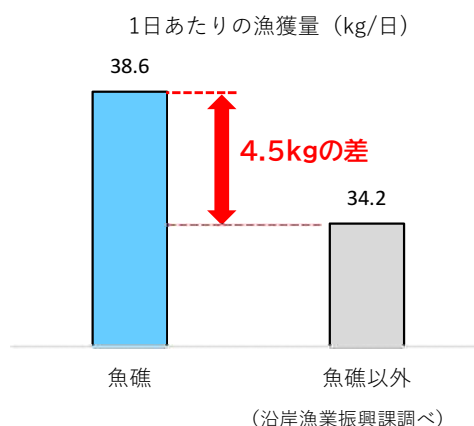
〈高水温によるアrame枯死〉



〈ウニ類増加による磯焼け〉

(水産技術センター調べ)

■魚礁とそれ以外の漁場での漁獲量の差 (H20～R5年の平均値)



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 藻場回復対策

県内3地域（出雲、石見、隠岐）で県、関係市町、漁業者等を構成員とする藻場回復協議会を設置し、地域の実情に応じた藻場の回復・保全のための方針や行動計画を明記した「藻場回復ビジョン」を策定しました。今後は各地域において「藻場回復ビジョン」に基づいた取組を推進します。

①ソフト対策

母藻の投入、食害生物（ウニ・魚類）の駆除など、各地域において効果的なソフト対策を後押しします。

また、主要海藻類の大量培養技術や増殖手法の開発、藻場分布の経年変化の把握などの調査研究に取り組み、効率的な藻場の回復・保全対策を展開します。

②ハード対策

海藻が根付き生長できる基盤を取り付けた藻場礁^(※1)を計画的に整備し、藻場減少に歯止めをかけ、現状の藻場面積を確保します。



〈ソフト対策：母藻投入・食害生物の駆除〉

〈ハード対策：藻場礁〉

(2) 水産生物の生活史に即した漁場整備

対象魚介類の生活史に即した良好な生息環境を整備することで、資源量の維持・増大を図ることを目的に策定した「水産環境整備マスタープラン」に基づき、魚礁、増殖礁^(※2)、藻場礁を一体的に整備していきます。

また、この漁場整備では海洋環境の変化に伴う主要対象魚種の資源の減少や来遊パターンの変化にも柔軟に対応し、漁業者の所得向上を支援します。



〈生活史に即した漁場整備（イメージ図）〉

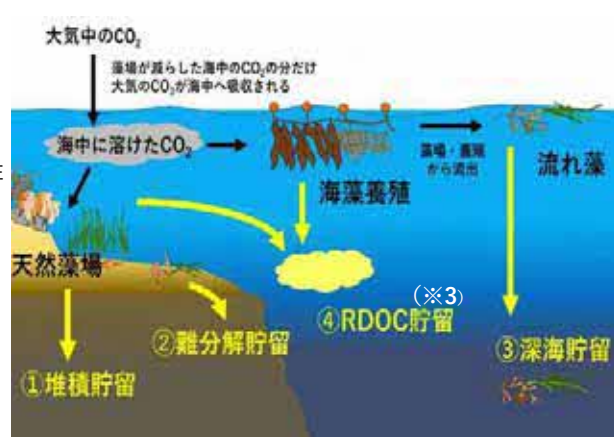
（出典：島根県・山口県外海海域水産環境整備マスタープラン）

(3) ブルーカーボンの推進

藻場は水産生物の産卵場や稚魚の育成場、アワビ、サザエ等の生息場所として重要であるだけでなく、地球温暖化の要因とされる二酸化炭素を固定する役割（ブルーカーボン）があります。

国では2050年までに温室効果ガスの実質的な排出量ゼロ（カーボンニュートラル）を実現する社会を目指しており、ブルーカーボンも有効な手段として注目されています。

ブルーカーボンを推進する方法として、藻場が吸収した二酸化炭素を企業が買い取るブルーカーボンのクレジット制度の活用がありますが、県内での取組は一部にとどまっていることから、今後は本制度も活用し藻場造成等の持続化を推進していきます。



〈ブルーカーボンの吸収・貯留メカニズム〉

（出典：国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）

（※1）藻類（海藻）の生育・増殖を目的として海底に設置する人工構造物

（※2）魚介類の産卵場や稚魚の育成場となる人工構造物

（※3）海藻や海藻が排出する難分解性の溶存態有機炭素が長期間にわたり海水中に長期にわたり貯留されること

(2)資源管理

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 海面と内水面を問わず、持続可能な漁業を確立していくためには、将来にわたり安定的に十分な漁獲量を確保する必要がある、それを生み出せる状態に水産資源を維持・管理していくことが必要不可欠です。
- これまで、マイワシやクロマグロではTAC管理を基本とした資源管理に取り組んだ結果、資源が回復しつつあるほか、海面ではアカムツ（ノドグロ）、内水面ではシジミやアユなどで資源管理に取り組み、資源量の回復・維持に一定の効果をあげています。
- 一方、漁具・漁獲サイズや漁獲量の制限等の資源管理手法は直接的に漁業経営に影響を与えるため、持続可能な漁業経営を支えるためには、資源状況と漁業実態の両方を踏まえて、改善、工夫していく必要があります。
特に、TAC管理については、今後、対象魚種が拡大されますが、TAC算出の根拠となる資源評価の精度向上や複数魚種を同時に漁獲する底びき網や定置漁業等では、漁獲対象とは別の魚種を意図せずに漁獲する混獲に対する取扱いなどの制度上の課題もあり、これらを解決する必要があります。
- このため、資源回復・維持と安定した漁業経営の両立を図るため、適切な資源管理の取組を引き続き進めることが重要です。

■TAC管理魚種とTAC管理検討中の魚種（令和7年3月現在）

【TAC管理】

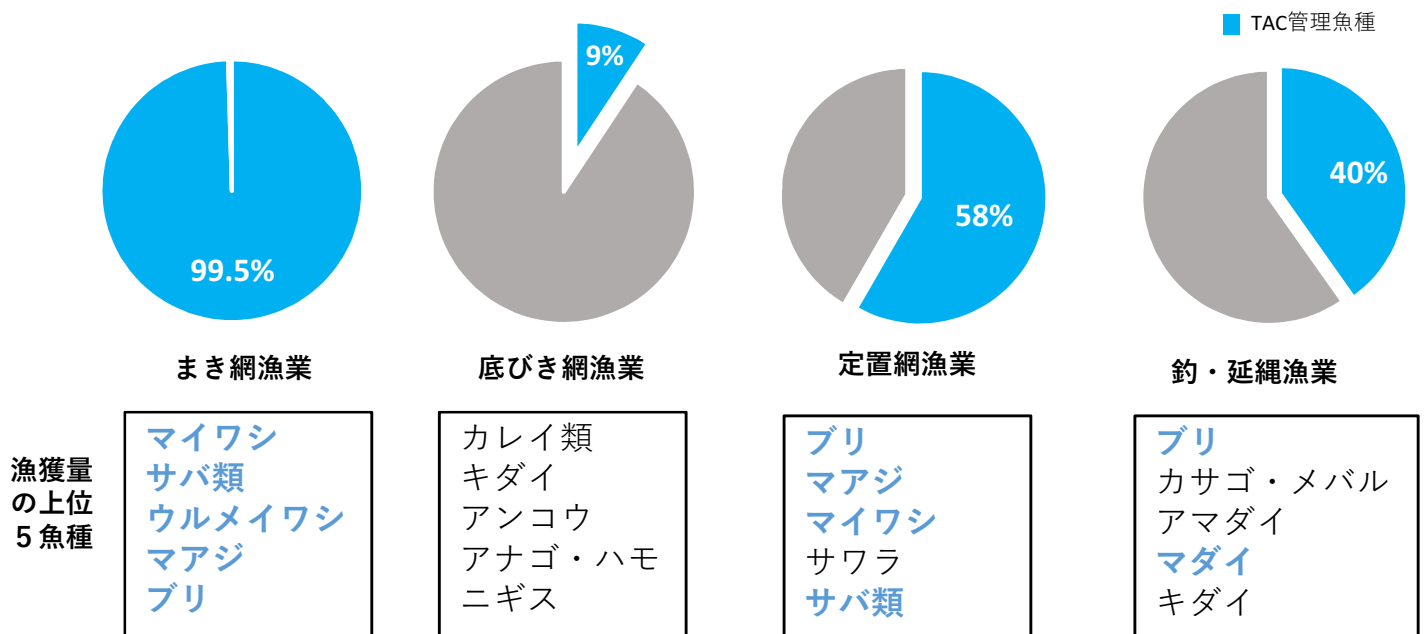
サンマ、マアジ、マイワシ、スケトウダラ、スルメイカ、サバ類、ズワイガニ、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダラ、マダイ、ブリ

※クロマグロ等の国際資源及び鯨類を除く。

【TAC管理検討中(島根県関係)】

カレイ類(ソウハチ、ムシガレイ、アカガレイ)、ニギス、ヒラメ、サワラ、ベニズワイガニ、トラフグ、マルアジ

■島根県の主要漁業種類ごとの漁獲量(令和5年)に占めるTAC管理魚種の割合



※青字は、TAC管理魚種。

(水産課調べ)

2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 柔軟なTAC管理と負担軽減対策

TACに達した後の混獲に対する適切な取扱いのほか、TACを算出する際の根拠となる資源評価の精度向上等のTAC管理制度の課題について、漁業関係者の意見等を踏まえつつ、国に解決を働きかけます。

また、必要に応じて、他の都道府県からのTACの融通等を行うなど、島根県のTACが適切に確保されるように努めるとともに、県内において、各漁業種類間のTACを柔軟に調整することにより、県内漁業者の安定的な操業の確保に努めます。

さらに、国の事業等を活用して、TAC減少に伴う漁獲量の減少のほか、TAC遵守のために生じる経費負担の増加(混獲された魚種の放流等)など、漁業経営に対する影響の軽減を図ります。

(2) 漁業者の自主的な資源管理の推進

TAC管理魚種だけでなく、内水面も含め、広く、持続可能な水産資源を確保していくため、県、漁業協同組合等で組織する協議会における資源管理措置の履行確認や取組効果の検証のほか、研究機関による資源調査データの提供や助言等を通じて、漁業者自らが地域や漁業単位で定める自主的な資源管理の取組(資源管理協定を含む)の実効性を高めていきます。

(3) 漁獲情報モニタリング

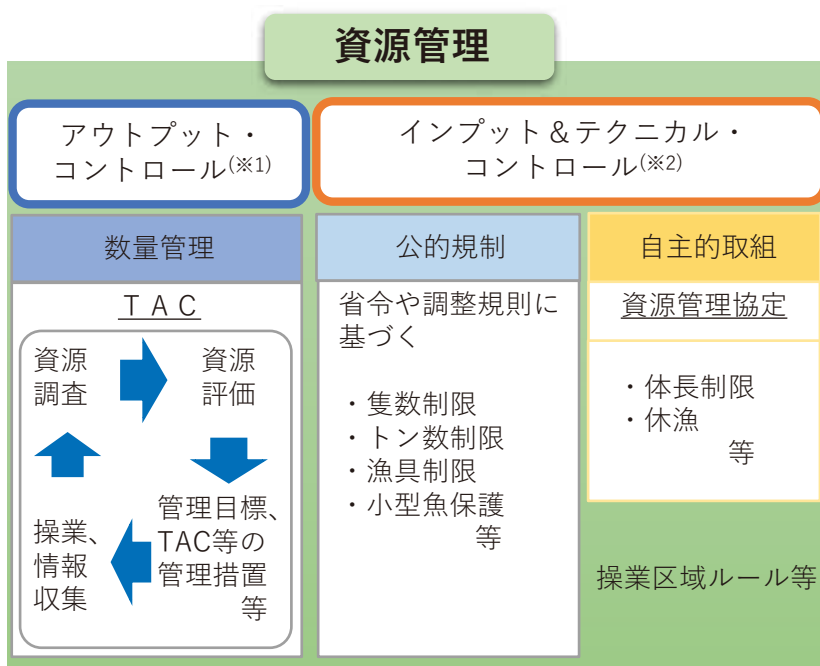
TAC管理と漁業者の自主的な取組の適切な実施に向け、TAC管理対象魚種の拡大も踏まえ、漁獲実態と資源状況の迅速な把握のほか、関係漁業者に対して漁獲量上限内での水揚げの徹底や取組の遵守を指導するなどのモニタリング体制の強化を図ります。

(4) 種苗放流による増殖の促進

種苗放流は当該魚種の資源水準を維持、向上させることに寄与するため、島根県栽培漁業基本計画の対象魚種のほか、経済的に価値の高いアユ等を対象に、種苗生産・放流技術の確立と普及により、安定した種苗生産・放流を進めます。

資源管理協定(54協定)の概要

漁業種類	協定数	対象資源	取組内容			
			休漁	漁具制限	TAC超過防止	他
まき網	1	マアジ、マイワシ、サバ類等	○			
底曳き網	3	マダイ、アカムツ、マトウダイ、マアナゴ、ヒラメ等	○			
定置網	8	ブリ、マダイ、クロマグロ、サバ類等	○	○	○	
釣・延縄	16	マダイ、ヒラメ、ブリ、サワラ、アカアマダイ等	○			
いか釣り	4	スルメイカ、ケンサキイカ	○			
刺し網	8	ブリ、イサキ、マダイ等	○	○		
採貝簍	2	アワビ、サザエ	○			
その他	14	ナマコ、マイワシ、バイ貝、クロマグロ等	○	○	○	○



(出典：水産庁資料「新たな資源管理について(令和2年9月)」を基に作成)

(※1) 漁獲可能量(TAC)の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で制限する産出量規制(アウトプットコントロール)

(※2) 漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を入口で制限する投入量規制(インプットコントロール)

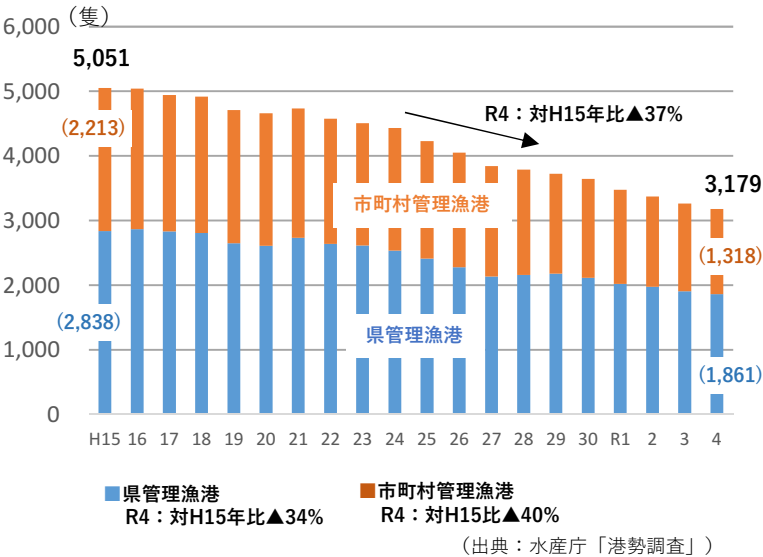
漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若齢魚の保護等特定の管理効果を発揮する技術的規制(テクニカルコントロール)

(3)漁港の機能統合・再編

1. 取組の必要性（重点推進事項との関わり）

- 漁港は、漁業活動の拠点であると同時に、暴風や高波から人命や漁船を守る基地として重要ですが、沿岸漁業の産出額と就業者が減少している中、沿岸漁業や漁村を維持していくため、特に小規模な漁港の機能統合や再編を促すとともに、使われなくなった漁港施設の有効活用を図っていく必要があります。
- 漁港の機能統合・再編を進めることで、沿岸自営漁業、企業的漁業問わず漁業活動の効率化と新規就業者の安定確保につながると考えています。
- また、漁港施設の老朽化が進行する中、安全・安心な漁業活動を維持していくためには、今後、漁港施設の維持管理費が大きな課題となっており、漁港施設の機能統合・再編により、管理施設の縮小など漁港のライフサイクルコストの縮減を図っていくことが必要です。
- このため、漁業者や漁村集落と話し合いを重ね、合意形成を図ったうえで、国の事業を活用して小規模漁港の他漁港への機能統合（集約化）を進める必要があります。

■県内登録漁船数の推移



■休けい用係船岸(注1)の充足率(注2)が100%以上となる漁港数

	H24	R4	R4/H24
県管理漁港	12	17	1.42
市町村管理漁港	10	23	2.30
計	22	40	1.82

(水産課調べ)

- (注1) 休けい用係船岸
操業や水揚げ以外の常時係留する岸壁等
- (注2) 充足率
漁船が休けいするために必要な岸壁延長に 対して、使用可能な岸壁延長の割合
(充足率100%以上は岸壁延長に余裕あり)

■漁船の係留状況（市町村管理漁港）



■建設後50年以上経過する主な漁港施設の割合（対象施設：防波堤、岸壁等）

	令和5年度末	10年後	20年後
県管理漁港	27%	49%	68%
市町村管理漁港	26%	48%	71%

(水産課調べ)

係留施設の損傷状況（市町村管理漁港）



2. 今後の取組の概要とポイント

(1) 陸上機能と一体となった統合・再編

給油や冷凍冷蔵等の陸上機能と一体となった機能統合（集約化）と再編を進めるため、集約先の漁港施設の改良や拡張等を進め、漁業活動の効率化による沿岸自営漁業者の所得向上、並びに陸上機能を備えた漁港への新規就業者の受入を後押しします。

(2) ライフサイクルコスト縮減による漁港機能の維持

漁港は、離島や半島を有する島根県において、災害時における緊急物資輸送等の海路としての役割を担っており、漁港機能の維持は重要です。限られた予算の中、漁港の機能統合・再編によりライフサイクルコストの縮減を図り、漁港機能を維持します。

(3) 漁港内の余剰スペースの有効活用

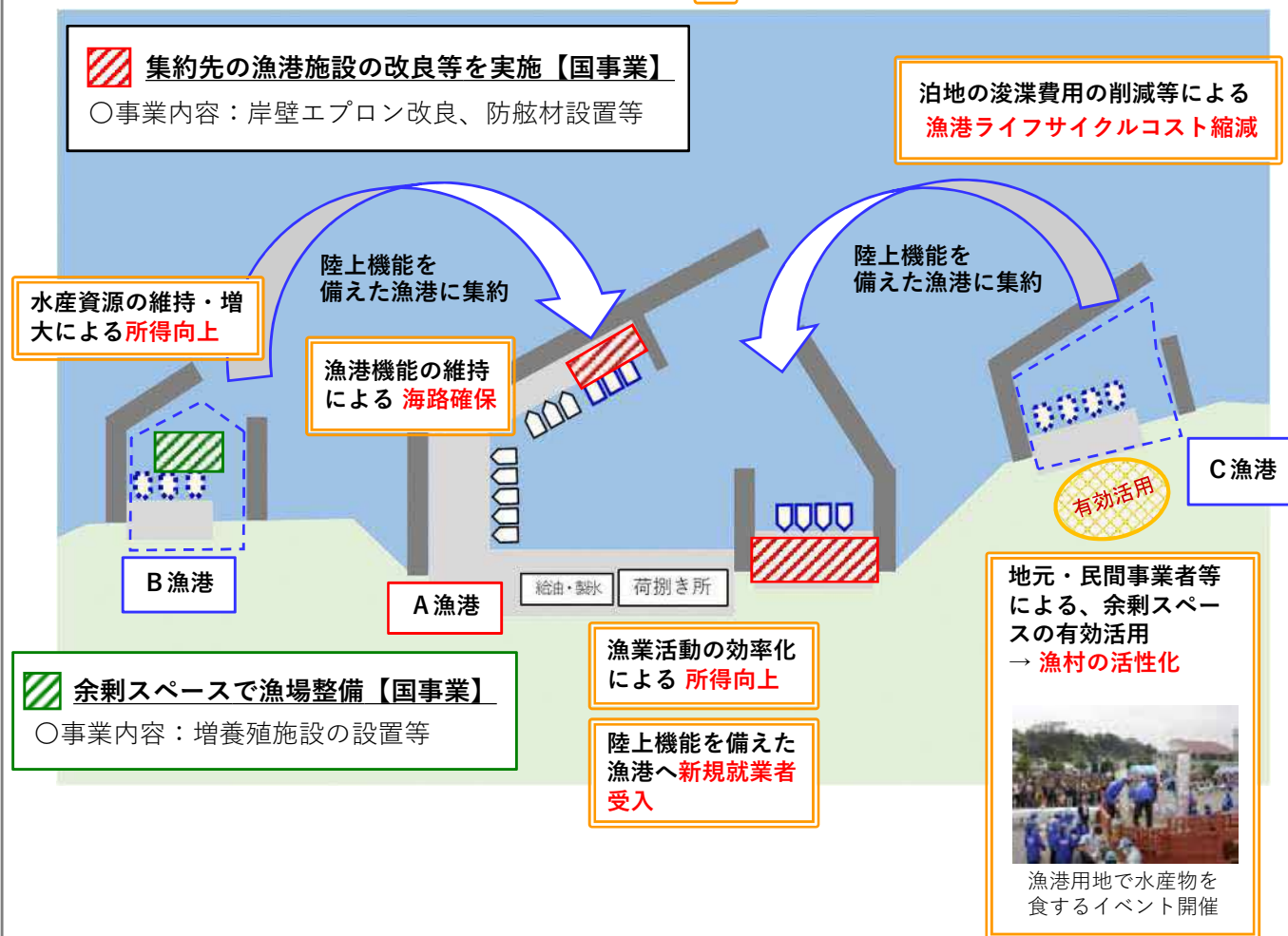
漁港の機能統合・再編で生まれた余剰スペース（水域、用地）を有効活用し、漁業地域の所得向上や漁村の活性化を図るため、増養殖施設の設置や地元・民間事業者等による地域資源を活用した水産物販売などの取組を進めます。

(4) 関係市町村、漁協との連携

漁港の機能統合・再編について、漁業者や地元の理解を得るため、説明会等を開催するなど関係市町村、漁協と連携しながら進めます。

■取組イメージ

□ 漁港の機能統合・再編により期待される効果



1 しまね食と農の基本条例

平成19年2月23日

島根県条例第4号

農業及び農村は、県民の生活に欠くことのできない安全な食料の安定的な生産及び供給はもとより、県土や自然環境の保全、安らぎを醸し出す景観の創造など多面的な機能を有し、健やかで豊かな県民生活の実現や地域経済への貢献などを通して重要な役割を果たしており、県民が等しくその恩恵を享受する県民共有の財産である。

しかしながら、近年の本県の農業及び農村は、食生活の簡便化や嗜好(し)好の変化、食の安全に関する懸念、環境意識の高まりなど消費者の意識の変化や多様化への対応を求められているとともに、農畜産物の輸入の増加などによる市場競争の激化や価格の低迷、農業就業者の減少や高齢化の進行による担い手の不足、耕作放棄地の増加、鳥獣による被害の増加等の厳しい状況に置かれ、その持続的な発展の基盤が揺らいでいる状況にある。

一方で、全国でも有数の規模を持つ大規模畜産経営体や多くの集落営農組織が育つとともに、減化学肥料栽培、減農薬栽培、有機栽培等による安全で安心な農畜産物の生産及び供給の拡大、地産地消の気運の醸成、首都圏を始めとする各都市での販路の拡大及び認知度の向上等の本県の農業及び農村の振興の今後の方向性を示す取組も見られる。

これらの現状を踏まえ、県民の貴重な財産である農業及び農村を健全な姿で次世代に継承していくためには、県民一人一人に信頼され愛されるしまねの農業及び農村づくりに向けて、県民に対し農業及び農村の果たす役割について理解を深めるための取組を進めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給、魅力ある産業としての農業の確立、環境と調和した農業生産活動の推進が一層求められていることから、生産から消費までの各段階において、県はもとより、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者等がそれぞれの役割を的確に果たすことが重要である。

そこで、県民の健やかで豊かな暮らしの根幹である食、環境などを支える農業及び農村の持続的な発展を県民と一体となって推進するために、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民生活において食、環境等の面で農業及び農村が果たす役割の重要性にかんがみ、本県の農業及び農村を県民が等しくその恩恵を享受する県民共有の財産と位置付け、その振興について、基本理念及びその達成に向けた施策の基本となる事項を定めるとともに、県、農業者、農業団体等の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農

業及び農村の持続的な発展並びに県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業及び農村の振興は、次に掲げる事項が推進されることを基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。

- (1) 安全で良質な農畜産物の安定的な生産及び供給を通じて、消費者の豊かな食生活の確保及び消費者と生産者の信頼関係の構築を図るとともに、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められること。
- (2) 農業の担い手及び農業生産基盤（農地、農業用排水施設その他の農業生産の基盤をいう。以下同じ。）が確保されるとともに、地域の特性を生かした安定的な農業経営が確立されることにより、将来にわたり自立した農業が持続的に営まれること。
- (3) 環境と調和のとれた農業生産活動が行われることにより、環境への負荷が可能な限り低減されること。
- (4) 農業及び農村がはぐくんできた、水源の涵(かん)養、潤いと安らぎを醸し出す景観の形成、自然環境の保全、文化の継承等の多面的な機能が将来にわたって十分に発揮されること。

（県の責務及び役割）

第3条 県は、基本理念に基づき施策を策定し、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者（食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者をいう。以下同じ。）及び県民と連携を図りながら、施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 県は、市町村が地域の特性を生かした農業及び農村の振興に関する施策を基本理念に即して実施する場合には、当該市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（農業者の役割）

第4条 農業者は、消費者の求める安全で良質な農畜産物の生産及び供給、環境との調和に配慮した農法の導入、農業生産基盤の維持保全、農村の文化の継承等の取組を通じて、活力ある農村づくりに努めるものとする。

- 2 農業者は、消費者への食の安全及び安心に関する情報発信、消費者との交流等を通じて、農業及び農村が消費者からの信頼を得るとともに愛着を持たれるものとなるよう努めるものとする。

（農業団体の役割）

第5条 農業団体は、基本理念に基づき農業者及び生産組織（農業生産活動を共同し

て行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等をいう。以下同じ。) に対して積極的な支援を行うとともに、基本理念の実現に向けて食品関連事業者及び消費者との連携に取り組むものとする。

- 2 農業団体は、新たな販路の開拓、有利販売（農畜産物の有する安全性、味等の特徴を生かした宣伝活動により、他の産地との差別化を図り、有利な取引を進めることをいう。）等の流通に関する取組を主体的に行うものとする。

（食品関連事業者の役割）

第6条 食品関連事業者は、消費者に対し、当該食品関連事業者が取り扱う農畜産物に係る生産地、生産方法等の情報を提供し、及び安全で良質な食品を供給すること並びに県内産の農畜産物を利用することを積極的に行うことにより、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、県内産の農畜産物及びこれを原材料とする食品の消費、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、農業及び農村が食、環境等に果たしている役割について理解を深めるよう努めるものとする。

（施策の実施）

第8条 県は、基本理念を達成するため、次条から第14条までに掲げる施策の実施に努めるものとする。

（農業及び農村に関する県民の理解の促進）

第9条 県は、農業及び農村の果たす役割に関する県民の理解の促進を図るため、地産地消（県内産の農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）の推進、食育の推進、食文化の維持保存、自然環境の保全等の県民と一体となって取り組む施策の実施に努めるものとする。

（安全及び安心等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給）

第10条 県は、安全及び安心、高品質等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給の推進並びに県内産の農畜産物に係る付加価値の向上及び銘柄の確立による販売力の強化を図るため、地域における生産者、加工業者及び販売業者の連携によるこれらの取組に対する支援その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

（担い手の確保及び育成）

第11条 県は、農業の担い手の確保及び育成を図るため、意欲のある農業者、集落営農組織（集落を基礎とした農業者の生産組織をいう。）、新たに農業に就業しようとする者等に対し、農業の技術の習得及び向上、経営管理能力の向上、経営の法人化

等に必要な施策の実施に努めるものとする。

(耕作放棄地の発生の防止等の農地の適正な保全)

第 12 条 県は、農地の適正な保全を図るため、地域の特性に応じて、優良な農地の確保、農地の効率的な利用の促進、耕作放棄地の発生の防止及び解消等に必要な施策の実施に努めるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第 13 条 県は、環境との調和に配慮した農業の推進を図るため、減化学肥料栽培、減農薬栽培及び有機栽培による農法の普及、耕畜連携（米、野菜等を生産する農家と有畜農家が連携し、稲わら、堆(たい)肥等の資源を相互に有効活用することにより廃棄物を低減する取組をいう。）の支援その他の農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）の維持増進に関する施策の実施に努めるものとする。

(農業生産基盤の整備及び生活環境の整備)

第 14 条 県は、農業の生産性の向上並びに農業及び農村の有する多面的な機能の維持保全を図るため、農業生産基盤の計画的な整備、地域が一体となって取り組む農業生産基盤の保全及び有効活用、生活環境の整備その他の快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第 15 条 知事は、第 9 条から前条までに規定する施策を総合的かつ計画的に実施するため、施策の主要な目標及び具体的内容について、基本的な計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 第2期島根創生計画（抜粋）

「笑顔あふれる しまね暮らし」宣言

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の豊かな暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、
若者は恋愛をし、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。
家族を思い、やりがいのある仕事に就き、
高齢になっても、元気で生きがいを感じている。
皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。

そんなごく普通の暮らしです。

地域の助け合いや絆が残る古き良き人間関係が、郷土愛と誇りを育み、
人々の多様な関わりを通して生まれる新しい試みが、未来への希望を高め、
暮らしをより豊かなものにしていきます。

この人間らしい、温もりのある暮らしを、ここで営み続けたい。
未来の子どもたちへ、大切に贈り届けたい。
日本中の多くの人へ、島根にしかない暮らしを知ってもらいたい。

「島根創生」を進めるにあたり、改めて

「笑顔あふれる しまね暮らし」を守り、育て、未来へつなげていくことを、
ここに宣言します。

令和7年（2025年）3月



1 魅力ある農林水産業づくり

(1) 農業の振興

水田園芸をはじめとする農業の生産性・収益性の向上や、地域の特性を活かした特色ある生産を推進し、意欲のある担い手が農業に取り組みやすい環境を整えます。

【現状と課題】

島根県の農業産出額は、1,039億円を記録した昭和59年（1984年）をピークに減少に転じ、近年はピーク時の6割前後で推移しています。同じ期間に全国の農業産出額の減少が約2割に留まっていることを考慮しても、農業生産の縮小傾向が顕著です。

持続可能で活力ある農業・農村を実現するため、農業者をはじめ地域が一体となって、意欲ある担い手が創意工夫を凝らし発展性のある農業経営を展開できるような環境を整えることが重要です。

第1期計画では、水田園芸における生産性の向上や、有機農業など付加価値の高い農業生産の拡大に取り組み、県内各地で着実に取組が広がっています。

今後、生産・販売の共同化など、産地化によるコスト削減や効率化を更に進め、農業者の方々が安定した経営を行える環境を整えていく必要があります。

【取組の方向】

① 収益性の高い農業の拡大

県内の農地の大部分を占める水田の収益性を高めるとともに、「作ったものを売る」ではなく「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、水田園芸の取組を県全体で強力に推進します。また、有機農業の拡大や意欲ある産地の拡大を推進します。

県内産飼料を利用した畜産物の生産を推進することで、畜産及び耕種農家の経営発展を後押しします。

また、農業者が行う省力化の取組を支援します。

② 島根の強みを活かした特色ある生産と販売の促進

有機農産物の生産拡大、地域の特色を活かした産地づくりの取組、美味しまね認証・GAP（農業生産工程管理）の普及・活用を進めます。

肉用牛では、観光連携や輸出などにより販路の拡大に取り組みます。

③ 地域・産地を支える中核的な担い手の確保

地域や産地の中核となる担い手の確保に向け、就農希望者や新規就農者に対する支援の充実、経営発展に向けたサポートを行います。

また、地域の農業を維持・発展させる集落営農組織や企業的経営体の取組を促進します。

(2) 林業の振興

森林経営の収益力を向上させ、林業就業者を安定的に確保・育成することで、利用期を迎えた森林の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を図ります。

【現状と課題】

島根県は、県土面積の78%を森林が占める森林率全国第4位の森林県です。中山間地域・離島に雇用の場を創出し、県内で大きな付加価値を生み出す重要な産業の一つとして、また、県土を保全するという森林の機能を十分発揮するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着と更なる拡大を図る必要があります。

このため、第1期計画では原木生産と再生林の低コスト化、原木が高値で取引される環境整備等、森林経営の収益力の強化に取り組み、植林から伐採までの経営収支モデルは赤字から黒字へと転換しました。循環型林業の定着・拡大を一層進めるためには、生産性向上や省力化の視点を取り入れるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要（消費量）を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させ、森林所有者の経営意欲を高めることが不可欠です。

また、林業の拡大を支える林業就業者の確保については、就業者が将来を見据えて安心して就業できるよう、引き続き、林業事業体における就労環境等の改善を進める必要があります。

【取組の方向】

① 森林経営の収益力向上

新たな技術の導入等による生産性向上及び省力化と、製材用原木の需要を大きく伸ばす中核的な製材工場の整備などを通じた製材力の強化に取り組めます。

② 林業就業者の確保・育成

新規就業者の確保を進めるとともに、農林大学校林業科による技術力の高い人材の育成を進めます。

また、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、経営体質の強化に積極的に取り組むための環境整備を進めます。

(3) 水産業の振興

資源管理の推進や新たなビジネスモデルの確立等により、企業の経営体の収益性向上による経営強化と、沿岸漁業の就業者確保・活力再生を図ります。

【現状と課題】

島根県の沖合には、多種多様な魚介類が生息する隠岐諸島や広大な陸棚が広がり、黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れ、好漁場を形成しています。

ここでは、まき網をはじめとする企業の漁業が生産の8割強を占めていますが、燃油や資材の価格高騰などにより厳しい経営環境が続いており、安定的な漁業経営に不可欠な高性能漁船の導入など、引き続き経営強化に向けた対策が必要です。

一方、沿岸で採海藻、釣り等を主に個人で行う自営漁業は、企業の漁業ほど大きくありませんが、漁村を支える重要な産業で、県内の漁業就業者の約5割が従事しています。

沿岸の自営漁業は、経営が安定するまでの技術習得に時間がかかることなどから、就業希望者の要望や経験を踏まえた研修の実施など、就業者の安定確保に向けた仕組みづくりや環境整備が必要です。

また、湖沼や河川で行われる内水面漁業は中山間地域における貴重な収入源となっていることから、安定的な発展が必要です。

【取組の方向】

① 企業の漁業経営体の経営強化

漁獲量の管理を基本とする資源管理を適切に行うとともに、生産性の向上につながる高性能漁船の導入や、漁獲物の付加価値向上、省力化などの取組を推進します。

② 沿岸漁業・漁村の活性化

漁業研修期間中の生活安定化や指導体制の強化により、新規就業者の安定確保を図ります。また、新規就業者に対する更なる技術のレベルアップのための研修や、効率的な漁獲が可能な漁法など複数の漁法による操業計画の実践・定着を支援するとともに、省力化の取組を支援し、沿岸の自営漁業者が安定した経営を実現できる環境を整えます。

③ 特色ある内水面漁業の展開

宍道湖に代表される全国有数の汽水域、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、魚種や地域の特色を活かした販売力を強化します。

(2) 持続可能な農山漁村の確立

農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進します。

【現状と課題】

農林水産業が基幹的な産業となっている農山漁村においては、地域の暮らしが維持されること自体が、県土の保全や水源のかん養、景観の保護など、農山漁村の多面的機能の維持・発揮につながっています。

しかしながら、中山間地域・離島をはじめとした農山漁村では急速に人口減少・高齢化が進み、農林水産業の担い手が大幅に不足し、耕作されない農地が増加するなど、将来に向かって暮らしを維持することが難しい地域が増えています。担い手を必要とする約3千の農業集落のうち、約3分の1の集落が認定農業者や集落営農組織等がない、いわゆる担い手不在という状況にあり、さらに、集落営農組織等がある集落についても、多くの組織で後継者が確保されておらず、農地の荒廃や組織の解散が一気に進むことが懸念されます。

また、野生鳥獣による農作物被害が、営農意欲の減退や農地の荒廃の一因にもなっています。

そのため、地域ごとに、地域の農林水産業と暮らしが維持・発展できるビジョンをつくり、実現に向けた具体的な取組を進めていくことが急務となっています。

【取組の方向】

① 集落における営農体制の維持・強化

農林水産業をベースとした農山漁村における地域の産業や生活基盤が維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、地域で必要とされる担い手の確保や集落営農体制の維持・強化に向けた地域の積極的な取組を促します。また、担い手の確保や営農を維持する広域的な取組を進めます。

② 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策に意欲のある地域を支援することで、農作物被害の低減を図ります。また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進めます。捕獲した有害鳥獣については、ジビエ活用も含めた処理体制の整備を進めます。

特に近年、生息数や被害が増加しつつあるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市町と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを進めます。

(3) 産業インフラの整備促進

農林水産業をはじめとした産業の振興に必要なインフラの整備・更新を加速することで、生産性・安全性の向上を図り、県内産業の発展を支えます。

【現状と課題】

産業インフラの整備は、あらゆる業種での生産量の拡大や、生産効率及び品質の向上を図り、地域産業を活性化させる基盤となるものであり、さらには生活環境の改善や防災力の向上などにも資するものです。

農林水産業については、若者にとって魅力のある生業となるよう、生産基盤の整備を進め、収益性や安全性を向上させることが必要です。

また、地域産業が持続的に発展していくためには、高速道路、空港・港湾などのインフラを整備することが必要です。

加えて、県内企業の再投資や県外企業の新規立地により、産業の高度化を進めていくためには、工業団地等の立地環境を整備することが必要です。

【取組の方向】

① 農林水産業・農山漁村のインフラづくり

農山漁村における基幹産業である農林水産業の生産性を向上させるため、収益性の向上に向けた農地の整備や、林業専用道等の森林内における路網の整備、漁港・漁場の整備などを進めます。また、安全・安心な県土づくりや暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、防災・減災対策を進めます。

② 地域産業における立地環境の整備

産業の高度化の推進を図るため、企業の要望等を踏まえ、市町村と連携し、県営工業団地の拡張、企業からの立地意向を受けて実施する工業用地造成など立地環境の整備に取り組めます。

特に、中山間地域等においては、県と市町村による共同工業団地の整備や、地域の特性・資源を活かして環境づくりを行う市町村への支援等に取り組めます。

MEMO

MEMO

